

R366. 059-R64-Kウ  
\*1200800312795\*

2366.059  
R64  
K

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15

始





昭和三十三年版

労働年鑑

財団法人

桂労働関係研究所



3059  
274  
K

### 発刊のことば

一九五四年四月のジュネーブ会議以来、平和共存が強く唱へられ、広く受け入れられて居ます。殊に最近、平和共存の内容がソ連の主張する共産主義勢力と資本主義勢力の共存と云うことに止らず、ネール印度首相の唱へる諸民族の共存までも含むものとして、理解され初めて居ます。そしてまことに世界はこの線に沿って、次第に戦争の危機から遠ざかりつつあるように見えました。

しかるに東独からポーランドと、共産圏の動揺は、ハンガリーの動乱となるに至つて、ついにソ連の公然たる武力行使となりました。一方アラブ諸国の問題も、イスラエルのエジプト侵入から、突如英仏軍のエジプト進攻となりました。米ソ兩國の外交文書上の強硬な応酬は、真に大戦の前夜を思はしめるものがあり、世界は三たび大戦の劫火にさらされるかとさへ憂えられました。

幸い国連警察軍の派遣となつて、スエズ事件は一応停戦となり、ハンガリアの戦火はソ連戦車の轍に押しつぶされました。こうなつたのは、原爆戦争のきびしさに対する大国の予見と恐怖が、大戦への発展を控えさせたことでもあります。世界が強く平和を希求して居ることが、あつかつて力があつたに違いありません。

平和を希求するものはプロレタリアートであり、従つて諸国に於けるプロレタリアートの進出が、能く世界の平和と民族の共存を可能にするに云はれて居ます。これだけを平和と共存の唯一無二の要件とするのは、複雑な歴史の運行を、あまりにも単純化し、公式化するものと云はねばなりません。しかしプロレタリアートの進出こそ、平和と共存の最大の要件の一つであることも、亦否定することは出来ません。

しかるにプロレタリアートの威力は世界的に強化されつつあるのか、進出しつつあるのか。それとも停頓し、又は畏縮して居ないであろうか。特に我が国に於けるそれはどうか、進出しつつあるのか。それとも停頓し、又は縮みか。あたかもこの危機に際して、例年の通り労働年鑑(一九五七年版)を世に送ることは、大きな感概なきを得ません。幸い内外情勢の究明に關し、聊か読者の期待に副うことが出来るならば、本研究所として之にまさる喜びはありません。

願くば熱誠を賜はりたい。  
一九五六、一一、六、

財団法人 桂労働関係研究所  
理事長 桂 泉



U 53475



# 労働年鑑 (昭和三十三年版) 目次

## 第一部 日本

### 特集「数量景気」と労働情勢

- 一、まえがき……………三
- 二、「数量景気」の実体……………四
- 三、デフレ政策後の景気動向……………六
- 四、「輸出景気」の不安定性と矛盾……………九
- 五、「数量景気」と産業界の不均衡……………一三
- 六、「数量景気」と労働者状態……………一五
- 七、「生産性向上運動」と労働者状態……………一九
- 八、資本攻勢としての「生産性向上運動」  
(むすび)……………三二

### 第一篇 労働経済

- 一、序説 戦後経済の現段階……………三三
- (一) 経済の正常化……………三五
- (二) 資本蓄積のペースと大衆の生活水準……………三六

- (三) 過剰設備能力の活用……………三八
- (四) 消費景気……………四一
- (五) 企業正常化の問題……………四二

### 二、労働経済概観

- (一) 底に潜むもの……………四三
- (二) 明るい表面と暗い谷間……………四六
- (三) 明暗それぞれの面の分析……………四七
- (四) (むすび)……………五〇

### 三、雇用失業

- (一) 概括……………五二
- (二) 労働力人口と就業者構成……………五七
- (三) 雇用状況……………六二
- (四) 失業状況……………六七
- (五) 労働市場状況……………七三
- (六) 農業の就業構造……………八一
- (七) 雇用失業情勢の問題点(むすび)……………八六

### 四、賃金

- (一) 概括……………八九
- (二) 名目賃金の動向……………九四



- (三) 賃金構成の動向……………二〇九
- (四) 中小企業賃金の実態(むすび)……………二一〇
- 五、勤労者家計……………二一三
  - (一) 概 括……………二一三
  - (二) 消費者物価の動向……………二一七
  - (三) 世帯収入の動向……………二二四
  - (四) 世帯支出(家計費)の動向……………二二四
  - (五) 家計収支の状況……………二二四
  - (六) 農村家計……………二二五
  - (七) 被生活保護者の家計……………二二六
  - (八) 失業者世帯の家計……………二二七
  - (九) むすび……………二二八
- 六、労働条件……………二二七
  - (一) 総 括……………二二七
  - (二) 労働時間の動向……………二二八
  - (三) 労働災害及労働衛生……………二二九
- 七、労働生産性……………二二九
  - (一) 概 括……………二二九
  - (二) 労働生産性の一般的動向……………二三〇
  - (三) 製造業における労働生産性の動向……………二三三
  - (四) 主要産業における労働生産性の動向……………二三八
  - (五) 労働生産性と労使関係(むすび)……………二四二
- 八、労働経済と労働行政……………二四九
  - (一) 概 括……………二四九
  - (二) 労働行政の現状……………二五〇
  - (三) 社会保障の現状……………二五三
- 第二篇 労資関係……………二四九
  - 一、概 観……………二四九
  - 二、労働組合組織の動向……………二五〇
    - (一) 労働組合の結成状況……………二五二
    - (二) 組織労働者の分布状況……………二五三
    - (三) 労働協約締結状況……………二五六
  - 三、労働争議の動向……………二六一
    - (一) 一般的動向……………二六一
    - (二) 労働争議の産業別動向……………二六三
    - (三) 労働争議の規模別動向……………二六六
    - (四) 労働争議の要求事項別動向……………二六八
    - (五) 労働争議の解決状況……………二六九
  - 四、労働組合運動の動向……………二七〇
    - (一) 最近における労働組合運動の一般的動向……………二七〇
    - (二) 三十年夏季、秋季斗争の推移……………二七七
    - (三) 総評の三十年度運動方針……………二八一
    - (四) 全労会議の三十年度運動方針……………二八四

- (四) 三十二年春季斗争の推移……………二八五
- 五、三十一年総評、全労大会(むすび)……………二九二
- 第三篇 労働委員会……………二九七
  - 一、労働委員会制度の概要(その組織と機能)……………二九七
  - 二、労働委員会における問題点……………二九七
    - ―第十回全国労委連絡会議概観―……………二九九
  - 三、労働委員会調整部門における争議調整取扱の概要……………三〇三
    - ―斡旋、調停、仲裁と実情調査―……………三〇七
  - 四、労働委員会の審査部門における不当労働行為の審査……………三〇七
  - 五、労働委員会の審査部門における労働組合の資格審査……………三〇九
- 第四篇 経営者団体……………三二六
  - 一、組織活動の一般的状況……………三二六
    - (一) 三十年十月の日経連臨時総会……………三二六
    - (二) 日経連の三十年度における活動状況……………三二九
- 第九回日経連定時総会……………三三二
- 二、事業活動の一般的状況……………三三五
  - (一) 労務管理……………三三五
  - (二) 産業教育……………三三九
  - (三) 安全衛生活動……………三四五
- 第五篇 日本生産性本部……………三四六
  - 一、生産性向上運動……………三四六
    - (一) 生産性向上運動の発生……………三四六
    - (二) 生産性向上運動と合理化運動との差異……………三四七
  - 二、日本生産性本部の創立……………三四八
    - (一) 日本生産性本部の創立まで……………三四八
    - (二) 日本生産性本部の組織……………三四八
    - (三) 運動方針と労働組合との関係……………三四九
  - 三、日本生産性本部の活動……………三五二
    - (一) 技術の交流……………三五二
    - (二) 講師の招聘……………三五二
    - (三) 啓発宣伝……………三五三
    - (四) 連結協議……………三五三
    - (五) 技術指導相談……………三五三
    - (六) 研究調査……………三五三



第六篇 無産政党運動

一、概括 三五四
二、日本社会党の動向 三五六
(一) 両社統一の実現 三五六
(二) 統一社会党の運動方針 三六二
(三) 社会党は何をしたか 三六四
三、日本共産党の動向 三六八
(一) 日共の方向転換 三六八
(二) 六全協後の日共の動向 三七二
(三) 第七回中央委総会の新路線 三七四

第七篇 農民運動

一、概括 三七七
二、「分裂の歴史」への反省 三七八
三、新情勢の展開 三八二
四、統一へ動く農民組合の現況 三八四

第二部 海外

はしがき 三九五

第一篇 労働経済

一、概観 三九八
二、生産と経済開発 四〇〇
三、生産性 四〇一
四、消費と賃金 四〇二
五、雇用と失業 四〇二
六、雇用保障と労働力可動性の問題 四〇七
七、オートメーション 四〇八

第二篇 賃金

一、はしがき 四二三
二、賃金水準と労働者所得の上昇 四二四
三、最低賃金制 四二七
四、米国の最低賃金の引上げ 四二九
五、フランスの最低賃金改訂 四三二
六、イギリスの最低賃金 四三三
七、保障賃金 四三四
八、賃金構造 四三七
九、其の他 四三〇

第三篇 労働時間

一、労働時間短縮問題の背景 四三二
二、労働時間短縮の要求 四三三
三、労働時間の規制の現況 四三四
四、労働時間短縮の効果 四三七
五、週休制度 四三九
(一) 週休制適用除外 四四〇
(二) 週休の定期性と継続的性格 四四〇
(三) 週休の長さ 四四〇
(四) 週休の日 四四〇
(五) 例外規定 四四〇
(六) 週休制の免除 四四〇
(七) 年少労働者 四四一
(八) 規則違反に対する罰則 四四一
(九) 労働者所得保障 四四一

六、年次有給休暇

(一) 休暇の継続性と分割 四四二
(二) 休暇給与の支払 四四四
(三) 雇用の終了と休暇権の補償 四四四
(四) 休暇権の放棄または繰越し 四四四
(五) 休暇中の就労 四四四

第四篇 産業安全・職業訓練

一、産業安全 四四五
(一) 安全法規と安全運動の沿革 四四五
(二) ILOの創設と安全運動 四四九
(三) 各国における安全の原則と実施方法 四四六
(四) 第一回世界職業災害防止会議 四四八
(五) 原子力産業における安全と保健 四四九
(六) 致命的災害の逐年統計 四五〇
二、職業訓練 四五〇
(一) 職業訓練の重要性 四五〇
(二) 生産労働者の訓練 四五二
(三) 監督者および経営役職員の訓練 四五二
(四) 訓練指導者の養成 四五三
(五) 女子労働者に対する訓練 四五三
(六) 復員者と戦争犠牲者に対する訓練 四五四
(七) 身体障害者の職業訓練 四五四
(八) 失業者に対する職業訓練 四五四
(九) 運営機関 四五五
(十) むすび 四五五

第五篇 労使関係

四五六



一、世界の労使関係の型……………四八六

(一) 後進国の労使関係……………四八六

(二) 高度工業国の労使関係……………四八七

(三) ソ連および東欧諸国の労使関係……………四八八

二、戦後から一九五四年までの争議の歴史……………四八九

三、一九五五年における主要国の労使関係……………四九〇

(一) 米 国……………四九〇

(二) 英 国……………四九一

(三) フランス……………四九二

(四) 西ドイツ……………四九三

(五) インド……………四九四

第六篇 世界の労働者団体……………四九五

一、国際労働者団体……………四九五

(一) 世界労連(WFTU)……………四九五

(二) 国際自由労連(ICFTU)……………四九六

(三) 国際キリスト教労連(IFCTU)……………四九七

(四) 国際業種別労連(ITS)……………四九八

二、主要国における労働者団体……………四九九

(一) 米 国……………四九九

(一) 英 国……………四九〇

(二) フランス……………四九一

(三) 西ドイツ……………四九二

(四) インド……………四九三

第七篇 社会保障……………四九四

一、社会保障の概説……………四九六

二、後進諸国における社会保障の制定……………四九八

三、医療保障……………四九九

四、年金部門(特に老令年金)……………五〇〇

五、失業保険……………五〇一

六、家族手当制……………五〇二

七、補足的退職年金制……………五〇三

第八篇 移 民……………五〇四

一、はしがき……………五〇四

二、諸国際機関の移民活動……………五〇五

(一) 国際難民機関(IRO)……………五〇五

(二) 国際労働機関(ILO)……………五〇六

(三) ヨーロッパ移民政府間委員会(ICEM)……………五〇七

三、諸国における移民状況……………五〇七

第九篇 国際労働機関(ILO)……………五〇七

一、ILOの構成……………五〇七

二、各種委員会及会議……………五〇八

(一) 産業委員会……………五〇八

(二) その他の委員会……………五〇九

(三) 地域会議および技術会議……………五〇九

(四) 第一回ヨーロッパ地域会議……………五〇九

(五) 第四回化学工業委員会……………五〇九

(六) 第六回アジア諮問委員会……………五一〇

(七) 第三八回国際労働総会……………五一〇

(八) アジア協同組合訓練講習会……………五一〇

(九) 第五回常設農業委員会……………五一〇

(一〇) 職業安全、保健通信委員会合会……………五一〇

(一一) 第五回繊維委員会……………五一〇

(一二) 職業分類の国際基準に関する調査班合会……………五一〇

(一三) 第一八回合同海事委員会……………五一〇

(一四) アジア諮問委員会……………五一〇

(一五) アジア職業訓練技術会議……………五一〇

三、日本の批准した条約……………五一〇

第十篇 ソ 連……………五一〇

一、概 観……………五一六

二、ソ連邦第五次五ヶ年計画の成果と一九五五年の実績……………五一七

三、建設部門における賃金制度の改革……………五一九

(一) 単一の賃金率……………五一九

(二) 基本的時間賃金率……………五二〇

(三) 地域差係数……………五二〇

(四) ノルマを超過した場合の賃金増加……………五二〇

(五) 時間外割増……………五二〇

(六) 職務分類……………五二〇

(七) 生産高基準(ノルマ)……………五二〇

四、第二十回党大会と新労働政策……………五二二

第十一篇 中華人民共和国……………五二二

一、一般情勢……………五二二

二、国民経済発展第一次五ヶ年計画……………五二二

三、労働情勢……………五二二

(一) 全国総工会の動き……………五二二

(二) 労働力の不足—技術者の養成……………五二二

(三) 新しい賃金制度……………五二二



第三部 資料……………一

第一篇 労働日誌……………三

- 一、国内労働日誌……………三
- 二、海外労働日誌……………四

第二篇 労働関係団体……………四

- 一、日本……………四
  - (一) 主要労働組合組織勢力一覽表……………四
  - (二) 主要労働組合代表者其他一覽……………四
  - (三) 主要農民組合……………四
  - (四) 主要经营者団体……………五
    - (イ) 日本経営者団体連盟……………五
    - (ロ) 地方別経営者団体……………五
    - (ハ) A ブロック団体……………五
    - (ニ) B 府県直結団体……………五
    - (ヘ) 業種別経営者団体……………五
- 二、海外……………五
  - (一) 労働者団体……………五
    - (イ) 国際組織……………五
    - (ロ) 国別労働者団体……………五
  - (二) 使用者団体……………六
    - (イ) 国際組織……………六
    - (ロ) 国別使用者団体……………六

第三篇 労働関係官庁と法規……………三

- 一、労働関係官庁……………三
  - (一) 労働省機構一覽……………三
  - (二) 中央労働委員会……………三
  - (三) 公共企業体等労働委員会……………三
  - (四) 中央労働基準審議会……………三
  - (五) 中央職業安定審議会……………三
  - (六) 労働保険審査会……………三
- 二、労働関係諸法規制定改廃一覽……………三

第四篇 労働統計表……………七

- 一、国内統計表……………七
- 二、海外統計表……………八

第一部 日本



## 特集 「数量景気」と労働情勢

## 一 まえがき

戦後満十年にして日本経済は漸く「正常化」への軌道に乗ってきたといわれている。とくに昭和三十年は日本経済にとつて「戦後、最良の年」と謳歌され、その繁栄を、比較的安定した物価の下での経済活動の大幅な上昇という点に捉えて、いわゆる「数量景気」なる特徴づけが一般的に与えられてきたことは周知の如くである。しかも三十一年に入つて三月中旬に週間卸売物価指数が上昇し、「デフレ政策」以後反落に転じた直前の最高値（二十九年二月中旬）と全く同じ水準に達したことから、「数量景気から価格景気へ」、「数量景気か価格景気か」という論議が行われるに至り、その結果「現在の数量景気を今後も持続せしめることが新年度経済の最大の課題である」（昭和三十一年四月九日付「朝日新聞」社説）という見方がまた一般化するに至つた。即ち、三十年度日本経済の景気動向を特徴づけるものとして捉えられた「数量景気」なる表現が、三十一年度には今後在るべき日本経済の「基調」として、政策的に目標化されるに至つていくということである。

このことは二つの意味において重大である。まず「数量景気」が三十年度日本経済の単なる好況的徴表として捉えられ、それが如何なる性格と作用をもつていたのかの分析がおろそかにされているということであり、いま一つは、上のこととも関連して、一つの「事実」としての「数量景気」が政策的な目標化されるための多くの必要条件について、何ほどの顧慮も払われていないところから、「事実」と「政策」との混同によつて惹起される矛盾の増大は、正に不可避的であろうということである。そしてこの二つの意味において共通の底流となつている「数量景気」の実体こそ、ここに問題とする労働情勢にとつて最も重大な関連をもつものなのである。というのは、いわゆる「静かなブーム」の名において一般景気動向を支配しているかに見える「数量景気」の恩恵は、主として独占資本を中心とした大企業に集中されており、一般勤労大衆にはほとんど無縁に等しいものであるからだ。つまりデフレ政策以後の一般的な経済の立直りを転機に資本の集中は急テンポに進められ、その半面、中小企業は整理され、相対的な過剰人口を排出し、これをテュにして労働者の収奪が深められている



とも見られるからである。したがって、労働情勢の悪化、労働者の窮乏化が強まって居ないかどうか、もし然りとすれば之をどう改善するかは、まずこの「数量景気」の実体を把握することから始めなければならぬ。

## 二 「数量景気」の実体

では、「数量景気」とは一体どんなものか。

その言葉の定義は一応はつきりしているようなものの、現実の現象と定義の内容とは必ずしも一致しているわけではない。たとえば、数量景気とは「物価が上昇せず（或は微騰程度で）荷動きだけが活潑化して利潤が増加する現象」ということであるとされ、三十年代以降の日本経済がその状態に当るということになっているが、実際には三十二年六月から三十二年までの間に物価は六・三%の上昇を示しており（経済企画庁、週間卸売物価）、三十一年の三月までをとれば一〇%も騰貴している。これでは物価が微騰程度であつたとはいえないし、言葉と現実とに喰違ひがあるといわざるをえない。したがって、あえてこれを「数量景気」と呼ぼうというのであれば、もつと常識的に定義して「三十年夏以降物価は若干上つたが、インフレ的現象は呈さなかつたから数量景気といつてもよい」ということになるであろう。だとすれば、この事実は「物価は上昇した

が、反面金融緩慢の状態が背景をなしていた」ということであるから、結局「荷動きが活潑化し、若干物価上昇を伴つても、金融が緩慢状態にある限り、その現象は数量景気である」というのが最も実情に適した定義であるように思われる。

だが、このような意味での「数量景気」を、それだけとして何人も納得しうるわけではない。物価が上昇過程に入っているにも拘らず、金融がこれに反比例して緩慢状態をさらに濃化するということは、少くとも国内経済の動向にはありえないことであるからである。いうまでもなく、物価上昇の原因は内需旺盛によるものではなく、主として海外事情の反映によるものであつた。即ち、経済企画庁週間卸売物価指数でみると、総合指数では三十二年六月末と三十一年三月末とでは一〇%の上昇であるが、これは金属の三〇%上昇を含んでいるものであり、他の商品は繊維の如く殆んど動かなかつたもの（三〇年六月中は八八・八、三十一年三月末八九・七）、機械の如く若干の下落を示したもの（一八〇・六が一七四・九に）等が多く、要するに総合物価指数が上昇したのは、海外物価のハネ返りと海上運賃の上昇（三十年中不定期船の世界運賃は四九%、タンカーは五〇%の上昇）が反映したからであつたのである。物価の取り方によつては、三十年下期は殆んど上昇しなかつたとも見うる位であつて（日銀東京卸売物価指数では一・四%

の上昇に止まつている）相当の上昇が見られたとしても、右のようにその原因は海外要因によるものであつたと考えられるのである。また消費財と生産財の動きをみても、上期より下期は消費性向が高まつたこと、また下期には経済活動が活潑化したこと（特に資本財の若干の上昇が目される）などが明らかであるとして、これをもつて物価の数量景気的内容が窺われるとすることも一応肯かれることであつた。しかしともあれ、三十年の物価上昇の主因が内需旺盛によるものではなく、それゆえに国内の資金需要がそれほど活潑化するに至らなかつたのであり、物価上昇にも拘らず金融の緩慢が実現されたのであるとすれば、数量景気でありうるためには、物価上昇の原因が国際的影響によるものたることに限定されねばならないということになるが、しかもなお三十年秋頃より内需旺盛の刺激を受けつつ漸次物価上昇の現象が示されつつあることも否定しえないわけであり、ただそれが海外要因よりも軽微に止まつているというにすぎない。

以上のように「数量景気」は世界景況の異常な強調に誘発された輸出ブームを根幹とするものであるに止まつて、それがなお国内ブームを展開するに至つていないものでないことは明瞭なのである。にも拘らず、何故にこの「数量景気」をもつて、三十年を「戦後最良の年」とする唯一の指標とするのであろうか。三十年十二月十三日に開かれた日

銀調査委員会での年末の経済情勢についての関日銀調査局長の報告によると「輸出の好調を中心に、商品一個当りの利益は大したことはないが、帳面をしめてみたら、案外売れてもつかつていたという数量景気が続いており、生産や荷動きも活潑なうえに資金事情も好転しているので、倒産は減る方向に進み、大企業の整理などほとんど予想されないほどである。」つまり、物価はそれほど上らずに、生産や取引はふえており、資本家の利潤はふえているから「数量景気」だというわけで、俗にいえば、数でこなしているから景気がよいということになる。同じようなことを経済企画庁の月例経済報告もいつている。「国内物価水準にはほとんど変化がなく、インフレを伴わずに国内経済が拡大した」と。そしてこの「数量景気」を、いかに政府や独占資本家が歓迎しているかは、財政懇談会（大蔵大臣の諮問機関で、財界一流の資本家と学識経験者を集めている）が三十一年度予算編成について大蔵大臣に答申したなかで次のように述べていることから明らかであろう。即ち「経済健全化政策は縮小均衡に陥るといわれ、この意味からいわずに拡大均衡政策の必要が、説かれていたが、現在わが国には着実な経済の拡大が展開しつつある」……「健全財政の貫徹を期するとともに、インフレなき経済の拡大傾向を強化すべきことを大蔵大臣に報告する」と。つまりこの財政懇談会の答申は、政府や自民党の内部にかなり強い



「公債発行論者」、「拡大均衡論者」のインフレ政策に反対して、デフレ政策が成功して現在の経済は健全な発展をみせているから、三十一年も財政規模をできるだけ抑え、収支を均衡させて、デフレ政策をすすめるべきだということであり、独占資本家の一致した支持を得ているのである。ここに「数量景気」が、「デフレ政策」を基調とした一連の独占資本的経済政策の最新版として脚光をあびるに至つたことを知るのである。ひとえに海外要因からもたらされた「数量景気」を、いかにして政府及び独占資本家の国内政策的要因に転化することが可能なのであろうか。我々は、この矛盾を明かにするためにも、「デフレ政策」実施後の日本経済の推移を、要約的にふりかえつてみる必要がある。

### 三 デフレ政策後の景気動向

二十八年十月、金融の引締めにはじまる「デフレ政策」が実施されて以来、ここに二年半を経過したが、この間日本経済はたしかに漸次「健全化」の方向を辿つてきたといえる。即ち二十八年度において三一三百万ドルの赤字となり、デフレ政策実施の直接の契機となつた国際収支尻は、早くも翌二十九年度には三四四百万ドルの黒字となり、さらに三十年度には五三五百万ドルと黒字の中を拡大するに

至つた。いうまでもなく、その主因は輸出の著しい伸張にあるが、輸出の増加に刺激されて生産活動は旺盛となり、景気は次第に好転、とくに三十年度はこれに未曾有の豊作という要因も加わつて、国民所得のかなりの増加をもたらした。しかもこのような経済の推移が、概して安定した物価の基盤の上に実現されたところに注目され、上述の如く「インフレなき経済の拡大」或は「数量景気」と呼ばれるに至つたのである。

しかし、右のように最近に至る日本経済の推移については、概して「デフレ政策」そのものの成功として謳歌されているようである。たとえば、日銀当局の代弁とみられる一論文（アナリスト、一九五六年五月号所載「日本経済の景気動向」参照）によれば、「このような安定的な経済の発展（「数量景気」を指す、学筆）が招来されたことについては、緊縮政策の滲透によつて企業の経営態度や家計の消費態度が慎重となり、投資や消費が比較的低めに推移したことが大きく影響している。更に企業の設備投資が停滞した背景に朝鮮動乱後の投資ブームによつて著しい設備の拡張が行われた結果、設備余力があり、新たな設備拡張なくして生産の増大に対処しえた事情があげられよう。輸出の伸張が海外景況の好調によることはいうまでもないが、一面国内物価が概して安定を保つたこともその大きな要因として見逃してはならない」と述べ、「このような基調が

今後も持続することが最も望ましい」としている。しかも、このような最近年における日本経済の推移についての評価に加えて、さらに今後の景気動向に対し、多分に楽観的な景気論が横行しているようである。たとえば、三十一年四月二十七日に発表された経済企画庁の月例経済報告によると、「最近の経済動向は、従来の拡大傾向を一段とレベルアップしつつあるように見える。これは輸出の好調に加え、設備投資が活潑化したこと、個人所得増大に伴つて消費も増大したことによるものである」と述べている。政府筋から流される他の文書や談話などもまた同様であるが、それらは等しく、輸出が投資にスイッチすることによつて、景気上昇過程に新しい循環要因が加わつたという評価を下しているようである。

たしかに三十年以来の経過は、上昇の局面をあらわしている。実質国民所得は三十一年に入つて戦前より二・五割大きな規模に達したと想像されているが、この規模において、生産も所得もなおかなりのテンポで上昇しつつあることは、単に輸出の好調ということだけでは説明のできない諸種の要因のからみあいを示しているようである。それはどのような力のかからみあいによつて発現しつつあるものであろうか。

周知のように、「デフレ政策」を契機とした日本経済の一連の不況過程は、二十九年三―四月を境として急速に開

始された。企業の出荷活動は縮少し、中規模の企業では不渡手形の発生と企業整備が累増して一年前より一・五倍ないし三倍の大きさに達し、在庫も急増して遂には生産の全般的な低下をみるに至り、鉱工業生産は二十九年三月から八月にかけて八・四％も減少したのであつた。だがこの不況は、政府のこれを阻止する人為的手段（財政蓄積資金の放出、滞貨融資の増加、ダンピング政策による輸出の増進等）によつて、恐慌化することなしに、二十九年秋からゆるやかな上昇に転じていった。「デフレ政策」実施後三十年三月までの十八ヶ月を通じて、出荷指数は二一％上り、生産者在庫は一〇％縮少し、鉱工業生産は一五％増加した。とくに三十年九月から上昇テンポが高くなり、なかでも金属・機械部門での回復が顕著であつた。物価も一般的に強調に転じ、三十年七月中旬から三十一年三月下旬にかけての約八ヶ月で一〇・五％も上昇した。これは不況以前の価格上昇―二十八年五月から二十九年二月にかけての九ヶ月間の七・四％のテンポよりも高いものであつた（以上いずれも週間卸売物価指数による）。

右のような景気上昇の要因としては、上述の政府による恐慌阻止の人為的手段とからみ合つて、次のようなものが数えられる。第一に、上述の不況を通じて需給調整の統制措置がかなり滲透し、何らか積極的要因が作用すれば敏感に景気が上向くといった前提条件がつけられていたことが



あるが、第二に、何よりも輸出が予想外の伸長を示したことであった。これは、アメリカ商務省の世界貿易情報にも指摘しているように、二十八年秋以来の「デフレ政策」で内需不振の際は、世界景気が好転して輸出需要が旺盛になるという「景気のすれ違い」が幸じたことが一つ。二十八年末までの設備投資によるコスト引下げが鉄鋼など耐久性生産部門に漸く効果を發揮するに至ったことが二つ。更に三番目には特殊貿易は廃止されたけれども依然として輸出ダンピングが施行されたこと、等によるものといわれている。輸出実績は三十年八月以降には月間一億七千万ドル台に及び、上半期平均の一億四千九百万ドルを一四%も上廻るに至った。とくに十二月には二億四千八百万ドルという記録的な高さを示した。こうして出荷指数は急激な上昇を示し、輸出関連産業では顕著に生産がふえた。しかも第三に、これまでにない特長として、米の豊作に伴い、農村で大きな市場拡大がみられたことである。供米代金は前年より約八五〇億円多く支払われ、その他の農産物の増収や農外所得の増加なども合わせて、三十年度中の農家所得は約一千四百億円ふえたと推定されている。このうちどれだけ農家の消費を高めたかわからないが、ともかくも工業のための市場を拡張、景気上昇の国内的条件となつたことは否定できない。最後に第四にもつとも問題となるものとして、三十年夏期から輸出関連産業で設備投資が活発に行わ

れたこともあげられる。通産省が下期について行つた調査によれば、造船部門で約四倍、化学部門で二倍、鉄鉱及び繊維部門で夫々一・五倍と一年前より投資規模の拡大をみた。そしてこれら部門の投資は産業全体の投資の七割を占めたといわれている。もちろん現在のところ投資活動はそれほど大幅なものではない。その限りで経済活動に与える刺激も米の豊作ほど強くないと考えられるが、しかし景気上昇要因としての役割においては、より本質的に重視されるべき性質のものであった。

ともあれ、二十九年の不況は前述のような条件によつて、底をつくに至らないで、そのまま部分的な活況に移つていった。この過程で、通貨価値は対内的にも対外的にも一応安定し、金融緩慢の現象があらわれ、金利体系も次第に均衡を回復していった。経済の秩序は通貨価値の安定によつて維持されるという面からみるなら、三十年末からこ半年余りの状況は、一応「経済正常化」に合致する足どりであつたとみられる。だが、こうした状況は、輸出が生産をふやし、企業収益をあげ、投資を促がすという正常な連鎖を必ずしも裏づけるものではない。それはまず、依然たる設備の過剰、資本の過剰の一般的・恒常的状态を基礎として、ことがあげられるからである。即ち、世界景気の好転に伴つて輸出が逐次増加する時期に入つてからは、過剰設備の整理は中途半端となり、固定資本の価値廃棄も

不完全なままにおかれ、したがつて過剰生産の圧力は、何等基本的に払拭されたわけではなかつたからである。とくに注意を要することは、鉄鉱、セメント、綿紡の諸部門においては、稼働能力に対する生産の比として記録される操業度の背後に、いずれも老朽設備をふくめた設備能力の存在する事実が指摘されねばならないということである。しかも、そのみでない。「数量景気」の最も端的な表現である「輸出景気」が、いよいよ増大する不安定性のうちますます激化する経済発展の不均衡と矛盾を、顕示しているかに見えるのである。

#### 四 「輸出景気」の不安定性と矛盾

三十年の日本経済繁栄の起動力は、いうまでもなく輸出貿易の飛躍的な伸長であつた。上述のこれが要因としての三点のいずれに因るものであつたにせよ、大蔵省及び日銀の発表によれば、三十年度の輸出は前年度を約五億ドル上廻つて、二十億九千五百万ドルに達し、一方輸入は十九億五千六百万ドルに抑えられたので、商品貿易だけで輸出超過となり、戦後初めて黒字を記録した。そして、日本の輸出のこのような高水準を支えた最大の要因が、端的にいつて「デフレ政策」によるコストの引下げ等の日本側の競争力によるよりも、むしろいわゆる「西欧ブーム」と「アメリカ

カ的好景気」という国際情勢を反映しての相手国の需要増大による、いわば限界供給者としての輸出によるものであつた。かくて、日本の外貨保有が、三十年十二月末現在で十四億ドルを超え、焦付債権や対外債務を差引いてもなお戦後の最高水準になつたとしても、右のような「限界供給」としての輸出」を起動力とした景気の上昇は「輸出景気」そのもののなかには、きわめて甚しい不安定性がひそみ、輸出により景気が上昇する過程で、その矛盾は決して払拭されて行つて居ない。輸出の好調がかなり長期にわたつて続いているにも拘らず日本経済は既に安定して不安なしとは誰も信じていない。それどころが、不安定さが決して減少してはいないと思われることは、輸出の好調と景気の上昇でこれまでの動揺と焦慮の代りに、自信と落着きをとり戻したかに見える独占資本も、なお必死の努力を安定化のために向けていることに窺われる。そして、この努力が労働階級への追打ち的攻勢や、対外的摩擦の調整などを通して、逆に「輸出景気」の不安定さを、そこからくる矛盾をかえつて深化させているとも見られる。

では、「輸出景気」の不安定性や矛盾とは、どのような形をとつて示されているか。いうまでもなく「輸出景気」の不安定性は、まず何よりも、それが国内市場に基礎をもたず、日本経済内部の景気要因に支えられたものでなく、すべてを輸出にゆだねている、という「輸出景気」の



本質から生れるものであるが、しかも更に、その輸出が、前述の「限界供給としての輸出」であつて、日本の輸出の増減が相手国の総輸入の増減と方向を同じくし、しかもその変動率が遙かに大きいという点に端的に示されているものである。即ち、景気の動きを支配する決定的な要因が、国民経済の内部にはなくて外部にあるという事は、そのこと自体が不安定性を示す以外のなものでもないが、それとともに、それにもまして、その輸出自体が、価格や数量の点で限界供給的な流動性をもち、いづれ増減するか相手国の生産や需要の如何によつて、やがて限界外に押しやられる可能性の大きいことが、不安定性をいっそう強めているということである。即ち現在の輸出好調は、安定した輸出市場を対象にしたのではなく、また輸出競争に実力で勝利することによつて達成されたものでもなく、多分に「西欧ブーム」や「アメリカの好景気」に便乗した傾向が強いことと密接に結びついているからである。次の第一表にみられるように、西欧諸国やアメリカの工業生産は最近一年間にいずれも上昇し輸入は拡大している。日本の輸出増加は、これら諸国の景気上昇と深くつながっている。しかし、すでに周知のようにイギリスでは五五年末より「ブーム」は頭をうち、輸入制限、輸出促進の方向が必至となつたし、またアメリカでは、一ドル・ブラウスをはじめ対日輸入制限が日程に上つて論議の焦点となつてい

アルゼンチンやインドネシアに対しては、輸出代金の回収が困難となつてい

第一表 主要資本主義国の経済動向 (一九五五年の対前年同月比%)

	米十月	英十月	西独九月	日本十一月
生産	(+) 一二%	(+) 三	(+) 一四	(+) 一三
輸出	(+) 一二	(+) 三四	(+) 一五	(+) 四〇
輸入	(+) 一二	(+) 四五	(+) 二四	(+) 二二
外貨保有	—	(-) 二九	(+) 一六	(+) 二五
物価	(+) 〇・二	(+) 四	(+) 〇・三	(+) 〇・二
失業	(-) 三・一	(-) 二・一	(-) 四・〇	(+) 七・五

2 失業及び保有外貨は各国とも九月、米の貿易、英の生産も同じ。

ところで、「輸出景気」の不安定性は、右のような国際景気の動向とも関連しつつ一応政府及び独占資本の政策を通して、かえつて一層深化される条件が生れてきていることに注意する必要がある。前掲表によるも、三十年十一月の日本の輸出が二十九年に比べ四〇%もふえ、金額で一億九千万ドル近い実績をあげているのは、アメリカやヨーロッパの好景気もさることながら、日本の資本家が価格を安

くして輸出していることが大きくひびいてい

みて輸出が最も大巾に伸びたのが、ドル地域で、前年比六五%増、次いでポンド地域で四〇%増となつており、衣類、綿布、魚類など消費物資のアメリカ向け輸出が著増したのは空前のブームに伴うアメリカの消費景気の分前に与つたものだが、ポンド地域向けの増加は、対日輸出制限の緩和で双方の貿易拡張が促進された一方、鉄鋼製品の濠印両国への輸出増加にみられるように、西方の輸出余力低下の間隙を衝いて日本品が進出した点も見逃せないからである。前者は主として物価ないしコストについての「すれ違い」であり、後者は地域別ないし市場についての「すれ違い」であつて、いずれにせよ限界供給的な一時的性格をもち、「輸出景気」の不安定性につながるものであるが、それだけに、政府及び独占資本は、この「すれ違い」を一時的なものにせず、何らか安定的なものとして確保する上の競争力強化のために、必死の努力を傾倒せざるをえなかつたわけであり、ここに二十九年秋以来開始され、三十年三月以降とくに本格的軌道を敷くに至つたコスト低下のための「生産性向上」運動の秘密が潜められねばならなかつた。輸出増大の先頭に立つている鉄鋼の輸出価格の推定は、この「輸出景気」の不安定性とその矛盾を示す最も典型的なものであつた。鉄鋼産業は三十年代で年間二百万トンという戦前戦後を通じかつてないほど高水準の輸出実績を示しているが、その背景にはまず二十九年來のダンピン



グによる「すれ違い」が鉄鋼輸出を急増せしめ、次いで輸出増加に伴って生産がふえて操業度が上昇しているのに、賃金、雇用などが殆どふえていないことから、鉄鋼コストの低下競争力の強化が推察されるのである。たとえば、銑鉄生産については、二十五年基準の指数で二十九年は労働者一人当りの固定資本量一・二三・七、雇用一〇・八・五、労働者一人当りの生産量は二〇・五・四に増加し、労働密度を度外視した単位生産物当りの労働時間量は六四・二に急減している（「経済情勢」三二二号による）。そしてこの傾向は三十年にはさらに強化しているとみられるのである。ここに、コストの低下が、合理化投資（二十七年から二十九年にかけての）による技術の更新・改善に加えて相対的低賃金・労働強化による「生産性向上」と原材料の値下りや原単位の向上から結果され、「輸出景気」の不安性克服に一応の成功が収められたことを物語っているのである。「輸出景気」のなかで独占資本がうち出している主要な政策は、その名目が「賃金ストツプ」であれ、「生産性向上」であれ、このコストの低下競争力強化の一点にかかっているといつても過言でないが、また、この「輸出景気」の不安定性と結びついて、「経済外交」、「賠償支払」などの政策が独占資本の当面の要求として日程化され、「生産性向上」に一層の拍車を加えざるをえなくなっていることも周知の事実である。

### 五 「数量景気」と産業間の不均衡

かくて、「数量景気」―「輸出景気」は、その不安定性と矛盾の克服のために、必然的に「生産性向上」と結びつかざるをえないものであつたが、このことはその長期的結果はしばらく措くとして、さしあたり日本経済に二つの意味の不均衡をいよいよ激化せしめる原因となつている。その一つは産業間の不均衡であり、その二は生産と雇用の不均衡であつて、この両者は相互にからみ合つて、日本経済の明暗を、いよいよきわだつた対照のうちに特徴づけている。

まず、輸出の好調は当然に輸出産業と然らざる産業との間に、市場問題をめぐつて不均等発展をいよいよ鋭いものにした。とくに輸出と直接関係のない産業やたまたま「すれ違い」の好機にめぐまれなかつた産業においては、独占の強化と非独占の脱落が急速におしすすめられた。すでに二十九年のデフレ不況以来、日本経済の不均等発展は全般的に顕示され、次の第二表で主な産業における上位五社の生産集中度の推移をみると、硫酸、セメント、綿糸などそれほど顕著な増をみなかつた部門では集中度がやや緩んでいるが、石炭、鉄鋼、造船などでは集中度が強くなつていゝる。一般に好況時には二―三流以下の資本も生産をあげる

ので集中度は鈍化するのが普通であるが、三十年はそうでなかつた。それは、銀行の融資系列をテコとして、独占が原料系列、生産（下請）系列、販路系列等を確立し、市場支配の力を決定的に強めるに至つたからである。大蔵省の法人企業統計では、このことを裏書きする如く、中規模以下の企業では収益額が頭打ちしているのに、資本金一億円以上の大企業では収益額が顕著にふえている。しかもこの統計に現われていない文字通りの中小企業においては、二十九年以来なお企業の転落が続いていることは第三表によつてある程度表現されている。また不渡手形の発生件数は依然としてふえており、三十年秋以降のいわゆる「戦後最良の好景気」下において、「戦後最高の発生記録」をみていることも中小企業の状態を物語るものであらう、（たとえば、三十一年六月三十日発表の東京手形交換所の調べによれば、六月中の不渡手形は四万三千七百二十三枚（一日平均千六百八十二枚）で、前年同月に比べれば五千七百六十四枚増（一日平均二百二十二枚増）となつている。手形

一枚当りの金額をみると交換手形は二十八万九千円と前年同月より一万四千円増加しているのに、不渡手形は七万二千円と前年同月より一万五千円減少している。このように交換手形一枚当り金額が増えているのに反し、不渡手形一枚当りの金額が減少しているのは、中小企業のお金繰りが依然困難な状態にあるものと考えられる。

第二表 生産集中度の推移(%)

部門別	昭二一	昭二四	昭二八	昭二九	昭三〇
石炭	四四・四	四三・七	四〇・〇	三九・九	四〇・三
鋼材	六六・四	六三・三	六三・七	六三・八	六五・五
造船	六八・八	六五・五	六四・四	六四・一	六四・六
硫酸	六〇・〇	六二・六	六二・四	六〇・九	六五・三
セメント	五三・三	七〇・七	七四・五	七〇・九	六八・八
綿糸	三三・八	三三・二	三三・五	三三・四	三三・九
スフ綿	五二・八	五〇・〇	五三・三	五三・九	五三・一

(註) 公取調査、上位五社の累積集中度、造船は会計年度、スフ綿の昭一二年度の数字は生産能力。

第三表 規模別企業整備状況 (括弧内は前年同月)

年 月	計	五〇〇人以上	一〇〇人〜四九九	一五人〜九九九	一人以下	整理人員数
三〇年 三月	七〇七	八五	一八三	三四六	九三	三八、三七八
	(四三三)	(八八)	(八五)	(二一六)	(四四)	(一四、三八六)
四月	五九三	七七	一三三	三三六	六八	二四、二七一
	(八九七)	(二三五)	(二三四)	(四三九)	(八九)	(三二、〇七九)



五月	八四七 (七七二)	七八 (三九)	一八五 (二八六)	四七五 (四六九)	七九〇 (七九)	二九五 (二二五)
六月	八五九 (七四八)	八七 (四五)	一八五 (二六五)	四六三 (四五八)	八二四 (八〇)	三二一 (二二八)
七月	七六二 (九〇四)	七七 (七七)	一四一 (二二)	四一四 (五二六)	八二〇 (八二〇)	一九一 (三〇)
八月	六四四 (七五五)	八〇 (六二)	一三四 (二七八)	三三九 (四四〇)	七五一 (七五)	一九七 (二一)
九月	一九九 (五〇三)	四一 (四〇)	六六 (二〇)	一六三 (二九四)	四九九 (四九)	二〇五 (二〇五)
一〇月	一九六 (四九四)	三七 (五九)	七一 (二二)	一四一 (二六五)	四八 (四八)	一九〇 (二〇)
十一月	三三六 (五二四)	三六 (六三)	六〇 (二〇七)	一八四 (二九三)	四八 (六)	二〇四 (二〇)
二八年一月	二三八	七〇	六九	八八	一一	一七、六五二
二七年一月	三二五	五六	九四	一五八	一七	一五、二二六
二六年一月	二二六	四六	六〇	一二二	八	一〇、〇七二

(註) 労働省職業安定局

右のように、「数量景気」の下でも中小企業は全般的には好転を示していないが、しかし一方、最近発表された(三十一年六月末) 経済企画庁の「数量景気下の中小企業」によれば、かなり繁栄している中小企業の存在が示されている。それらは(一) ふえた輸出のかなりの部分が中小企業製品であること、(二) 大企業の下請中小企業への発注がふえたこと、(三) 大企業の内部資金が充実したので、下請企業への代金支払が幾分よくなったこと、(四)

販売量がふえ、中小企業の資本の回転も早くなったこと、(五) 大企業の借入金返済のため、金融機関が中小企業向貸出に積極的になつたので資金繰りが楽になつたことなどのためであると述べている。このように中小企業には、数量景気のうるおいの及ぶ有力企業と、そうでない小・零細企業との二つの層がはつきりと分れている。このことは生産上昇の差異にも現われ、国内産業の活況から中小企業の生産も絶対的にはふえてはいるが、その度合や時期にはか

なりのずれがある。なかでも輸出部門は活況であるが、特に雑貨など中小企業製品の伸びが大きかつたためである。しかし国内向けの中小企業製品はメリヤス製品などのほかはあまり伸びていない。このため二十八年下期から三十年下期までの間に、雑貨製造の中小企業(従業者三百人以下)の生産は三〇%、織物製造三一%とそれぞれふえているが、機械器具製造業は一〇%減つている。

それはともかく、こうして輸出がふえたために、輸出向けの生産がふえ、それに応じて取引もふえたことは、企業の大小に例外はない。しかし、それにもかかわらず、日本の輸出に有利に作用した国際景気の上昇は他面、海上運賃の騰貴、輸入原材料の値上りとしてコスト上昇の傾向を生じ、いわゆる「原料高製品安」が再び問題となりはじめている。このような輸出にとって不利な作用の範囲をできるだけ小さくし、有利な作用の範囲をできるだけ拡げることが利潤増大のための不可欠な重要な方法であるとすれば、独占資本はそれのためにあらゆる努力を惜しまないし、そこから産業間、企業間の競争が不均等発展をいよいよ鋭いものにし、それがついに輸出制限にまで発展した事例は、三十年十月に行われた通産省の「鉄鋼輸出の停止措置」であつた。この措置は、一面ではカルテルの再建による独占資本の原料支配という独占強化の方策であつたとともに、他面では輸出増加に伴い鉄鋼生産の急増するなか

で、日本経済のもつ原料資源の貧困という弱点とからんだ「輸出景気」の不安定性を表する一つの指標であつた。

### 六 「数量景気」と労働者状態

ところで、「数量景気」―「輸出景気」の日本経済にもたらしたいま一つの重要な問題は、生産がこんなにふえているのに、労働者がふえていないという「生産と雇用の不均衡」である。前掲の第一表にみた最近一ケ年間の主要資本主義国における経済指標の動向によつても、日本は生産、貿易、外貨などの点では、他のどの国よりも好調であるのに、失業者の減少という点では日本は「輸出景気」のまつただなかで失業問題が重大化するという特異な現象を示しているのである。

若干の公表数字によつて、「輸出景気」に伴う労働者状態についてみるに、経済企画庁の月例経済報告によれば、三十一年三月の雇用情勢は入職期のせいもあつて、就業者数は前年同月より八〇万人ほどふえ、うち農林業は七十一人減少、非農林は一五〇万人の増加となつており、しばらく横ばいを続けていた常用雇用指数も三十年三月期の増加率を上回つて著しく好調であると述べている。しかし総理府統計局「労働力調査」によれば、同じ三十一年三月の完全失業者は一〇六万人と前月比三十一万人、前年同期比二二



万人の大幅増加で同統計開始以来の最高記録を示している。また鉱工業生産指数（昭和九—十一年＝一〇〇）は三十年三月から三十一年三月までの一ケ年間に一〇・二%上昇、製造工業だけでは二・四%も上っているのに対し、その間の製造工業雇用指数（昭和九—十一年＝一〇〇）はわずかに一・八%しかふえていないのである。労働者が従業員三〇人以上の事業所について調査している統計で見ると、二十九年九月から三十年九月までに、鉱業では六・六%、製造工業では一%労働者数がむしろ減っている。つまり人員は減って仕事はふえていることになる。少し遡って右の完全失業者についてみると、「輸出景気」の起点である二十九年八月の七十一万人は、その後六〇万台を下ることなく三十年十月には七十二万人とやや上回っており、この同じ期間の雇用指数は一四三から一四〇に減少している。賃金水準も停滞をきわめており、この同じ期間の実質賃金指数（戦前基準の製造工業）は九九から一〇〇にごくわずかの上昇となつている。比較の基準になつて八月という月には臨時給与があるので、ならして見た賃金水準の上昇はもつと高いとみてよいし、さらにその後三十一年初頭にかけてその上昇傾向も一応強まつており、雇用も若干年ら増加の傾向をたどつていようであるが、しかしこの同じ時期に生産は製造工業で一六三から一九四に一九%も上昇しているのであるから、この僅かな賃金水準の上昇といえ

ども、かなりの労働強化と労働時間の延長によつて辛ろじて可能となつたものであると推測されるわけである。「輸出景気」で最も生産のふえている鉄鋼業について、鉄鋼連盟の統計によると、二十九年九月と三十年九月を比べて、労働者は三%減り、生産は三一%ふえているので、労働者一人当りの生産は三五%ふえたことになるが、これが原因は一人当りの残業時間が一ヶ月につき四時間ふえたことと、何よりも全国の職場で行つている生産性向上運動とに帰着するといわれている。つまり、生産は急上昇したが、雇用がふえなかつたことが、その間における労働生産性の大幅向上の主役を演じたことにならう。

このように、労働者の相対的地位の著しい悪化が、日本の「輸出景気」のきわだつた特徴を形成するに至つているとすれば、それはどのような事情に基づくものであろうか。それは、すでに一言したように、まず第一に、輸出が逐次増加する時期に入つてからは過剰設備の廃棄が中途半端となり、投資活動が活発化しえなかつたという事情、したがつて過剰生産の圧力が基本的に払拭されていなかつたために、輸出の好調に伴う生産の増加は、これらの過剰設備と既設の労働力に新しく原料を追加投入することによつて賄われ、結局労働力に対する追加需要を喚起するまでに至らなかつたことである。しかも第二に、輸出好調の一つの基礎が前述のように日本物価と国際物価の「すれ

違い」にあつたとすれば、このことは物価水準の維持とコスト切下げを至上命令とすることなしには「輸出景気」の不安定性を回避しえないということを意味し、ここに独占資本のえらんだ途が「賃金ストツプ」であり、次いで「生産性向上」運動であつたということである。かくて、もしも「輸出景気」の特徴の「つに物価の目立つた騰貴のないことをあげ、これを「数量景気」というならば、その基礎には労働者階級に対する独占資本の攻勢の強化があつたことを忘れてはならないであらう。

右のような二つの事情によつて、「輸出景気」は労働者階級の地位を相対的に悪化させ、その格差の拡大につれ生産に対する消費の立ちおくれを著しくきわだつたものにしたといえるのである。しかもこれに加えて、前述のような設備投資の低調があつたとすれば、資本による生産的消費も目立つた拡大をみせなかつたわけで、生産と消費の不均衡をいよいよ増大し、それが労働条件の低迷にさらに作用したといえるのである。尤も、三十一年に入つて、わずかながら賃金の上昇と雇用の増加がみえており、また設備投資も活発化のきざしを示しているが、前者については、独占資本の方針が「輸出競争の激化に備えて労務費のコストを高めるような賃上げは絶対に抑えるだけでなくむしろこのさい生産性の向上に努力するため労務費コストの低下をはかる」（日経連）、「当面の賃金問題と課題」三十一

年一月刊）ことにある以上、労働者階級の賃上斗争がよほどの成功を収めない限り、今後とも大巾な上昇を見込むことはできず、また後者についても、前述のような事情があり、政府及び日銀当局から絶えず抑制方針を警告されている（三十一年七月四日、新本日銀総裁談話）ので、設備投資の急速な拡大を予想することはできない。事実、経済企画庁の六月の月例経済報告（三十一年六月二十九日発表）によるも、生産は引続き上昇を続けているのに対し、消費水準及び機械受注額はともに四月以降は保合ないし微落の状態をみせている。

この生産に対する国内消費の立ちおくれの分は、目下のところ輸出市場に吸収され、諸産業の著しく高い輸出依存度としてあらわれているが、ここに重要なことは、一般的に日本の国内市場がせまく、そのために日本経済の輸出依存度が高いということではなくて、まさに「輸出景気」のなかで国内市場の狭さがつくり出され、国内消費の生産に対する立ちおくれが促進されているという点にある。いわば「輸出景気」そのものが生み出した「輸出依存度の高さ」という他らぬ「数量景気」の特徴が、輸出そのものの不安定によつて、生産と国内消費の不均衡をつくり出し、それが労働者状態の相対的悪化を必至たらしめているというところなのである。

ところで、いま一つの「輸出景気」のもたらした矛盾



は、前述のように産業部門間の不均等な発展が一層促進されたということであつた。即ち、「輸出景気」は産業部門の内部及び相互間の著しい不均衡をつくり出し、とくに工業において著しく生産の集中化傾向を強めて企業間の優劣差を一段と明瞭にした。二十九年の工業生産増加率は、その前半が「デフレ恐慌」に伴う経済下降の時期にあたるので、必ずしもこの「輸出景気」の特徴を十分にあらわさなかつたが、三十年のそれはこの特徴を最も端的に反映していた。とくに注目されるのは、同じ重工業部門のなかでも機械生産が一、〇%近い低下となつていて、輸入機械の圧迫もさることながら、「輸出景気」のなかでも投資活動が低調で国内の生産財市場が不振をきわめた反映とみられ、また同じ鉄鋼業でも、厚板、棒鋼などの増産に対する薄板の操短、繊維でも化繊の増産に対する綿紡の不振など部門内部の不均衡がひどくなつていて示している。また集中化傾向については、公取調査の「主要産業の集中」により、全般的なそれを、すでに第二表において示したが、その調査対象七十一業種のうち、集中度一〇〇%のものは電気鋼(八社)、アルミニウム(三社)、電気機関車(五社)、自動車(普通車シャシー)(七社)、塩化ビニール(十社)、フィルム(三社)、自動車タイヤチューブ(七社)、人絹糸(七社)、ビール(三社)、グルタミン酸ソーダ(八社)、イースト(十一社)の十二業種を

数え、これに集中度九〇%以上のもの原油(四社、九九、六%)、銑鉄(十社、九七、三%)など十三業種を加えれば、これだけで二十五業種、全体の三五%を占め、相対的にかなり高い集中度を示しており、それだけに独占による前掲の設備投資の立ちおくれと、中小企業の転落が推察されるに十分なのである。これがまた景気の上昇経済情勢の好転にも拘らず、全体としての資金需要は低調で、金融は緩慢化し、いわゆる「金融正常化」が一段と進んだ所以でもある。周知のように「金融正常化」は、優良な貸出対象を求め銀行間の対立と斗争を激化させ、その過程において融資系列の強化、銀行相互間の系列化が進み独占の支配が確立しつつある。三十年第四、四半期には食糧証券中心に四〇〇億円、三十一年一月初めだけで七〇〇億円の売オペレーションが実施され、銀行の資金コスト以下の一銭五厘の金利でも、その殆んど全部が消化されたことは、銀行独占の間でも優劣の差がはつきりしてきていることを示している。しかも、このような金融緩慢化と「金融の正常化」が今後もなお続くものとみられているのは、輸出の好調により外為会計からの政府資金の散超が維持され、一方資金需要が増加しても銀行はすでに日銀借入を返済しつつあるので、結局テンポの鈍化はあつても緩慢化の基調に変化はないとされるからである。

だがここでの問題は、この金融緩慢化と「正常化」が他

ならぬ中小企業の犠牲のうえに成立しているということにある。それは、「数量景気」Ⅱ「輸出景気」が結局労働者階級への独占資本の烈しい攻勢をその基礎にもつていたのと全く同一の關係であり、中小企業の転落が雇用の増大を阻止し、労働条件の低調を規定していることにおいて、「金融正常化」の本質の一面が注目されねばならないのである。いうまでもなく、独占資本は輸出好調で大巾に売上げをふやしたが、それを設備投資にあてることもできず、まして賃上げにまわすこともせず、さらに関連下請中小資本への支払促進にも利用せず、もっぱら銀行借入れの返済と銀行預金に充当したからである。このような資金の流れが、銀行預金の増加と貸出の減少をうみ出し、「金融正常化」の基礎となつたのである。三十年十月の不渡手形発生件数が二十九年恐慌期におけるピーク(二十九年五月)を上廻つたことや、他方正取引委員会さえも大企業の中小企業への支払遅延に対し警告を發せざるをえないような実情であつたことなどは、独占資本の烈しい取奪をあらわす以外の何ものでもないといえる。

### 七 「生産性向上運動」と労働者状態

以上のように、三十年代をめぐる「戦後最良の好景気」

を特徴づける「数量景気」は、何よりも「輸出景気」としての本質において、その不安定性と矛盾を、ひとえに労働者階級と中小企業に転嫁して生成し、かつ堅持されようとしている。そしてこの後段の政策的目標が「生産性向上運動」や「金融正常化」をたてまゑとしておしすすめられているのである。

政府はさきに、経済自立の達成と、経済規模の拡大による完全雇用の実現を目標として、経済自立五ヶ年計画を設定した。それによると、五ヶ年計画達成時の三十五年度においては二十九年に比し一人当り国民所得は二七%増、完全失業者は三〇%減の四五万人ということになつてい

る。一方政府はまた、経済自立達成のため今後激化してゆく国際競争に耐えて輸出を伸張せしめるには、生産性の向上以外には方法がないとの認識のもとに、財界の唱導という形で「日本生産性本部」を設立(三十年三月)せしめ、いわゆる「国民運動」としての「生産性向上運動」が発足したのであつた。こうして一年、日本の国際収支は世界的な好況の裡に著しく好転するの機会を迎え、「生産性向上運動」もまたその間、産業視察団の派米、セミナーの開催、地方組織の確立など、着々とその運動を軌道にのせて展開してきたことは周知の如くである。

しかし、その多彩な運動にも拘らず、少くともその第一年目に関する限り、事実と目標は明かに矛盾を示したので



ある。生産性と雇用との間に、生産性と賃金との間に、それが前述のように「何ほども『国民運動』としての名に値するものでなかつたことは、日本の政府及び独占資本にとつては確かに不幸な出来事であつた。これを近代経済学的に説明するとすれば、生産性と雇用との問題は、一般に生産性の向上が資本の効率を媒介となされる場合には、雇用は減少し失業の発生をみるに至る。しかしこれは、コストの引下げ及び価格の低下によつて新たな有効需要の増加をもたらす、雇用は増大する。この間の時間的ずれによる失業が、わが国のように過剰人口に悩まされている国においては深刻に響いてくることになるのである。もし現在の日本の失業問題が、単に「時間的ずれ」によるものであるならば、すでに有効需要の増加をもたらしつつあるかに見える三十一年度に入つて、前年度を大中に上回る完全失業者数を数えるはずはなく、また西欧諸国と異つてわが国が膨大な過剰人口を抱えていることは、「運動」の当初からすでに前提されていた事実なではなかつたか。

「生産性向上運動」がどんなものかということについて、鉄鋼三大会社の一つである某社の一労働者（三十年に東京池上に新設された帯鋼・連続鍛接管工場の労働者）の次のような言葉が伝えられている（『労働経済旬報』参照）。曰く「会社は設備の近代的だと対外的にも盛んに宣伝しているが、まず労働者の立場から、機械の近代化は何

を意味するかを一寸紹介する。もしあなたが百間の距離を何か落したと仮定して足元だけを見ながら注意しつつ歩くと探してしまつて四回目となるウツザリするでしょう。ところがここ池上工場では、このことを毎日十時間以上もやらされているのである。それに、定員が一杯で週休をとるのも気が引けるし、まして請暇をとる特別の理由がなくてはならない」と。この例は、合理化機械の入った職場であるが、このような労働過重が、労働者の減少と生産の増大の大きな開きを生みだしているとも考えられる。また紡績協会の資料によると、綿糸を一相生産するのに必要な人員は、二十八年六月の七・一人（直接工員のみ）から三十年九月の五・四三人に減つている。これは労働者一人一人の受持つ機械の数がふえたことと、機械の運転速度が速くなつたためと思われる。いずれにせよ、独占資本が「生産性向上」によつて生産をふやしながら、労働者の数を減らし、賃金を釘付けにすることによつて、かなりのコスト引下げに成功したことは疑ない。右の鉄鋼会社の例では、二十九年九月から三十年九月までに、一製品当り賃金部分は二三%も減つており、製品価格の値上りを織り込むと、労務比率は三五%も下つていといわれている。

このようにして当面「生産性向上運動」は労働者を減ら

し、コストを切り下げるために大きな役割を果している。それは低価格で輸出をふやそうとする独占資本の政策と、本質的に一致している。しかし労働者が減らされて失業者がふえ、工場に残つた労働者の賃金も上らないというのは、国内の消費需要が伸びないのも当然であり、それに独占資本がコスト切下げのために設備投資を極力避けて、従来の機械の操業度を上げる方法をとつているとすれば国内的原因で景気がよくなるはずはない。だから、景気がよくなつているといつても、輸出に縁のうすい産業では大部分が一向はピンとこない。造船を除いた機械工業や印刷などの産業がよくないのもそのためである。また輸出でうるおつているといつても、下請の中小企業では、独占資本に買いたたかれて安値輸出の犠牲にされているから、仕事はあつてもそれほど儲つていない。たとえば、問題となつたアメリカ向ブラウスの場合、大紡績や商社は、ひどい安値で輸出するために、下請の縫製業者の加工賃を引き下げ、前には一枚六〇円位だつたのが二〇ないし二五円に、極端なのは一〇円というのもあるといわれている。こうして労働者や中小企業を犠牲にして、コストを切り下げているので、いくら安値で輸出しても独占資本にとっては利潤がふえるということになる。これが「数量景気」の本態なのである。

## 八 資本攻勢としての「生産性向上運動」(むすび)

もちろん、右のようなことがそのまま現象的に示されたわけではない。輸出が伸びたのと歩調を合はせて工業生産が伸びるためには、一方に設備投資が活発に行われ、したがつて新しい設備の拡張が顕著であつた筈である。製造業生産指数（経済企画庁）は、戦前（昭和九一十一年）基準で二十四年の六八・九から三十年の一八九・四へと六年間に一七五%の躍進ぶりであつて、年平均の成長率は一八・二%にあつた。これに対し民間における設備投資の総額（補填用も含む、但し個人経営は除く）は、二十四年に二千八百八十億円であつたのが、二十五年には三千八百七十億円にふえ、二十六年以降は二十九年まで毎年六千億円以上を維持している。実際の設備能力の拡張ぶりをみて、二十五年三月を基準の一〇〇とした工業設備総合指数（通産省試算）は、三十年九月には一九二・四にまで伸びており、年々の拡張率は一二・五%に達している。個別商品の設備拡張は勿論区々であり、中には化学繊維類のように、五年半に四十倍以上になつたものがあるかと思へば、ゴム製品業や工作機械、絹人絹織物のように、その間殆んど拡張をみせていない部門もあるけれど、大部分の重要産



業部門はいずれも五年半で二倍前後の規模になつてゐる。二十五年三月といへば、日本の工業が相当の回復をなした時期であるから、その時を基準にして、これだけの拡張が行われたということは、工業が既にかなりに発展してしまつてゐる国ではあまり例をみない。

また、右のような設備の拡張に伴つて、各部門で近代化が進んだから、労働生産性も勿論上昇した筈である。労働の生産性を示す数字はいくつかあるが、いま、かりに労働者実働一時間当りの生産量に関する調査によつてこれをみると、次の第四表の如く、二十四年以降の躍進ぶりは実にめざましい。その他原単位の調査によつても、過去六年間の能率増進はまことに顯著であつて、数字の精密さには多少の疑問はあるにしても、生産性上昇の事実そのものは全く否定の余地はない。

第四表 労働者実働一時間当り生産量指数(二十四年=100)

	昭和二十七年	三十年	戦前の最高
鋼材	一九六	二六三	一九二
セメント	二〇二	二五八	一七〇
硫安	二一九	三〇三	一四七
ソーダ灰	二二四	三三四	※
人絹	一四五	二一五	※
綿糸	一三一	一九七	一五七
紙	一六〇	一九六	一三七

ゴム製品 一九五 二三七 二四二

(注) 経済団体連合会「経済資料」一五三号(三十一年一月)による※印は不用、綿糸の戦前は労働者一人当りで比較。

だとすれば、右のような事実が、日本経済全体の立場からして、これ以上望みえないような好材料であるかぎり、そこには何らの不平の余地もなさそうなのである。しかし、すでに見たように、生産性と雇用、生産性と賃金、それぞれの間には大きくいちがいが示されている。いま、生産指数と常用雇用指数とから、粗雑な形ではあるが、生産性指数を計算し、それと実質賃金指数とを比べてみると、二十四年を基準の一〇〇として、ともにその後は上昇しているものの、生産性の方は三十年までの六年間にほぼ二倍半になつてゐるのに対し、実質賃金の方は同期間に八割程度の増加でしかないのである。生産性の上昇ほどには実質賃金が上つていないことは、かつて「経済白書」(昭和二八年、第八六回参照)が、動乱景気の時期について立証したことであつたが、その後も両指数の間の較差は広がるばかりで、二十四年を均衡年と仮定した場合の開きは、三十年には三四%に達している。このような事情は、企業の立場からみて好都合であるにちがひなく、だからこそ、ここ数年來、多額の設備投資ができたのであるうし、しかも、生産するだけ外に売れるという「輸出景気」に際

し、「生産性向上運動」に無条件に熱意を示した政府や独占資本が、「数量景気」を政策的目標として堅持しようとするのも当然である。それは、現在の条件の下で、独占資本が利潤を最大限に引き上げるための最良のコースだからである。

利潤率に関する種々の計算は、一般に企業の持続的好調を物語つてゐるようである。動乱景気の時期が特別の超過利潤を生んだことは当然だが、その後の時期においても、多少の変動はありながらも、利潤率の指標は極めて堅調である。日銀調の主要企業経営分析によると、純売上高に対する純利益の比率は、製造工業の分野で、二十七年下期以來、五%の水準をわずかに上下しつつ横ばいの状態であり、三十年上期は四・九%となつており、同年下期は、これがさらに好転したことが想像されるのである。いま、これを「数量景気」下の個々の企業について、断片的に触れるならば、国内相場以下でダンピング輸出をしてゐるといわれる人絹資本をみると、三十年九下期決算では、三下期決算に比べて人絹糸の表値は、二一〇円から二〇〇円以下つてゐるけれども、売上高と利潤はふえてゐる。三井系の有力会社である東洋レーヨン为例にあげると、売上は一六五億円から一九三億円にふえ、計上利益も一三億一六〇〇万円から一六億七〇〇万円にふえてゐる。その上、価格変動準備金という名目で五億五〇〇〇万円も積立ててい

る。鉄鋼独占資本の利潤も大したふえ方である。八幡製鉄は、九億三〇〇〇円から一四億七〇〇〇万円に計上利益をふやした。富士製鉄も七億一〇〇〇万円から一二億一四〇〇〇万円にふえてゐる。その上、八幡は普通償却範囲額一九億九〇〇〇万円を上回る二億五〇〇〇万円の償却を行ひ、富士は普通償却一七億円の他に四億五〇〇〇万円の特別償却を行つてゐる。また四大証券会社(野村、山一、日興、大和)か、東京証券取引所上場会社五九五社のうち九月に決算を行つた三三五社について調べたところによると、法人所得税差引前の利益総額は七二〇億円で、前期の六三二億円を一三・九%上回つてゐる。

こうしてふやした利潤と、在庫を減らして浮かした金を、独占資本はひたすら銀行への返済に当ててゐる。さきの鉄鋼会社の例では、三十年三下期から九下期までの半年間に、八幡は短期借入金五八億円を返済し、富士は長期と短期と合せて九一億円も返済してゐるという。これとは逆に独占資本の銀行に対する預金はふやしており、全国預金のふえ方をみると、二十九年は四一九月に一、一〇七億円ふえたのに対し、三十年は三、〇一二億円ふえてゐる。その結果、銀行は日銀から借り入れていた資金を殆んど返済し、いわゆる「金融正常化」がもたらされてゐる。「金融正常化」がいかなる犠牲の上に成立し、維持されてゐるかは既に述べたところである。企業の立場、独占資本の態



度が、戦後今日ほど強くなっている時はない。

ところで、このような最大限の利潤と直結する「数量景気」―「輸出景気」―「生産性向上運動」は、それが労働者の協力を要請する場合、決して右のような本質的な特徴を明かにしてはいない。之については、「生産性向上」ということは、それによつてえられた成果を、経営者も労働者も一般消費者も、ひとしく享受するということであり、ここに従来のいわゆる合理化とは根本的にちがう点がある」(日本生産性本部専務理事・郷司浩平氏)といわれ、また「わが国経済の自立を達成するためには、国内市場の拡大とともに、特に輸出貿易の振興が重要である。そのためには生産物の品質を向上し、コストを切下げ、国際競争力を高めなければならない。生産性向上運動はこの目的のために行われるものであつて……」(日経連)と説明されている。しかし従来の「合理化」と根本的に異なる「生産性向上」が、どのようにして保証されるのか、これがもつと具体的に示されるのでなければ、労働者及び中小企業は、これに対する協力を答へるわけではなからうし、「輸出貿易の振興が重要である」といつても、独占資本のみが利潤を収取して、労働者や中小企業が犠牲になるだけならば、そのような意味での「日本経済の自立」は、空疎なかけごえに止まるであらう。少くとも三十年度の実績だけでは従来の「合理化運動」と殆ど軌を一にし、独占資本による

労働者及び中小企業への「資本攻勢」の一方式にすぎないと認めざるをえないことは、日本再建の基本的条件と云われる。「生産性向上運動」にとつてまことに遺憾の極みであり、願くは現在の貧困偏跛な数量景気政策を、真に福祉国家建設への具体的書き替へることにより、勤労大衆も喜んで協力出来るような、生産性向上運動の展開を見たいものである。

# 第一篇 労働経済

## 一 序説 戦後経済の現段階

### (一) 経済の正常化

資本はあらゆる経済問題を集中的に体现する。戦後日本経済の発展過程や、その十一年目における現段階の特質は、これをいかなる角度からみるにせよ、資本の役割を離れては語りえない。たとえば、戦後経済を日本経済の再建過程と観ずるならば、それは何よりも資本の復興、再蓄積が中心的課題であつたし、また戦後経済をインフレーションとその収束過程と特色づけるとすれば、そこでは資本の投下形態が何よりも中心的な役割を果たしたことであつたし、さらに日本経済の底の浅さが戦後経済の特質とみなされたとすれば、そこには浮動的な資本の作用の歪曲が強く着目されるをえなかつたからである。同じように戦後経済の動向を独占資本の解体や労働運動の活潑化に求めるとすれば、それは何よりも資本をめぐる社会的な力関係の推

移に焦点がしぼられたからに外ならない。

しかし、またそれだけに、右のような資本の役割の多面性を没却して、何らか一つの観点からのみする資本の一面性の強調は、日本経済の動向や現段階を歪曲した理解に導くことにもなり易いことが注意されねばならない。ということは、資本が資本としての何らか正常な役割を演じうるような、そのような社会体制においては、経済の問題は、それが混乱であれ、安定であれ、その間の主役を演ずるものは良きにつけ悪きにつけ、つねに資本であり、或は資本を背景として多面的な役割が演ぜられるということである。勿論、今次大戦後の日本経済においては、主役の資本にせよ、背景の資本にせよ、その経済活動の主要な契機なり条件なりを、海外によつて与えられてきたし、現段階もなおその例外たるものではない。そこに日本経済の自主性云々が論議されてきた。しかし、それにも拘らず、資本が資本としての役割を演ずることに何ほどの本質的な制約が与えられているわけでもなく、外来的な契機や条件の依然として存在するなかで、むしろ資本としての活動の自由は



いよいよ拡大されつつあるともいえる。戦後日本経済が直面したいくつかの環境は、終戦直後のインフレ期に始まって、ドッジ・ライン期、朝鮮動乱期、「デフレ政策」期と段階的に経過して、いまや三十年中頃から「数量景気」期の段階を経過しつつあるといわれているが、この段階において、たまたま経済の「正常化」が云々され、金融、貿易、物価、企業経営等の諸部面において、これが例証を与えられていることは、現段階に先行する右の諸段階の経過のうちに、何よりも戦後の資本蓄積が再発足し、ジグザグなコースとはいえ、次々と資本の「資本としての活動の正常化」に近づきつつあったことが示唆されている。いうまでもなく、この場合の「正常化」の帰趨は、いささかも戦前に帰るということを意味するわけではない。戦後の客観的事情に即して「正常に機能」してゆく或る形の資本的経済を作り上げることであろう。そして確かに、三十年以降の日本経済の現段階は、多くの点において、資本の活動が「正常化」の緒口を見出しつつあるようである。

勿論、この場合といえども「正常化」という言葉の含意は、必ずしも一義的でなく、また何ほどの具体性をも定型化しているわけではない。たとえば、通貨価値は安定し、企業も消費者も或る軌道に乗り始めている。金融事情もオーバー・ローンが著しく是正され、オーバー・ボロウイングも企業の資金繰りの弾力性というその実質面において、

かなりの改善をみせている。また日本経済の底は一段と深くならず、という。それは、浮動的な或は上昇意欲一点張りの経済行為が危険視されて、合理的計画が登場したからであり、試みに動乱ブームと最近の輸出ブームとを比較してみると、同じ海外需要の刺激に対する日本経済の反応は、著しく相違しており、最近の世界景況が異常な強調であるにも拘らず、わが国の投資、生産、物価の足取りはかなり手固く、いわゆる「数量景気」という状況に止まっている。即ち輸出ブームは国内ブームを誘っていないのである。明かに底が深くなる方向にあることを物語るものにならない、という。しかし、ともあれ日本の戦後経済は「形を整える」過程を辿ってきた。それは前経済的な混乱から脱却して経済的な秩序立ての進んだ過程であり、戦後十年にして漸く一応の形を整えてきたという意味においての「正常化」ということである。そして、ここに注意すべきことは、戦後あらゆる政策の中心に立たされてきたのが資本の蓄積であつたし、それはまた、資本の喪失が生産力崩壊の基本原因であるとみなされたことによる、ということである。

(二) 資本蓄積のペースと大衆の生活水準

戦後、資本蓄積があらゆる政策の中心に立たされたということは、必ずしも不当とは観じえない。この場合の資本

は、その物理的生産力が着目され、資本蓄積の具体的な形は何よりも産業設備が考えられていた。周知のように、終戦直後の産業活動指数をみると、戦前の昭和九一十一年の水準に比べ僅かに三分の一、また戦争中のピークに比べ五分の一の低位に陥っていた。ここに戦後の経済問題の出発点があつた。そのため何を措いても生産力の回復が要請され、安定政策より復興が優先に立ち、自由経済に復帰するよりは人為的な統制が強化された。物理的生産力を回復させるための物理的な資本蓄積が、一つの至上命令であつたのである。かくて、資本の蓄積は進められ、九原則ドッジ・ライン期を経て、朝鮮動乱勃発時には戦前水準の八割という生産水準にまで回復していた。そこへ動乱という刺戟を受け、資本蓄積と生産の顕著な伸長がみられ、二十八年秋デフレ政策実施直前には、生産水準はさらに倍加し、戦前を六割方上回るに至つて、ついに至上命令として要請された物理的生産力の最高限に達したのである。この動乱後の約三ヶ年は、戦後において或る意味で最も華かな資本蓄積、即ち投資が行われた時期であつた。それは終戦直後の如く前経済的な至上命令による蓄積でもなかつたし、またドッジ・ライン期の如く抑圧された雰囲気でもなく、資本が資本らしい活動の自由を取戻し始めたところへ、特需と輸出のブームが到来したからである。各種の経済統制は殆んどこの期に全廃されていた。のみならず軍事経済への

政府の政策は、統制の上で或は財政投融资の上で著しく投資促進的であつたし、復金に代つて見返資金や開銀等が大きく登場した。しかもレッド・パージに始まる労働攻勢阻止のための諸施策はまさに完べきを極めていた。かくして軍事インフレが後退すると同時に過剰生産恐慌が、爆発するおそれが多分に存在していたのである。デフレ恐慌以後三十年の「輸出景気」に至る推移についてはここに省略するとして(本年鑑の特集参照)、ここでの問題は、戦後の約十ヶ年を通ずる工業生産の劃期的な発展テンポが、ひとえに高い資本蓄積によつて推進されたということであり、それが、高水準の生産と資本の集積・集中の対極として、大衆一般の相対的な窮乏を必然化し、さらにこのことが、戦後の日本経済をして、たとえその発展テンポは高くとも、国内市場に於ての基礎の拡大が乏しい発展の型を余儀なくさせ、たえず不安定な推移を生んだということである。そしてこのことこそ、いわゆる「正常化」と呼ばれる現段階でもかわることなく日本経済を特徴づけているものに外ならない。

恐慌はいうまでもなく、生産部門間の均衡の破壊と消費力の狭隘な限界の二つの条件が協合することに基因しているが、上述のように終戦直後から持ち越された資本蓄積のスローガンが情性的に引続き強調されたのみでなく、国家資金に圧倒的に依存する独占企業の設備更新は二十六七八



年を通じて推しすすめられ、非独占企業との間における均衡の破壊はいよいよ尖鋭化しつつあった。ところが、ここに現われた二十九年のデフレ恐慌は、このすでに一般化しつつあった設備の過剰、資本の過剰の圧力を何ら基本的な解決することなしに、不完全なままに部分的な活況に移つて行つた。二十九年秋に初まる「輸出景気」がそれであり、そのもつ不安定性と矛盾のうちに（前掲、本年鑑特集参照）、日本経済は「戦後最良の年」を謳歌したのであるが、その半面における好況・不況産業の明暗は一段と鮮明化され企業間の優劣差はいよいよ拡大されるに至つていゝる。二十九年秋から輸出が好転していたさなかにおいて、三十年春及び夏には国内市場において、価格の暴落、企業の破産、手形の不渡りの増加が発生し、中クラスの大企業にさえ倒産があらわれるに至つた。世界景気の好転のなかで、日本経済が一年有余にわたり、国内市場においてこれだけの恐慌現象が断続的に進行したということは、日本経済における過剰生産の圧力がいかに強いものであつたかがわかる。このような過剰設備の矛盾はその後も解決されたわけでない。ただ世界景気の好調が、日本経済の景気後退を緩和し、恐慌現象をなしくずし的に一応終了させる作用をしたに止まる。にも拘らず、三十一年に入つて、日本経済の動向は「輸出景気」より、国内の投資と消費に基礎をおく自動的景気上昇の段階に入りつつあるといわれ、この

設備景気、消費景気に伴つて「企業経営の正常化」が論議されるに至つていゝることは、そもそもいかなる意味においてであらうか。（ここでわれわれの首題とする「労働経済」との関連を中心に、少しく立入つてこれを検討する。）

(三) 過剰設備能力の活用

まず、「設備景気」についてみるに、このことが云われ出したのは三十年下半年以降設備投資の増加現象が現われ始めてからであり、それが三十一年に入つて「景気上昇の第二要因」（第一要因は輸出の好調）といわれる程の顕著さを示してきたことによる。すでに一言したように、三十年の景気上昇が「数量景気」として終始し、「価格景気」に移行しなかつたのは、ひとえにその基礎に過剰設備能力の存在があつたからである。需要の増大にも拘らず、過剰設備の存在が目先き投資増大を必要とせず、増産は専ら設備の操業率増大としてのみ現われたのである。しかも注意を要することは、稼働能力に対する生産の比として記録される操業率の背後に、老朽設備を含めた設備能力が存在していたということであつた。ところが、操業率も漸次高まつて最適操業率を超えるに至つて漸く設備能力の限界が問題となつてきたのである。日経連調査による三十年九月現在の製造工業主要品目八〇種についての操業率は、平均七

〇%を超えるものが過半を占めているが、この数字はまだ景気好転が漸く本格化しかけた頃のものであり、その後の平均操業率はかなり高まつていゝるものとみてよい。最近（三十一年）の興銀調査によると銑鉄、鋼塊、船舶等は一〇〇%近い操業率をみせ、電気銅、亜鉛、小型四輪車、真空管、セメント、スフ、綿糸、硫酸、ソーダ、紙、バルブ等は八〇%以上の操業率となつていゝる。このように操業率の上昇するにつれて設備投資が必至となつたのであるが、いまこの設備投資の動きを四半期別に大蔵省法人企業統計によつてみれば、その最高水準である二十八年は六九〇億円（減価償却費二六二億円）の巨額に及んだが、その後二十九年六一二億円（同上三四九億円）、三十年四一六五三七億円（同上三三八億円）と低下し、三十年下半年から再びもりかえして同七一九六五五億円（同三七二億円）、十一月三億八億円と、著しい増加となつていゝる。とくに三十年末期には、かつて「投資景気」といわれた二十八年の水準にほとんど迫るものとなつていゝる。しかも、特徴的なことは減価償却の大幅な増加で、三十年の「輸出景気」以降の利潤増大を考えれば、この時期の設備資金が主として自己資金によつて賄われたことがわかる。また機械受注面からみた設備投資も極めて活潑である。経済企画庁の機械受注統計によつて、外需と官需を除いた民需産業からの機械受注をみると、三十年上半期平均の一〇四億円

から同七一九九月平均一七〇億円、十一月平均一九二億円と、三十年後半からの急増が目立ち、三十一年に入つても一月一五七億円、二月二二八億円と前年同期のほぼ倍増となつていゝる。ここでの特徴は、各種産業機械、工作機械への発注が最近になつて著しくふえ、三十一年一―二月の産業機械及び工作機械部門への発注は、それぞれ前年同期の二・〇倍、四・八倍となつていゝることで、設備投資が漸次本格化しつつあることを示していゝる。三十一年度の設備投資に關しては、通産省の「設備投資調査」、開発銀行の「設備計画及び資金調達計画調査」、東京商工会議所の「中小企業における設備投資需要の趨勢」などがあるが、そのいづれも三十年に比べて大幅の増加を示していゝる。一例として通産省の調査をみれば、調査対象となつた主要産業九七八社の三十一年度設備投資計画は四七三億円で、前年度の実績三六〇九億を三一%も上回つており、前年度の調査会社数が七九八社にすぎなかつたことを考慮に入れても、実質的には二〇%以上の増加と推定されるのである。

すでに二十七年―二十八年にかけて日本経済では、かつてみない設備投資の時期があつた。それは戦前戦時の老朽化した設備を更新し、国際的な技術水準で、日本の立ちおくれた産業を武装するという意味のものであつた。その基礎の一つは、朝鮮動乱後のブームを通じて進められた急速



な資本蓄積であつた。しかし、それと同時に、全面的固定資本の更新を賄うため、巨大な国家資金と日銀信用が動員され、これに伴うインフレの進行は一方では輸出の不振、他方では輸入の増大をもたらし、外貨の大幅な流出を招いた。これに反し、三十年下期以降現在活潑化しつつある設備投資は、内外市場における独占間の激しい競争を重要な要因としており、絶えず新しい技術的進歩をとり入れたコストの切下げをはかつている。その対象は現在までのところ、造船、鉄鋼、化学、繊維等の輸出好調を中心とした新規産業への固定投資が目立っている。それは前述のようにほとんど自己資金によつて賄われ、その源泉は、二十九年から三十年にかけての輸出増加を起動力とした景気の上昇過程で急速に進められた資本蓄積であつた。したがつて、ここでは二十八年当時のようなインフレの進行もみられず、また豊富な外貨の手持（二十八年の八億九千万ドルから三十年末の一三億四千万ドル）がある。しかも輸出の増加を賄つて余りある過剰施設が存在していたので、物価の騰貴を伴わずに生産が上昇したのであつた。

このような条件のもとに、いまや設備投資が活潑化しているのである。しかし、それは一面では生産の増大に伴う操業率の上昇と過剰設備の圧力の緩和に対応してはいるが、他の一面では、それを規定している最大の要因が独占間の競争であるから、そこには市場の限界をこえたとめど

もない無政府性の激化がみられる。だから、設備投資の活潑化に伴う市場の拡大により、景気の上昇が一層促進されるなかで、たえず過剰生産の危険があれこれの産業にあらわれている。たとえば、鉄鋼産業の薄板部門では、富士、八幡の既存の施設でさえ国内需要をまかなつて余りあるといわれているのに、新しく川鉄、富士がストリップ・ミルの建設にのり出し、その過剰施設をさらに拡大しようとしている。ここでは施設のフル稼働は全く見込めないにも拘らず、独占は自ら過剰生産の要因をつくり出しているのである。それは、独占が血みどろな競争に打勝ち、利潤を増大させるためには、それが必要だと考えているからである。ここに、このような資本蓄積が生産性向上に対する賃金のおくれと失業の増大とを必至としている理由がある。さきにもみたように（本年鑑、特集参照）、「生産性向上に伴う収益の増大は労働者に分ち与える」という生産性本部の宣伝にも拘らず、それが現実にもたらしたものは主として労働強化と利潤増大でしかなかつたようである。一三〇〇万をこえるといわれる老大な半失業者を度外視しても、政府統計にあらわれた完全失業者は、生産の大幅な増大にも拘らず、二十七年四七万人、二十八年四五万人、二十九年五八万人、三十年六八万人と増加の一途をたどつていふ。これに応じて、総労働人口に対する失業者の比率も、二十七年一・二%、二十八年一・一%、二十九年一・四%、三

十年一・六%と上昇しているが、このような失業増大の基本的要因は、いうまでもなく設備投資の増大にもなう資本の有機的構成の向上にある。有機的構成の向上に際して、労働力に対する需要は相対的に減少し、それがいわば構造的な失業者群をつくり出しているのである。しかも同時に、それは「設備景気政策」としての「生産性向上運動」の結果でもあつた。このようにして「設備景気」の一方の極は、独占の手もとにおける莫大な利潤の蓄積であり、他の方の極は、更新され近代化された固定施設に、一層の長時間の労働にあへぎながら、しかも目にみえた賃金の増加も得られない労働なのである。三十年が、一二四三件の争議件数と三三五〇万人の参加人員とをもつて、朝鮮動乱後における最大の労働争議の年であつたのは決して偶然ではない。

四 消費量 気

次に、国内景気の支柱として、設備投資と並んで大きく作用するものは「消費景気」であり、すでにその兆しがあらわれつつあるといわれている。この「消費景気」とは一体どういふものか、一般に景気循環においては、消費景気が招来されるのは、その繁栄期においてであるとされている。即ち固定資本の更新、蓄積資金による直接生産規模の拡張、さらに他人資本による設備の増加がなされるのである

が、この場合、生産部門の拡張はそれだけ労働力に対する需要を増加せしめるとともに、賃金の高騰を招来せしめ、その雇用労働の増加・賃金高騰が労働者の消費需要を高め、それが更に迂回的に消費資料生産部門の拡大を招来せしめるというのである。

たしかに、景気好転に伴つて、鉱工業生産指数は三十年一月の一七七・〇より三十二年一月には二〇五・九に、即ち一・六・三%に上昇を示したのであるが、この間において製造工業実質賃金指数は三十年一月の一〇三・五から三十二年一月の一〇一・〇に、つまり対三十年一月比で一〇六・二%に上昇したのである。この限り実質賃金は若干の上昇を示したかの如くであるが、実にこの上昇は主として労働時間の延長によるものであつて、労働者一人一月当り労働時間は、三十年一月の一七一・八時間から三十二年一月には一八六・五時間に、つまり対三十年一月比で一〇四・六%に増大しているから、結局労働者一時間当りの労働者実質賃金指数は、三十年一月を一〇〇とすれば、三十二年一月は一〇一・五と僅か一・五%の微弱な上昇を示したにすぎない。なお、この間において雇用者指数は一・一・一（二十九年一月）から一・一・五（三十年十二月）とほとんど増加を示していない。しかも、この間において鉱工業生産指数は三十年一月の一七七・〇から三十二年一月二〇五・九に、パーセンテージにして一一六・三



%に上昇を示したのである。

右のような事情は、いうまでもなく労働生産性の顕著な向上にも拘らず、賃金は実際にはほとんど引上げられていないことを示している。前述の「消費景気」が、景気上昇に伴って高騰した賃金を背景として展開されるものであるとすれば、右のような事情は「消費景気」の展開を基本的に裏づけるものといえない。景気の好転にも拘らず時間当り賃金の高騰をみないのは、景気の好転が主として過剰設備の操業率の増大としてのみあらわれたからであり、しかも今後設備投資の全面的な活潑化が所期しえない事情においては、先行きの賃金高騰はさして期待できるものといえないであろう。もちろん、最近において家具、電気器具、テレビ等の高級な耐久消費財への消費需要がかなり顕著であることは否定しえない、とに角収入がふえたのであるから或る程度の消費需要の増加は当然としてもそれが、主として時間延長による収入増加に基くかぎりこの種の耐久消費財への消費の伸びをもつて今後の「消費景気」が方向づけられるとは考えられない。いま、総理府統計局調によつて、勤労者の貯蓄性向(可処分所得に対する貯蓄の割合)をみると、二十九年と比較して、三十年に明らかに増加を示したものは実収一万六千円以上四〇万円以下の階層で、一万六千円未満は保合、四万円以上は増減、保合区々であった。換言すれば、全世帯の五八・一%を占める一万六千

円以上四〇万円以下の収入階層の消費性向はむしろ停滞を示し、収入の微弱な増加は専ら貯蓄に向けられたとみられる。したがって「消費景気」はもつぱら収入四万円以上の中産階級及び上流階級によつて招来されつつあるものとみてよい。このような事情は、前述の如く労働生産性の向上によつて増大した利潤の労働者への均霑は殆んどなされず、専ら上層・資本家に独占されていることと相俟つて、いうところの「消費景気」は主として奢侈的消費景気に外ならず、また先行き消費景気が展開されるとしても、それは奢侈的なそれに限られるおそれが多く、一般的な「消費景気」と云々しうる根拠は殆ど存しないとみてよいのである。

#### (五) 企業正常化の問題

以上によつて、景気の現段階についての見透しとして巷間伝えられる「設備景気」と「消費景気」について、当面の労働経済の背景ないし基盤を明らかにするために若干の検討を加えたのであるが、さらにこれらとの関連において関心を高めているのが「企業経営正常化」の問題である。これは、戦後十年間における日本経済の成長率は大きく、資本蓄積は著しく進んだのに、企業経営の正常化がひどく立ちおくれしているという評価に基いており、一見極めて至当の事情に属するようであるが、これももし賃金その他の

労働条件の釘付けのための資本家的スローガンに外ならないとすれば、かの「生産性向上運動」にみたと同巧異曲の、労働経済からする矛盾が指摘されなければならない。

三十一年五月二十五日、経済企画庁が同庁幹部会に報告した戦後におけるわが国企業資本蓄積及び経済再建の状況調査について、その調査報告の要旨として「東京新聞」の伝えるところによれば、資本蓄積は進んだが、企業経営の自主性回復とか、資本的安定性といった正常化はおくられた。これは、主として蓄積がインフレ経済のもとで行われたからである。デフレ政策によつて、このような生産力の強化と資本的安定性とのズレの調整がはじまったが、正常化は長期にわたつて行われざるをえない。それは、主として現在の収益力が低いからである。というのである。なお、収益力が低いのは、重化学工業における技術が国際水準より低く、生産性が低い結果である、とみている。また、高い資本蓄積が行われたのは、基本的には、戦争による経済の消耗の結果、個人消費も旺盛であつたし、企業の投資分野にも大きな潜在需要があつたからだ、といつて、潜在需要を具体化した各種の要因があげられている。

ところで、右のような新聞報道に示される限りでは、この調査報告は次の諸点を問題点として提示し、かつそれら結びつけているように見える。先ず(一)戦後十年間における資本蓄積が非常に高い水準で行われたこと、(二)

この高い蓄積の行われた原因は個人消費の旺盛と潜在需要という国内市場の拡大にあつたこと、(三)しかし資本の蓄積と企業の資本的安定性との間にはズレがあつたこと、(四)このズレがあつたのはインフレ経済のもとで資本蓄積が行われたからであること、(五)このズレを調整するために、即ち正常化のためには長期を必要とするが、それは現在の収益力が低いからだとしたこと、(六)収益力が低いのは重化学工業における技術が国際水準より低く、従つて生産性が低いからだとしたこと、等々がこれである。かくて、ここから結論として引き出されることは、右の諸点を逆行させて、企業の資本的安定性といつた「正常化」を招来するためには、(イ)技術的進歩の導入による生産性の向上、(ロ)収益力を高めること、の二点に焦点がしぼられ、(イ)のためには設備の活潑化、(ロ)のためには減価償却を充分にすること、が必要であり、両者の相互補足作用の強化が求められているということである。

このような論理は、いうまでもなく日本経済の現段階についてのものであつて、アメリカ経済のそれである筈はない。にもかかわらず、そこには日本経済の戦後の実情を押し切つて、一つのあるべき姿を想定して、それへの接近を課題として提示しているようにみえる。即ち端的にいつてアメリカ経済の繁栄理論を念頭において、日本経済を分析



しているということである。このことは今次三十一年度「経済白書」の方角づけとしての「日本経済の成長と近代化」の理念と完全に符号している。そこにはもはや「戦後経済」はない。むしろこれとは袂別して、「経済の正常化」として景気の循環理論の作用する日本経済の方角づけが求められているからである。とくに「経済白書」もこれからの発展の理想型としてあげている「高能率、高賃金、高生活水準」というスローガンは、戦後のアメリカ経済界の指導理念を借用したものだ。人員整理と合理化が同義語のように使われている日本経済では果してどれだけ消化できるのであろうか、全く現実とはかなり遠い理論である。近代化のカギとされる設備投資にしても、日本経済では景気動向を支配できるだけの資金量をどれほど確保できるかが問題となろう。アメリカ経済繁栄の根源に、絶えずイノベーション（技術革新）が行われ、投資活動の原動力となつていくことは明らかであるが、しかし、この技術革新が一般的にみて日本経済推進の原動力となりうるかどうかは、いまま少し日本の現実の課題を通して結論されねばなるまい。

だが、右に述べた「企業経営正常化」の問題は、もつと重大な実情無視のそしりを免れない。まず結論から先にいうと、企画庁報告がみているほどに、企業の収益力は低いものではないだろうということである。その一つは、大体

二十八年頃までは戦後の産業復興の段階で、ようやく収益期を迎えるに至つたという時期的なズレが企業の収益力を（とくに重化学工業において）であり、その二つは、戦後の蓄積方式が、財政による資本造出をして大きな役割を果たしたものであつたために、減価償却を優先し、計上収益からの蓄積を従とすこととなり、収益も極力低くするに至つたことである。事実、収益は標準配当率を維持するに必要な限度において、配当から逆算される有様で、計上収益は何ほど実際の収益を反映していなかった。したがって固定資本の償却不足を一般的にいうことは無理であろう。ただ、固定資本の価格廃棄や減価償却が行われたのに比べ、生産設備の事実上の廃棄は極めて不徹底にしか行われておらず、それによつて新設備の再取得に巨額の資本を必要とするに至つたギャップを埋めなければ拡大再生産が進行しない、という事態が、いふところの資本的安定性の立ちおくれが云々される所以なのであろう。しかし、すでに上記の蓄積方式そのものが、インフレ的財政策の下に行われ、コストの低下を妨げ、新設備の再取得を困難にしたのみでなく、国民の耐乏生活を強制するテコであつたことは周知の事実である。しかも、旧式設備が近代化された大企業の内部にある場合は問題は比較的簡単があるが、現実においては、陳旧化した設備は中小企業にあつて、中小企業は低賃金を唯一の手段と

して競争裡におかれていることに注目されねばならないのである。かくて「企業経営正常化」は独占資本にとつてのみ「企業の資本的安定性」を意味するに止まり、これまでの資本的安定性を意味するに止まり、これまでの資本蓄積のために大きな犠牲を受けた労働者や中小企業の将来については、全く問題外とされているということである。それはまた今次「経済白書」とも通ずる本質的な特徴であるといつてよい。

### 一一 労働経済概観

#### (一) 底に潜むもの

戦後十年を経て、日本の労働者状態も一応行きつくところまで行きついたかの感がある。それは、これまでの労働政策や労働組合運動が、いずれも一応の軌道に乗つてきたかの感があると同意味において、何らか急激な転換がもはや予想されえないような、一つのまとまつた形を整えてきているということもあるが、しかし、このことはまた他面からみれば、十年間の労働経済がその種々な面において、どうにもならない一つの行詰りに達したということでもある。最も重要な賃金の問題にしても、かつてのような「賃上げ斗争」による最も手近かな賃金状態の積極

的な改善は、もはや何ほど所期の効果を生むに至つていないばかりでなく、消極的な賃金防衛としての「最低賃金制」は、現在では、その形骸的な法案すらなお前途の見透しをつけえない状況におかれているようである。まして雇用及び失業の面のおかれた「好況」とつねに逆行するような矛盾の裡におかれているものについては、まさに完全な行詰りの状態を彷彿せしめており、そこにすでに何らか基本的な問題の解決にまで遡ることを余儀なくするのではないかと予想せしめている。

思うに、労働経済はそれ自体として何らか独自の方向をもつものでなく、基本的にはつねに資本の動向に規定され、資本の必要とする最低の限界においてのみ一定の保障を与えられるに止まるものとすれば、この資本のそのときどきの意図を反映して特定の施策が政府によつて与えられ、労働経済を実質的に決定するといえる。ただ、この場合労働者側の協力を、どの程度に獲得しうるかは、その施策によつて如何に労働経済が改善されるかの労働者側の判断に係わるものであり、具体的には労資関係の緊迫の程度がこれを示すものともいえる。ただ現在の労資関係は、この間の公正な交渉を保証する法規の存在にもかかわらず、政府及び資本の意図に対する労働者側の要求の程度を必ずしも的確に反映しているとはいえず、その意味において労働者状態は殆んど一方的に政府及び資本の意図する



方向に（勿論、それは表見的なスローガンの意図する方向とは異なる）おかれ易いといえる。このことは二十九年の「デフレ政策」と、その名の下の行われを「合理化」運動とにおいて端的に示されたところであり、それはまた、三十年の「数量景気政策」と、その線に併行する「生産性向上」運動においても、明らかに看取されるところであるようである。また上に述べた労働者状態の一応の定型化は、前節に述べた「経済正常化」に照応する一種の労働政策的な方向づけにほかならないともみられうるものである。ではまず、三十年を中心とする最近の労働経済の動向は、どのように特色づけられるか。

(一) 明るい表面と暗い谷間

労働省が三十一年七月十二日発表した「労働白書」（昭和三十年労働経済の分析、一九五六年版）によると、デフレ政策で苦しかった日本経済は、三十年になると、輸出の増加や米の空前の豊作によつて活況を示し、卸売物価は一・八%低くなり、鉱工業生産は約八%、豊林水産業生産は約二割、実質国民所得は約九%とそれぞれ前年の水準を上回った。このような経済の好転は労働面に影響し、とくに下半期には、失業者が減り、雇用や実質賃金が上昇し、家計の改善などがみられた、として労働経済の好転を強調するが、他方、しかし雇われる者が多くなり、賃金が上り

生活が楽になつたといつても、多くの問題が残されていふがんだ就業構成の問題―働き盛りの人と働きたい人が年々ふえる一方で、しかも就業者は中小企業にかたより、生産的な仕事よりもサービス部門の仕事に携わるものが多い、就業構成の上から健全な形ではない。第二は、賃金格差の拡大の問題―「陽のあたる産業」と「陽のあたらない産業」―大企業と中小企業との間の賃金の開きがだんだん大きくなつていく。このように、一応よくなつた労働経済は、明るい面と暗い面のデコボコができていく。従つて、経済がだんだん正常化したのだから、これら労働経済の基本的な問題を、こころあたりで再検討すべきである、と「白書」は結んでいる。

この「労働白書」発表に対し、総評では同日（十二日）早くも次のような見解を、太田副議長談の形式で発表した。（一）雇用は増大したというが、そのほとんどはサービス部門などの第三次産業で、製造などの基幹産業の雇用はむしろ減少気味である。これは生産性を向上して雇用もふやすということが全く間違ひであることを示したものである。雇用の増大は内職かせぎのような就職がふえただけで、これはみせかけの雇用増大にすぎない。（二）賃金の格差が拡大したというがこれは独占資本が集中化した結果で、大企業中心の政策のあらわれで、中小企業に対する政

府の無策を物語るものである。（三）実質賃金が上つたというが、賃金の上つたのは上層の人たちだけで、下層の人たちはほとんど上つていない。しかもこれらの人たちも人間並みの生活をしようとしているので、むしろ生活は苦しくなつていく。要するに労働白書は、官庁統計によるみせかけの好転で、実は独占資本が労働者の生活を圧迫していることを示したものである、と。

(二) 明暗それぞれの面の分析

周知のように、この「白書」は経済企画庁の「経済白書」と呼んで毎年七、八月頃前年度の労働経済の実体を分析して発表するもので、労働省としては賃金その他の労働条件などについて一つの指標を示すものと自負しているようである。今次の「白書」は約五百万労働者を調査対象にして、三十年度において日本経済の動向が雇用、賃金等の労働問題に如何なる結果をもたらしたかについての三十五万語にのぼる報告書であり、特に重要事項については三十一年三月までの統計を利用して、官庁報告としては比較的良心的な態度を示しているが、例年の如く、日本経済

そのものの実体把握に周到でないために、その動向が労働者状態に与える作用についても、極めて皮相的な観察の域を出ず、折角の豊富な分析資料にも拘らず、全く具体的な対策を欠如したお座なりな論旨を展開するに止まつている。因みに今次の「労働白書」の論旨の主要な部分を要約すれば次の如くである。

(1) 経済の好転とその労働面への波及

(1) 雇用の状態はよくなつた―緊縮政策の影響で二十九年五月から減つて来た雇用状況は、三十年下半期に向上きになり、三十一年に入るとぐつとふえ、経済規模拡大のいい影響が雇用面に出てきた。また農業や林業以外の雇用の数も三十年上半期はおもに商業、サービス業だけがふえたが、下半期になると製造業などの産業部門もふえ、全体で二十九年下半期に対し約百二十万人と大幅にふえた。

(2) 失業者が減つた―公共職業安定所の窓口に見われた労働者の求人と求職の状況をみると、三十年下半期は二十九年下半期に比べ求人数が約一二%ふえたのに対し、求職者数は逆に減つた。就職率は下半期には二十九年の一〇・八%から三十年は一・二%と少しよくなつた。しかし求人に対し求職は三十年平均でまだ三・六倍にのぼっている。失業保険の受給人員も下半期には二十九年同期に比べ三割近く減少した。完全失業者の数は三月の八十四万人を最高として次第に減り、十一月十二月には二十九年同期より下



本 回った。もつとも三十一年三月には百六万人とこれまでの最高になったが、これは新規学校卒業者と女子の求職活動がさかんになったため、四月には三十年の水準にもどつた。

日 (3) 実質賃金が上がった 調査した産業労働者五百万人の一人一ヶ月当りの現金給与総額は、三十年上半期には二十九年同期より三%ふえただけであつたが、下半期には八%もふえた。そのうえ三十年の消費者物価指数は農産物や魚類の価格が下がつたことなどから、実質賃金は名目賃金の上昇率を上廻つて年平均で二十九年より七%ふえた。勤労者の家計も三十年は収入の増加や消費者物価の低落、七月からの勤労者所得税の軽減などによつて全般的に改善され、消費水準は二十九年に比べ五%上がった。

(4) 労働時間がふえ、労働災害が減つた 総労働時間は三十年を平均すると二十九年に比べほとんど変らなかつたが、上半期は減り、下半期は時間外労働がふえたため、全体として労働時間がふえた。労働災害は全体として二十九年より下がつたが、鉱業や公益事業ではふえている。

(5) 労使の関係が平穏であつた 三十年六月末の労働組合数は約三万二千、組合員数は六百九十九万人で、二十九年六月より五百五十六組合、二十万人ふえた。争議の参加人員はふえたが、争議が一般に短期間に終つたので、労働損失日数も戦後の最低を示した。しかし中小企業の争議が

ふえ、また中小企業の組合組織が進んだことは注目すべき傾向であつた。

(四) 好転の内部にある問題点

(1) 十四才以上の働く人口が大幅にふえ、サービス部門に多く吸収された 三十年の下半期になつて雇用状況は好転したが、一方十四才以上の人口、つまり生産年齢人口が百三十六万人もふえたうえ、女子の就職しようとする者もふえたため、労働力人口は百四十六万人と生産年齢人口を上回つてふえた。増加した労働力人口のうち百三十六万人は就業者として吸収されたが、その吸収先は卸売、小売業、金融不動産業、サービス業などの部門で、これらが八十七万人吸収し、製造業、公益事業には二十万人吸収しただけであつた。雇用の増加を事業所の規模別にみると中小企業の増加率が高く、大規模は減少傾向を示している。また日雇も失業対策事業はぐつとふえたが、就業希望者が多いためアブレが多く、月平均のアブレは百四十九人で、二十九年に比べ三十八万人ふえている。

(2) 賃金のデコボコが激しくなつた 賃金水準は全体としては改善されたが、これを産業別、規模別、労働者の種類別にみると、賃金差がかなりひどくなつてゐる。製造業では化学、家具及び装飾品、木材及び木製品、紙及び類似品、印刷及び出版、金属製品などの産業の賃金の上昇の方が大きく、これに反して機械、皮革及び皮革製品、ゴム

製品などの産業は賃金の上昇の方が小さかつた。規模別には、下半期になつて大規模事業所と中小規模の事業所との賃金の開きが次第に大きくなつてゐる。三十年十一月十二月の規模別の賃金上昇率を二十九年同期に比べると、五百人以上の事業所一・九%、百人から四百九十九人までの中規模事業所は八・八%、三十人から九十九人までの小規模事業所は六%で、これでも小規模の賃金のふえ方は大企業の半分に過ぎないことがハッキリ分る。賃金不払も未解決金額は全体では減つたが、九人以下零細事業所の不払件数はふえている。このほか男女別、労働別、年令別或は常用と臨時日雇の間の賃金の開きも大きくなつてゐる。生産労働者の男子を一〇〇とする女子の賃金は、二十九年が四二・一、三十年が四一・八であり、職員を一〇〇とする労働者の賃金は二十九年が六六・三、三十年が六五・九とそれぞれ賃金の開きは大きくなつてゐる。また二十九年から三十年にかけて常用労働者の賃金は五%上がったが、臨時工や日雇労働者の賃金は逆に少し下がつてゐる。

(六) 最近の労働経済の特色と外国及び戦前との比較 (1) 生産年令人口 (十四才以上の人口) と労働力人口 (十四才以上の人口で働く意思と能力を持つてゐる者) が増加した 戦前と比較すると生産年令人口は、戦前の大正九―昭和五年が年平均で約五十六万人、昭和五―十五年が約六十七万人の増加であつたのに対し、戦前の二十五―

三十年は年平均百十九万人増と倍になつてゐる。また労働力人口の増加は、大正九―昭和五年は同期の生産年令人口の増加数の約五割、昭和五―十五年は同じく約八割であつたのが、戦後の二十五―三十年は同期の生産年令人口の増加を約一割も上回つてふえている。

(2) 経済発展の速度と雇用の増加 二十五年からのわが国の経済発展の速度は、戦前はもちろんのこと、米國や西独をかなり上回るものであつたが、この間に労働生産性もぐつと上がったので、激増した労働力人口の雇用への吸収は順調でなかつた。この点は経済の上昇に伴つて雇用情勢が改善された西独、好況期に雇用情勢をよくした米國とは異つてゐる。規模別の従業者の構成は、日本は五百人以上の事業所が二一%、四十九人以下が五二%であるのに対し、米國と西独は五百人以上が四六%を占め、四十九人以下は一五―六%に過ぎない。これは戦前の大企業の雇用増加がいちじるしかった昭和五年ごろのわが国の経済上昇期と比べて対照的である。

(3) 働く女子が多くなつた 戦後の労働力人口の増大には、とくに女子の就業者が多くなつてきたことが大きな原因となつてゐる。男女別の就業者数の動きを、農林業を除いた産業についてみると、二十五年を一〇〇として三十年には男子一二一・八、女子一五七・九であり、実数でも男子の二百八十八万人増に対し、女子は三百二十万人増と、



年 月	生産指数	雇用指数	生産性指数	賃金指数	家計消費指数	卸売物価指数	消費者物価指数	実質賃金指数	実質家計消費指数	労働時間指数	労務費比率指数
二八年	117.7	107.8	117.7	117.7	117.7	101.3	111.9	111.9	111.9	101.0	104.8
二九年	115.0	113.0	115.0	115.0	115.0	101.6	119.1	119.1	119.1	101.7	101.1
三〇年	114.5	111.5	114.5	114.5	114.5	99.8	117.8	117.8	117.8	101.0	106.5
三〇年一月	117.2	110.4	117.2	117.2	117.2	100.4	118.7	118.7	118.7	101.4	114.1
二月	117.6	110.1	117.6	117.6	117.6	100.8	119.0	119.0	119.0	101.0	100.5
三月	116.2	110.6	116.2	116.2	116.2	101.1	118.4	118.4	118.4	101.3	91.3
四月	115.6	112.6	115.6	115.6	115.6	100.2	119.1	119.1	119.1	101.5	97.7
五月	115.3	112.2	115.3	115.3	115.3	99.4	118.2	118.2	118.2	101.3	97.1
六月	116.8	111.9	116.8	116.8	116.8	99.4	117.4	117.4	117.4	101.6	113.9
七月	116.3	111.9	116.3	116.3	116.3	99.9	117.0	117.0	117.0	101.5	113.6
八月	116.9	111.7	116.9	116.9	116.9	99.4	117.8	117.8	117.8	101.2	99.6
九月	119.0	111.6	119.0	119.0	119.0	99.6	117.4	117.4	117.4	101.5	99.3
一〇月	119.9	111.5	119.9	119.9	119.9	99.9	117.4	117.4	117.4	101.3	99.3
十一月	117.0	111.5	117.0	117.0	117.0	99.7	115.9	115.9	115.9	101.0	94.7
十二月	118.3	111.5	118.3	118.3	118.3	99.8	115.7	115.7	115.7	101.3	100.1
三一年一月	115.0	111.1	115.0	115.0	115.0	100.5	116.4	116.4	116.4	101.5	100.1
二月	117.5	111.1	117.5	117.5	117.5	101.2	117.4	117.4	117.4	101.8	93.6
三月	115.2	111.5	115.2	115.2	115.2	101.5	118.5	118.5	118.5	101.2	87.1

(注) 1 生産指数は経済企画庁発表の製造工業生産指数を基準時転換したもの。  
 2 雇用指数は毎月勤労統計製造業労働者数より月始人員と月末人員を連鎖指数法にて作成したもの。  
 3 生産性指数は生産指数÷雇用指数  
 4 賃金指数は毎月勤労統計製造業労働者平均現金給与総額による。六月以降賃金指数は新旧両対象の五月分賃金の比率により、それ以前と接続しうるよう修正した指数。  
 5 家計消費指数はF・I・E・S (全都市) の一ヶ月平均支出金額を五人三〇・四日に換算したもの。  
 6 卸売物価指数及び消費者物価指数 (C・P・I) は総合指数の基準時を転換したもの。

女子のふえ方が四十万人も多い。  
 (4) 賃金の水準と開きの変化 賃金の水準は二十五年からの経済発展期において、実質賃金が労働生産性の上がるにつれて上がってきたことは、戦前の経済の発展期と異なった特色である。また賃金上昇をいろいろに分けてその開きをみると、戦前と戦後ではかなりの変化がある。男女別の賃金の開きは、戦後の女子の賃金がかなり上がったため、戦前に比べ縮小しているが、二十四年ごろから再び開きは大きくなった。また年令別と勤続年数別の開きは戦後一時ぐつと縮小したが、二十五年から再び大きくなり、年令の若い労働者、勤続年数の短い労働者の賃金が下がっている。

(四) むすび

三十年の経済は後半に入り輸出の増加、消費の上昇、設備投資が活潑になったことなどから活況を取戻し、物価が上がらなかつただけでなく、国際収支は黒字となり、企業内容の健全化も進んだので、経済は健全に拡大した。これに伴って労働経済の分野でも労働市場の改善、雇用の増

第一表 主要労働経済指標 (昭和二十六年平均基準)

年 月	生産指数	雇用指数	生産性指数	賃金指数	家計消費指数	卸売物価指数	消費者物価指数	実質賃金指数	実質家計消費指数	労働時間指数	労務費比率指数
二六年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
二七年平均	111.8	108.0	108.2	117.7	111.9	101.9	115.0	111.1	115.3	100.8	109.1

加、実質賃金と勤労者の消費水準の上昇などの面で改善された。  
 しかし、このような改善の動きも全面的に浸透せず、雇用の増大、賃金の上昇も産業別、規模別によつてかなりの喰違いがある。とくに生産年令人口の増加によつて雇用の状況はあまりよくなく、問題の解決を今後に残している。長期的な推移としてみても、わが国の後進的な就業構造は、戦後激増した労働力人口圧力によつて、生産がぐつと上がったのに比べ改善されていない。規模別、常用、臨時日雇別などの賃金の開きが大きくなっていることは注目に値する。このような基本的な問題については、今後慎重に検討し、確固たる対策を樹立することが必要であろう。  
 以上が今次「労働白書」の論旨の要約である。果して、それが最近の日本の労働情勢を的確に指示しているのか、或は前記総評副議長表明にあるように「みせかけの好転」に止まるものであるか、以下労働経済の各部門に亘つて検討しよう。なお、昭和二十六年平均基準の三十年代主要労働経済指標を示せば、次の第一表の如くである。



- 7 実質賃金指数、実質家計費指数は賃金指数、家計費指数を全都市C・P・Iで除したものと、労働時間指数は毎月勤労統計製造業労働者一ヶ月総実労働時間数による。
- 8 労働時間指数は毎月勤労統計製造業労働者一ヶ月総実労働時間数による。
- 9 労働費比較指数 =  $\frac{\text{賃金指数} \times \text{雇用指数}}{\text{生産指数} \times \text{卸売物指数}}$  但し、この場合の卸売物指数は食用農産物が除いてある。

### 三 雇用 失業

#### (一) 概 括

戦後の日本経済が、雇用及び失業問題という厄介な宿題を抱えていることは、一般の常識とさえなっている。現在のような人口抑制政策をとつても、これから先き二十年間は、現に生をうけている子供たちが、次々と成人して職を求めることになるのだから、その人たちに有用な職を与えるという課題は、いまや凡ゆるる経済政策の最大の事件となつてしまつている。

今日、「日本経済の安定と進歩」といい、とくに三十年は「日本経済の戦後最良の年」といつても、そこでの雇用、失業の問題は何ら解決の方途が示されていないようである。もちろん、当面の問題として、インフレをどうするか、財政の規模をどうするか、或は輸出をどうして増進するか、輸入資源に対して日本の代りの資源をどのように求めるかといった問題が山積しているわけだが、それがつま

るところ、輸出を増進して、それによる利益を受取り、その利益を国内の人口が享受するということが、即ち国内の人々が高い生活水準で、もつと多くの就職口をもつということに外ならない。それはつまりところ雇用或はその裏側の失業という点において最も基本的な問題になる。これを解決しなければ、当面輸出がのびたとか、外貨の蓄積が十五億ドルになつたとかいう日本経済の明るい面は、何故に明るいと見えるのかという疑いをもたざるをえなくなる。経済にとつての最後の目標は、いつでも増加していく人口に、よりよい生活水準を与えようという以外には存在しえないのであつて、経済のいわば最高の目標である。しかし、それはあくまで一つの論理ないし理想といわなければならない。現実の経済、とくに資本主義経済の論理は、むしろ今ではつねにこの目標から離れ、また目標を無視することによつて存続しているとさえいわれている。そこで雇用増加の道は、ふえてくる雇用を吸収できるような産業構造を将来どのように考えるかという問題にもつき当らざるをえないということになる。

しかし、雇用、失業の問題を日本経済の現実の中で考え

ようとすると仲々複雑である。戦後経済が繁栄の軌道に乗つたといわれる二十五年から三十年までの五年間に、年間平均の労働力人口(総理府統計局調査で、完全失業者をも含む)は五百六十四万人ふえており、毎年百万人以上純増を示した計算になる。現在の日本人の年齢構成や年齢別死亡率状況から推して、今後二十年間ぐらひは、やはり同じ程度の労働力増加を覚悟しなければならない。そこで、この雇用問題をできるだけ円滑に解決するにはどうしたらよいかという問題に対して、大方の常識的結論は、輸出を拡大して工業生産を活発にして、その面に労働力を吸収するよりほかない、ということのようである。日本の農業には、現在以上の雇用吸収力はないし、流通部門やサービス業の分野はせいぜい工業の伸びと歩調を合せるとみるのが妥当だろうから、資本主義経済制度そのものの変革が当面の議題とならないかぎり、右のような結論は、不可避とも云へるものであるといつてよい。ところが、その結論に不可避性があるといつても、そこにもられた対策が真に有効であるかどうかは別問題である。たまたま、二十五―三十年の五年間は、輸出も異常に伸び工業活動も著しい上昇を示したのだから、その間に雇用・失業問題がどのような進展を示したかを調べてみるによつて、改めて長期の雇用対策も立て直すべきであろう。

われわれはすでに、前節及び前々節において、三十年を

頂点として過去六年間の日本経済の繁栄ぶりが、一応申分のないものであつたことを概観した。それがいくたの矛盾をもつたものであるにせよ、あれだけの好条件がそろつたときに、日本の雇用・失業問題がもしも解決の方向へ殆ど前進しなかつたとするならば、一体どうして解決しようものか、全く見透しがつかないということになる。そこでまず雇用面の変化をみよう。

前述のように、労働力人口は二五―三十年の五年間に平均百十三万人ずつふえたのだが、それがかんじんの製造工業分野には、年平均十七万二千人ずつしか吸収されていない。残りの九十六万人は一体どこに吸収されたのか。一ぱん大きいのは「卸売及び小売業、金融及び保険業」であつて、年平均五十九万人、その次が「サービス業」で、年平均三十三万人、この両者併せて九十三万人に達する。農林業と漁業と公務員とは、この間減つており、建設業が平均十万人、失業者が年平均五万人ふえている。しかし大勢ははつきりしており、流通、金融、サービスというような、いわゆる第三次産業が大部分の追加労働力を吸収したといふのが、この時期の特徴である。ところで、製造工業の内部分についてみると、一方では規模の大きい事業所の従業員が案外にふえておらず、小規模の所に密集しつつあることがわかる。二十六年と二十九年の事業所センサスの結果を比較すると、製造工業で従業員千人以上の事業所の従業員



数は絶対的にも減っており、五人ないし百人といった所が非常にふえている。また他方、同じ従業員といつても、工員と職員とに分けてその趨勢を比べてみると（経団連調査）、たとへば電線、セメント、硫酸、ソーダ、塗料、人絹、綿糸などの部門で顕著にみられるように、工員の占める相対的割合は減っている。つまり、大まかない方をすれば、物的生産に直接たずさわる者の人数は相対的に減つて、事務要員、流通部門従業員等がふえたということになる。

もともと流通やサービス部門には、経済学にいう「所得介入」の現象が多い。わが国でも戦時中にはそうした部門の従業員が極度に少なくなつて、軍隊を別として、国の労働力の非常に大きな部分が物的生産に専心せざるをえなかつた。ところが、経済にゆとりがでてくると、日本のように労働力の過剰な国ではなおさらのこと、「所得介入」の現象が多くなる。買手があるという意味では「所得を生む」労働といふことができても、それに対応したサービスの内容は、国民の生活水準にとつてあまり実質的にプラスにならないような種類のものがふえるのである。一方では生産性がぐつと伸びたから剰余価値部分が多くなり、「非生産的な」労働を養う余地がふえたのであるし、他方では、一人ですむところに二人がわりこむという形で仕事をわけあい、かつ作りあつたから、一人分の所得は減りつつ雇用

数がふえたといえるものであつた。このようにして剰余価値部分がふえながらも、その中にわりこむ雇用数がそれ以上にもふえることにより、雇用問題の解決点を見出ししているのだといえる。それは決して安定とか進歩とかいえる解決点ではない。しかもこのような雇用問題の過去六ヶ年の在り方が、三十年代日本経済において、後述の如く最もきわだつて表現されているのである。

ところで、右のような過去六ヶ年の雇用面の変化から、将来のためにどのような結論がひき出されるであろうか。第一次鳩山内閣の看板の一つだつた経済六ヶ年計画の最新版が三十年十二月五日に発表された（経済審議会の谷中案、その後自由党が手を入れて経済五ヶ年計画と改め三十一—三十年代の計画とした）が、そこでの「経済自立」と「完全雇用」という二つの目標のうち、後者の「完全雇用」についてはコルム方式を採用して、三十五年度の総人口は九千三百二十三万人、このうち労働力人口は四千五百三十一万人と推定する。この労働力人口のうち一％の四十五万人が完全失業者（週一時間も働かない者）だとみる。普通、労働力人口の二—三％が完全失業者だとしても、この程度なら完全雇用の状態だといわれているが、日本の場合はヤミ屋その他表面にはあらわれない潜在失業者を考えなければならず、完全失業者を労働力人口の一％と抑えて、これならば大体完全雇用といえる状態だろうと計画立案者は説

明している。しかし三十五年度に果して完全失業者が労働力人口の一％に下るかどうか。かりに一％になつたとしても、それで完全雇用といえるかどうかということである。いまの政府統計では完全失業者というのは「一週間中何も金になる仕事をしなかつた人」というきわめて厳密なものとなつているが、わが国には就業時間が短かく、したがつて収入の少いわゆる半失業者の人が完全失業者の十倍以上はいる勘定（総理府統計局の推定）になつている。この「経済六ヶ年計画」では半失業者の人のことについては少しもふれず、単に完全雇用という看板を下したくないばかりに、ムリヤリに完全失業者を一％に抑えたともみられていゝるが、このようなムリは、就業者を既述のような第三次産業に詰め込んでいゝところからきていゝる。即ち「計画」によれば、この第三次産業部門の就業者の増加（二十九年度から三十五年度にかけて）は二百六十七万人で、全就業者の増加五百四万人の半分以上がこの面に吸収される計算になつていゝる。これに比べると第一次産業（農林業、水産業）は七十六万人、第二次産業（鉱業、製造工業、建設業）は百六十三万人と第三次産業に比べいゝずれも小さい。かくて三十五年度には労働力人口は完全失業者一％を差引いた残り四千四百八十六万人が、第一次産業へ四〇％、第二次産業へ二四％、第三次産業へ三五％という比率で就業するといゝ構成をとるといゝるのである。

右のような政府の「計画」は、過去六ヶ年とほぼ同じ程度に向う五ヶ年間日本経済の繁栄が続くとみての計算であるが、それが一応達成されたとしても、雇用面が過去と同じような形で解決されるかは疑問であろう。雇用供給面の事情は一応かなり正確な予測が可能であるとしても、雇用需要面についてはどうであらう。一ばんかんじんの製造工業では、過去六ヶ年と同じ程度に新労働力の吸収が行われたとしても、一年間に十七万人前後ということになるが、政府の五ヶ年計画では、一年間に二十二万人ずつの増加を予定してゐる。今後いゝよ設備のオートメーション化が進むことを考えると、この二十二万人という数字はかなり樂觀にすぎるとみられていゝる。しかも過去六ヶ年間に、年平均九十二万人が流通、金融、サービス部門に吸収されたといゝことは、それ自体決してノルマルなことではなかつたし、すでにこの部門での雇用のだぶつきを類推させるに十分なのである。

なお、経済審議会では去る三十一年七月十六日、第二表に示すような三十年代経済についての計画と実績に關し比較検討が行われ、経済五ヶ年計画の三十年代計画指標と余り大きい喰い違いが問題とされたが、経済諸要素間の伸び方に均衡がとれていゝるとして計画の改定を見送ることになつたと報ぜられていゝる。これによると就業者数は計画より三・一％の増加であるが、逆に完全失業者数が一四・三％



の増加となつてゐることは、前述のような計画のムリが明瞭に示されてゐるとみてよいであらう。

第二表 三十年代実績と五ヶ年計画との対比表

昭和三十年計画 (三〇・四・一九)

昭和三十年度実績

項目	昭和三十年計画 (単位)	昭和三十年度実績 (単位)	増減 (%)
総労働力人口	八、九七〇	八、九三〇	-
就業人口	四、二一八	四、二三四	+
完全失業者数	四、〇五五	四、八二二	+
国民総生産	五、七九〇	五、七九〇	+
分配国民所得	六、三三〇	六、三三〇	+
民間消費支出	二、四九〇	二、四九〇	+
個人消費支出	一、二、四九〇	一、二、四九〇	+
消費水準 (都市農村総合)	昭二八年度 100	昭二八年度 100	+
鉱工業生産水準	昭九一一年 100	昭九一一年 100	+
農林水産水準	昭二五—二七 100	昭二五—二七 100	+
卸売物価	昭二七 100	昭二七 100	+
C.P.I.	昭二六 100	昭二六 100	+
住宅建設	千戸	千戸	+
国際収支	百万ドル	百万ドル	+
受取	二、三三三	二、二七三	+
輸出	一、六〇〇	一、〇九五	+
輸入	六、七三三	七、七二八	+
貿易外	二、三三三	二、三三三	+
一般貿易	二、三三三	二、三三三	+
特殊貿易	〇	〇	+
支出	二、三三三	二、三三三	+

(註) カッコ内数字はドルおよびポンドユーザンスなどによる支払、繰延の増加がなかつた場合を想定したときの計数である。  
※は見込。

(二) 労働力人口と就業者構成

前掲の政府の「経済六ヶ年計画」(三十一年度を第一年度として「経済五ヶ年計画」と改称)の特徴は、これまでの長期計画と異なり、人口の増加、特に労働力人口の増加とその就業対策を織込んだ点において画期的なものであるとされているが、雇用失業の問題を、単純に労働力人口の過剰ないしその調整の問題とすることの理論的な当否については姑らく措くとしても、戦後のわが国において、労働力人口だけが極めて豊富であり、その活用が戦後経済のうちで最も困難を極めるものとせられてきたことは否定しえない。右「経済六ヶ年計画」の最新版においても、雇用の難題に関しては「根本的には昭和三十五年に九千三百二十万人となる総人口の過剰、とくに生産年令人口の急激な増大が原因である。計画期間の五年間でも総人口が五・五%ふえるのに比べ、生産年令人口は一二%の増加である。これまでも所得の低い者、短時間の就業者など、いわゆる不完全就業者が多いことを考えると、今後かなりの期間

は特別の考慮を払う必要がある。雇用問題の解決には経済規模の拡大が必要であるが、輸出産業、基幹産業では生産性の向上により、生産の増大する割に雇用は伸びないから、公共事業、失業対策、社会保障を促進するとともに、雇用吸収力のある中小企業を強化育成する必要がある」と問題解決の困難性を指摘している。

では日本の労働力人口の現状は一体どんな具合であるか、以下、主として総理府統計局の「労働力調査」によつてみるに、昭和二十九年九月(右)と三十年九月(左)との数字を比較対照すれば次の如くである(単位万)。

項目	昭和二十九年九月 (右)	昭和三十年九月 (左)
総人口	八、八三〇	八、八三〇
十四才以上生産年令人口	五、九四五	五、九四五
労働力人口	四、〇五五	四、〇五五
非労働力人口	一、八二〇	一、八二〇
労働力率	六九・三	六九・三
男	二、二八五	二、二八五
女	一、七七〇	一、七七〇



即ち、この一年間に総人口において一〇〇万を増加し、そのうち十三才以下は五九万の減少であるのに反して十四才以上の生産年令人口は一五九万の増加で、総人口に比べて一倍半以上の増加率である。さらに労働力人口だけに就いてみれば、二〇六万を増加し、総人口に比べて二倍余の急増ぶりであり、とくに女子の労働力は男子に二倍する激増ぶりである。その間、非労働力人口は逆に四九万の減少となり、世智辛い世相と苦しい家計のもとで、ますます多数の国民が生活のために働くようになった一面を示すものである。このために十四才以上の生産年令人口に対する労働力人口の比率は総数では一〇六%上つているが、その実は男子で〇・三%の低下に反し、女子で三・一%の上昇となつており、婦人の職場進出が激しいことを物語っている。三十年十月一日に行つた国勢調査の確定人口が三十二年二月二十四日に発表されたが、それによると総人口は八千九百二十七万五千五百二十九人で、上述の三十年九月現在の推計より若干下回つている。なお、三十一年二月七日発表された三十年の労働力人口によると、次の第三表及び第四表の如くで、上述と同様の動向が問題点として示されている。即ち、労働力人口は、三十年平均では四、一八〇万人で二十九年に対し一六五万人の増加となつており、二十六―三十年間の平均で一ケ年に一三〇万人の割合で増加しているのに比べるとその伸びが著しかった。しかし男女

別にみると、増加数においても、増加率においても女子の方が遙かに高いことは上述の場合と同様である。また、このような労働力人口増加の趨勢につれて、十四才以上の人口に占める労働力人口の割合、いわゆる労働力率をみると、三十年は六八・六%で前年に対し一%近い増加を示しているが、これは主として女子の増加によるものの如く、男子は八三%台でほぼ固定している状況である。なお、非労働力人口は二十六年以来むしろ減少傾向にあり、二十六年の一、九六六万人から三十年の一、九〇一万にまで六五万人の減少となつている。このことは労働力率の高いこと、即ち生産年令人口の増加よりも労働力人口の増加の方が大きいこと、さらに遡れば、人口の自然増加よりも生産年令人口の増加が多いということを示している。由来、わが国の労働力率が欧米諸国に比べて高いということは、わが国では産業の生産性が低く、賃金その他の所得も少く、また乏しい財政のもとで社会保障も不十分なところから、本来は非労働力化すべき家庭の老人や婦女子も働いて家計を補わざるをえなかつたことに因るものとされてきたが、それが特に戦後、しかも累年労働力率の高さを増しているということはどうしたことであろうか、生産性は累年高まつており、財政における社会保障費の割合も戦後とくに高まつている筈である。にも拘らず、現に第四表にみる如く、二十六年の労働力率六五・一%は二十九年に六七・七

%に上昇している。最近の状況を知るために「労働力調査」により三十年九月(左)と二十九年九月(右)の労働力率を、年令層別、男女別に比較対照すると次の如くなる。

総数	総数		男		女	
	左	右	左	右	左	右
一四一九才	一四七・六	一四九・九	四九・九	四九・九	四九・九	四九・九
二〇―三九才	七・七	七・七	三・七	三・七	三・七	三・七
四〇―六四才	七・二	七・二	三・三	三・三	三・三	三・三
六五才以上	四・八	四・八	一・五	一・五	一・五	一・五

即ち、総数では一・五%の上昇であり、逆に非労働力率が一・六%の低下となつているが、男女別では男子は入職年令の一四―一九才の大幅な労働力化を除いてもその他は低下しており、女子はいずれの年代においても三%以上の上昇を示している。六五才以上の総数では一・二%の上昇であるが、その実は男子の〇・五%減に反し、女子は三・一%の大幅な上昇となつている。完全雇用政策を強調しているイギリスの労働力率は五五%と伝えられ、仮りにわが国でもこの程度まで労働力化を低下することができると思えば、僅かに三千三百余万人の就業を確保すれば事は足り

る。そうすれば現在の就業者四千二百万から考へて、完全就業といふこともできるであろう。だが、現実には完全失業との谷間をいよいよ深くさまよいつつあるように見える。それが根本的には総人口の過剰によるものか、或る賃金その他の生活条件の貧困によるものか、今こそ冷静に判断すべき事態に立ちいたつてゐる。

第三表 労働力人口(万人)

年令	男女計		男		女	
	昭和二十六年	昭和二十九年	昭和二十六年	昭和二十九年	昭和二十六年	昭和二十九年
一四―一九才	一四七・六	一四九・九	四九・九	四九・九	四九・九	四九・九
二〇―三九才	七・七	七・七	三・七	三・七	三・七	三・七
四〇―六四才	七・二	七・二	三・三	三・三	三・三	三・三
六五才以上	四・八	四・八	一・五	一・五	一・五	一・五

第四表 労働力率

年令	男女計		男		女	
	昭和二十六年	昭和二十九年	昭和二十六年	昭和二十九年	昭和二十六年	昭和二十九年
一四―一九才	六五・一	六五・一	六五・一	六五・一	六五・一	六五・一
二〇―三九才	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七	三・七
四〇―六四才	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三
六五才以上	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五	一・五

(備考)「労働力調査」より作成。  
では次に、右のように増加した労働力人口のうち、就業者はどこへ収容されたかを見よう。就業者数は全体としてほぼ労働力人口と同じ増加傾向を辿つており、第五表にみ







とする労働省の「毎勤」（毎月勤労統計）よりも範囲がかなり広い。「労働力調査」における雇用の増加と、「毎勤」における雇用の増加との間にギャップがあるのは、主としてそのためである。たとえば、製造業・運輸通信業における雇用は「毎勤」では前年より減少しているのに、「労働力調査」では逆に増加している事実や、卸小売、金融業においては両統計とも雇用増加が示されているが、「労働力調査」の方の増加率がより大きい事実は何れも臨時工、日雇労働者、更には内職者等のいわゆる不完全就労者がかなり多く存在することを物語っている。

ここに、なお一つ附言すべきことは、今次の「労働白書」で、「人口構成の壺形移行」ということがとりあげられ、それが、今後の雇用及び失業に対して、何らか停滞的原因の指標として示唆されているということである。即ち、最近の人口趨勢から看取される特徴点ないし問題点として、第一に自然増加率のてい減によつて人口増加の速度が鈍化していること、第二に生産年齢人口の増加率が人口の増加率を上廻り、総人口中に占める生産年齢人口の割合が増大していること、第三に死亡率の急速な低下傾向が高年齢人口の比率を大きくしていること、第四に以上の結果として人口構成の壺形移行が次第に明確な形をとりはじめていること、等の諸点があげられ、……このような出生、死亡数双方の低下はそれが急速であればあるほど、戦前の

人口が著しく増加した時期の出生者が最近の少産、少死型の人口動態の中で生産年齢人口に達することを意味し、……このような生産年齢人口の増加は直接に大量の新規労働力の追加となつて現われるが、死亡率の低下にともなう既存労働力の脱落減、さらに非労働力の労働力化がこれに加つて、労働力人口増大の大きな要因となつている、と述べ（労働白書、一九五六年版、一〇九―一二頁参照）、経済の好転による産業の増加にもかかわらず、労働力需給の総体では三十九年度は二十九年度よりあまり改善されたとはいえない理由としているようである。

(三) 雇用状況

さて、上述のように、わが国で普通雇用という場合、決して単なる雇用労働者でなく、広い意味の就業者であつて、他人に雇用され賃金、俸給で生活している雇用労働者という意味の雇用は、諸外国に比べ日本では比較的少ない。日本の実数は、三十年が平均して四、一五〇万の就業者のうち、自営業主が一、〇七八万（二六％）、家族従業者一、四五二万（三五％）、雇用人一、六一七万（三九％）であるが、アメリカの場合はこの比率が（一九五四年に）、自営業主一六％、家族従業者一・九％、雇用人八二・二％であり、イギリスの場合はそれぞれ七・二％、〇・二％、九二・六％であり、西ドイツは一四・八％、一四・

四％、七〇・八％という数字が出ており（何れもI・L・Oの一九五四年の年報による）、日本がどの国に比べても雇用人の比率が非常に低い。しかも前述のように、三十年の三九％というのは、この年の就業増加のうち雇用人の増加がこれまでになく大きかつたからであつて、普通の年では三七・五％程度である。ではこの日本では就業者（或は有業者）の三分の一程度の数の雇用人の状況はどうであるか。

まず、労働省の「毎勤」によつて、労働者三十人以上を雇用する比較的近代的事業所の常用雇用の動きをみるに、第八表の如く、三十年の前半は概して二十九年来のデフレ政策下の減少傾向を持続していたのに対し、七月頃からその減少度も鈍り、八月以降引続き横ばいに推移している。これは一面において、最近の輸出の伸張や大豊作を軸とする国内経済の活況を反映して、雇用状況が漸く落着きをみせてきたことを示しているようにも見える。今次「労働白書」では、これを「常用雇用の強調」と表現している。それは、右の三十年の動きを二十九年のそれと比較し、二十九年が六月から十二月までに調査産業総数（建設業及びサービス業を除く）で二・六％、製造業で三・六％程度のそれぞれ減少であつたのと比べると、かなり違った動きを示しているからであり、さらに三十一年の入職期に入つてから大幅な増加を示し、三、四月中の雇用増加率が

調査産業総数で三・五％、製造業では四・八％増と、いずれも前年同期のその二・二ないし二・三倍の水準を示しているからであろう。しかし、これを同じ第八表において三十年平均でみると、前年に対しては「調査産業総数」、「製造業」の両者いずれも一・二ないし一・三％、「鉱業」で七％、「運輸通信その他の公益事業」で〇・五％それそれ低くなつており、「卸売及小売業」で三・三％、「金融及び保険業」で二・六％高くなつてにすぎないということである。とくに、二十九年八月の生産の最低時に記された常用雇用指数よりも、戦後最大の生産が行われた三十年八月のそれがはるかに低下しているという事実には、雇用情勢変化の特徴がむしろ端的に示されているという点であり、さらに重要なことは、右にみたように、常用雇用の全産業指数にあらわれた低下傾向が、専ら生産部門（鉱業及び製造業）における雇用の著しい低下によつてもたらされているという事実である。また卸・小売業や金融保険など非生産部門（第三次産業）では逆に雇用指数が増大しているという事実は、生産部門からしめ出されている労働者が、雇用条件の不安定で労働条件の劣悪な部門に吸収されていることを示し、潜在的な失業者の増大を示唆しているものに外ならない。



第八表 常用雇用指数 (二六年=100) (毎月勤労統計)

調査産業総数	二八年二九年三〇年三一年															
	平均	平均	平均	平均	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
調査産業総数	107.8	111.4	110.0	109.5	109.1	109.5	110.8	110.6	110.3	110.3	110.1	110.1	110.1	110.1	110.1	110.1
製造業	92.6	81.3	75.4	77.0	77.3	77.7	76.9	76.9	76.7	76.7	76.7	76.7	76.7	76.6	76.7	76.6
卸小売業	107.8	113.0	111.5	110.4	110.1	110.6	113.2	111.9	111.9	112.7	112.6	111.5	111.5	111.5	111.5	111.5
金融保険業	113.7	113.6	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3	114.3
運輸通信その他	107.7	110.0	110.0	110.0	110.2	110.1	110.0	110.4	110.3	110.0	109.9	109.9	109.9	109.9	110.0	110.0

では製造業での雇用状況はどうか。まず製造業を中分類業種別に分けて、それぞれの常用雇用指数を三十年平均で算出し、二十九年と比較対照すると第九表の如くである。それによるとかなり区々な動きがみられるが、これを次の如く大きく三つに分けると、

(一)減少傾向にあるもの Ⅱこれに属する業種としては、紡織、木材及び木製品、家具装備品、ガラス及び土石、第一次金属などがあげられる。

(二)増加傾向にあるもの Ⅱこれには衣服及び身廻品、紙及び類似品、印刷出版、石炭及石油、電気機器、輸送用機器、精密機械、機械などが含まれる。

(三)浮動の激しいもの Ⅱこれには夏から秋にかけて減少し、年末にかけて増加する食料品や、夏から秋にかけて増加するが年末に近く減少するゴム製品、皮革製品などが入る。

また三十年において年間平均で前年を上回っているものには石炭及び石油(六・一%)、ゴム製品(三・九%)、その他の製造業(六・一%)、衣服及び身廻品(二・六%)、精密機械(二・一%)をはじめとして、印刷出版、化学、煙草、皮革製品等がわずかながら上廻っている。一方前年を下廻っているものは、機械、輸送用機器、紡織などで、いずれも三%以上目立って減少しており、その他電気機器、食料品、木材及び木製品などがこれに含まれる。なお以上の大部分は雇用の増減に拘らず、生産の上昇した産業であるが、そのうち、雇用のみならず、生産も減少した産業は機械及び電気機器など設備投資需要の低調と官公需不振が大きく響いた機械関係産業であるが、それも電気機器は、三十年十月以降、機械製造業は三十一年に入つて、いずれも生産が増勢に転じて、したがって雇用も常

第九表 製造業中分類別常用雇用指数 (昭和二六年=100) 対前年比

製造業総数	二九年		三〇年		対前年比
	二九年	三〇年	二九年	三〇年	
製造業総数	113.0	111.5	112.5	111.5	97.7
食料品	113.7	112.6	113.3	110.9	97.5
煙草	113.3	113.3	113.3	110.9	100.9
紡織	113.8	113.8	113.8	113.3	97.9
衣服身廻品	113.8	113.8	113.8	113.3	103.3
木材木製品	113.9	113.9	113.9	113.3	97.5
家具装備品	113.3	113.3	113.3	113.3	97.5
紙・類似品	113.3	113.3	113.3	113.3	97.5
印刷出版	113.3	113.3	113.3	113.3	101.6
化学	110.2	110.2	110.2	110.2	101.2
石炭・石油	117.6	117.6	117.6	117.6	106.1
ゴム	117.6	117.6	117.6	117.6	103.9
皮革	117.6	117.6	117.6	117.6	100.4
ガラス土石	116.1	116.1	116.1	116.1	99.9
第一次金属	110.7	110.7	110.7	110.7	97.9
金	117.5	117.5	117.5	117.5	97.9
機械	119.1	119.1	119.1	119.1	97.8
電気機器	114.6	114.6	114.6	114.6	97.4
輸送用機器	109.2	109.2	109.2	109.2	97.1
精密機械	114.7	114.7	114.7	114.7	103.1
その他	113.8	113.8	113.8	113.8	103.1

(備考) 「毎月勤労統計」より作成

さらに製造業を細分類で雇用の推移をみると、増加でかなりはつきりしているものとしては、化学繊維(七・一%)、鋼船製造及び修理(四・五%)などがあげられ、減少したものとしては製糸(七・八%)、綿及びスフ紡績(二・五%)などが目立っている。

なお、三十年における上記のような製造業常用雇用の停滞傾向について、今次「労働白書」はこれが原因として次の諸点をあげている。即ち(一)二十八年以降の設備拡大過剰設備が三十年の生産上昇をある程度カバーしたこと、つまり主要産業においては生産の上昇をまず操業度の上昇によつてまかなつたこと、(二)三十年における新規設備が低調であつたため、これが新規労働需要を抑えたこと、(三)労働時間の延長または企業内労働の配置転換によつて増産に対処する傾向があつたこと、(四)労働力の需要をまず臨時工の増加によつて対処する態度をとつたこと(製造業の臨時日雇人員指数は六月から十二月までに一三・二%増加し、前年の二・八%減に比較して大きな伸びを示した)、(五)企業者の合理化努力が一般に強まつていたこと、等である(労働白書、一九五六年版一三二頁)。たしかに、これらの諸事情が三十年における製造業常用雇用の停滞を結果したことは否定しえないであらう。しかしそれらが阻止的



要因として雇用停滞の主導力となつたのは、主として五百人以上の大企業においてであり、そこに「数量景気」―「生産性向上運動」と結びつけられた、一時的でない矛盾の増高が看取されねばならないわけである(本年鑑所収、特集参照)。

常用雇用の三十年における動向は以上の如くであるが、最後に、これが入、離職状況を一瞥しよう。まず、「毎勤」によつて常用雇用人の入職率、離職率の動向をみるに、次の第十表の如く、三十年においては、いずれも一般に低下傾向を示した(註、この入職及び離職率は事業所の新設、休廃止を除外した存続事業所におけるもので、企業内の転勤及び給与の停止復活を含んでいる)。即ち、まず入職率を調査産業総数についてみると、年平均では前年の一・六六%から三十年には一・六二%と若干低下し、入職期の四月比較では〇・九ポイント減とやや減少の幅が大きかつた。これも産業別にみると、卸売及び小売業でやや増加し、鉱業がほぼ保合を示したほかは、いずれも低下し、入職期の四月比較では全産業を通じて低下が大きく、入職期の入職率低下が年平均に大きく響いていることがわかる。なお、入職率の状況を製造業についてみると、三十年四月の入職率は三・七九%とここ数年来の最低を記録し、二十六年の六・〇%に比べると約半減の状況であつた。しかし「数量景気」の漸く本格化した夏以後は増加に転じ、十一月以

降年末にかけてはほぼ二十六―七七年の水準に近づき三十一一年四月の入職率は製造業で五・四%と急上昇した。したがつて調査産業総数も四・五%とここ数年なかつた高さを示した。次に離職率の動向をみると、調査産業総数では一・六一%と前年を〇・二二ポイント下廻り、産業別でも卸売及び小売業でやや上昇した以外はすべて低下をみせている。これを製造業について、三十年内の動向をみても、九月に前年と保合つた以外は、各月とも前年を下廻つていゝる。このような離職率の低下傾向は、ここ数年来の現象であるといわれているのである。なお、右のように入職、離職率とも三十年は一般に低調であつたために、両者を総合した異動率も全般的に低下し、調査産業総数では前年より〇・二五ポイント低下して三・二三%となつていゝる。ただ卸売及び小売業のみが、入、離職率とも上昇したので三・三九%と前年平均をやや上廻つただけである。

第十表 常用雇用の入職率の推移

年(月)	調査産業数						単位%					
	入職率	離職率	異動率	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業	製造業	鉱業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業	
昭和二八年平均(四月)	一・六六	一・八二	三・四八	二・〇〇	一・九四	一・八八	二・六六	一・六六	二・〇〇	一・九四	一・八八	
昭和二九年平均(四月)	一・六二	一・八二	三・四四	一・七五	一・七五	一・七五	二・六二	一・六二	一・九四	一・八八	一・八二	
昭和三〇年平均(四月)	一・六二	一・八二	三・四四	一・七五	一・七五	一・七五	二・六二	一・六二	一・九四	一・八八	一・八二	
昭和二八年平均(四月)	一・六六	一・八二	三・四八	二・〇〇	一・九四	一・八八	二・六六	一・六六	二・〇〇	一・九四	一・八八	
昭和二九年平均(四月)	一・六二	一・八二	三・四四	一・七五	一・七五	一・七五	二・六二	一・六二	一・九四	一・八八	一・八二	
昭和三〇年平均(四月)	一・六二	一・八二	三・四四	一・七五	一・七五	一・七五	二・六二	一・六二	一・九四	一・八八	一・八二	
昭和二八年平均(四月)	一・六六	一・八二	三・四八	二・〇〇	一・九四	一・八八	二・六六	一・六六	二・〇〇	一・九四	一・八八	
昭和二九年平均(四月)	一・六二	一・八二	三・四四	一・七五	一・七五	一・七五	二・六二	一・六二	一・九四	一・八八	一・八二	
昭和三〇年平均(四月)	一・六二	一・八二	三・四四	一・七五	一・七五	一・七五	二・六二	一・六二	一・九四	一・八八	一・八二	

(四) 失業状況

雇用の問題とつねに表裏の関係について同時的相即的に取扱われてきたものが失業問題であり、また雇用が増加されれば、失業は減少するという相対応する関係において両者を取扱うのがこれまでの常識であつた。ところが失業は

必ずしも雇用に対応してゐるとのみ考えられない状況が現出しているのである。即ち、雇用がある程度増加する傾向にある場合でも、失業は殆んど動かないかむしろ増加する傾向すら示している。いな、むしろ失業は雇用とちがつたなんらか独自の動きをもつてゐるのではないか、という観察さえ生じて来る。これが三十年をめぐる最近の日本の失



業状況の特色である。いま「労働日書」は、すでに「概括」で上述したように、常用雇用の強調に伴う労働市場の好転によつて失業も減少を示している。述べている。たしかに、後述のように公共職業安定所に現われた三十年の常用及び臨時労働者の求人や求職の状況は入職期の四月以降は漸次改善され、下半期においては前年同期に比べて求人数は約一二%の増加を示したのに対し、求職者は逆に僅かながらも減少し、下半期の就職率は二十九年度の一〇・八%から三十年代は一三%と改善され、したがつて失業保険受給者は三十年三月をピークに減少をつづけ、下半期には前年同期に比して三割近く減少し、また企業整備実施事業所数及び整理人員数も年平均一割ないし一割五分の減少となつてゐる、ということからすれば、失業状況の好転は一応否定しえない事実である。しかし、失業の実態はむしろ右のような楽観的な結論を許容し得ないものを含んで居る。

即ちまず完全失業者の動きを「労働力調査」からみてみると、次の第十一表のように三十年は年初六四万と前年同期より六割高の水準から出発し、三月に八四万と前年における最高記録七二万（八月）を更新し、上半期の月平均は前年同期よりも一九万増加して七〇万を記録したが、その後九月を除いて十月までは各月これを上回り、十一月、十二月に急速に落潮を示して五八万を数えたものの、下半期月

平均は六八万と前年同期より一万増加し、年間平均としては六九万で前年より一〇万上回り三十二年一月には再び増勢に転じて六八万となり、二月七五万、三月一〇六万と前年同月よりそれぞれ上回つてついに百万を超える空前の新記録を示したのである。常用雇用が停滞ながらも全体として漸増を示した三十年の間と三十一年一―三月において、完全失業者がこれに対応して漸減することなく、むしろ逆に増勢を示したということは、同じ政府の資料をもつてして右の「労働日書」の見解と異なるものを感じしめざるをえない。しかもこのことは、完全失業者の趨勢だけでなく、部分失業とみなされる「短時間就業者」、「休業者」、「追加就業希望者」、「非休職の就業希望者」などのいわゆる不完全就業のいずれの指標をとつても、第十二表にみるように、失業の深刻化が叫ばれた二十九年同期を上回り、不安なひろがりを見せているのである。周知のように、わが国の完全失業者数は統計作成上比較的低い水準で示されており、三十年の失業率は一・六%にすぎず、これだけでは何ら問題の深刻さを示していない。むしろ、わが国では農林業や中小企業の下に多く従事しているとみられる就業状態の不完全なものを同時に問題としなければならぬのである。

第十一表 完全失業者(万人)

二六年平均	三九	三月	八四	十月	七三
二七年平均	四七	四月	七一	十一月	五八
二八年平均	四六	五月	六七	十二月	五八
二九年平均	五九	六月	六九	三一年一月	六八
三〇年平均	六九	七月	七三	二月	七五
三〇年一月	六四	八月	七二	三月	一〇六
二月	六八	九月	六八	四月	七〇

第十二表 完全失業と部分失業の推移

完全失業者	週一―三四時間就業者	休業者	追加就業希望者(週三時間以上)	非求職者	
二八年	四五	九六二	五五	四四	三八
二九年	五八	九一四	五五	四一	三八
七月	六四	八七四	六一	四七	三五
八月	七一	九四二	六一	四三	四〇
九月	六五	九七五	五一	四二	三九
一〇月	六七	七五六	一	四七	三九
三〇年一―六月	七〇	一、〇三八	六二	五二	五二
七月	七二	八三四	五六	五四	四一
八月	七一	一一九	六四	四六	四四
九月	六七	一一二	四六	四〇	三八
一〇月	七二	八八二	四五	五五	三八

総理府統計局「労働力調査」より

ただ、ここに不完全就業といつても、その概念は必ずしも統一されておらず、したがつてこれに関する統計資料もまだ十分に整備されているわけではない。そこでここでは、「労働日書」でも引用している「労働力調査」や「労働力調査臨時調査」による就業時間、就業意識及び所得などの指標を通してみた不完全就業の現状を概観するに止める。まず短時間就業者は週三五時間未満（一―三四時間）の就業者であるが、「労働力調査」によれば三十年平均で全産業一千万を突破し、前年の平均より約百万の増加である。この増加の内訳は農林業が約六割を占め、就業者中に占める比率は全産業二五%、農林業三七%、非農林業一六%と調査開始以来の最高を記録している。もちろん、この就業全体の四分の一に達する短時間就業者の中には、家事、通学のかたわら仕事をしている者など非労働的色彩の強いものも含まれているが、しかしいずれにしても、これだけの多数が不完全就業に従事せざるをえない理由が、失業或は事業不振にあるものと推測されるわけであるが、統計ではまだ十分捉えられてはいない。ただ、それを示す一つの指標として、短時間就業者中の追加就業希望者（週三五時間以上就業）だけをとり、その動きをみると、三十年平均六四万で、前年の四九万を遙かに上回つてはいるだけでなく、二十八年平均五三万をも十万以上超えて増勢を示しているということである。次に就業意識という点から不完全就



業を検討すると、三十年三月現在の「労働力調査臨時調査」によれば、平常何らかの仕事をしている者四、二四六万人のうち、平常仕事が主なる者は三、七一二万であるが、さらにそれを継続、非継続希望に分けてみると二九四万（八%）が非継続希望者であり、さらにその中の大部分（二八四万）が転職希望者となつてゐる。その転職希望者その理由別にみると、大まかにみて「収入が少い」とか、「一時的、不安定な仕事だから」というような、とくに失業的色彩の濃厚と考えられる理由によるものが、各調査を通じて七割前後の大きな比重を占めてゐることがわかる（「労働白書」一九五六年版一六三―四頁参照）。次に「非求職の就業希望者」、即ち就業を希望したが、しかし求職活動を行なかつたために定義上非労働力人口に入れられてゐるものの推移を「労働力調査」によつてみると、第十三表のようにこれも完全失業者の動きとほぼ同様な歩調をたどつて、三十年十一月、十二月には減少傾向を示してはいるが、しかし大勢として各月いずれも前年度より十萬前後上回つており、三十年平均は二十八、二十九兩年の各平均より十萬を超えて四八萬となつてゐる。最後に前述の転職希望者のうち比較的失業的色彩の濃厚な理由によるもの一七七万人を一括し、一方、短時間就業者中の追加就業希望者数及び非求職の就業希望者数を合せてみると、各年とも少なくとも完全失業者の三ないし四倍に達し、かつ

三十年は最近数年で最も高いといふことができる。以上の各種の不完全就業者が即ち潜在失業者といわれるもので、これらを含めて現在の日本の失業者は、統計局の発表によるものだけでも三〇〇万、さらに種々な資料から推計して一、二〇〇万という老大な規模にも数えられてゐるのである。（なお、潜在失業の過半を包容するといわれる農村の就業構造については後述する。）

第十三表 非求職の就業希望者の推移（単位千人）

月別	三〇年	二九年	二八年
一月	五二〇	三五〇	四六〇
二月	五二〇	三七〇	五五〇
三月	七一〇	四一〇	四六〇
四月	五一〇	三六〇	三七〇
五月	四〇〇	三九〇	三八〇
六月	四四〇	三六〇	三四〇
七月	四一〇	三五〇	三八〇
八月	四四〇	四〇〇	三五〇
九月	三八〇	三九〇	三二〇
十月	五八〇	三九〇	三三〇
十一月	四五〇	三三〇	二七〇
十二月	四一〇	四八〇	二九〇
年平均	四八〇	三八〇	三八〇

（註）「労働力調査」より

さて、以上のような日本の失業状況を裏づけるものとして企業整備状況と失業保険統計の動きを検討する必要がある。まず企業整備状況についてみると、職業安定局調の「企業整備状況報告」によれば第十四表のように、三十年における企業整備件数は累計七千三百六十四件、整理人員は二十五万六千六百四十九人で、前年に対しそれぞれ一六%及び一%と減少しているが、その前半と後半とはかなり様相を異にしている。即ち三十年上期にはデフレ政策の影響がまだ出ており、件数は前年同期より若干下回つてゐるが、整理人員はむしろ、二月を除いて、増加の傾向を続けていたのである。これを規模別にみると、第十五表のように、前年上期に比べ、その件数は減少しているが、その減少の傾向は規模の大なるほど強く、規模の小なるに従つてその減少率は鈍化し、最小単位である一四人以下の企業においては逆に前年上期を上回つてゐる。このことは、とりも直さず、デフレ政策の影響を最も強く受けたものが経済力の弱い中小、零細の企業であつたことを物語つてゐる。産業別にこれを見ると、中小企業の多い紡織業、機械、修理業など、さらに引続き不況下の石炭業などがその整備人員において前年上期を上回つており、他産業に比し一段と高い数字を示している。ただこの中で機械製造業はその雇用指数が比較的高い水準を維持している産業に列するのであるが、反面整理人員の多いといふことは、この業

種中の中小企業の不安定な事態を反映しているものといえる。然らばその整備理由は何かというところ、職業安定局は八つの事由に分類して調査しているが（「労働白書」では五つの事由だけ示している）、この調査の結果が示すところによると、第十六表の如くで、三十年上期で最も顕著なものが、需要減によるもの三八・一%、次に資金難によるもの二七・五%と、この二つの事由が全体に占める比重は六五・六%と圧倒的に大きい。結局金融引締の効果を端的に表現しており、しかも前述の如くその効果が経済力の微弱的な中小零細企業の層に大きくあらわれたことは、この両者の関係からも推測するに難くないところである。ところで三十年も七月以降の下期に入つて、企業整備件数は累月低下傾向をつづけたのみでなく、整理人員も、六月の三万一千九百九十九人をピークに七月には一万九千九百九十九人と急減し、その後も低下傾向で十月には一万四千九百九十九人と対前年同月比で四割近く低い水準になつた。尤も十一月、十二月は年末に近く増加する季節労働者の離職も反映してやや増勢を示したが、基調としては低減の傾向を示した。但し整理率（整備実施事業所の人員で整理人員を除いた比率）では三十年十二月は一九・二で年内の最高を示した。年間平均でみると三十年は前年に対し整理事業所数で若干低下し、整理人員ではほぼ同水準であつたといえる。なお、このことについて、今次「労働白書」は、「三十年の景気波及が中小企







三〇年	100.0	三六.〇	四〇.〇	五九.九	八〇.〇	三三.一
三〇年上期	100.0	三三.五	三九.一	六〇.〇	八〇.〇	一九.三
下期	100.0	二四.八	一五.五	三三.三	八〇.〇	二六.四

(註) 第十四表と同じ。

次に一般失業保険統計の動きも、右のような企業整備状況の動きと対応した推移をみせている。即ち次の第十七表にみる如く、離職票受付件数は三十年は五月頃まで漸増傾向にあつたものが、六月から低下傾向に転じ、七、八、九月とかなり大幅な減少をつづけ、十月以降は季節労働者の離職を反映してやや増加傾向を示した。したがつて年間平均では第十八表にみる如く七万九千と前年の年間平均より約二割低水準となつたが、併し前々年(二十八年)に比べては依然一割以上の増加である。また保険金受給者実人員も右に依りて、三十年は五月頃から減少しはじめ、毎月かなりの度合で低下した。即ち六月から初めて五〇万台を割り、十月には四〇万台を割つて十一月には三十年最低の三七万人に達した。この水準で前年同月に対して七四%となつてゐる。かくて三十年下期は平均四一万となり、前年同期の八三%の水準にまで低下するに至つたが、しかしこれは年間平均では四七万であつて、前年の四六万五千人より上回つており、したがつて保険金受給者と被保険者との間にみられる失業率(受給率)も三十年の年間平均は五・一%で前年と同率であり七月以降の四%台への低下に対し、

上期の六%台という高率はデフレ基調のもち越しを物語るものである。  
 なお、右のように三十年下期に入つての離職票受付件数及び保険金受給者がいずれも減少傾向を示したことによつて、直ちに以て失業情勢が好転したといえないことについて、今次「労働白書」も「受給日数とか支給終了者の行方などに立入つてみると問題がないわけではない」と述べ、保険金給付週数と初回受給者数との関係から平均受給日数を推定してみて、一六〇日と前年より一層長期化したことをあげてゐる。また、職業安定局の「失業保険金支給終了後の就業状況調査」によれば、二十九年十二月及び三十年四月に支給終了者となつた者のうち、三十年八月までに何らか収入ある仕事に就けたものは約半数で、常用に転職した者はさらにそのうちの五割にすぎず、日雇に転落したものが約一割五分であり、残余の不業者の七五%が求職活動をしており、その三分の二以上が安定所以外で職を探してゐる、となつてゐる。  
 最後に、日雇労働者の失業状況について一言すれば、次の第十九表にみる如く、日雇失業保険初回受給者数は、三

十年は年間平均一二万六千人で前年の九万三千人に対し三五%と大幅な増加となつており下期は上期よりもさらに増加傾向にあることは、この部門の失業者が前記の一般失業保険の該当者の脱落者をも次々と包容して増加の一途を辿つてゐることを物語るものである。

第十七表 失業保険の状況

年	離職票受付件数	保険金受給者実人員	失業率(%)
昭和三〇年 平均	七八,四二一	四〇〇,一二六	五・一
昭和三〇年 一月	二八,六六九	五三三,九三三	六・三
二月	三三,八〇六	五三六,〇七九	六・〇
三月	七五,四七四	五三三,九三七	六・四
四月	八八,九三五	五三三,一八四	五・五
五月	八九,二二三	五〇二,四四四	五・三
六月	六二,四七〇	四七五,二八八	五・一
七月	七四,六九三	四四四,四四八	四・六
八月	七〇,一六〇	四四三,三三三	四・八
九月	五九,六九〇	四二六,三〇四	四・五
一〇月	五九,九七五	三九八,三〇九	四・〇
十一月	五五,六九七	三九〇,一八五	三・九
十二月	五五,六九〇	三九三,七三三	四・九
昭和二九年 二月	一三〇,八六三	五二一,四七五	五・四
昭和二八年 二月	九三,九七五	三六六,二五七	四・三

(備考) 労働省職業安定局労働市場調査課による。

第十八表 失業保険受給状況(一般)(単位千人)

年	離職票受付件数	初回受給者数	給付延人員	推計平均受給日数(a)	推計平均受給日数(b)
昭和二八年 平均	七二	三三	三三	四・六	四・一
二九年 平均	六四	四三	四三	五・六	四・四
三〇年 平均	六九	四九	四九	五・六	四・〇
三〇年上期平均	七五	五三	五三	六・三	四・三
下期平均	五三	三三	三三	四・八	三・六

(備考) 労働省「失業保険事業状況報告」

第十九表 日雇失業保険初回受給者数および給付延人員(単位千人)

年	初回受給者(a)	給付延人員(b)	推計平均受給日数(a/b)
昭和二八年 平均	八四	四五六	五・四
二九年 平均	九三	四六七	五・〇
三〇年 平均	一二六	六二七	五・〇
三〇年上期平均	一二五	六四九	五・二
三〇年下期平均	一二七	六〇五	四・八

(備考) 第十八表と同じ

(五) 労働市場状況

以上のような雇用状況と失業状況との対応関係を具体的に示すものが労働市場状況であるが、周知のようにわが国では労働組合その他による統一的な集团的労働市場がほと



んどといつてよいほど欠如している、これが全貌を把握することは、実際問題として全く不可能に近いのである。そこで農林業については農林省による最近の調査を中心にして次節で取上げることとし、ここでは非農林業について専ら労働省による各種調査及び今次「労働白書」などによつて、その概貌を捉えることにしたい。

いうまでもなく労働市場は、商品としての労働力の販売され、購入される場所であるが、それが今日では従来よりもまして、労働問題の重要領域を形成するに至っているのは、大量的な失業者の登場と失業の慢性化に伴つて、労働市場における労働力の需給調整機能が、いわばその自然的秩序より政策的目標への転化をいよいよ必須とするに至つたからに外ならない。そして、これとともに労働組合も労働条件をめぐる斗争や労資関係の調整だけに目標を限らずに労働市場をめぐる失業者及び過剰人口の処理をその運動の旗幟として掲げるようになり、政府も失業対策としての職業紹介事業の急速な拡充、従来の営利的職業紹介事業に代る公共的又は国家的職業斡旋組織の確立、各種の雇用機会創出、又は土木救済事業その他の広汎な展開、さらに失業保険制度の一般化とその国家財政との深い結びつき、最後に国家資金の投入を前提とするいわゆる「完全雇用」政策の推進へと、その労働市場への関心と施策の度合を高めるに至つたということは、いまや労働市場の問題が資本主

義経済の生死を決するほどの重大性を持つてゐることを物語るものといつてよい。だが、それにもかかわらず、すでにみたように、日本の労働市場は、売手の側としての労働組合においても、買手の側としての各種産業の雇主団体においても、さらにこの両者を媒介する政府においても、いまだ近代的な労働市場組織を形成するに至つていない。そこで、ここでは、まず一般労働市場組織の問題として労働力の給源及びその入職経路、政府の職安関係の労働市場の状況、さらに新規学卒者の就職状況等によつて、その一斑を窺ふことにする。

(4) 労働力の給源と入職経路

日本の労働市場は周知のように、特殊な給源から成立つてゐる。もともと自由な労働力人口の工業地帯における蓄積が微弱であり、労働力の提供が主として男子女子を通じて農村からの過剰人口の出稼ぎ労働力に依存していたのであるから、最初から定着性が低く高い流動性が示されていた。それが近年に至つて農村の過剰人口と並んで都市の失業者人口、または都市における零細所得層の家庭が労働力の給源として目立つてきた。そしてそれが既述のような不完全就業または潜在失業といわれる形をとつて求職者の増大をもたらし、労働力の需給の調整を困難ならしめてきたといわれている。ところで、この労働市場に登場してくる労働力は、大まかにいつて次の四つのグループに分けられ

る。即ち第一、新規学卒者のうち雇用労働力化しようとするもの、第二、新規学卒者以外の未就業者のうち雇用労働力化しようとするもの、第三、すでに雇用者として就業していたものうち失業したもの、ないし転職しようとするもの、及び第四、業主や家族従業者であつたものうち雇用労働力化しようとするもの、である。これらが求人と結合すれば雇用者として各種産業に吸収され、然らざれば失業者ないし転職希望者として停留するわけである。労働省が二十九年七月から三十年六月までの最近一年間に行つた「地域別等就業調査」によれば、右の各グループの概況が示される。即ちつぎの第二十表の如く、過去一年間に、非農林八大産業の規模十人以上事業所に入職した労働者の前歴経歴別構成において、平均的にみて、新規学卒者(右の第一グループ)は入職者全体の三割近くを、またそれ以外の未就業者(第二グループ)は約一割七分を、さらに前近代的経営の多い第一次産業からきたもの(第四グループ)は一割弱を、それぞれ占めており、残りの約四割強が第二次及び第三次産業からの離、転職者(第三グループ)によつて占められている。勿論、右の構成は産業別にみるとかなりの相違があり、新規学卒者など未就業の割合は卸売小売業や金融保険業で比較的高く、鉱業や建設業ではとくに低くなつてゐる。

次にこれら労働力の入職経路を同じ調査でみると第二十

一表の如く調査産業総数で、「縁故」によるものが四五%で圧倒的な比重を占め、次に「安定所」が一九%、「学校」が九%、「その他」が二七%となつてゐる。したがつて、わが国ではなお前近代的な「縁故」が依然として大きい役割を果しており、このことが前述のようにわが国で近代的な集团的労働市場の形成され難い一つの重大な要因であることを示唆してゐる。なお、右の「安定所」経路による入職を産業別にみると、製造業が二六%で最も高く、建設業二一%、鉱業一四%と順次に低下し、流通部門ではないずれも一〇%前後の低率である。また規模別にみると左の第二十一表の如く規模の大きい事業所ほど「安定所」経路の率が高くなつてゐる。

第二十表 入職者の前職経歴構成(常用および臨時)

産 業	総 数	未就業者		既就業転職者	
		新規学卒者	その他	農林水産業から	その他内 有經驗者
調査産業総数	1000	269	164	93	474
鉱 業	100	61	90	146	73
建 設	100	75	87	28	56
製 造	100	60	154	82	288
卸売および小売業	100	61	27	39	61
金融および保険業	100	66	57	69	88



不動産業	100.0	21.4	17.0	37.9	21.1
運輸通信および 他の公益事業	100.0	20.0	15.8	21.0	26.2
サービス業	100.0	33.4	19.4	35.5	33.6

第二十一表 入職者の規模別入職経路構成

規模	入職者の規模別入職経路構成 (単位%)			
	総数	安定所	学校	縁故 その他
調査産業総数 (100人以上計)	100.0%	18.7%	9.4%	44.7%
500人以上	100.0	31.9	10.5	37.9
100~499	100.0	23.5	9.4	37.1
30~99	100.0	17.5	10.2	32.4
10~29	100.0	12.6	8.3	27.3
5~9	100.0	10.1	6.6	23.4

(ロ) 職安労働市場状況

公共職業安定所の窓口を通ずる労働市場を一般労働者(常用及び臨時)と日雇労働者とに分け、まず前者についてみると、第二十二表の如く、三十年一月から六月までの新規求人数は前年同期に比して全般的に僅かながら増加しており、とくに四月以降はその開きが大きくなっている。他方これに見合つて新規求職者数、就職件数ともに前年同期に比し若干増加している。また三十年七月以降の下期では、新規求人で前年同期の月別最高が九月の十八万件であったのが、八月から十一月に至る四ヶ月にわたつて十八万

件台以上を示している。これに対して新規求職件数は前年同期に比べて大差はなく、就職件数は求人数の増加に際して前年同期に比べて毎月一万ないし一万五千件多くなっている。即ち三十年はその前半と後半とで、かなり様相を異にしており、下期の好転傾向が一応目立っている。しかしさらに立入つてみると、有効求職者数は三十年平均一八万三千と前年平均より一〇・一%増加しているのに対し、有効求人は三十年平均三五万三千と前年平均より一・五%を増加しているにすぎず、また就職率も年平均一・四%と前年より〇・四%下廻つていたので、二十九年来の求職者の累増傾向をどの程度に緩和しえたかは疑問である。

第二十二表 一般労働者の職業紹介状況(労働省職安局調)

月別	新規求人員数(千件)		新規求職件数(千件)		就職件数(千件)	
	30年	29年	30年	29年	30年	29年
一月	49	46	59	51	17	15
二月	39	35	35	33	17	14
三月	33	30	31	30	13	13
四月	29	28	25	23	12	11
五月	26	25	27	26	11	10
六月	27	24	23	23	14	17
七月	26	25	21	23	15	14

次に職安を通ずる日雇労働者の紹介状況をみると、次の第二十三表の如く、

第二十三表 日雇労働者の職業紹介状況(労働省職安局調)

月別	求職延数(千件)		就労延数(千件)	
	30年	29年	30年	29年
一月	8,123	7,096	6,544	5,848
二月	8,226	7,100	6,739	5,996
三月	9,336	7,947	7,685	6,881
四月	8,571	6,943	6,734	5,761
五月	8,671	7,075	6,837	5,755
六月	8,933	7,134	7,100	5,749
七月	9,327	7,747	7,407	6,310
八月	9,529	7,578	7,715	6,273
九月	9,131	7,453	7,080	5,889
十月	9,464	7,726	7,446	6,224
十一月	9,376	7,637	7,588	6,234
十二月	10,636	8,804	9,421	7,755

三十年上期の月間求職延数は一月以降八百万件台を割る

ことなく、前年同期の多くて七百万件台に比べて著しい失業者の増大を示しているが、他方就職延数も前年同期の五百万件台から三十年上期は七百万件近い数字を示すに至っている。しかも、この傾向は下期に至つてさらに強まり、求職延数では九百万件台と、前年同期の毎月七百万件台を更に二百万件近く上廻り、また就職延数でも前年同期の毎月六百万件台が七百万件台を示すに至っている。とくに上期下期とも就職延数の増加は、公共事業、失業対策事業をはじめとする官公事業の規模が増大したためであり、日雇労働者の事業主体別就職状況をみると、第二十四表の如く、官公事業における延就業者数は、三十年上期で前年同期の四百万件台が五百万件台に、また下期では前年同期の五百万件前後が六百万件前後に、いずれも上期下期とも百万件前後の増大となつてゐる。

第二十四表 日雇労働者の事業主体別就職延数(労働省職安局調)

月別	民間事業(千件)		官公事業(千件)		内失業対策事業(千件)	
	30年	29年	30年	29年	30年	29年
一月	97	108	561	470	497	464
二月	103	106	575	497	485	453
三月	100	133	624	567	539	493
四月	121	156	554	452	473	423
五月	136	164	560	458	477	420



六月	一、四四四	一、四九三	五、五五五	四、四七〇	四、九六五	四、〇〇六
七月	一、四四九	一、三二一	五、九四九	五、〇九〇	五、三三五	四、五〇六
八月	一、四六一	一、二五七	六、二五四	五、二五五	五、六六八	四、五三三
九月	一、三三七	一、二二一	五、七二二	四、七二七	五、〇八六	四、二七六
十月	一、五五三	一、三四三	五、八五五	四、九七一	五、六八八	四、一九九
十一月	一、六三三	一、三六七	五、九四四	四、九三三	五、二四二	四、一三二
十二月	一、七五五	一、三三九	七、六六六	六、三九五	六、九一九	五、〇三三

かくて、職安を通ずる日雇労働者の需給に若干の緩和を示したかに見えるにも拘らず、全体としては大して好転の兆しもみられない。とくに新規求人総延数が年間平均で三十年は前年より一八%と例年にならぬ激増振りであったし、また就職延数もそれに応じて前年より二一%の激増であつたにも拘らず、不就業者延数は二六・八%増となり、アプレ率も一六・四%という高率を示している。なお第二十四表にみるように事業主体別の就職者構成は、官公事業が八二%と大部分を占め、そのうちでも失業対策事業が七二%と最も高率となつている。このように、景気好転による民間事業一般の需要増加や失業対策事業の拡大にも拘らず、就職者が増加し、アプレが累増しているのは、「労働白書」も認めているように、「激増する新規労働力人口の圧力のほか、一般求職者や失業保険支給終了者などの日雇への転落或は被保護者層の労働力化などの諸要因も考えられる」が、さらにそれにもまして、わが国の労働市場の近

代化形成の遅れが、この部面にしわよせされているとも考えられる。

(V) 新規学卒者の就職状況

新規労働力の給源としても新規学卒者の就職状況は極めて重要な問題であるが、直接間接職業安定所を経由するものは高校、中学卒業者に限られ、大学卒業者については、その就職実態を正確に把握することは困難である。文部省の「産業教育調査」によると、二十九年(三十年三月)学校卒業者は中学、高校及び大学専門諸学校を総計して約二五一万で、そのうち四五%、約一二五万が「就職者」、残余は大部分が進学者(四〇%)及び無業者(一五%)となつており、卒業者は前年度より一八万、就職者は一〇万の増加となつている。就職者の性別では男子は四万七千、八%増、女子は五万三千、一三%増と女子の増加が目立つている。卒業の状況をさらに学歴別でみると、中学卒では就職者の比率は増加のみであり、かつ無業者の低下しているのに対し、これとは反対に高校以上の学校卒業者では、就職者の割合はいずれも減少し、失業者は漸増している(「労働白書」第五九表参照)。

次に職安を通ずる高校、中学卒業者の職業紹介状況をみると、第二十五表の如く、三十年三月卒業者の総数は中学一六六万人、高校七一万人で、このうち就職希望者は中学四四万人、高校三三万人で、職安を経由して就職した者は

中学三三万人で就職希望者の七五%、高校一三万人で三九・三%となり、縁故就職希望者を除けばほとんどの者が職安を利用してゐるものと推定される。就職実績は中学の方が高校よりもよく、その就職率は中学が九三・六%、高校八一・九%であり、前年三月卒業者の中学九四・二%及び高校八五・七%に比べて就職率はいずれも低下している。とくに高校卒業生の就職率の低下は男女ともに著しく、全体としてみると三・八%の低下となつている。これを産業別にみると、製造業は前年度より中学一二%、高校一三%の減少となつている反面、卸売及び小売業では中学二七%、高校一二%の増加、またサービス業では中学四四%、高校八二%の増加を示した。

第二十五表 昭和三十年三月学卒者の職業紹介状況

計		中学校		高等学校	
	男	女	男	女	
求職者数(千人)	三三三	一五九	一五三	一三〇	六〇
(前年)	(二八三)	(二二九)	(二二二)	(七三)	(六〇)
新規求人(千人)	四三七	二二〇	一九七	一八	三三
(前年)	(四三七)	(三三〇)	(三〇四)	(九三)	(六四)
就職者数(千人)	二九三	一四四	一四六	一三	四〇
(前年)	(二六五)	(二二八)	(二二七)	(一五)	(四〇)
就職率(%)	九三・六	九〇・九	九六・四	八三・九	九六・六
(前年)	(九四・三)	(九一・五)	(九六・七)	(八五・七)	(八三・八)

(註) 労働省職業安定局調査

なお三十一年三月卒業者の就職状況については未だ公表されていないが、新聞の報ずるところによれば(日本経済、三十一年七月十七日附)、三十年よりかなり良好な実績が示されている。即ち職安及び学校を通ずる中学、高校卒業者の就職状況は三十一年五月十五日現在で、求職者数は三十年より二七%増加しているが、就職者の数の増加はこれを上廻る三六%の増加を示し、就職未決定者の数は減少している。ただ大学卒業者は三月末現在で、就職者六万五千人を数え、三十年より一人増加しているが、求職者が三万人増加しているため、就職率はやや悪化している、となつている。

(VI) 農業の就業構造

以上は、主として非農林業における雇用、失業及び労働市場についての最近の状況分析であるが、第一次産業たる農林業については、労働力の給源として以外に、雇用及び失業についての検討が行われ、とくに潜在失業の貯水池としての農村に対しては、数多くの特殊な調査研究の成果が、これまでも発表されてきている。しかし全体としての日本農業の構造的把握については決して十分であつたとはいへない。すでに、この章の冒頭にもみたように、日本の労働力人口は最近において生産年齢人口の増加を超えて増加しており、三十年には二十九年より一四六万人増加



し、そのうち一〇万人の完全失業者の増加分を除けば一三六万人の就業増加があつたわけであるが、このうち農林業へは三九万という大きな量が吸収されたことになつていゝる。他面日本の人口を産業構成という立場からみると、構成別に大正九年、昭和五年、二十二年、二十九年、三十年の五年をとつて、この百分比を第一次、第二次、第三次と産業別に比べてみれば、第一次産業である農林業は大正九年五三・五%、昭和五年四九・四%、昭和二十二年五三・四%、昭和二十九年四五・二%、昭和三十年四三・八%となつてゐる。即ち、農林業では戦前に大体的には半分以上を占めていたものが、次第に減つて三十年には約四四%に減つてゐるのである。にも拘らず、前述のように三十年は前年に比べ三九万人の就業増加を収容しているのが日本農業だとすれば、それはどういふことを意味するのか。

農林省は最近(三十一年五月)「日本農業の就業構造」と題する調査をまとめて発表した。これは、日本の農業人口が多すぎて、その捌け口がなく、これが農業生産の発展を著しく阻害している現状を分析するとともに、これが対策こそ今後の農業政策の最も重要な課題となる所以を明らかにしたものとわかれてゐる。とくにその中で、(一)日本農業では農業労働力が他部門へ移ること少く、著しく過剰就業であること、(二)したがつて、一人当りの所得は他の産業部門に比べて低く、農業はいつまでも極めて小規模な生産か

ら脱出しえないこと、などの点を指摘し、このため農政上の施策としては、たとえば従来のように食糧の自給度を上げるという面から考えられてきた食糧増産政策を、就業対策を目的としたものに切換える必要があると強調していることは、これまで十分いいえなかつた農林業における雇用、失業及び労働市場についての状況分析と問題点を示すものとして、ここにその概貌を取りあげて見よう。

(1) 農業の就業状態 日本(就業)人口は、大正九年の千三百七十万人から昭和三十年の千六百五十万人へと増加した(尤も、全就業に対する比率は、大正九年の五〇%台から昭和三十年の四〇%台に減つたが)。戦前の日本農業人口の趨勢は、大正以来大体千四百万前後にはほぼ固定して動かなかつた。つまり長期的にみて、農村の労働力人口の自然増分だけが、大都市の商工業に吸収されていた形である。ところが、終戦直後の鉱工業生産の停頓から農村に帰農・入植が殺到し、海外からの引揚げや復員も加わつて、農業人口は一挙に二百万増の千六百万前後の水準にはね上つたのである。しかも、この戦後一旦ふくれ上つた農業人口の水準は、その後の鉱工業生産が三十年は対戦前指数で一七八を示すほど目ざましかつたにもかかわらず一向に減る様子がない。それどころか、朝鮮動乱ブーム時代に少し減りかけた農業人口は二十九年頃から再び増勢の傾向を示しはじめてゐる。このような日本の農業人口の停滞

ないし微増の傾向は、欧米諸国のここ数十年間の農業人口の一般的趨勢と対比してみれば、その異常さがはつきりする。たとえば、イギリスでは一九一一年までの九〇年間に農業人口は三分の一に減少し、その全有業人口に対する比率も二三%から五%に落ちてゐる。第二次大戦前に比べても約一割の減少である。フランスでも過去四〇年間に農業人口は二割減つており、戦後も減少傾向が引続いてゐる。第二次大戦後の農業人口の減少が最も急激なのはアメリカで、僅か九年間に二三%も減つてゐる。これら欧米諸国の一般的傾向に対し、経済の成長率が世界に類のないほど高いといわれる日本の場合、農業人口はその比重こそ緩慢ながら低下してゐるもの、絶対数としては停滞ないし上向きという型破りの推移を辿つてゐるわけである。また、欧米諸国では第二次、第三次産業の発展するにつれて農業人口が減り、それを基礎に農業は他産業なみの労働生産性の向上を可能にしてゐる。アメリカ農業の如きは一九三九年を基準とする五〇―五二年平均の生産性指数で一七四を示し、製造工業の一二〇をはるかに抜いてゐる状況である。これに比べると日本の農業は、このような生産性向上の基本的要件を欠くどころか、逆に人口の圧力が加重される傾向である。農業生産指数が戦前の水準を超えた年は豊作の三十年と二十七年だけで、戦後十年の農業の生産水準はまだ戦前の水準に低迷してゐるといつていい。むしろ戦

前より就業人口がふえただけ物的にみた生産性は低下してゐるわけである。にもかかわらず、日本農業で二百万の増加就業を支えている要因は複雑であるが、その主要なものとして農地改革による高率小作料負担の排除と、価格政策の保護と、兼業所得の増加の三つをあげることができる。これを裏返せば、農業の生産性、農業自体の所得形成力に裏付けられていない人口収容力の増加にすぎない。かくて結論的にいえることは、

第一に、この過剰就業はわが国で農業労働力が他産業へ十分に吸上げられなかつたことによるが、今後の見通しは、第二次産業の企業合理化、オートメーションが進むにつれてさらに農業部門に人口のシワよせが来る心配もある。

第二に、農業人口を一般の人口に比べて目立つのは人口の構成比である。わが国全体の人口構成では、一五―五九才の生産年齢人口の比重は、昭和十年の五五・七%から戦後二十七年の五七・五%、三十年の五八・六%と漸次高まつてきてゐるのに対し、農村(農家人口構成)では二十一年の五五・九%から二十七年の五二・七%と逆に低下してゐる。しかも農家では女子、子供の家族労働が他産業より多い。二十五年の国勢調査でみると、農業就業者のうち六〇才以上の老令者と一九才以下の未成年者で二七%を占められてゐる。殊に一四才以下の青少年のうち二六%ま



でが農業従事者として農家から申告されている。また婦人の農業従事者の割合は五一%で、結局日本の農業経営は量的にも質的にも極めて弱い労働力に頼っている。これが日本農業の遅れている一因となっている。

第三に、農業人口が過剰なため、おびただし不完全就業者が生れている。たとえば、週間の就業時間が三四時間に満たないいわゆる短時間就業者が二十四年には全農業就業者中の三〇・一%であったが、二十九年には三五・三%にふえた。これは農林業以外の業種での一四・九%（二十九年）をはるかに凌いでいる。農林省が推定した農村の過剰人口（完全失業者）は二百二十一人、半失業者は六百二十万人となっている。

そこで、以上のことから農業自体の所得形成力を基準として測定された農業人口の許容量は、算出方式によつて若干の喰違ひはあるが、概ね現実の農業就業者数を四割近く下廻り、約六百万という老大な潜在失業者がはみ出してしまふ勘定となる。

(四)農業労働力の性格 右のような六百万という数字はともかくとして、老大な潜在失業者を抱えた過剰就業下の農業の労働条件は、必然的に劣悪である。まず農業の労働報酬の水準をみると、農林省の農家経済調査から算出される一日当り自家労働報酬額は二十九年で四一〇円となり、日雇賃金は二八六円を示している。これを製造工業の賃金水

準に比べれば、前者は四七%、後者は大体三分の一といつたところである。このようなことはどういう性格によるものか。

第一に、農家の労働力は家族労働が中心で、その所得は地代、利子はもちろん、労賃さえも生れない状態である。二十九年で第二次産業部門の一人当り所得を一〇〇とすれば、農業部門は三四・二%に過ぎない。このために日本農業は極端な小農で成立しているという性格が生れてくる。

第二に、農村が過小農で成立しており、しかも過剰人口の捌け口を求めなければならぬので、季節的出稼ぎが必要になる。紡織女子労働者が大部分は農村の子女であることはこれを示しているが、これらを含めた兼業農家は戦前の十三年は五四・三%であったが、戦後の二十九年には六一・一%といちじるしくふえ、農家が農業収入だけでは家計を維持できないことを示している。そのふえた内容を大まかにいえば、二十五年頃までは職員勤務と産業自営とが中心であった。前者は戦後の諸制度改革時の教員、公務員、団体職員などのホワイト・カラーの需要増加を、後者は戦後経済混乱期の農村家内工業や小営業の統出を反映するもので、ともに将来性の乏しい兼業部面である。

第三に、このように兼業農家が多いことは日本農業の特性を示し、余つた農業人口が「離農」または「離村」できないで、農村にとどまるので、これが農業生産そのものの

発展をますます阻んでいる一因となつている。労働力調査によつて非農林業就業者数の年間の季節変動をみると、その増減は兼業農家の影響を受けて、農業就業者数の季節変動と丁度逆に対応しており、農繁期に減つて農閑期にふえている。その最高最低の幅は三十年では二百七十万（非農林業就業人口の二割以上）に達する。

第四に、国際的にみても、日本農業の経営耕地はいちじろしく小さいが、戦前に一戸当り全国平均一町一反であつた経営耕地面積は、戦後には八反三畝となつた。

(イ)農政上の問題点 以上のような日本農業の過剰就業状態を解決するためには、いかなる見通しが可能であるか。そこにはもちろん、他産業部門からの吸収力と農業自体の収容力の二つの面が相関的に考えられねばならない。

第一に、農業人口はこれまでもあまり他産業に吸収されることはなかつたが、それでも商工業の景況時には、農業就業者は一時的にせよ減るといふ傾向が明かにみられた。しかし、ここ二、三年の動きをみると、商工業が好況であつても、農業就業人口は減らないどころか、むしろふえていることは見逃せない。これは一般失業者の吸引が先きで、農村の過剰人口を吸収するのが後回しにされたためで、今後農業政策は農村過剰人口をどう解決するかを迫られている。

第二に、農政上いろいろ再検討すべき点が多く出てき

た。とくにいままで国内での自給度を上げる狙いで進めてきた食糧増産政策を、今後はどう農家所得をふやし、さらにどんな有効な就業対策を採るかに重点を置くように切換えるべきである。単に食糧を増産するだけでなく、農業の生産性を高め、農業自体の中で就業の機会を多くする角度から採り上げるべきである。

第三に、農業所得の少いことが日本農業の零細である原因だが、農業所得をふやすには従来の農産物価格政策だけに頼るべきでない。米麦価でも二重価格政策は財政負担がふえるので、もう限界に達している。したがつて今後は流通対策に重点を移し、流通段階で経費を節減するよう力を注ぐべきである。

第四に、最も農業就業状態の悪い山地、急傾斜地などではいろいろの特設立法、たとえば積雪寒冷単作地帯振興法、急傾斜地帯農業振興法などで保護している。しかし、これら諸法律は単に食糧増産を補い、または貧窮農家を救う措置としてではなく、これら地帯の農業の仕組みを近代的にするという面から再検討しなければならぬ。もちろん、右のような農政上の問題点のうち、直接農政部門から如何とも施策し難いのが第一の「他産業部門の吸収力の動向」であるが、これについてその方向を決定づける非農林業部門の雇用には、戦後において主要な条件変化のあることが指摘されねばならないであろう。その第一の



条件変化は、戦後の第二次産業部門における生産の伸びは、すでに他の部面で指摘したように、労働力の吸収によるよりも、より多く労働生産性の高まりを通じて達成されている点である。したがって、就業者数の方は戦後停滞的で、二十三年から二十九年に至る六年間に六三万人しかふえていない。この間の労働力人口は約五百万増加しているのに対し、この基幹産業部門はその一割余しか受付けていないのである。しかも戦後の工業構成は紡績中心の軽工業から機械金属中心の重化学工業に移行しつつあり、技術水準も非常にテンポが高まっている。したがって農村から出る資質の劣った労働力に対するこの部門の需要の将来性は、きわめて乏しくなっているといわねばならないということである。次に第二の大きな条件変化は、第二次産業部門における雇用の停滞傾向に対する第三次産業部門雇用の激増であつて、戦後の増加就業人口の一〇〇%以上(他部門の減少があるから)はこの部門に集中した。しかしこの第三次産業部門における雇用の内容は、卸売及び小売業、サービス業の如き農業と並んで労働条件の劣悪な雇用部門が大半を占めており、したがつてこの部門の異常な膨脹は、戦前に農業が一手に産業予備軍を引受けていたのに対し、戦後は都市にもこの部門を中心に大きな産業予備軍のプールが形成されつつあるともみられるのである。このような非農林業部門雇用における条件変化が、戦後の生産年

令人口、さらにそれにもましての労働力人口の急激な増加傾向とも相俟つて、農業人口に対する外来的な吸収力を低下せしめる方向に作用しているとすれば、前述のような日本農業の過剰就業問題の解決のためには、たとえば農業労働力そのものの近代化(農業外に出てゆく労働力をも加えて)ということも、不可欠の要件の一つとして附け加えられねばならない、といえるであろう。

(七) むすび (雇用失業情勢の問題点)

以上のような「雇用・失業」に関する三十年代の諸情勢の分析を終るに当つて、何らかこれに対する今後の見通しともいわれるべきものをもつて、一つの「総括」を与えるべきであろうが、それは今日においては決して簡単に云ふしうるものではないようである。というのは、すでに述べたように(「労働経済概観」参照)、戦後十年を経てこの「雇用・失業」の問題についても一応行きつくところまで行きついたかの感があるからである。それは、一面からみると一応の軌道に乗つてきたかの感があると同時に、他面において、どうもがいてもどうにもならないような一つの行詰りに直面しているということであろう。もつと端的にいつて、いわゆる「数量景気」と謳われ、鉱工業生産や輸出が予想外の好調を持続したにも拘らず、ここ一年来の雇用・失業情勢を凝視すると、ほとんど云うに足るべき積極

的改善の跡を見出し難いということである。たとえば、労働省の統計から常用雇用の推移をみても、全産業で三十一年三月が一〇・八(二十六年基準)で、前年同月に比べて僅か一%程度の微増に止まり、この一年間はほとんど横ばい状態を続けているにすぎない。また、「労働力調査」の完全失業者数をもみても、同じく三十一年三月には一〇六万人という従来の最高を記録し、これには学校卒業期という季節的要因や女子非労働力人口の労働力化という事情があつたにしろ、その後の情勢は必ずしも楽観を許さず、一―三月の月平均六七万が、四―六月の月平均七九万と前年同期より五万人もふえているのである。一体このような状況で日本の雇用失業問題は何時になつたら解決されるのか。また真の意味での完全雇用など果して日本において実現性のある目標なのであるが、むしろ、ここ一年来の状況だけでも永く支へ得るであろうか。そのような暗い感じのなかに、以下最近におけるいくつかの基本的な雇用失業に関する問題点を取上げるとすれば、

- 第一、人口の自然増加を上回る生産年令人口の増加、
  - 第二、生産年令人口の増加を上回る労働力人口の増加、
  - 第三、常用雇用の停滞と不完全就業の増大、
  - 第四、産業構造の変化に伴う職業転換の困難性、
- 等の諸点が一般に指摘されるべきところであろう。これらの諸点については、すでに一応の分析と説明を与えたところで

あるが、それらがいずれも総体として雇用・失業状況を悪化する方向に圧力を加えることにおいて、共通の要因となつていふことに、いまさら一驚を禁じえないのである。即ち第一の問題点は、戦前の多産、多死型がいまや欧米なみの少産、少死型へ移行し、人口構成の老令化傾向が深められてきた時に、たまたま人口増強政策のとられた昭和十五、六年前に生れた者が就職戦線に入つてきたことによつて、雇用への圧力を加重するに至つたものと考えられるが、この人口の増加傾向の鈍化が生産年令人口の増加を緩和するに至るまでには、なお数年を要するものと考えられるのである。さらに第二の問題点は、右の生産年令人口の激増に加えて、これらの中で新しく労働市場に職を求めるとものの割合、即ち労働力化率が累年高められてきているという事実であり、とくに女子の労働力化率の上昇がその主たる要因となつていふものであるが、これは経済状態が安定化してくると労働力化率が低下してくるといふ一般的傾向が誤りなのか、それとも日本の現実がこの一般的傾向をあてはめる状態にないことを示すものなのか、何れかであろう。もし右の一般的傾向に誤りなしとすれば、「日本経済の安定化」という前提そのものが、極めて一面的な観察にすぎないことをバクロしたことになるが、次の第三及び第四の問題点からみると、どうもそれが実相のようである。換言すれば、資本主義日本経済の安定化が直ちに以て



日本国民の生活水準の向上の過程であると観ずることが、いかに甘い見方であるかということ、最近の雇用情勢においてまず裏書きしてくれたものというべきであろう。

次に第三の問題点は、経済規模の拡大による雇用増加が、基幹産業部門においてでなく、主として中小零細産業部門においてみられ、しかもその実体が不完全就業的な性格を内包しているという事実にある。老大な過剰人口を抱え込んでいる日本の現状において、異常な生産の拡大による雇用への効果が、常用雇用へ及ばず、しかもなお不完全就業者の累積をもたらしているということは、単に合理化の進展が基幹産業部門だけに止まっているという程度のことによるものであろうか。これについてはすでに本編の「序説」(「戦後経済の現段階」)にも触れたように、朝鮮動乱後における重化学工業を中心とする経済の活況、これに伴う操業率の上昇、さらにその後の資本蓄積による設備の合理化ないし近代化の進展を槓杆として、ついに実現された二十九—三十年の異常な労働生産性の向上に顧みられる場合、さらに独占によるそこの資本の有機構造の高度化に想到するとき、常用雇用の停滞をはじめ一切の労働者状態に係わる問題点が那辺にあるかを知らしめているところである。そして同じことが第四の問題点にも指摘されるところであろう。周知のように、オートメーション、原子力の平和利用と世界経済における技術的革新はめまぐるし

い進展を示している。一方、日本は輸出の増進と新産業の育成に経済拡大の方向を求めざるをえず、こうした諸情勢が最近におけるわが国の産業構造ないし技術水準の変革を急速に推し進めており、これに伴う職場内における配置転換や人員整備という現象が基幹産業において普遍的な現象になつてきたようである。工場内の技術改善は作業工程に変化を生じさせ、筋肉の労働の作業内容もより技術的な熟練労働が要求されるようになり、また合理化によつて整理された労働者の職業転換の問題も、石炭産業をはじめ基幹産業において現実の問題となつてきているとすれば、こうした職種ないし職業の転換問題は、表面に現われないが済しい難い雇用問題として、今後いよいよ重大化しようとしている。われわれはここに、三十年十二月上旬に失業対策審議会(会長有沢広巳氏)が政府に答申した「当面の雇用・失業対策」において、「この際当分の間、国としては財政経済諸政策の基調を思い切つて雇用・失業問題緩和に集中する」必要を強調し、抜本的改革の具体策を掲げている(これについては、後述の「労働行政」の項参照)所以のものも、いかに現段階の雇用・失業問題が、どうにもならない一つの行詰りに当面しているかを裏書きするものと考えるのである。

## 四 賃 金

### (一) 概 括

今次の「労働白書」によれば、三十年における経済の好転が労働面へ波及した事例として、前掲の如く(一)雇用状態がよくなった、(二)失業者が減つた、という二点と並んで、もう一つ(三)実質賃金が上つた、ということがあげられている。前二者の「好転」の実体がどのようなものであつたかは、すでに述べたように、あまりに明瞭な「見方」の喰違ひにおいて表明されたことであつた。つまり、そこでは、戦後において最も大規模にして悪質といわれた二十九年の「デフレ恐慌」が、世界景気との「すれ違ひ」において、どのような積極的な役割を三十年に演じたかを雇用・失業の面において示したものであつた。とすれば、いまや同じことが賃金の面においても云えるようである。ただここに注意すべきことは、賃金問題の取扱いが、雇用・失業の問題には存在しない複雑微妙な論争の用具に供せられ、しばしば労働経済における賃金、つまり労働者状態に直接関係ある労働条件としての賃金とは切離された、観念ないしイデオロギーの問題として空転するに止まる場合が多かつたということであり、それが三十年におい

て最も混乱した形において再燃しているということである。それは、端的にいって、政府及び労資という一応三者の形で捉えられる賃金観念についてのそれぞれ異つた立場が、賃金政策、賃上げ斗争、賃金形態等の問題において相互に錯綜し、現実の賃金協定の問題や、制度としての最低賃金法律案などにおいて、殆んど無用といつてよいほどの紛議に時間を空費しているということである。もちろん、それらの論争や紛議が全く無用だと論じ去ることはいい過ぎであらうし、とくに戦後日本の労資関係が、一つの自然必然的な力関係において自主的に形成されたものでないかぎり、その全般的な近代化の過程において、幾多の前近代的不ないし歪曲的な要因の根強く混入し来ること自体をも不可避の成行きとみることも、決して不当であるとは断じえないであらう。

しかし、何よりも当面の労働者にとつては、最も現実的な「食える賃金」が問題なのであり、そのような現実的な要求と少くとも遊離することのない賃金政策が、賃上げ斗争が、賃金形態が論議の対象でなければならぬことはいうを俟たない。単なる学問的な論議とか、或は党略の具ないし政権争奪の手段としての賃金問題の取扱いが、それ自体空語に終るのみか、しばしば労働者自体の賃金観念を不当に歪める結果さえ招来してきた。そしてそれが二十九年の「デフレ恐慌」以来とみに顕示されているかに見えるの



である。たとえば、最近における「生産性向上運動」を中心とした資本攻勢の影響を受けて、三十一年の春季斗争では「ストをやつたり、賃上げをしたりすれば、企業が競争に負けてつぶされてしまう」、「機械の自動化につれて首切りが出てくる、そんな状態では賃上げはできない」、「経営が赤字の場合は賃上げができない」などといった意識が労働者をかぎり深くとらえており、そのことが賃金斗争のより上りをいぢるしく妨げることになつたばかりでなく、賃金をめぐる各種の要求ものにさえ、自主性を見喪うに至つていかに見えるという事は、労働運動それ自体が、一つの行詰りのな意味での転機に達していることを感ぜしめるのである。とりわけ、周知のような企業規模別のはげしい賃金格差の存在が、組合運動をもつては差当り縮めえないことが明かであり、これに対して中小組合側からの不満と反感（巨大組合に対する）と、大組合の側における多少のうしろめたさをもし出していることも、賃金問題の労働運動的処理が、総体として根本的に考え直さなければならなくなつていゝことを示している。ここにまた、資本攻勢にとつての最大の突破口が、賃金問題を通して掘げられてゆくことになる。かくて初期の「生活費と賃金」から「生産力と賃金」、「物価と賃金」、「職種と賃金」などに何らかの「標準」ないし「公正」という尺度を入れた一定の枠内への賃金の釘付けが、その都度の経

営者にとつて都合のよい尺度を以て試みられ、それが何らか権威ある処理の仕方であるような外観を呈してくる。そこには「利潤と賃金」という基本的な関係がとかく枠外におかれがちとなり、とくに「数量景気」の三十年には、この基本的な角度が前面から影をひそめているようである。利潤は、企業の収益率が全般的に急上昇を示しているにも拘らず、一定の償却規程や社内保留などでつねに圧縮されて表現されてきた。これに対し賃金はつねに名目において、あますところなく（税込みで）公表され、中小企業の低賃金に至つては、これを全く統計の外においてきた。物価が上つていゝときは生産性が低いからといひ、生産性が高まつていゝときは、物価が横ばいか下り気味であるから、といひ、つねに賃金の上昇は阻止されがちであるのに対し、資本蓄積の名の下に、利潤の上昇には何らの限界も存しない。規模別賃金格差の拡大も、それがどのようなしは是正されるか問題ではなく、むしろそれを公表し問題とすることによつて、統一的な賃上斗争の結成を阻止することにより大きい意義があるとみられないこともない。

さて、右のような問題意識的な背景を念頭において、労働経済における賃金問題の一般的な動向を概括するに、これが三十年における特色を、今次「経済白書」は、賃金の上昇と賃金構造の変化の二点において捉え（二五頁以下）、

また「労働白書」は賃金水準と格差の変化の二点において捉えている（八九頁以下）。しかし、両者とも同じ官庁統計を使用し、同じ官庁的問題意識をもつて分析しているせいか、ほとんどその内容において径庭をみないといつてよい。したがつて両者を一応区別することなく、そこにあげられている三十年における賃金動向の特色を要約すれば、まず、賃金水準においては名目、実質ともに対前年比の上昇傾向が強調されている。ただ、名目賃金については三十年上期は前年の「デフレ政策」下の停滞をそのまま受けついで大体横ばいに推移し、夏頃から漸く上昇に転じたため、三十年平均の調査産業総数における常用労働者現金給与総額は前年平均のそれを五・八%上回つただけで、二十九年の対前年上昇率六・九%に比べて低かつたが、実質賃金の方は消費者物価が年間で前年より一・五%低かつたので、調査産業総数で七%、製造業で六%それぞれ前年を上回り、前年の全々の停滞に比べてかなりの改善であると強調している。しかし、この程度の賃金の上昇が果して三十年の特色といわれうるものかどうか疑いなきをえない。とくに実質賃金は戦後経済の「安定化」とともにむしろ次第に上昇度を弱めているのであつて、戦後各年の対前年上昇率では二十三―二十五年の平均が毎年六割余であつたのに対し、二十六―二十八年は約七%、二十九―三十年では平均三%と低下してきているのである。さらにこれを、戦後

において飛躍的な労働生産性水準の上昇振り（二十六年基準二十九年は一五一・〇）に顧みるとき、実質賃金の上昇どころか下向きの停滞であり、戦前水準にも未だ到達していないといえるのである。名目賃金についても、これを後述の如く、産業別にその上昇率をみれば、非常にデコボコがあり、その格差は年々拡大の方向にあつて、これが全体としての上昇などとは「特色」どころか、空疎な楽観論にすぎないといえざるであらう。

次に、もう一つの特色といわれる賃金格差の変化については、産業別、規模別、男女別、年令別、勤続年数別等にみた種々の格差が、大体戦前戦後に分けて統計的に示され、いずれも戦後とくに二十五年以降において拡大の傾向をみせていることが指摘されている。そしてこれらのうち、とくに製造業における規模別の賃金格差が、三十年の下半期の賃金上昇期において拡大の傾向にあることが注目され、雇用増加が集中している小規模企業の賃金が、景気上昇過程で大規模企業との格差を開くことは、雇用問題の深刻性が賃金に与える影響であると述べている。さらに「経済白書」は、この規模別賃金格差の異常な巾をもつて、日本の賃金構造の第一の特徴として指摘し、賃金の規模別格差は戦後一時縮小したが、最近再び拡大傾向にある。こうした賃金格差の大きさとその拡大傾向は、小規模企業における低生産性とその上昇率の低さの反映にほかな



らない。と述べている。正しく、右のような賃金格差の拡大傾向は、最近における賃金問題の極めて重要な特徴の一つを形成している。そのこと自体については、何びともこれを否定しようところではない。しかし、これが因つて来る原因の指摘は、これが解決ないし是正のための対策を示唆する意味においても、より重要であるといつてよい。

「経済白書」はこれが原因を生産性とその上昇率の高低に帰着せしめており、そこにまた、今次「経済白書」の一つの特徴ともいわれる「トランスフオーメーション」(「近代化」)の必要を力説する根拠を見出ししているものの如くである。けれども、現実において賃金の高低は必ずしも生産性の高低に照応しているわけではない。むしろ、生産性の向上に対する賃金の立ちおくれは、次の第二十六表にも明かなように、搾取の相対的強化を示しているのである。「生産性向上にともなう収益の増大は労働者に分ちあたえる」という生産性本部の宣伝は、いまのところ、その実現性を立証しているとはいえない。したがつて、上述のような賃金格差の拡大傾向は、規模別格差の場合といえども、生産性水準の如何にのみその原因があるわけではないということになる。況んや、その他の種類の賃金格差については、もつと本質的な究明が必要であることを示唆せしめるものといえるであろう。

第二十六表 賃金と生産性との推移(製造工業)

年	実質賃金		労働生産性	
	賃金	対生産性	賃金	対生産性
二六年	100.0	100.0	100.0	100.0
二七年	111.1	106.2	103.6	103.6
二八年	119.3	126.7	123.7	123.7
二九年	129.3	133.6	129.3	129.3
三〇年	136.7	147.5	136.7	136.7

(備考) 労働省調べによる。

次に右のような三十年における賃金問題の特色をめぐる問題点が、いかに労働組合の賃金斗争にあらわれているかを一瞥するに、まず、三十年の春季賃金斗争は、すでに前年度の本年鑑においても言及したように、「デフレ政策」継続下の労働運動の特質として、広汎な統一斗争ないし画一斗争の形をとることが困難であつたため、総評の賃上共闘会議参加の八単産(炭労、私鉄、電産、合化、紙パ、全国金属、電機労連、化学同盟)を中核とする重点斗争方式がとられ、ただ共闘不参加の全鉱が長期反復ストにより四三日振りに解決をみたほかは、大体短期平穩裡に解決をみている。次いで三十年秋季並に年末の賃金斗争をみるに、総評は三十年七月第六回定期大会での新運動方針による生産性増強運動反対に重点を指向し、実力による賃金総額の引上げを要求する権利を強調して、職場斗争を機軸とする産業別統一斗争方式をとることになり、八月二十六日の常

任幹事会で秋季年末斗争方針四項目を決定し、職場斗争を通じて広く全労、新産別、中立組合を含む全労働者の統一行動、労働戦線統一をおし進めると共に、三十一年一月以降の全国一斉賃上げを中心とするゼネストへの足固めとした。なお、総評では十月十九日いわゆる新賃金行動綱領草案を発表し、低賃金政策(分裂支配、格差賃金)を粉砕する官民一体の広汎な賃金斗争への盛上げを企図したが、春季乃至夏季より秋季に持込まれた三十年秋季賃上斗争は、概して低調且つ平穩裡に終了した。即ち、まず民間労組では鉄鋼、車輛、綿紡、蚕糸、造船を軸として展開されたが、十月上旬より中旬にかけて鉄鋼、車輛が妥結し、十月中旬第一波ストに突入した綿紡大手十社の賃上斗争も十月下旬から十月上旬にかけて解決をみ、また十二月二日第一波スト突入を決定していた全蚕糸労連中央四社も、スト直前に片倉、昭栄の妥結を契機として解決し、造船も十月末より十月上旬にかけて解決をみた。その妥結状況も日経連調査によれば、七業種五十三社平均で三十年春の七九二円に対し、六五二円で、賃上率は春の五・一%に対し、五・四%ではほぼ同水準の賃上げとなつてゐる。また官公労では、十月十三日十八歳九、〇〇〇円の新賃金即時実施等十二項目の要求を提出し、公労協九組合も十月八日の国鉄労組の要求を先頭に電通、機労、造幣、郵政、専売、アルコール、印刷と、十二月までに平均二、七〇〇円(約一六

・八%)アップの要求を提出したが、いずれも当局側の拒否にあい、国鉄が交渉決裂を理由として十一月二十八日に調停委員会に調停申請を行ったのをはじめ、次々に申請を行い、問題の解決は挙げて三十一年に持越された。また恒例の越年斗争は右の公労協関係の紛争を別として、民間労組では余り激しい斗争はみられず早期に妥結をみたが、その特徴は要求額が例年より早目に出たことや、要求額が控へ目で前期プラス・アルファ方式が多かつたこと、また紛争を避け労委に提訴するケースが多かつたことなどである。三十一年春の賃金斗争の準備のためにいずれも早期に解決を図つたものとみられている。公労協でも年末手当二ヶ月分獲得を目標として一斉休暇、遵法斗争、ピケ、坐り込み、超勤拒否などが繰返されたが、政府が十二月七日第三波の実力行使前に人事院の勧告通り〇・二五ヶ月分増額の態度を決定したのを契機に、一・五ヶ月ないし若干のプラス・アルファで順次妥結をみた。

次に三十一年に入つての春季賃金斗争は、総評を中軸とする官公労、民間労組の共闘によつて三月中、下旬を最大のヤマとする第四波に互る斗争スケジュールが組まれ、三十年下期以来の「数量景気」を背景として、過去二ヶ年に互る賃上げの低調を一举に挽回せんとしておし進められ、政府も倉石労相を中心にやや誇大に労働危機を宣伝し対策を練るところがあつたが、憂慮された政治斗争的性格も、



国会での教育法改正案や小選挙区制の論議に関心を奪われたせいか、予想を裏切つて全く低調に終始し、賃金斗争も石炭争議以外は、前年と同様に文字通り平穩に終了した。即ち、まず民間労組での賃上斗争は炭労、私鉄、合化労連、紙バルブ、全鉱を中心として進められたが、私鉄は三月十一日の全国ストを控えて大半が妥結し、一部スト突入会社も急速に解決をみたし、合化も三月十二日の第一波を皮切りとして十九日以降第二波として波状二十四時間ストを計画したが、十九日日産化学の妥結を契機として順次解決をみた。ただ三十一年春季斗争の最大のヤマとみられた石炭は、組合側の部分ストに対抗して十七日より三井、十九日より大手十三社五十四山に対する画期的なロツク・アウトが断行せられ、憂慮すべき事態に立ち至るかと思われたが、中労委の二次にわたるあつせんにより三十一日に解決した。また今次春季斗争に重大な影響を与えるものとして、その成行が注目されていた前記公労協に対する公共企業体等中央調停委員会の調停案は、二月二十九日の国鉄、機労を皮切りとして、三月二日には、電々、三日には専売と順次に提示せられ、その内容はいずれも(1)経理状況の改善をまつて速かに給与是正を行うこと、(2)本年度内に一人当り平均五千元以上を支給すること、(3)二十九年度の給与是正につき予算措置を講ずること、(4)欠格者を除き定期昇給源資を確保すること、(5)期末手当

を国家公務員並みとすること、の五項目から成つていたが、これに対し三月一日機労は不満として拒否、国鉄は三月五日ベースアップが認められたものとして受諾を表明したものの、政府の諾否の決定がおくれ、それによつて紛争の激化が予想せられたが、二十四日に至り国鉄・電々当局の調停案受諾にはじまつて順次公労協各組合も妥結の方向に向うに至つた。このことは、後述(「労資関係編」)の如く、かなりの問題を包蔵するものであるが、ここでは一応以下の賃金動向の分析に必要な程度に止めておく。

(二) 名目賃金の動向

まず労働者の「毎勤」を中心の名目賃金水準の一般的動向をみるに、次の第二十七表の如く、常用労働者の現金給与総額について、年間平均とその対前年同期増減率は、二十六年までの著しい上昇率に対して、二十六年以後は年々鈍化の傾向をたどり、さらに二十九年にはデフレ政策による経済不況の影響を端的に反映して著しい上昇の鈍化がみられたが、三十年に入つても引続き上昇の鈍化が示されている。即ち、調査産業総数において二十九年平均一七、八九八円、前年比六・九%増、製造業において一六、三〇九円、前年比六・四%増となつていているのに対し、三十年平均は前者で一八、六二四円、五・八%増、後者で一六、七一七円、五・〇%増とより低い上昇を示している。ただ、こ

れを四半期別にみると、二十九年は前半期に大きく上昇し、漸次低落傾向を辿つていのに対し、三十年においては逆に後半期に入つて上昇傾向を辿つており、賃金の事情は二十九年より若干好転しているように見える。しかしこれは三十年に入つて予想外に輸出貿易が伸長し、これに伴つて生産が漸次上昇して、賃金面にも能率給や超過勤務手当が増加傾向に転じていることや、賃上げの抑制をかねた年末における臨時給与の急激な増加などが大きな影響となつていものとみられるが、年間平均で二十九年よりさら

に上昇が鈍化していることは、戦後各年にみられた名目賃金の上昇傾向に大きな転機を劃しつつあるものとして注目されよう。なお、こうした賃金上昇鈍化の傾向は、現金給与総額のうち「きまつて支給する給与」についてみた場合一層明瞭である。即ち、第二十八表にみるように、三十年内の傾向は夏以降上昇を強めたとはいへ、なお年間平均としては約五%増にとどまり、しかも一時間当りでは、前年と異つて、月間実労働時間数の微増によつて、その上昇は一層わずかであつた。

第二十七表

現

金

給

与

の

推

移

製

造

業

年 月	実 額	賃金指数二六年=100	対前年同期増減率	実 額	賃金指数二六年=100	対前年同期増減率
昭和二六年平均	一一、二〇〇円	一〇〇・〇	+	一一、七〇八円	一〇〇・〇	+
二七年	一四、四三四	一二〇・六	+	一三、五一六	一一七・七	+
二八年	一六、七四一	一三九・九	+	一五、三三二	一三三・五	+
二九年	一七、八九八	一四九・五	+	一六、三〇九	一四二・一	+
一 三月	一六、一三六	一三四・八	+	一四、八六八	一二九・五	+
四 六月	一七、二五九	一四四・二	+	一五、五二〇	一三五・二	+
七 九月	一七、六九四	一四七・八	+	一六、四三七	一四三・二	+
一〇 十二月	二〇、五〇二	一七一・三	+	一八、四〇七	一六〇・三	+
三〇年	一八、六二四	一五八・二	+	一六、七二七	一四九・二	+
一 三月	一六、六四二	一三九・一	+	一五、〇二六	一三〇・九	+
四 六月	一七、三二一	一四七・〇	+	一五、五三五	一三八・五	+



七―九月〃 一八、六六〇 一五九・六 + 八・〇 一六、八五二 一五二・〇 + 六・一  
 〃 〃 〃 二一、八七四 一八七・〇 + 九・二 一九、六四一 一七五・四 + 九・四  
 (備考) 労働省毎月勤労統計常用労働者現金給与総額による。賃金指数は労働省発表のもので、二七年一月及び三〇年五月における毎勤調査改正に伴う、新旧両調査の差異を是正の上リンクしているもので、賃金実額を単純に指数化した場合の数字とは多少相違している。

第二十八表 調査産業総常用労働者「きまつて支給する給与」の推移

年 月	給与額	対前年同	
		期増加率	給与額
昭和二六年平均	一〇、五三七	一〇〇・〇	一〇〇・〇
〃 二七年〃	一二、四九五	二〇・六	五四・八二
〃 二八年〃	一四、三五八	一四・九	六四・九一
〃 二九年〃	一五、四〇一	七・三	七三・八六
〃 三〇年〃	一五、九三九	五・一	七九・五五
〃 三〇年一月	一五、七三四	三・八	八一・八二
〃 二月	一五、八五四	四・六	八六・六九
〃 三月	一五、七七八	三・五	八二・五七
〃 四月	一六、〇九九	三・九	八三・〇九
〃 五月	一五、五五一	四・六	八一・五一
〃 六月	一五、七四六	四・八	八一・八九
〃 七月	一五、七二四	四・九	七九・二五
〃 八月	一五、八〇三	六・〇	七九・八六
〃 九月	一五、九七三	五・九	七九・六一
〃 一〇月	一六、〇八八	六・一	八〇・四七
			八一・八七
			一五六・四
			四・七

〃 一〇月 一六、〇八八 一五八・九 六・一 八一・八七 一五六・四 四・七  
 〃 〃 〃 一六、六三五 一六四・三 七・二 八二・一五 一五六・九 四・九  
 (備考) 労働省「毎月勤労統計」  
 一人一時間当り給与は一人一ヶ月当り給与を一人一ヶ月当り総実労働時間数で除したものである。

次に右のような名目賃金の一般的動向を産業別にみると、第二十九表の如くで、二十八年までは各産業とも殆んどが一〇%以上の相当大巾な上昇を続けていたのが、二十九年になると年平均で一〇%を上回る産業はなくなり、九・八%を最高に五・六%前後の上昇に止まっている。これは前述の如くデフレによる全般的な産業界の沈滞が賃金にも影響してきたものであつて、とくに鉱業では石炭が極めて深刻な不況下にあつたため、二十八年の対前年上昇率一三・〇%に対し、二十九年は二・三%と著しい低落がみられた。ところが、三十年に入つても、前半期は引続いて低落し、これがために後半期に入つての相当の上昇も、年間平均による産業総数では前年よりさらに鈍化していることは前述の通りであり、産業別でも鉱業が、石炭市況がかなり好転したために、年間平均七・六%と二十九年の二・三%を大中に上回つて最高上昇率となつた以外は、卸売及び小売業の二・五%の上昇率を最低として各産業伸び悩みとなつてゐる。なお商業部門の賃金上昇が他産業におくれいているのは、長期的な傾向でもあり、年々格差は拡大の方向にある。また製造業における賃金のうちでも、とくに高い

上昇率は、主として輸出伸長や消費増大に支えられて生産が増加し労働生産性も向上して、経営面でも好転した産業にあらわれているようで、たとえば三十年下半期以降の賃金上昇をみると、木材及び木製品、家具装飾品、紙及び類似品、化学、金属製品、電気機器、輸送用機器、精密機器、第一次金属、一般機械等が高く、いずれも対前年同期を七%以上上回つてゐる。これに反し前年同期比三%増以下の低率なのは機械製造、煙草製造、ガラス及び土石製品、石油石炭製品、その他の製造、その他の公益事業などである。さらに特掲産業別では、鋼船製造、硫安、医薬品、地方鉄道、道路貨物運送で上昇が高くみられ、いずれも年間平均で前年を一〇%以上上回つてゐる。  
 なお右の第二十九表により賃金実額についてみると、三十年年間平均調査産業総数では一八、六二四円となり、金融及び保険業が二五、一三二円で最も高くなり、続いて運輸通信その他の公益事業二一、八一二円、鉱業一八、四八七円、卸売小売業一七、九六三円、製造業一六、七一七円の順となつており、産業によつてかなりの格差があることがみられる。そこでこの格差についてみると、第三十表の







も、続いて三十年においてはさらに拡大がみられ、とくに賃金水準の上昇期の三十年下期に入つて一段と格差が拡大してきていることは注目し値する。これは中小規模の企業の場合の賃金実額そのものが二十九日より上昇していることからすると、五〇〇人以上の大規模企業の場合の上昇がより高かつたということにもなり、またデフレ不況からの回復が、その低生産性とともに中小企業ではおくれられているということも考えられる。なお、「毎勤」には算入されていない二十九人以下の事業所の賃金傾向については、失業保

険の保険料申告書による賃金統計（毎年五月分について年一回集計）によつてみると、三十年五月の分は前年五月に比べて賃金の上昇率は小規模事業所の方が大きく、したがつて規模間の格差が縮少している。尤も、三十年五月は前述のように「毎勤」においても規模間の格差が縮少している時期であり、かつ、この失業保険料申告書による調査は、毎年五月分についてのみ行われているので、「毎勤」のように年間総平均での比較はできないことに注意する必要がある（「労働白書」第九三表参照）。

第三十一表 製造業 規模別給与の推移

年 月	規模五〇〇人以上		規模一〇〇—四九九人		規模三〇—九九人	
	きまつて支給する給与(A)	特別に支払われる給与(B)	きまつて支給する給与(C)	特別に支払われる給与(D)	きまつて支給する給与(E)	特別に支払われる給与(F)
昭和二六年平均	二、八八八円	三、〇六三円	一、七〇四円	一、九六六円	七、九六八円	八、〇〇〇円
二七年	三、〇九三	三、三三四	一、八三三	二、〇〇〇	八、八九一	八、〇〇〇
二八年	三、一五七	三、四六九	一、八六三	二、〇七	八、八〇	八、〇〇
二九年	三、二七三	三、五九	一、八四五	二、一八	八、五	八、〇〇
一〇六月	三、三九〇	三、七二	一、九六一	二、二八	八、七	八、〇〇
一〇七月	三、五〇六	三、八三七	二、〇八一	二、三九	八、八	八、〇〇
一〇八月	三、六二二	四、〇〇	二、一四一	二、五〇	九、〇	八、〇〇
一〇九月	三、七三七	四、一三七	二、一九一	二、六一	九、一	八、〇〇
一〇一〇年	三、八四九	四、二九四	二、二四一	二、七二	九、二	八、〇〇
一〇一〇年	三、九六五	四、四一〇	二、二九一	二、八三	九、三	八、〇〇
一〇一〇年	四、〇八一	四、五二六	二、三四一	二、九四	九、四	八、〇〇
一〇一〇年	四、一九七	四、六四二	二、三九一	三、〇五	九、五	八、〇〇
一〇一〇年	五、一〇三	四、七五八	二、四四一	三、一六	九、六	八、〇〇
一〇一〇年	五、二一九	四、八七四	二、四九一	三、二七	九、七	八、〇〇
一〇一〇年	五、三三三	五、〇〇〇	二、五四一	三、三八	九、八	八、〇〇
一〇一〇年	五、四四九	五、一一六	二、五九一	三、四九	九、九	八、〇〇
一〇一〇年	五、五六五	五、二三二	二、六四一	三、六〇	一〇、〇	八、〇〇
一〇一〇年	五、六八一	五、三四八	二、六九一	三、七一	一〇、一	八、〇〇
一〇一〇年	五、七九七	五、四六四	二、七四一	三、八二	一〇、二	八、〇〇
一〇一〇年	五、九一三	五、五八〇	二、七九一	三、九三	一〇、三	八、〇〇
一〇一〇年	六、〇二九	五、六九六	二、八四一	四、〇四	一〇、四	八、〇〇
一〇一〇年	六、一四五	五、八一二	二、八九一	四、一五	一〇、五	八、〇〇
一〇一〇年	六、二七一	五、九二八	二、九四一	四、二六	一〇、六	八、〇〇
一〇一〇年	六、三三三	六、〇四四	三、〇〇	四、三七	一〇、七	八、〇〇
一〇一〇年	六、四四九	六、一六〇	三、〇五	四、四八	一〇、八	八、〇〇
一〇一〇年	六、五六五	六、二七六	三、一〇	四、五九	一〇、九	八、〇〇
一〇一〇年	六、六八一	六、三九二	三、一五	四、七〇	一〇、〇	八、〇〇
一〇一〇年	六、七九七	六、五〇八	三、二〇	四、八一	一〇、一	八、〇〇
一〇一〇年	六、九一三	六、六二四	三、二五	四、九二	一〇、二	八、〇〇
一〇一〇年	七、〇二九	六、七四〇	三、三〇	五、〇三	一〇、三	八、〇〇
一〇一〇年	七、一四五	六、八五六	三、三五	五、一四	一〇、四	八、〇〇
一〇一〇年	七、二七一	六、九七二	三、四〇	五、二五	一〇、五	八、〇〇
一〇一〇年	七、三三三	七、〇八八	三、四五	五、三六	一〇、六	八、〇〇
一〇一〇年	七、四四九	七、二〇四	三、五〇	五、四七	一〇、七	八、〇〇
一〇一〇年	七、五六五	七、三二〇	三、五五	五、五八	一〇、八	八、〇〇
一〇一〇年	七、六八一	七、四三六	三、六〇	五、六九	一〇、九	八、〇〇
一〇一〇年	七、七九七	七、五五二	三、六五	五、八〇	一〇、〇	八、〇〇
一〇一〇年	七、九一三	七、六六八	三、七〇	五、九一	一〇、一	八、〇〇
一〇一〇年	八、〇二九	七、七八四	三、七五	六、〇二	一〇、二	八、〇〇
一〇一〇年	八、一四五	七、九〇〇	三、八〇	六、一三	一〇、三	八、〇〇
一〇一〇年	八、二七一	八、〇一六	三、八五	六、二四	一〇、四	八、〇〇
一〇一〇年	八、三三三	八、一三二	三、九〇	六、三五	一〇、五	八、〇〇
一〇一〇年	八、四四九	八、二四八	三、九五	六、四六	一〇、六	八、〇〇
一〇一〇年	八、五六五	八、三六四	四、〇〇	六、五七	一〇、七	八、〇〇
一〇一〇年	八、六八一	八、四七〇	四、〇五	六、六八	一〇、八	八、〇〇
一〇一〇年	八、七九七	八、五八六	四、一〇	六、七九	一〇、九	八、〇〇
一〇一〇年	八、九一三	八、七〇二	四、一五	六、九〇	一〇、〇	八、〇〇
一〇一〇年	九、〇二九	八、八一八	四、二〇	七、〇一	一〇、一	八、〇〇
一〇一〇年	九、一四五	八、九三四	四、二五	七、一二	一〇、二	八、〇〇
一〇一〇年	九、二七一	九、〇五〇	四、三〇	七、二三	一〇、三	八、〇〇
一〇一〇年	九、三三三	九、一六六	四、三五	七、三四	一〇、四	八、〇〇
一〇一〇年	九、四四九	九、二八二	四、四〇	七、四五	一〇、五	八、〇〇
一〇一〇年	九、五六五	九、三九八	四、四五	七、五六	一〇、六	八、〇〇
一〇一〇年	九、六八一	九、五一四	四、五〇	七、六七	一〇、七	八、〇〇
一〇一〇年	九、七九七	九、六三〇	四、五五	七、七八	一〇、八	八、〇〇
一〇一〇年	九、九一三	九、七四六	四、六〇	七、八九	一〇、九	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、〇二九	九、八六二	四、六五	八、〇〇	一一、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、一四五	九、九七八	四、七〇	八、一一	一一、一	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、二七一	一〇、〇九四	四、七五	八、二二	一一、二	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、三三三	一〇、二一〇	四、八〇	八、三三	一一、三	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、四四九	一〇、三二六	四、八五	八、四四	一一、四	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、五六五	一〇、四四二	四、九〇	八、五五	一一、五	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、六八一	一〇、五六八	四、九五	八、六六	一一、六	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、七九七	一〇、六八四	五、〇〇	八、七七	一一、七	八、〇〇
一〇一〇年	一〇、九一三	一〇、八〇〇	五、〇五	八、八八	一一、八	八、〇〇
一〇一〇年	一一、〇二九	一〇、九一六	五、一〇	八、九九	一一、九	八、〇〇
一〇一〇年	一一、一四五	一一、〇三二	五、一五	九、一〇	一二、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一一、二七一	一一、一五八	五、二〇	九、二一	一二、一	八、〇〇
一〇一〇年	一一、三三三	一一、二七四	五、二五	九、三二	一二、二	八、〇〇
一〇一〇年	一一、四四九	一一、三九〇	五、三〇	九、四三	一二、三	八、〇〇
一〇一〇年	一一、五六五	一一、五〇一	五、三五	九、五四	一二、四	八、〇〇
一〇一〇年	一一、六八一	一一、六一七	五、四〇	九、六五	一二、五	八、〇〇
一〇一〇年	一一、七九七	一一、七三三	五、四五	九、七六	一二、六	八、〇〇
一〇一〇年	一一、九一三	一一、八四九	五、五〇	九、八七	一二、七	八、〇〇
一〇一〇年	一二、〇二九	一一、九六五	五、五五	九、九八	一二、八	八、〇〇
一〇一〇年	一二、一四五	一二、〇八一	五、六〇	一〇、〇九	一二、九	八、〇〇
一〇一〇年	一二、二七一	一二、一九七	五、六五	一〇、二〇	一三、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一二、三三三	一二、三一三	五、七〇	一〇、三一	一三、一	八、〇〇
一〇一〇年	一二、四四九	一二、四三〇	五、七五	一〇、四二	一三、二	八、〇〇
一〇一〇年	一二、五六五	一二、五四一	五、八〇	一〇、五三	一三、三	八、〇〇
一〇一〇年	一二、六八一	一二、六二七	五、八五	一〇、六四	一三、四	八、〇〇
一〇一〇年	一二、七九七	一二、七七三	五、九〇	一〇、七五	一三、五	八、〇〇
一〇一〇年	一二、九一三	一二、八四九	五、九五	一〇、八六	一三、六	八、〇〇
一〇一〇年	一三、〇二九	一二、九八五	六、〇〇	一〇、九七	一三、七	八、〇〇
一〇一〇年	一三、一四五	一三、一〇一	六、〇五	一一、〇八	一三、八	八、〇〇
一〇一〇年	一三、二七一	一三、二〇七	六、一〇	一一、一九	一三、九	八、〇〇
一〇一〇年	一三、三三三	一三、二八三	六、一五	一一、三〇	一四、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一三、四四九	一三、三九九	六、二〇	一一、四一	一四、一	八、〇〇
一〇一〇年	一三、五六五	一三、五〇五	六、二五	一一、五二	一四、二	八、〇〇
一〇一〇年	一三、六八一	一三、六四一	六、三〇	一一、六三	一四、三	八、〇〇
一〇一〇年	一三、七九七	一三、七六三	六、三五	一一、七四	一四、四	八、〇〇
一〇一〇年	一三、九一三	一三、八七九	六、四〇	一一、八五	一四、五	八、〇〇
一〇一〇年	一四、〇二九	一三、九四五	六、四五	一一、九六	一四、六	八、〇〇
一〇一〇年	一四、一四五	一四、〇六一	六、五〇	一二、〇七	一四、七	八、〇〇
一〇一〇年	一四、二七一	一四、一七二	六、五五	一二、一八	一四、八	八、〇〇
一〇一〇年	一四、三三三	一四、二八二	六、六〇	一二、二九	一四、九	八、〇〇
一〇一〇年	一四、四四九	一四、三九一	六、六五	一二、四〇	一五、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一四、五六五	一四、四四七	六、七〇	一二、五一	一五、一	八、〇〇
一〇一〇年	一四、六八一	一四、五〇三	六、七五	一二、六二	一五、二	八、〇〇
一〇一〇年	一四、七九七	一四、六一九	六、八〇	一二、七三	一五、三	八、〇〇
一〇一〇年	一四、九一三	一四、八二五	六、八五	一二、八四	一五、四	八、〇〇
一〇一〇年	一五、〇二九	一四、九三七	六、九〇	一二、九五	一五、五	八、〇〇
一〇一〇年	一五、一四五	一五、〇四九	六、九五	一二、〇六	一五、六	八、〇〇
一〇一〇年	一五、二七一	一五、一六一	七、〇〇	一二、一七	一五、七	八、〇〇
一〇一〇年	一五、三三三	一五、二七二	七、〇五	一二、二八	一五、八	八、〇〇
一〇一〇年	一五、四四九	一五、三八四	七、一〇	一二、三九	一五、九	八、〇〇
一〇一〇年	一五、五六五	一五、四九〇	七、一五	一二、五〇	一六、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一五、六八一	一五、五九六	七、二〇	一二、六一	一六、一	八、〇〇
一〇一〇年	一五、七九七	一五、七〇二	七、二五	一二、七二	一六、二	八、〇〇
一〇一〇年	一五、九一三	一五、八〇八	七、三〇	一二、八三	一六、三	八、〇〇
一〇一〇年	一六、〇二九	一五、九一四	七、三五	一二、九四	一六、四	八、〇〇
一〇一〇年	一六、一四五	一六、〇二〇	七、四〇	一三、〇五	一六、五	八、〇〇
一〇一〇年	一六、二七一	一六、一二六	七、四五	一三、一六	一六、六	八、〇〇
一〇一〇年	一六、三三三	一六、二三二	七、五〇	一三、二七	一六、七	八、〇〇
一〇一〇年	一六、四四九	一六、三三八	七、五五	一三、三八	一六、八	八、〇〇
一〇一〇年	一六、五六五	一六、四四三	七、六〇	一三、四九	一六、九	八、〇〇
一〇一〇年	一六、六八一	一六、五四七	七、六五	一三、六〇	一七、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一六、七九七	一六、六五三	七、七〇	一三、七一	一七、一	八、〇〇
一〇一〇年	一六、九一三	一六、七五九	七、七五	一三、八二	一七、二	八、〇〇
一〇一〇年	一七、〇二九	一六、八六五	七、八〇	一三、九三	一七、三	八、〇〇
一〇一〇年	一七、一四五	一六、九七一	七、八五	一四、〇四	一七、四	八、〇〇
一〇一〇年	一七、二七一	一七、〇七二	七、九〇	一四、一五	一七、五	八、〇〇
一〇一〇年	一七、三三三	一七、一七八	七、九五	一四、二六	一七、六	八、〇〇
一〇一〇年	一七、四四九	一七、二八四	七、〇〇	一四、三七	一七、七	八、〇〇
一〇一〇年	一七、五六五	一七、三九〇	七、〇五	一四、四八	一七、八	八、〇〇
一〇一〇年	一七、六八一	一七、五〇六	七、一〇	一四、五九	一七、九	八、〇〇
一〇一〇年	一七、七九七	一七、六二二	七、一五	一四、七〇	一八、〇	八、〇〇
一〇一〇年	一七、九一三	一七、七三八	七、二〇	一四、八一	一八、一	八、〇〇
一〇一〇年	一八、〇二九	一七、八四四	七、二五	一四、九二	一八、二	八、〇〇
一〇一〇年	一八、一四五	一七、九五〇	七、三〇	一五、〇三	一八、三	八、〇〇
一〇一〇年	一八、二七一	一八、〇五六	七、三五	一五、一四	一八、四	八、〇〇
一〇一〇年	一八、三三三	一八、一六二	七、四〇	一五、二五	一八、五	八、〇〇
一〇一〇年	一八、四四九	一八、二六八	七、四五	一五、三六	一八、六	八、〇〇
一〇一〇年	一八、五六五	一八、三七四	七、五〇	一五、四七	一八、七	八、〇〇
一〇一〇年	一八、六八一	一八、四八〇	七、五五	一五、五八	一八、八	八、〇〇
一〇一〇年	一八、七九七	一八、五八六	七、六〇	一五、六九	一八、九	八、〇〇
一〇一〇年	一八、九一三	一八、六九二	七、六五	一五、八〇	一九、〇	



年下期で女子が停滞又は下回っているのに対し、男子はかなり上回っている... 昭和二十四年平均... 昭和二十七年... 昭和二十八年... 昭和二十九年... 昭和三十年... 昭和三十一年... 昭和三十一年一月... 昭和三十一年二月...

第三十三表 製造業労働別賃金格差

Table with columns for year/month, management workers (A), production workers (B), and wage differences. Rows include averages for 24, 27, 28, 29, 30, 31 years and specific months like June and February.

対前年同期上昇率が一月平均の上昇率より下回ったことが特徴的である。また男女間の格差については、二十九年には経済不況による操業の短縮、これに伴う超過勤務給、能率給等の減少が、より男子に強かつたためか、僅かながら格差の縮小がみられたが、三十年に入つて再び格差の拡大に転じ、前半期より後半期にそれが顕著である。なお、この格差の拡大が六月、七月、十二月等の臨時給与支給月において著しいのは、臨時給与において特に男女間の賃金格差がひらいていることを示すものである。

第三十四表 調査産業総数性別賃金格差及び対前年上昇率推移

Table with columns for year/month, male, female, and wage differences. Rows include averages for 26, 27, 28, 29, 30, 31 years and specific months like June and February.

最後に、臨時及び日雇労働者の賃金水準は、「毎勤」(三〇人以上雇用事業所調査)によりその最近の傾向を示せば、次の第三十五表及び第三十六表の如くで、年々上昇を辿つてはいるが、常用労働者と比較すると、かなり低調であつて、三十年平均では常用労働者の対前年上昇率三・二%に対し、臨時及び日雇労働者は僅かに〇・五%にすぎない。これは勿論労働市場の悪化によるものであるが、既述のように労働者の需給関係が不規則かつ不均衡のため、賃金面にも相対的な弱さとなつており、また一方が組織労働

者であるのに対し、これが多くの場合、未組織労働者となつている事実も看過しえない。しかし、いずれにせよ常用労働者と臨時及び日雇労働者との賃金格差の逐年拡大の傾向は注目し得る。次にこれを産業別にみると、三十年一月六月平均では、金融保険業及び建設業を除いて各産業とも前年同期より下回つており、三十年七月十二月になる... 逆に卸小売業を除いて各産業とも前年同期より上回つている。このため年平均では、卸小売業のみが二十九年より六・九%低くなつてはいる。しかし、それは必ずしも賃金



の絶対額の低さを示すものではなく、三十年平均で実額水準についてみると、運輸通信及びその他の公益事業が四一円とひとり四百円台を超えて最高額となり金融保険業がその上昇率の高い割に低額で二六六円と最低であり、他産

業は三百円台にあつてそれぞれ多少の格差がみられるのは、その産業の特殊性によるもので季節的需要以外に職務内容の質的差異によるものと思われる。

第三十五表 常用と臨時及び日雇労働者賃金の比較

年 月	二七年平均	二八年平均	二九年平均(A)	三〇年平均(B)	BA
常用労働者	六〇九円(一〇〇・〇)	七〇六円(一〇〇・〇)	七五五円(一〇〇・〇)	七七九円(一〇〇・〇)	一〇三・二%
臨時及び日雇	三二五円(五三・四)	三四六円(四九・〇)	三六七円(四八・六)	三六九円(四七・四)	一〇〇・五%

(備考) 労働省毎月勤労統計による。  
常用労働者は現金給与総額を出動日数で除したものである。

第三十六表 臨時及び日雇労働者賃金(日額)水準の推移

産業別	年 平均		一―六月平均		七―十二月平均				
	三〇年	二九年	二九年	二九年	二九年	二九年			
総 数	三六八円	三六七円	〇・三%	三六二円	三七〇円(二)	二・二%	三七六円	三六四円	三・三%
鉱 業	三一三	三〇九	一・三%	三〇五	三〇五	〇	三二一	三二一	二・六%
製 造 業	三四四	三四四	〇	三四九	三四九	(二)	三五一	三四〇	三・二%
卸売及び小売業	二八四	三〇五(一)	六・九%	二九二	三〇九	(二)	二五五	二七七	三〇・一(一)
金融及び保険業	二六六	二五一	六・〇%	二六三	二四五	七・三%	二六九	二五七	四・七%
運輸通信その他	四一四	四一一	〇・七%	三九八	四一三	(二)	三・六%	四三〇	四・一〇
建設業	三七九	三七七	〇・五%	三七二	三七〇	三七〇	〇・五%	三八七	三八三

(備考) 労働省毎月勤労統計(全国調査)より算術平均により算出

以上、各種の区別による名目賃金水準の動向は、大体労働省の「毎勤」統計を中心とした分析によるものである

が、このほかに年一回の特殊調査による資料を中心としたものを加えたとすれば、同じく労働省の「職種別等賃金実

態調査」による職種別賃金、年令別賃金、勤続又は経験年数別賃金、等の各種の名目賃金水準及びその賃金格差の動向が分析されねばならない。なおこの職種別賃金統計は我が国の賃金統計のなかでも最も早くから実施されていたものであり、すでは明治初年から貨幣制度調査会等によつて大工、左官、機械、鍛冶職等の賃金統計が作成されてい

た三五九職種の賃金を調査する職種別等賃金実態調査を実施したのである。今回(三十一年五月)発表された三十年四月分は、二十九年のそれに比べて、調査事業所及び調査労働者数が凡そ三分の一程度に減少しているが、調査の対象、事項及び性格は全く同じものなので、二十九年の調査結果と比較して、以下その概要を摘記する(この報告書は全七巻約一、四〇〇頁に互る龐大なものである)。

たが、政府統計としては明治三十二年から実施され、はじめは年四回、のちには毎月主要職種の賃金変動を調査してきた。また内閣統計局において大正十三年以来三年毎に労働統計実地調査が実施され、職種別平均賃金のみならず、職種の中をさらに年令別或は勤続別にした賃金構造統計が作成されていた。ところが戦後一時実質賃金が極度に低下し、生活給方式が広く行われていた時期には、賃金統計においても職種より年令、扶養家族等の要素が重要視され、専ら産業別の賃金統計が作成されていたが、実質賃金の回復に伴つて生活資金から労働の質、量に應ずる賃金への給与体系再編成の傾向が一般的となり、職種別等賃金実態調査実施の機運も高まつてきたので、二十六年十月に戦後初めて新しい構想の下に標本調査として復活され、二十七年、二十八年と毎年継続して実施されるに至つた。しかし、賃金問題が複雑化してくるに従つて更に詳細な賃金統計が要求されるようになり、二十九年四月に従来の調査を画期的に拡大整備し、規模一〇人以上の事業所を対称とし

(1) 先ず職種別賃金の変化をみると、次の第三十七表の如く各産業に共通に存在する十三の調査職種の平均賃金において、最高の上昇を示したのは事務管理職員(七・三%増)、技術管理職員(六・九%増)であつて、これに次いで男子事務職員(五%増)、女子事務職員、邦文タイピスト、内線電話交換手、守衛、運搬夫(いずれも四%増)、技術職員(三%増)、最も上昇の少いのは汽缶工、起重機運転工、電工、家用貨物自動車運転手(いずれも二%増)となつてゐる。大体において管理職員の給与が最も大きく増加したのに対して、技能或は労務関係職種の増加がにぶく一般職員層はその中間に位している。また賃金実額において、女子事務職員の賃金が男子事務職員の約半分にしからず、男子に比べて平均年令、平均勤続年数が低く、実労働時間が短いことも原因となつており、守衛(男)が比較的賃金が高いのも、平均年令が高く、労働時間が長いことが大きく影響しているものとみら



れている。なお、各産業に特有な調査職種三四六についてみると(表示省略)、男子職種で平均賃金の高い職種は、ガラス製板工、セメント焼成工、セメント粉砕工、製鋼工、操炉工、ガス精製工等の大企業性産業の高度の熟練を要する職種で、しかも高熱或は騒音等の悪労働環境にあるものである。また平均賃金の低い職種は、浸染工、縫製工、製材工、家具建具仕上工、皮革縫製工、陶磁器ろくろ工等の小企業性産業或は地方性産業の比較的単純な職務内容の職種である。女子職種については、前述のように一般に男子より低い、そのうちでも平均賃金の高いのは国際

電話交換手、保険外務員に次いでバス車掌、普通市外電話交換手、写図工、タバコ捲上工等で、男子が代替し難い女子特有の職種である場合が多い。以上の職種別賃金の絶対額はもちろん産業別、企業規模別にかなり大きな差異はあるが、職種別賃金の相対的比率、即ち格差でみるとそれほどの差異はみられない。このことは、各職種の賃金水準は属する産業或は企業規模によつて異なるとしても、各職種に対する評価が産業、企業規模を通じて余り変化がなく、大體類似の賃金配分がなされていることを示すものである。

第三十七表 職種別賃金の變動 (産業計)

職種(性)	平均月間きまつて支給する給与額		対前年比	平均年令		平均勤続年数また平均経験年数		平均月間実労働時間数	
	三九年四月	三〇年四月		三九年四月	三〇年四月	三九年四月	三〇年四月	三九年四月	三〇年四月
事務管理職員(男)	三、九七〇	三、三三〇	107%	三三歳	四三歳	三・九年	一四・二年	二〇〇時	一九時
技術管理職員(男)	三、〇八一	三、四二九	107	三三・九	四三・二	三・二	一三・五	二〇〇	二〇〇
事務職員(男)	一、七六三	一、八七〇	105	三三・六	三三・〇	三・七	八一	二〇一	一九
事務職員(女)	九、八八九	九、四四四	104	二四・二	二四・六	二・二	四・六	一九五	一九
内線電話交換手(女)	一〇、三九六	一〇、八〇九	104	二五・五	二五・九	六・〇	六・九	一八五	一八
守衛(男)	一八、〇二五	一九、七一九	104	四三・九	四四・四	七・七	八・一	二二二	二二
技術職員(男)	二〇、五五九	二二、三三〇	106	三三・三	三四・〇	九・三	九・五	二二八	二二
邦文タイピスト(女)	一〇、六九九	一〇、六六〇	101	二五・〇	二五・二	五・一	五・九	一八八	一八
運搬夫(男)	一四、三三三	一四、九四四	104	三三・〇	三三・三	五・一	五・四	二二二	二〇

汽 缶 工(男) 一八、九七〇 一九、四二五 101  
起重機運転工(男) 三、三九六 三、二七〇 101  
電 工(男) 一六、四四六 一六、七五九 101  
家用貨物自動車運転手(男) 一三、三三九 一三、五三三 101  
(備考) 労働省「職種別等賃金実態調査」より  
鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融および保険業、不動産業、運輸通信およびその他の公益事業に属する常用労働者  
一〇人以上の事業所に関する調査である。

(ロ)次に年令別賃金の变化については、二十九年度「労働白書」では、年令階層別の賃金格差が二三、四年頃と比べて漸次大きくなり、若年令層よりも高年令層の賃金上昇率の大であることが明かにされたが、三十年度については、この全体を通ずる資料が欠けているので、前記の「職種別等賃金実態調査」により、職種別にみた年令別賃金の二十九年度四月から三十年度四月に至る間の変動をみると、全業種での一般的な型は、賃金の上昇率が年令とともに増加し、四〇歳ないし五〇歳或はその前後で最高となり、その年令を超えるとむしろ賃金は漸減する傾向をもっている。この傾向は各職種を通じて共通にみられるところであるが、更に細かく検討すれば、そのあらわれ方の顕著なものと、そうでないもの等に分類してみることが出来る。ただ、この一年に関して、このような年令別賃金格差の拡大はそれほど顕著にみられないが、惟かながら高年令層の者の上昇率が高いことを示している。

(ハ)同じ資料によつて勤続又は経験年数別賃金の变化をみると、右の年令別の場合と同様に、勤続又は経験年数の長いものほど、上昇率が僅かながら高い傾向がみられる。もともと、勤続又は経験年数と右の年令とは相互に無関係な要素ではなく、一般に一方が高くなれば他方も高くなる傾向をもつものとみてよい。ただこの両者の間には原理的な差異がある。一般に賃金格差には産業別、規模別格差のような企業間賃金格差と、職種別或は年令別格差のような企業内賃金格差とに分れ、前者は企業の賃金水準に関連をもつものであり、後者は企業内の個々の労働者間の賃金格差に関連をもつもので、一企業における賃金に限定して考えれば、前者によつて賃金支払総額が与えられ、後者によつて個々の労働者への賃金の配分が定められるとみることが出来るが、これにも年令別、或は扶養家族数別賃金格差のような生活給的観点に立つ賃金格差と、職種別或は経験又は勤続年数別のような能率給ないし能力給的観点に立つ賃



金格差とに分けてみる必要があるとすれば、前掲の年令別格差と勤続又は経験年数別格差とは、決してこれを同視しえない質的な差異を含むものである。ただ、何れの格差もそれぞれ独立に決定されるものでなく、一つの実体を少しづつ異つた角度から眺めるものであるとすれば、この両者についても、次の第三十八表のように大体近似した対応関係がみられるというわけである。

第三十八表 事務職員(男)の年令、勤続年数の対応関係 (産業計)

年令階級	平均勤続年数	勤続年数階級	平均年令
計	八・一	計	三才
一八才未満	一・五	六ヶ月未満	三才
八才以上三才未満	一・三	六ヶ月以上二年未満	三才
三才以上	三・五	一年以上二年未満	三才
三才以上	六・四	三年以上	三才
三才以上	九・〇	三年以上	三才
三才以上	一〇・六	三年以上	三才
三才以上	一三・六	三年以上	三才
三才以上	一三・〇	三年以上	三才
三才以上	一四・四	三年以上	三才
三才以上	一五・〇	三年以上	三才
三才以上	一五・五	三年以上	三才
三才以上	一六・〇	三年以上	三才
三才以上	一六・五	三年以上	三才
三才以上	一七・〇	三年以上	三才
三才以上	一七・五	三年以上	三才
三才以上	一八・〇	三年以上	三才
三才以上	一八・五	三年以上	三才
三才以上	一九・〇	三年以上	三才
三才以上	一九・五	三年以上	三才
三才以上	二〇・〇	三年以上	三才
三才以上	二〇・五	三年以上	三才
三才以上	二一・〇	三年以上	三才
三才以上	二一・五	三年以上	三才
三才以上	二二・〇	三年以上	三才
三才以上	二二・五	三年以上	三才
三才以上	二三・〇	三年以上	三才
三才以上	二三・五	三年以上	三才
三才以上	二四・〇	三年以上	三才
三才以上	二四・五	三年以上	三才
三才以上	二五・〇	三年以上	三才
三才以上	二五・五	三年以上	三才
三才以上	二六・〇	三年以上	三才
三才以上	二六・五	三年以上	三才
三才以上	二七・〇	三年以上	三才
三才以上	二七・五	三年以上	三才
三才以上	二八・〇	三年以上	三才
三才以上	二八・五	三年以上	三才
三才以上	二九・〇	三年以上	三才
三才以上	二九・五	三年以上	三才
三才以上	三〇・〇	三年以上	三才
三才以上	三〇・五	三年以上	三才
三才以上	三一・〇	三年以上	三才
三才以上	三一・五	三年以上	三才
三才以上	三二・〇	三年以上	三才
三才以上	三二・五	三年以上	三才
三才以上	三三・〇	三年以上	三才
三才以上	三三・五	三年以上	三才
三才以上	三四・〇	三年以上	三才
三才以上	三四・五	三年以上	三才
三才以上	三五・〇	三年以上	三才
三才以上	三五・五	三年以上	三才
三才以上	三六・〇	三年以上	三才
三才以上	三六・五	三年以上	三才
三才以上	三七・〇	三年以上	三才
三才以上	三七・五	三年以上	三才
三才以上	三八・〇	三年以上	三才
三才以上	三八・五	三年以上	三才
三才以上	三九・〇	三年以上	三才
三才以上	三九・五	三年以上	三才
三才以上	四〇・〇	三年以上	三才
三才以上	四〇・五	三年以上	三才
三才以上	四一・〇	三年以上	三才
三才以上	四一・五	三年以上	三才
三才以上	四二・〇	三年以上	三才
三才以上	四二・五	三年以上	三才
三才以上	四三・〇	三年以上	三才
三才以上	四三・五	三年以上	三才
三才以上	四四・〇	三年以上	三才
三才以上	四四・五	三年以上	三才
三才以上	四五・〇	三年以上	三才
三才以上	四五・五	三年以上	三才
三才以上	四六・〇	三年以上	三才
三才以上	四六・五	三年以上	三才
三才以上	四七・〇	三年以上	三才
三才以上	四七・五	三年以上	三才
三才以上	四八・〇	三年以上	三才
三才以上	四八・五	三年以上	三才
三才以上	四九・〇	三年以上	三才
三才以上	四九・五	三年以上	三才
三才以上	五〇・〇	三年以上	三才
三才以上	五〇・五	三年以上	三才
三才以上	五一・〇	三年以上	三才
三才以上	五一・五	三年以上	三才
三才以上	五二・〇	三年以上	三才
三才以上	五二・五	三年以上	三才
三才以上	五三・〇	三年以上	三才
三才以上	五三・五	三年以上	三才
三才以上	五四・〇	三年以上	三才
三才以上	五四・五	三年以上	三才
三才以上	五五・〇	三年以上	三才
三才以上	五五・五	三年以上	三才
三才以上	五六・〇	三年以上	三才
三才以上	五六・五	三年以上	三才
三才以上	五七・〇	三年以上	三才
三才以上	五七・五	三年以上	三才
三才以上	五八・〇	三年以上	三才
三才以上	五八・五	三年以上	三才
三才以上	五九・〇	三年以上	三才
三才以上	五九・五	三年以上	三才
三才以上	六〇・〇	三年以上	三才
三才以上	六〇・五	三年以上	三才
三才以上	六一・〇	三年以上	三才
三才以上	六一・五	三年以上	三才
三才以上	六二・〇	三年以上	三才
三才以上	六二・五	三年以上	三才
三才以上	六三・〇	三年以上	三才
三才以上	六三・五	三年以上	三才
三才以上	六四・〇	三年以上	三才
三才以上	六四・五	三年以上	三才
三才以上	六五・〇	三年以上	三才
三才以上	六五・五	三年以上	三才
三才以上	六六・〇	三年以上	三才
三才以上	六六・五	三年以上	三才
三才以上	六七・〇	三年以上	三才
三才以上	六七・五	三年以上	三才
三才以上	六八・〇	三年以上	三才
三才以上	六八・五	三年以上	三才
三才以上	六九・〇	三年以上	三才
三才以上	六九・五	三年以上	三才
三才以上	七〇・〇	三年以上	三才
三才以上	七〇・五	三年以上	三才
三才以上	七一・〇	三年以上	三才
三才以上	七一・五	三年以上	三才
三才以上	七二・〇	三年以上	三才
三才以上	七二・五	三年以上	三才
三才以上	七三・〇	三年以上	三才
三才以上	七三・五	三年以上	三才
三才以上	七四・〇	三年以上	三才
三才以上	七四・五	三年以上	三才
三才以上	七五・〇	三年以上	三才
三才以上	七五・五	三年以上	三才
三才以上	七六・〇	三年以上	三才
三才以上	七六・五	三年以上	三才
三才以上	七七・〇	三年以上	三才
三才以上	七七・五	三年以上	三才
三才以上	七八・〇	三年以上	三才
三才以上	七八・五	三年以上	三才
三才以上	七九・〇	三年以上	三才
三才以上	七九・五	三年以上	三才
三才以上	八〇・〇	三年以上	三才
三才以上	八〇・五	三年以上	三才
三才以上	八一・〇	三年以上	三才
三才以上	八一・五	三年以上	三才
三才以上	八二・〇	三年以上	三才
三才以上	八二・五	三年以上	三才
三才以上	八三・〇	三年以上	三才
三才以上	八三・五	三年以上	三才
三才以上	八四・〇	三年以上	三才
三才以上	八四・五	三年以上	三才
三才以上	八五・〇	三年以上	三才
三才以上	八五・五	三年以上	三才
三才以上	八六・〇	三年以上	三才
三才以上	八六・五	三年以上	三才
三才以上	八七・〇	三年以上	三才
三才以上	八七・五	三年以上	三才
三才以上	八八・〇	三年以上	三才
三才以上	八八・五	三年以上	三才
三才以上	八九・〇	三年以上	三才
三才以上	八九・五	三年以上	三才
三才以上	九〇・〇	三年以上	三才
三才以上	九〇・五	三年以上	三才
三才以上	九一・〇	三年以上	三才
三才以上	九一・五	三年以上	三才
三才以上	九二・〇	三年以上	三才
三才以上	九二・五	三年以上	三才
三才以上	九三・〇	三年以上	三才
三才以上	九三・五	三年以上	三才
三才以上	九四・〇	三年以上	三才
三才以上	九四・五	三年以上	三才
三才以上	九五・〇	三年以上	三才
三才以上	九五・五	三年以上	三才
三才以上	九六・〇	三年以上	三才
三才以上	九六・五	三年以上	三才
三才以上	九七・〇	三年以上	三才
三才以上	九七・五	三年以上	三才
三才以上	九八・〇	三年以上	三才
三才以上	九八・五	三年以上	三才
三才以上	九九・〇	三年以上	三才
三才以上	九九・五	三年以上	三才
三才以上	一〇〇・〇	三年以上	三才

ともあれ、以上の「名目賃金の動向」にみる各種の複雑な賃金水準及び賃金格差の変化は、戦後十年を経て一応安

定したとみられる日本経済の構造的特質が労働面に反映した一端と考えられ、そこに窺われる不合理な面や矛盾を、今後どのように打開するかは、経営者側にとつても、労働者側にとつても漸く関心の度を高めるに至つたものの如くである。そこで、以上の動向がいわば賃金制度的にみて、どのような構成上の変化を示すに至っているかを次に見よう。

(三) 賃金構成の動向

今次「経済白書」は「わが国の賃金構造の第一の特徴は、諸外国にみられない規模別賃金格差の異常な中である」と述べているが、しかしこのような最近における賃金格差の拡大が因つて来る要因としては、ただ「生産性格差」の拡大を云々しているのみであつて、前年である二十九年の「デフレ政策」的效果が全く無視されており、したがつてこれが対策としてもトランス・フォーメーションを説くのみで、聊かも賃金構造そのものの実体にもふれるものではなかつた。この点についてはさすがに今次の「労働白書」は、「賃金格差の変化」に続いて「賃金格差の現状」の節を特に設けて、前述のような賃金格差の拡大傾向が、当面の賃金問題としても重要性について、再検討する慎重ぶりをみせているが、その特定な歴史的背景における実体把握としての賃金構成の問題については、「賃金制度」の中

に一人当り給与構成比率と臨時給与の二点のみが問題とされ、大体前年度と大差のない推移が指摘されるに止まつていようである。もともと、賃金構成の問題は歴史的可変的な性質のものであつて、既述のような産業別、企業規模別ないしは地域別の賃金格差にみられる企業間の問題にせよ、或は男女別、年令別、職種別等の賃金格差にみられる企業内の問題にせよ、つねに何らかの時々的一般経済事情や賃金水準の動向、或は経営者側よりの特定の合理的努力(「生産性向上運動」の如き)等の諸条件によつて、その都度基本的な規定を受けるものであつて、一般に同一産業ないし特定企業の内部の問題としてのみ論ぜられがちの賃金体系や賃金形態の問題も、その決定においては漸次、政府及び総資本の企図する特定の政策目標に近接することを余儀なくされているのが、とくに戦後における顕著な傾向なのである。たとえば、戦後インフレ期における生活給的賃金決定の考え方にせよ、またドッジ・ラインのいわゆる経済安定政策期の「生活給から能率給へ」の指向にせよ、いずれもそれぞれの時期の歴史的背景においての必然性を以て捉えうるものであつたと同じように、「数量景気」―「輸出景気」を背景とする三十年においても、そこでの何らかの特定の政策目標をもつた賃金構成の動向が、二十九年のデフレ不況下のそれとの対照において析出される筈である。

(四) 賃金給与体系の変化

労働省の「給与構成調査」により、産業総数における給与の種類別に支給事業所数の全事業所数に対する割合をみると、第三十九表の如く、基本給の内訳において年令給は二十六年一四・〇%、二十七年一一・〇%、二十八年八・九%、二十九年九・三%、三十年七・二%であり、学歴給は二十六年三・六%、二十七年二・四%、二十八年二・〇%、二十九年一・〇%、三十年一・一%であり、勤続及び経験給は二十六年二二・七%、二十七年一八・五%、二十八年一八・九%、二十九年一八・六%、三十年一五・六%であり、能力給は二十六年一三・七%、二十七年八・二%、二十八年八・八%、二十九年九・〇%、三十年四・〇%であり、役付給は二十六年五一・八%、二十七年四九・一%、二十八年五三・四%、二十九年五四・一%、三十年五三・一%であり、特殊作業給は二十六年四八・一%、二十七年四三・三%、二十八年四〇・八%、二十九年四三・一%、三十年四二・九%であり、一定額給は二十六年一七・〇%、二十七年一六・五%、二十八年一六・六%、二十九年二五・〇%、三十年一九・七%と、いずれも逐年減少を示してきたが(年令給、学歴給)或は二十九年までは横ばいなし漸増していたが三十年に急減したか(能力給、勤続及び経験給)、或は二十九年まで漸増していたが三十年に横ばいなし漸減したか(役付給、一定額給、特殊作業



給)の多少の差異はあるが、総じて三十年に減少しているものに対して、総合決定給が二十六年九二・六%、二十七年九二・四%、二十八年九五・六%、二十九年九七・〇%、三十年九八・三%と、ひとり基本給の中で漸増の一途を辿っていることが注目され、また奨励給の内訳において能率給が二十六年三九・八%、二十七年三九・二%、二十八年四一・四%、二十九年四一・八%と漸増して三十年に三八・四%と急減しているのに対し、精皆勤給が二十六年四〇・二%、二十七年三七・〇%、二十八年三九・七%、二十九年三八・七%、三十年四一・二%と横ばいながら増加傾向を示していることは、生活補助給の一般的な減少傾向を別としても、この一ケ年に大きな変化の示されていることが窺われる。即ち、賃金構成が戦後の生活重視より漸次能力給、能率給にその重点を移行したのが二十九年までの一般的傾向であつたが、三十年にはそのような劃期的な変貌のあとを受けて、一つの「整調期」に入つたことを明かに示唆している。とくに、製造業において能率給の割合が、二十六年一〇・四%、二十七年六・四%、二十八年八・四%、二十九年七・三%、三十年三・七%と、三十年には前年から引続き減少の一途を辿っていることは注目に値することであつて、賃金体系が生活給体系から職能給体系に移行する傾向だけが必然的であるとしても、それは現実の能率給だけを意味するものではなく、むしろ職能を基礎

として推定される効程給とでも云うべきものに相当のウェイトがかけられて居ることがわかる。

第三十九表 各種給与支給事業所数の総事業所数に対する割合(労働計、規模計) 産業 総数

Table with columns for industry types (e.g., 総事業所数, 年令, 学歴, 勤続および経験給, 能力給, 役付給, 職務給, 特殊作業給, 一定額給, 総合決定給, 精皆勤給, 能率給, 家族給, 单身者世帯主別給, 通勤給, 住宅給, 生活補助給) and rows for years (26年9月, 27年8月, 28年9月, 29年9月, 30年9月).

税保険料事業主負担給 七・四 六・六 七・〇 六・九 六・九
その他の生活補助給 二・七 六・五 九・七 九・七 九・三
(備考) 労働省「給与構成調査」より。※印は集計されていないことを示す。

さらに、同じく「給与構成調査」によつて最近の賃金構成比率の推移をみると、第四十表の如く、基本給の比重が年々増大しているのに対し、生活補助給は逆に年々低下の一途を辿り、奨励給と超過勤務給が大体同一割合を保持している。これは、従来とられていた各種の生活補助的なのが調整され、職階ないし職務給的な要素の強い基本給に繰入れられたことなどによるものとも考えられるが、何よりも最近各企業における系列化の進展に伴い、その一環として賃金体系の相互的調整が企図されていることによるものと思われる。さらに、超過勤務給についてみると各年一割強の比率ではほぼ同一割合が保持されているものであるが、三十年に、その割合がやや増加したことは、生産活動の活発化を示すものといえる。

第四十表 産業総数給与構成比率の推移

Table with columns for categories (合計, 基本給, 奨励給, 生活補助給, 超過勤務給, その他) and rows for years (昭和二十六年一月, 二十七年八月).

二六年九月 100.0 七五.二 一六.四 九.四 一三.〇 一.五
二九年九月 100.0 七五.九 一四.九 九.二 一二.五 一.六
三十年九月 100.0 七三.二 一三.六 八.二 一二.五 一.四
(備考) 労働省「給与構成調査」より

なお、右の労働省調とちがつた一考察として、規模五〇人以上の一七六社平均についてみた関経協調査の「従業員給与調査」から労働別、男女別の給与構成比率をみると第四十一表の如くで、その特徴を示せば、まず労働別では基本給は職員に比重が大きく、能率給では労働者の比重が大きくなつて、労働の質的な差異を端的にあらわしている。また男女別では職員、労働者とも女子の方が基本給ではその比重が大きくなり、他の給与構成比率は大体男子の方が大きくなつて居るが、これはその従事する職務及び職種内容とともに、女子の場合主として家計補助的労働の色彩が濃厚であり、世帯構成においても従属的なため支給条件が具備しないことにもよるものと思われる。次いで、右の関経協の三十年六月調査と、前期の二十九年十二月調査の両期の構成比率を比較すると、二十九年では総平均による基本給は六三・四%、能率給は一四・九%を示したが、三十年では基本給六二・〇%、能率給一七・八%となり、漸次能率給の割合が増大されてきていることを示しており、その他の項目では大した変化を示していない。



第四十一表 給与構成比率(関経協三十年六月現在調査)

項目	所定労働時間内給与			計	所定労働時間の比率
	基本給	生活補助給	その他給		
総平均	三七・八%	一四・三%	六〇%	一〇〇・〇	二・九%
職員平均	三〇・九	一〇・三	一七・一	一〇〇・〇	二〇・九
男子	三〇・四	一〇・一	一七・八	一〇〇・〇	二〇・四
女子	三二・九	一三・〇	一四・〇	一〇〇・〇	一六・四
労務者平均	三三・三	一四・九	一五・五	一〇〇・〇	一三・九
男子	三三・五	一六・六	一三・四	一〇〇・〇	一四・五
女子	三三・三	一四・三	一六・〇	一〇〇・〇	一三・一

(備考) 規模五〇〇人以上の一七六社の平均

(四) 特別給与(賞与及び一時金)の傾向

戦後の賃金給与体系に一つの特徴的な性格を与えているものに、特別給与(特別に支払われた給与)がある。これは戦争直後のインフレ期においては、多くは賃上げに伴う追加給と生活補給金の形式で支払われ、その割合もかなり高く、かつ各月とも大体同じ割合で支給されていたが、インフレの収束につれて二十四、五年頃には減少していた。その後は夏季及び年末における賞与としての性格が濃くなり、労組の年中行事的な賃上げ要求と相俟つて、臨時給与の夏季及び年末への集中傾向を示し、その金額及び定期給与(きまつて支給する給与)に対する割合が漸増の一途を

辿つてきた。即ち「毎勤」による調査産業総数の定期給与に対する特別給与の割合は、年平均で二十三年一五・六%から二十五年一〇・二%に低減したが、二十七年一五・五%、二十八年一六・六%、二十九年一六・二%、三十年一六・八%と、二十九年のデフレ期を除いて漸増傾向を示し、特別給与の定期給与化現象が明示されている。ここに労資関係の問題としては、一方で春秋の賃上斗争を行い、他方で盆暮の賞与獲得斗争を行わねばならぬとすれば、労組活動はつねに給与問題に専念せざるをえなくなり、また経営者側も就業規則や協約でその算定方式を決めていないので、その都度配分問題の折衝に精力を削がなければならない、そこに何らかの労使休戦的なルールを設けなければならぬ事態に立ち至つていたとすれば、デフレ不況と、それに続く数量景気は、これに一つの契機を与えたものといえるのである。三十一年四月二十日公表された十条製紙の「年間賃金協定」の例は、まさにその一つの典型であった。

ところで、まず三十年夏季の賞与及び一時金の妥結状況をみるに、三十年春季賃上斗争と同時に或は引続いて、主として五月中旬より六月下旬にかけて各産業労組は要求を提出、交渉に入つたが、七月中旬の炭労大手筋の妥結をもつてほぼ終結しており、前年からのデフレ下の不況を反映して、要求額も概して低目となつていたことが、短期間に

妥結した理由と思われる。その妥結額の概要について示すと、二十九年と比較して上回つて妥結しているものに造船、肥料をはじめとして私鉄、石油、電気、ゴム、鉄鋼大手があり、二十九年に空の船台をかかえて不況に苦しんでいた造船が約三、五〇〇円、陽の当る産業といわれる肥料が約五、〇〇〇円それぞれ上回つているのが注目され、また下回つて妥結したものは電線、自動車、機械、鉄鋼、電気機器、紙パ、車輛があり、鉱山、セメント、日通、石炭等はほぼ同額に落着いている。またその支給額そのものよりみれば、前年より上回つたというセメントが四五、七八九円と依然首位を占め、これに石油、紙パ、肥料、電気とつづいており、一五、〇〇〇円台を超えるものに化学、機械、ゴム、鉄鋼大手、自動車があり、低いところとしては七、〇〇〇円台の石炭があげられる。なお三十年夏季妥結の総平均が一八、六九八円と前年同期より僅かに一・二%程度下回つた額を示しているのは事業の景気が好転し始めてからまだ時間がいくらかもたつて居ないせいであろう。

なお、この三十年夏季の特別給与において、新しい特徴としてあげられることは、前述のように年間臨時給与制度の確立という労使休戦的な方式がかなり現われてきているということである。これは、一年間に支払われる夏季手当や年末手当をはじめ会社創立記念日祝金、特別時期におけ

る報償金、従業員ビクニツク費等の固定化した臨時給与一切を含めて、一人平均の給与額を労使双方で協定し調印する方式であつて、当初二十八年夏季手当斗争の際に、つねにストライキの行われる慣行をさけるため阪神急行が研究して組合側に申入れたことに始まり、さらに二十九年の夏季手当斗争に際し名古屋、広島、仙北鉄道の三社がこれを探り上げて注目するところとなり、三十年夏季には私鉄において東急、京浜、京成、京帝、東武、名古屋の大手筋をはじめ遠州、箱根登山、関東バス、国際バス等がこれに妥結し、さらに全織同盟、化繊部会でも二十九年々末賞与斗争の際に、「年間臨時給与制度を労働協約に入れる」ことを決議しており、旭化成は二十九年々末賞与と三十年夏季賞与との年間臨時給与で解決しており、その他百生命が妥結し、東洋レイヨンにおいても組合から強く申入れがあり、その後さらに公益事業、公共企業体、銀行、保険、私鉄等を中心に加増する傾向を示したのである。このような年間臨時給与制度採用が増加するに至つたこと理由として日経連方面であげられていることは、(1)最近労使関係の対立化が少くなり正常化されてきて、労使協定の自主交渉の気運が進んできたこと、(2)一般経済事情が数年前と比べて安定感を与えてきたこと、(3)年間制度の確立は従業員の年間の生活設計を樹てるに便利であること、(4)経営者の事業経営上、長期資金計画を樹てるに益すること、(5)公共的事業



において一時金斗争のため年間数次のムダなストを避けようこと、その他、組合としては、年数次の斗争は事実上疲勞のみ多く実効が上らなくなつたこと、日常斗争を主として、大争議は賃上げにおけるストに限り度い実情にあること、等であるが、公共的事業はともかくとして、直接生産部門における固定化は労使の双方にとつて種々問題の蔵するところでもあろう。因みに三十年夏季に妥結した年間臨時給与協定額は次の如くである。

旭化成	二〇、〇九三円(夏〇・七ヶ月・年末一・六七ヶ月)
第百生命	三八、五〇〇円(夏一・九五ヶ月・年末二・四五ヶ月)
東 急	四七、〇〇〇円、二・五一(夏二五、〇〇〇円、冬三二、〇〇〇円)
京 浜	四四、〇〇〇円、二・四六(夏二三、五〇〇円、冬三〇、五〇〇円)
京 帝	四二、〇〇〇円、二・五一(夏二二、〇〇〇円、冬三〇、〇〇〇円)
東 武	四〇、八五〇円、二・五一(夏二二、三六九円、冬二八、四八一円)
京 成	四〇、五五〇円、二・五(夏二二、〇〇〇円、冬二八、五五〇円)
箱 根	二一、九〇〇円、一・八七(夏五、八五〇円、冬一六、〇五〇円)他に〇・一三ヶ月分

次に公労協関係の三十年夏季手当については、各労組は五月十日前後にそれぞれ一ヶ月分を要求、漸次斗争戦術を

強化するほか、各関係機関に集団陳情を繰返したが、政府は六月十五日に規定の〇・七五ヶ月分プラス〇・〇五ヶ月相当支給額を決定し、組合側の要求を拒否した。その後組合側は統一斗争を維持しつつ企業内斗争に重点を移して交渉を進めていたが、六月二十二日の全電通の妥結を皮切りに六月末までに〇・八ヶ月プラスアルファの支給条件で全部解決をみている。

以上のような三十年夏季賞与の動向を、労働省の「毎勤」によつて総括してみると、まず産業総数での支給額は三、七三六円で、これは前年同季の四、七六二円の七八・五%となり、製造業では二、六〇五円で前年同季の七九・〇%となつて、かなり前年を下回つている。また産業別にみると、金融及び保険業の九、三二一円が最も高く、運輸通信及びその他の公益事業の五、七三九円がこれに次いで高くなつている。次に規模別にみると、全産業では五〇〇人以上を一〇〇として五〇〇人未満一〇〇人以上は九五・四%の割合となり、その格差は僅かであるが、一〇〇人未満一三〇人以上は六六・四%となりかなりの格差がみられる。ただ二十九年前季の六一・八%より若干縮小している。同じく産業別では製造業の一〇〇人未満一三〇人以上が五〇〇人以上の一九%に過ぎなく、デフレ不況の影響ともみられるが、一方鉱業が一〇〇人未満一三〇人以上が一〇七・七%と上回つているのは、大企業における支給

時期のズレとも考えられる。次に労働別にみると臨時給与は定期給与よりも、その格差が縮小して三六・五%となり、前年の三一・一%より幾分縮減の傾向をみせている。

次に三十年年末の賞与及び一時金の妥結状況をみるに、一般に三十年下期が予想外の「数量景気」を背景としたことからその成行きが注目されたが、労組の斗争目標が三十二年春の賃上斗争におかれたためか、結果としては、公労協関係の紛争を別として、民間産業では余り激しい斗争はみられず早期に解決をみた。即ちその経過概況は、まず要求提出については各民間労組は従来通り赤字補填、臨時出費、利潤分配等を根拠に、十月下旬頃より大体出始め、セメント、紙パルプ、造船が十一月中旬以降になつた以外は、各業種とも十一月中旬までに出揃い、全体的に例年より早目となつており、また要求額についても控え目で、前期プラスアルファという方式が多く、その解決方法もストを避けて労働委員会に提訴するケースが多くみられており、大体十二月中旬にはほとんど妥結し支給されていることがみられる。いま日経連調査によるその要求額及び妥結額を業種別に集計平均すると次の第四十二表の如くで、これを前年即ち二十九年末の趨勢と比較してみると、要求額についてはまず深刻な不況下にある石炭がかなり大巾に下回つているほか、車輛、電線、重電機も大分低くなり、ゴム、産業機械、私鉄、化学、自動車等も僅かながら低くな

つているが、他方前年を上回つた業種についてみると、紙パ(三九・六%)が最高で、その他は一〇%以上を上回つている。さて、右のような要求額に対する妥結額についてみると、二十九年末より下回つた業種はほとんどみられず、僅かに重電機、過燐酸、電線、ゴム、セメントの五業種のみで、その下回り方も重電機の九・五%が最も大きく、セメントの〇・四%が最も少い。したがつて殆んど業種が前年より上回つており、紙パ、鉄鋼、鉱山、日通、硫安、造船等は二〇―四〇%に及ぶ大巾な上昇を示し、要求額に下回つたところでも妥結額においては上回つている業種もみられる。とくに石炭は要求額では二十九年末より四二・五%と大巾な低下を示したが、妥結額では一五・五%と逆に大巾な増加を示し、獲得率が一〇〇%となつている。次に妥結額の水準についてみると、いわゆる陽の当る産業といわれる業種が依然高水準を示している。即ち最高は四万円台で、前年より僅か下回つたセメントと石油がこれであり、これに続いて紙パ、硫安、電気、私鉄が三万円台を示している。また全体的にも全業種集計では平均二二、九六〇円で二十九年末を一五・九%も上回つている。







それは三十年十二月で四一・一%となり、前年同期の四四・三%に比べ若干の格差の拡大がみられる。またこの格差は定期給与の格差よりも大きくなっている。一般に賃金の低い事業所ほど特別給与の支給率は低く、事業所平均賃金(定期給与)が最低から五分の一のところまでにある事業所での特別給与の平均支給率は、最高から五分一のところまでにある高賃金事業所でのその半分にすぎない(「労働白書」第一二〇表参照)とすれば、このことが右の規模別並に労働別の格差の拡大に大体見合っているといつてよい。

さて、最後に三十一、年の夏季手当、斗争の妥結状況について一瞥すれば、三十一年最大のヤマといわれた春季賃上斗争(これについては後述)が、予想外に平穩裡の終結をみた結果として、三十一年夏季手当斗争は、早くも五月十一日に官公労の各単産による政府及び人事院への要求提出が行われ、また民間労組でも私鉄さん下の関東地連では、五月十日に年間臨給を要求するなど、早目に活発化した。が、たまたま七月上旬の参院選挙を有利に闘うために経済斗争のほこをいち早く収めんとする戦術からか、六月十五日から十九日にかけて終結した官公労の各単産をはじめ、そのほとんどが年間臨給により解決した私鉄関東の解決や、電機労連、電労連、紙バ労連などのさん下各単産は次々と解決し、鉄鋼労連、全造船などでも七月初めまでに一部組合

は妥結し、合化労連も好調産業の故にかなり強腰といわれたが大体解決に向っている。

ところで、今次夏季手当斗争の特徴としては、私鉄の要求に代表される如く、三十一年も年間臨給形式をとろうとするものと、官公労の如く夏季手当は一ヶ月を要求し、しかも年末手当を二ヶ月と予定して、いわば年間臨給の如くに年間三ヶ月手当の実現を期しているものと、前年同期又は前期プラスアルファの形式にしようとするものとの間に、その要求額がほぼ分れているが、しかし総体としては前年度夏季手当獲得額より幾分上回る額を出していたことであつた。しかもその斗争の結果は、三十年末と同様に、獲得額が前年同期を下回るものがきわめて少く、これを上回るか、さらに三十年末一時金より以上の実績を獲得して解決した組合(妥結せずとも回答が上回っているものが多し)も多く、また年間臨給制度による解決も、前年よりその数を増したことが特徴的であり、総体的に日本経済の「静かなブーム」を反映して、好成果をあげていると一応いえるものであつた。即ち、まず官公労の解決は殆んど前年同期と同率であつたが、国家公務員も公労協もともに一ヶ月を要求し、国公労がとりあえず〇・七五ヶ月と法律に定める線でいち早く妥結したのと期を一にして、公労協も国鉄が〇・七五ヶ月プラス〇・〇五ヶ月プラスアルファと、結果において前年同期の〇・八プラスアルファで妥

結したのと同率で順次解決し、全専売などがアルファ一のみ引続き協議という条件を残したものであつた。しかも七月十六日には公務員給与改善に関する人事院勧告が行われ、その中に〇・一五ヶ月分の特別手当を毎年三月に支給することが掲げられたことが、右のような官公労の夏期一時金斗争の早期解決を決定したらしめたものと思われる。また七月上旬までに殆んどが解決をみた民間単産のうちで、足並みが整つてしかも早期に全部解決をみたのは電労連であつた。即ち五月二十一日に東京電力が要求を行つたのを皮切りに斗争に入つたが、六月二十七日の四国電力(二九、七三四円)を最後に九電力労組が全部解決している。その獲得額は、関西の三三、三〇〇円が最高で、この金額は三十年末の三三、五〇〇円よりやや少いが、前年同期の三〇、〇〇〇円より多く、他の労組も東京電力三二、九〇〇円(前年同期二九、五〇〇円)、三十年末三一、三〇〇円)をはじめ、いずれも三十年末を上回つて解決している。このように、夏は冬より金額が少いという先例を破つて、三十年末よりも多くの夏季一時金を今夏に獲得したものをあげると、まず電機労連があり、日立が一四、四五一元(三十年末一三、〇五九元)以下カッコ内三十年末)、東芝が一六、二五一元(一五、六七一元)などで総体的に上回つて解決し、紙バ労連では王子が五八、一二〇円(五七、三四三元)、三菱が四三、五〇〇円(四〇、九八〇

円)、の実績を獲得し、三十年末を下回つたのは東海、日本紙業などわずかの組合にすぎず、全国セメントでも徳山セメントが五〇、〇〇〇円(四一、〇〇〇円)を獲得したのに気をよくして日立など四〇、〇〇〇円(三〇、五〇〇円)を要求、斗争中であり(七月上旬現在)、また特異なところでは石油部門で日石が四八、〇〇〇円(四七、〇〇〇円)などで妥結しており、三十年末の実績と前後し、前年夏季より高いところで妥結したのに住友化学四〇、二〇六円(前年夏季三〇、二二〇円、越年四五、三〇四円)、三池染料四一、六〇〇円(前年夏季二六、六〇〇円、越年三六、四〇〇円)など合化労連さん下の好調な労組もあり、日産化学でも四〇、〇五八円と前期四〇、三七〇円にわずかに及ばぬが、かなり高額で妥結し、すでに十六組合が解決という好調をみせている。また最近とみに活況を呈してきた鉄鋼労連では、手取二五、〇〇〇円要求の大手五社(神戸のみ二一、〇〇〇円)に対し、鋼管が税込二八、〇〇〇円、増資祝金二、〇〇〇円、調整給五〇〇円)手取二四、五〇〇円ですでに妥結し、三十年末の三一、〇〇〇円には及ばぬが、夏季の二三、〇〇〇円をしのぐ成績をあげ、八幡、富士には手取二二、〇〇〇円、住友手取二一、〇三八円、神戸税込一九、一九一元の回答が出ているが、四社では鋼管の成果をながめ、七月初めに実力行使のスケジュールを組んで交渉を続けており、スト突入前の有利な解



決が予想されている。また造船関係もここ二、三年間は船台満腹の好調に、鋼管鶴見造船所が手取二四、〇〇〇円（前年夏季一八、〇〇〇円、越年二八、〇〇〇円）でいち早く妥結し、函館、名古屋、舞鶴の三社には一三、五〇〇円の回答だが、石川島二二、〇〇〇円、横船二六、〇〇〇円などは前年夏季よりいずれも三、〇〇〇円から五、〇〇〇円の方上回る回答をながめ、さらに休日拒否戦術でより一層有利な実績獲得を狙っている労組もある。このほか全織が大日本紡一・〇三ヶ月分を最低に日東紡一・一〇二ヶ月を最高として妥結し、ほぼ三十年末の実績をわずかに上回した実績を示し、この綿紡関係の妥結とは別に、化繊では東洋レーヨン二・三三ヶ月（三十年末一・八二五ヶ月）、日本レーヨン一・三ヶ月（同上・二四ヶ月）と著しい好調ぶりをみせ、羊毛部門でも前年同期を上回る率でそれぞれ妥結している有様である。またスト予告まで行つて斗争中であつた全日通（一・五〇ヶ月分要求）も六月三十日に至り一ヶ月分（前年夏は〇・七五ヶ月）で解決している。もちろん私鉄関東の如く、解決十九社のうち年間臨給十六社を数える解決の条件は特徴的である。これについては、十條製紙の年間臨給協定の締結とともに総評合化の線で「低賃金を基礎とした労使関係の安定では本当の生活安定ではない」との鋭い批判もあるが、二・五一ヶ月ないし二・七二ヶ月と前年に比べ幾分でも上回る線で妥結したこと

は、労組としても一歩前進した成果といわれている。以上の如く、三十一年夏季手当斗争では、鉄鋼、造船、合化、紙パなど好調産業には未解決労組もあり、海員の如く平均十五割要求斗争に漸く入つた組合もあるが、そのほとんどは大した波乱もなく解決が予想されている。ただ七月一日に対角線交渉の要求に入つた炭労（前期獲得額八、三〇〇円プラス二、〇〇〇円）の今後の団交が注目されている（七月三日現在）。

（ハ）賃金不払状況

昭和二十四年春ドッジ・ラインの強行によつて激増し、世の注目を浴びた賃金不払事件は、二十五年六月の朝鮮動乱勃発以後「特需景気」の波に乗つた経済界の好況を反映して、逐年減少の傾向にあつたが、二十八年秋からの、国際収支の赤字克服を名として強行されたデフレ政策によつて、再び増勢に転じ、二十四、五年頃とはほぼ同じ様相を呈するに至つた。その後二十九年秋頃からは世界経済の好況の影響を受けて「輸出景気」が始まり、三十年に入つてからはいわゆる「数量景気」として継続し、経済界の活況を「戦後最良」にまで引上げるに至つたことに照応して、三十年に入つてからの賃金不払事件の増勢は鈍化し、とくに夏場以後はわずかながら減少気配の兆をみせ始めるに至つた。しかし、それもきわめて一時的で、経済情勢の今後の見透しの如何に係わらず、デフレのしわざをうけた弱小

企業の不況からの立直りが容易でないことを端的に反映して賃金不払事件は依然として楽観を許さない情勢にあるとみられるのである。もともと、賃金不払問題は経済発展の不均衡性によつて裏付けられ、資本制的矛盾のしわざが、とくに不況期において大企業から中小企業へ、元方企業から請負企業へと波及し、さらに使用者から労働者へ、或は常用工から臨時工へと及ぶものであるとすれば、「ドッジ不況」と「デフレ不況」の両度において、賃金不払問題がとくに中小企業において頻発したことは、一つの必然的現象でもあつたのである。ところが、件数において若干増勢が鈍化したとはいへ、動乱後の好況期においても、さらに三十年の戦後最高の好況期においても、賃金不払事件が大勢としては依然として減少への傾向を顕示するに至つていないというところに「好況」そのものの矛盾と共に、それが労働経済に及ぼす限界についての検討が残されているわけである。ただし、賃金不払問題は、その日その日の賃金のみで生活している労働者にとつては、文字通り死活

問題であり、それがひいては解雇問題を惹起し、或は労働争議に及び、社会不安を醸成する最も深刻かつ直接的な問題となるからであり、しかも三十年の雇用状況が、既述の如く、中小企業への相対的多数の吸収によつて特徴づけられるとすれば、この問題は今後の最も焦眉の課題ともいえるからである。以下、三十年に入つてからの状況を検討しよう。

労働省の労働基準局調「賃金不払事件の状況によれば、三十年の各月を中心とした賃金不払状況は次の第四十三表の如くである。即ち、これによれば、賃金不払の新規把握件数は、二十九年春以降急激に増加し、同年十二月には二、六七六件と戦後最高を示したが、三十年に入るとやや減少し、上半期には毎月二、一二九件平均となり、下半期に入ると再び増勢を示し、十月を底として年末に激増し、下半期毎月二、三八九件平均と前年下半期とほぼ同数を示すに至っている。

第四十三表 賃金不払件数および解決状況

年 月	当月把握したもの		当月までに未解決のもの	
	件数	当月中に増加した不払金額	件数	金額
昭和二十五年一月六月平均	二、五四二	一、〇一百万円	(六 月末) 六、四七八	(六 月末) 一、九九九百万円
“ 七—十二月 ”	二、三九八	一、二二四	(二 月末) 五、四二九	(二 月末) 一、二二二



昭和三十年一月	二、〇六四	五二八	五九〇	四、七九〇	(六月末)	四、三二八	(六月末)	九四一
昭和二十九年六月	二、一六七	六五〇	五八三	四、九五九	(六月末)	三、八〇一	(六月末)	五八九
昭和二十九年七月	二、二二九	六六四	五八三	五、〇〇四	(六月末)	三、八六〇	(六月末)	七五六
昭和二十九年八月	二、二二四	六四二	五、一九三	五、〇六八	(六月末)	三、九三二	(六月末)	三三四
昭和二十九年九月	二、一六四	七二〇	五、三一二	五、三三四	(六月末)	三、〇六三	(六月末)	四六三
昭和二十九年十月	二、四〇二	六五四	五、六四〇	五、六三〇	(六月末)	二、八九六	(六月末)	四四三
昭和二十九年十一月	二、六四一	六二七	五、五七八	五、五七八	(六月末)	二、八九六	(六月末)	四三三
昭和二十九年十二月	二、三二五	六六七	五、六三〇	五、五七八	(六月末)	二、八九六	(六月末)	四三三
昭和三十年一月	二、一四〇	五六八	五、五七八	五、五七八	(六月末)	二、八九六	(六月末)	四三三
昭和三十年二月	二、二五〇	五八七	五、七九七	五、七九七	(六月末)	二、八九六	(六月末)	四三三
昭和三十年三月	二、五七七	四九二	五、一一七	五、一一七	(六月末)	二、八九六	(六月末)	四三三

いま、右表において当月までに未解決のもの、即ち差引

賃金不払件数及び差引賃金不払総額についてみると、件数

(備考) 労働基準局「賃金不払事件の状況」

は増大の一途を辿り、三十年三月以降五千台を下ることがない。ただ不払総額は、二十九年後半に一時二〇億円を示したのに比べて、三十年は増加傾向にあるといつても一七億円ないし一五億円台で、ある程度小康状態を示しているともいえるが、新規に把握した不払金額が毎月五―七億円であつて、前年下半期の八一―一〇億円に比べ減少していることよりみて、一件当りの金額が減少していること、即ち漸次小規模企業へ不払事件が集中していることを示すものであるとすれば、決して楽観的な情勢を示すものではない。このことは不払対象労働者数の推移についてもいえることである。即ち二十九年後半に毎月一六万人から一八万人に達していた不払対象労働者数は、三十年の前半は一四万人から一三万人台に減少し、さらに後半は九月以後一二人台から一〇万人台に著減しているが、このことは大規模企業における不払事件の減少を示すに止まつて、中小企業労働者の不安定を緩和したことを意味するものではない。大企業の回復が推定されるのは、主として造船及び鉄鋼業における輸出が好況を呈しているためであつて、とくに三十年七月、八月に賃金不払額の順位で三位を占めていた造船関連産業が九月以降六位を保持しており、不払額も七、八月の一億七、八千万円が九月には九千万円、十月以降は五千万円台にまで激減している。なおこのほか石炭鉱業の首位、機械製造業の二位には変りはないが、石炭鉱業

の不払額は逐月若干の減少傾向を示しているのに対して、企業規模の比較的小さい機械製造業の不払額は業界の不振を反映していささかも減少していない。そこで月末未解決の賃金不払件数を、同じく労働基準局調によつて、規模別にみると、次の第四十四表の如く、一―九人事業所では毎月末の未解決件数は三十年初頭(一月二、六八八件)から下半期(八月三、三五五件)へかけて増加の一途をたどり、その後三十一年初頭へかけて三、二〇〇ないし三、三〇〇件程度を維持している。これに対し一〇人―九九人の事業所では、三十年初頭から下半期へかけては増加の傾向を示して同様であるが、年末から三十一年初頭にかけてかなり大巾な減少を示し、三十年初頭よりも若干下回るに至つている。また一〇〇人―二九九人及び三〇〇人以上の事業所では三十一年七月をピークとして減少の一途を辿り、年末には前年同期をかなり大巾に下回つている。

第四十四表 規模別賃金不払当月月末未解決件数

年	月	三〇〇人以上	二九九―一〇〇人	九九―一〇人	九人
昭和三十年一月	六月	一、八五件	一、八三件	二、六六件	二、七九
二月	六月	一、八七	一、八七	二、七九	二、七九
三月	六月	一、八七	一、八七	二、七九	二、七九
四月	六月	一、八七	一、八七	二、七九	二、七九
五月	六月	一、八七	一、八七	二、七九	二、七九



六月	九	三六	一九九	三、四九
七月	一〇〇	二一〇	一九七	三、四四
八月	九	一五	一九五	三、三三
九月	六	一五	二〇〇	三、四九
一〇月	六	一九	一九七	三、三六
十一月	六	一九	二〇六	三、四六
十二月	六	一九	二〇四	三、四一

(備考) 第四十三表と同じ。

以上、三十年の賃金不払状況を概観したが、前年の二十九年のそれと異なる点は、後者では急激な不況のため比較的大きな企業においても賃金不払が統発し、一旦不払を起した企業はドッジ・ライン当時に比べて解決が困難であったのに対し、三十年に入つては大企業での賃金不払は好転しはじめたが、中小企業及び下請企業の多い機械製造業、第一次金属製造業などにおいては、前年からの不況のしわよせに加えて「数量景気」の矛盾の反面たる陽の当らぬ不安定さの故に、依然として樂觀を許さない状況におかれていゝることであつた。このことはまた、後述の如く、三十年における労資関係問題の特徴として、中小企業における労働問題が大きく前面に登場し来つた背景を物語るものにはかならない。

(二) 退職金の動向

従来、退職金は賃金給与体系の埒外にある問題とみなさ

れており、現在でも労働省では、「労働白書」その他の調査資料において、全くこれを無視する態度をとつてゐるが、戦後のこれが研究は、理論的にも実際のにも、これを賃金構成の中に加えることを益々至当とするに至つてゐる。即ち、労働組合側では賃金要求の一部として、これを労働協約の中に加え、或は従来とられたような個別的なものから産業別、業種別等によつた統一的な改訂要求斗争を準備するに至つており、また経営者側でも企業整備の促進上から、或は賃金体系合理化の一環として、日経連さん下の各企業、各産業で退職金の改訂又は制度の確立が積極的に打出されるに至り、労使双方とも労働条件の一つとして、理論的な対立を抜きとした関心が払われている。それだけにまた、最近著しいこれが改善もみられており、一方では年金制度の設定もみられ、従来の一律全般的な上昇傾向から、退職金本来の意義である永年勤続に重点を置いたものとなつてゐるほどである。しかし、一般的にいって労働組合は、退職金の問題を賃上斗争の如くに敏感に意識してゐないのが現状であり、退職金制度そのものに対する見解も、なお著しく未成熟の状態にあることが、私鉄や化繊の場合のこれが規定からも窺いうる場所であり、経営者側においても、飽くまでこれを旧来の恩恵的な企業内労務管理の一環としてのみ保持しようとする意図が根強く残されてゐるようである。

そこで最近の特徴的動向をみると、まず組合側より従来の個別的なものから私鉄、全国金属の如く中小企業を含めた統一的な退職金獲得を目標としてきたことが挙げられるが、他方特に関心が払われているものとして、永年勤続者に対する退職金制度と社会保障制度とを中核とした年金問題が注目的となつてゐることである。現在少数の大企業の中には退職金制度の変形として年金化してゐるところもあるが、これはさらに研究して合理的な調整等が必要であり、一般退職金と分離される性格のもののように、いわば老令年金的なものを意味する。したがつて現状のわが国社会保障制度の不完全さと関連し、現在の個別資本的な退職手当制度から総資本的な見地に立つて、社会保障制度の確立を狙ひとした退職金制度を、これと合理的に調整することが問題となつてゐるが、しかしこれは未だ研究段階という程度のものである。次に、三十年四月十五日以来難航を続け九月二十五日に至つて中労委より基本的な点についての調停案が提示されて漸く解決するところとなつた私鉄の退職金問題についてである。この調停は大手十三社(東武、京成、営団、京帝、東急、京浜、近鉄、名鉄、南海、阪神、京阪、京阪神、西鉄)に対して行われたもので、その調停内容の概要は、(1)停年退職金支給率Ⅱ三十年勤続の場合、現行の四ヶ月増、二十五年勤続の場合、現行の三ヶ月増、二十年を超え三十年までの支給率については双方協

議決定すること。その他は現行通り。(2)退職金の算定基礎給Ⅱ原則として退職時の基準賃金より家族給並びに一般に退職金算定の基礎給とするを適当とし、給与を控除したものと、具体的には各社の賃金体系の実態に応じて双方協議決定すること。調整率については別途協議すること。(3)殉職者の取扱Ⅱすべて停年扱とする。(4)その他の事項は現行通りとする。(5)協定期間Ⅱ昭和三十年八月一日以降三年間。以上であるが、営団、名鉄については別途協議することとしており、その他各社については本調停案を参考として双方協議すべしとしている。右のような調停案を骨子として大手十三社の退職金規定が種々な形態で作られたほか、日立電鉄、北陸鉄道、立川バス、草軽電鉄、箱根登山鉄道等の小規模私鉄企業においてそれぞれ退職金規定の成立をみるに至つてゐる。

さて、最近の退職金状況は、三十年六月末現在の関係協調査によれば、次の第四十五表の通りである。これは規模五〇〇人以上の大企業についてであつて、これを前回調査(二十九年六月)と比較すると、第四十六表の通りで、それぞれ永年勤続の場合ほど上昇が大きくなつてゐる。即ち二十九年六月を一〇〇として三十年六月調査は、職員、労務者、各学歴とも、また会社都合、自己都合とも、勤続十五年以上は上回つた比率を示してゐる。なおこの比較によると、一年勤続等の低勤続の場合も相当上昇してゐるが、



第四十六表 二九年六月末調査に対する三〇年六月末調査の退職金比率(昭和二九年六月二〇〇)

職	員	学歴	勤続年数										
			一年	三年	五年	七年	一〇年	一五年	二〇年	二五年	三〇年		
職	員	旧制大学(会社都合退職)	旧制大学	104.1	104.3	100.6	100.0	100.9	103.5	106.3	105.4	106.3	106.1
			新制大学	111.9	106.3	106.3	108.4	100.3	103.7	108.8	109.1	109.0	104.0
			旧制専門	90.1	94.2	97.0	99.5	101.9	104.1	105.8	109.8	109.1	109.1
			新制専門	145.3	97.2	97.0	97.0	101.9	104.1	105.8	109.8	109.1	109.1
			旧制高校	112.3	108.3	105.0	101.1	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			新制高校	153.6	100.7	101.1	101.1	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			旧制中学	105.4	106.7	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			新制中学	167.9	105.6	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			旧制自己	117.8	110.4	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			新制自己	153.5	107.5	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
者務勞	員	旧制大学(会社都合退職)	旧制大学	104.1	104.3	100.6	100.0	100.9	103.5	106.3	105.4	106.3	106.1
			新制大学	111.9	106.3	106.3	108.4	100.3	103.7	108.8	109.1	109.0	104.0
			旧制専門	90.1	94.2	97.0	99.5	101.9	104.1	105.8	109.8	109.1	109.1
			新制専門	145.3	97.2	97.0	97.0	101.9	104.1	105.8	109.8	109.1	109.1
			旧制高校	112.3	108.3	105.0	101.1	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			新制高校	153.6	100.7	101.1	101.1	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			旧制中学	105.4	106.7	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			新制中学	167.9	105.6	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			旧制自己	117.8	110.4	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3
			新制自己	153.5	107.5	98.6	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3	101.3

第四十七表 会社都合退職金に対する自己都合退職金の比率(会社都合退職二〇〇)

職	員	一年	三年	五年	七年	一〇年	一五年	二〇年	二五年	三〇年	
職	員	旧制大学	34.0	41.2	54.0	55.2	61.9	72.9	82.3	85.9	86.0
		新制大学	32.9	40.3	50.2	54.5	60.8	68.7	78.3	82.0	82.0
		旧制専門	40.5	41.7	48.5	52.3	61.6	72.5	81.8	85.4	87.2
		新制専門	33.2	40.6	49.4	55.5	64.1	73.6	83.0	87.7	84.2
		旧制高校	40.8	42.5	52.0	52.8	61.4	73.9	81.2	85.7	86.4
		新制高校	40.8	42.5	52.0	52.8	61.4	73.9	81.2	85.7	86.4
		旧制中学	40.8	42.5	52.0	52.8	61.4	73.9	81.2	85.7	86.4
		新制中学	40.8	42.5	52.0	52.8	61.4	73.9	81.2	85.7	86.4
		旧制自己	40.8	42.5	52.0	52.8	61.4	73.9	81.2	85.7	86.4
		新制自己	40.8	42.5	52.0	52.8	61.4	73.9	81.2	85.7	86.4

(備考) 1、関経協調査  
2、第四十五表に同じ。

この場合企業によつては三年未満の低勤続の場合支給しないということもあり、また調査自体の制約から同一企業についての比較ではないので、必ずしもこれをもつて一般的な傾向としてみることは出来ない。さらに三十年六月調査の会社都合の場合と、自己都合の場合を比較してみると、

次の第四十七表の通り、低勤続ほど格差があることがみられるが、これは退職事情により当然格差が必要であり、また企業自体に対する貢献度からしても、永年勤続の場合は格差が少ないことが当然といわねばならない。

第四十五表 退職金調査 (昭和三〇年六月末現在)

職	員	学歴	勤続年数									
			一年	三年	五年	七年	一〇年	一五年	二〇年	二五年	三〇年	
職	員	旧制大学(会社都合退職)	旧制大学	14,033円	15,721円	17,933円	19,355円	21,066円	23,755円	26,444円	29,133円	31,822円
			新制大学	13,763	15,099	16,435	17,771	19,107	20,443	21,779	23,115	24,451
			旧制専門	10,311	11,647	12,983	14,319	15,655	16,991	18,327	19,663	21,000
			新制専門	10,311	11,647	12,983	14,319	15,655	16,991	18,327	19,663	21,000
			旧制高校	9,199	10,535	11,871	13,207	14,543	15,879	17,215	18,551	19,887
			新制高校	3,000	3,996	4,992	5,988	6,984	7,980	8,976	9,972	10,968
			旧制中学	8,667	9,903	11,139	12,375	13,611	14,847	16,083	17,319	18,555
			新制中学	3,567	4,563	5,559	6,555	7,551	8,547	9,543	10,539	11,535
			旧制自己	7,666	8,902	10,138	11,374	12,610	13,846	15,082	16,318	17,554
			新制自己	2,666	3,662	4,658	5,654	6,650	7,646	8,642	9,638	10,634
者務勞	員	旧制大学(会社都合退職)	旧制大学	14,033円	15,721円	17,933円	19,355円	21,066円	23,755円	26,444円	29,133円	
			新制大学	13,763	15,099	16,435	17,771	19,107	20,443	21,779	23,115	24,451
			旧制専門	10,311	11,647	12,983	14,319	15,655	16,991	18,327	19,663	21,000
			新制専門	10,311	11,647	12,983	14,319	15,655	16,991	18,327	19,663	21,000
			旧制高校	9,199	10,535	11,871	13,207	14,543	15,879	17,215	18,551	19,887
			新制高校	3,000	3,996	4,992	5,988	6,984	7,980	8,976	9,972	10,968
			旧制中学	8,667	9,903	11,139	12,375	13,611	14,847	16,083	17,319	18,555
			新制中学	3,567	4,563	5,559	6,555	7,551	8,547	9,543	10,539	11,535
			旧制自己	7,666	8,902	10,138	11,374	12,610	13,846	15,082	16,318	17,554
			新制自己	2,666	3,662	4,658	5,654	6,650	7,646	8,642	9,638	10,634

(備考) 1、関経協調査。  
2、自己都合、低勤続の場合の金額は退職金を支給する会社のみを集計結果で、低勤続では全然支給しない会社は含まれていない。



（備考） 1、昭和三〇年六月末関係協調査

2、第四十五表と同じ。

最後に、最近（三十一年）において全労系を中心に行われた退職金改定斗争や退職金制度確立斗争の妥結状況を概観しよう。まず全職同盟では、三十一年の主要斗争を化繊を中心とする賃上斗争、各部会にわたる退職金改定斗争と労働協約斗争においたが、すでに三十一年一月三十一日の全職中央委で退職金改定斗争の根本方針が出来上り、三十年勤続小卒停退者の退職金百六十万円」を骨子とする要求額を決定し、さん下労組ではこの基準案に基き具体的要求額を決め、化繊各労組は二月二十四日の化繊中央委決定の斗争方針に基いて交渉を進め、綿紡部会でも三月二日の執行委の結果に従って要求斗争に入ったのであった。綿紡部会の各労組の改定要求は、三十年勤続停年退職では百六十万円であったが、当時の現行規定は鐘紡で百三十八万五千六百元、大日本紡で百三十六万四千四百円、大和紡で八十七万八千二百円、倉敷紡で百三十三万四千四百円、敷島紡で九十八万七千三百円、日東紡で百九十九万九千五百円、富士紡で百三十七万一千八百円、日清紡で八十三万八千円とまぢまちであつた。綿紡としては統一要求、統一斗争で斗つたのであつたが、六月に入つて鐘紡百七十九万円、大和百六十九万二千元、倉敷百六十七万三千二百五十円、敷島百七

十三万四千六百六十円、日東百六十五万三千五百七十七円、富士百六十六万六千八百二十円といずれも要求標準額を上回る回答により妥結し、中小紡績でも百二十万ないし百三十万円、地方繊維で六十万円台の獲得をみせ、日清、大日本紡が残るのみで、これが解決に強力な交渉を行つてゐる状態にある。一方化繊部会には各単組毎に金額を決め、東洋レヨンで百六十八万三千六百九十円（現行百八万五千五百円）、旭化成百六十一万五千円（百二十二万七千五百円）、帝人百六十五万六千二百四十円（百一十一万三千六百円）、倉レ百六十六万五千九百七十七円（百九十九万九千三百五十五円）、三菱百六十六万円（百二十三万七千九百五十円）、東邦百六十九万六千六百二十円（百四十一万三千八百五十円）、日本レ百六十一万円（七十一万一千二百円）を要求、交渉の進まない帝人、倉レ、三菱、東洋、日本レの五労組は帝人の四月二十三日を最後に中労委に提訴して今日に至り、旭化成は四月九日に組合要求通り妥結し、東邦は百六十七万円で解決をみて、五月一日から実施されるに至つた。しかも、中労委では右の五労組について七月中旬に調停案を出すことになつており、恐らく上記の線に近い案が提示されるのではないかとみられ、羊毛でも十四組合が百六十万円

の額で斗つたが、すでに解決の組合も出ており、全職の百六十万円退職金実現斗争は「成功裡に」大半を終つたとみられている。

次に海員組合でも、三十一年早々汽船会社百五十を相手に退職金斗争に入ったが、当初は退職年金プール制を考慮に入れての交渉であつたため、団交が進まず、海員組合では結局暫定措置として現行退職金協定の改定斗争一本に切換え、三月五日の第一回交渉以来三ヶ月ぶりの六月九日に大手十六会社との間に調印が行われた。前協定は三十年勤続で最高三九・五ヶ月であつたが、今度の改定で四〇・九ヶ月となり、六月十七日に至つて実施されたが、この改定に伴う経過措置などについても六月二十七日に了解事項の調印が行われた。

右のような全職、海員の退職金改定斗争のほか、全麦酒、労連も中労委にあつ旋を申請していたが、四月十八日に三十年勤続で百二十七万九千円と、現行よりも約一三%アップ（要求は三〇%アップ）のあつ旋案が出て解決し、車、労連でも三月末から四月中旬にかけて近畿車輛八十三万円、帝國車輛七十一万二千元（大体二〇%、二五%それぞれアップ）で妥結するなどの成果をあげたが、全食品でも六月十五、六日の大会で三十年勤続百二十万円要求の退職金制度確立斗争に入ることを決定、電機、労連でも秋には退職金斗争を労働協約斗争と並行して統一斗争で行うことを五月

末の大会で決定しているほどである。

以上のように、退職金斗争は地味ながら着々として進展しているが、ここでさらに注目すべきものに、さきに一言した如く、海員組合の退職年金制度確立斗争があるわけである。この年金制度は六月十四日の汽船部会に提出され、秋の全国大会まで大衆討議に付されることになつたが、案の主要は船員として二十五年以上勤務し、満五十才以上になつたものに対して、年額十二万円を支給するというもので、その実施を三年後の三十四年から実現すべく、斗争の準備に入つたものである。この特徴は一律十二万円であること、船員が会社を変つても年金制度を協定したいずれかの海運会社に所属している限り勤続年数が追算されること、この年金資金は船員の頭割りにして、別に定められた等額（大体一人当り年千円）を会社が管理機関に提出したものと、その利子で賄われ、会社側と組合側とで推薦された委員会により管理されることになつてゐる。この案が大会で決定され、要求として提出されるに至れば、船主側としては当然問題としなければならぬと思われ、海員組合の西巻国際部長も語るごとく、退職年金制度確立は船員の悲願であり、しかも実現した暁には我が国最初の産業別年金制となることに成行を注目してよいものである。すでに退職金改定を行つた旭化成では、会社側と従業員との共同積立による退職者年金制度を、三月末日に遡つて実施



することを決定し、三十一年春年間賃金協定の先駆となつた十条製紙が、この協定に退職金をも織込んだのをみて、それ以上の大きな規模をもつ海員組合の年金制度確立の動きは、労組の賃金斗争の大前提であるともいわれたい。

(四) 中小企業賃金の実態(むすび)

日本の賃金問題の重要な特質の一つが、規模別賃金格差の甚しい点にあることは、いまや何びとも認めざるをえないところとなつてゐる。しかも、これが是正の急務について論ずることが、単に社会政策学者によつて理論的に解明された方向に何らかの具体案をもつて提示されるというよりは、政府及び資本の側によつてしばしば、その格差の甚しきのみが指摘されるに止まる傾向のみ多くみられたといふことは、すでに今次「労働白書」のこの問題についての分析に対して、とりあげたところであつた。ここでは、そのような労使関係で一種の取引の要具とみられるような取扱い方を離れて、日本社会の近代化過程における当面の重要な課題の一つとして、最近におけるこの問題の、できるだけ正確な資料の上に立つ具体的な解決策の提示を試みるであらう。

それにしても、この規模別賃金格差が、今日、戦前に比してはるかに拡大してゆく傾向にあるということは、そこ

から因由する社会的矛盾の増大に対する関心よりも、当面の中小企業の低賃金を最大利潤の追求に利用することに、より多くの関心を持つてゐるのが、現日本の個別独占資本の偽らざる欲求であるかに見えて、社会政策の貧困がひとしお痛感されるわけであるが、最近における中小企業労働問題の前面登場を機として、労使両側のこの問題に対する真剣な態度が必至とされていることはいう迄もない。また、これと関連して、すでに周知のことではあるが、日本の労働組合は企業別従業員組合として組織され、大企業の斗争のみが独走し、かつその斗争においてもイギリスの如く統一的団体協約によつて中小企業を含めた最低賃金制の確立がなく、最低賃金法案は労使ともにこれが提案を放置し来つてゐるが、これが結果的には規模別賃金格差をいっそう強める原因ともなつてゐるといえるのである。

ところで、東京商工会議所が最近(三十一年八月一日)、中小企業賃金実態調査を発表した。この調査は、最近総評をはじめ各労働団体が、その運動方針として最低賃金制の確立や労働時間の短縮などの要求を打出しているので、これらの問題に対する判断の資料を得るために、東商が三十二年四月現在で、東京都内中小企業(従業員五人から三〇〇人まで)九百七十二ヶ所を調査対象に選んで調査した「中小企業賃金白書」ともいわれるべきものである。その調査結果によれば、(1)年令別最低賃金は、十五才の場合四千

円台が多く、十六、七才は五千円、十八才は六千円台が多いこと、(2)一日当り実労働時間は男子事務職員八・五時間、工員八・九時間、女子事務職員八・一時間、女子工員八・三時間となつており、小企業ほど長いなどの傾向が出ている。この調査の概要は次の通りである。

(イ)賃金支払の形式 男子事務職員は、八百四十三事業所のうち月給制七百二十九ヶ所(八七・四%)、日給月給制(日給の計算であるが月給の形で払うやり方)五十三ヶ所、日給制三十二ヶ所。女子職員は、七百五十三事業所のうち月給制五百九十四ヶ所(七八・九%)で、男子の場合よりもその割合は一割も低く、次に日給制八十五ヶ所、日給月給制五十一ヶ所となつてゐる。また男子工員では、八百六十三事業所のうち日給制四百十九ヶ所(四八・六%)、月給制百四十七ヶ所、時給制百一ヶ所である。女子工員は、七百三事業所のうち日給制四百二十二ヶ所(六〇%)、月給制九十九ヶ所、時給制九十一ヶ所となつてゐる。

(ロ)規模別賃金格差 男子事務職員については、従業員百一人から三百人の事業所の賃金を一〇〇とした場合には、三十一人から百人の事業所は九七・七、五人から三十人の事業所は九〇・六。女子事務職員については同じく九五・五、八四・七。男子工員については同じく九一・四、八三・四。女子工員については同じく九〇・三、九〇・〇となつてゐる。なおこれを大企業賃金と比べると、さらに一〇

%から一五%低いものとみられる。

(ハ)男女別、職工員別平均賃金 男子事務職員(平均年令三五・七才)二万一千四百四十四円、女子事務職員(平均年令二四・五才)八千六百八十七円、男子工員(平均年令二八・九才)一万四千三百九十七円、女子工員(平均年令二七・七才)七千六百三十六円である。

(ニ)賃金以外の給与 其の半数が現物給与として通勤用定期を事業所が購入する形式がとられてゐるが、手当形式として賃金の一部になつてゐるものもある。そのうち全額負担は約二五―三〇%である。

(ホ)生産報奨制 毎月の生産実績が基準生産高を突破した場合に、その突破高に対し一定係数を乗じたものを、報奨金として支給する等の例があるが、九百五十三事業所のうち実施している事業所は百二十二ヶ所であり、男子工員では賃金中に占める報奨金は一―二%から最高七六%のものもあり、平均は一・九・五%である。

(ヘ)年令別最低賃金 必ずしも小規模のものが最低とはいへぬが、総体としてその傾向がある。十五才の場合、最低は皮革及び皮革製品製造業の三十人以下の事業所で、通常の月の賃金が三千円となつてゐるが、三十一人から百人の事業所平均は四千三百五十円、百一人から三百人の事業所は同じく五千二百円となつてゐる。十六才、十七才は五千円、十八才は六千円が多い。ただ十八才でも三十人以



下の事業所では皮革製品製造業の三千六百円、紡織業、衣服及び身廻品製造業、医療機械、理化学及び工学機械器具、時計製造業は四千五百円に止まつている。

(b)実労働時間―一日当り実労働時間を、製造業平均でみると、男子職員は八・五時間、女子職員は八・一時間、男子工員は八・九時間、女子工員は八・三時間となつてい

る。業種別にみると、男子事務職員は食料品、木材及び木製品の八・九時間を最高に、印刷、出版業、家具及び装備品八・七時間、金属製品、紡織業、電気機械器具、医療機械、理化学及び光学機械器具、時計製造業は八・五時間となつてい

金実態」(都内百事業所、従業員数二〇人―四〇〇人、資本金六千万円以内)として発表されているが、右の東商の場合と大差のない結果が示されている。

周知のように、中小企業の低賃金問題は、いまや最低賃金制確立のための中心的な課題としてとりあげられているが、しかしここに注意を要することは、最低賃金制の問題は決して中小企業労働者だけに関係ある問題ではないといふことである。これについて最近(三十一年四月二十一日)総評主催で行われた「最低賃金制討論集会」は、後述(「労資関係」編)の如く、多くの反省を組合側と社会政策学者に与えるものであつた。最近において最低賃金制の論議を高めた一つの要因としては、日経連が賃金ストツプと生産性向上運動を推進する理論的主張としてパンフレット「当面する賃金問題の課題」を発表し、賃金格差の拡大を賃上げ拒否の根拠として攻撃を加えたことから、組合側も賃金格差に対置するものとしての最低賃金制をことさらに強調するに至つたこと、が挙げられているが、このよう

水準について労働省の結論はしばしば、すでに戦前を回復したと呼号するのであるが、その基礎資料はつねに大企業の組織労働者についての名目的な数字的表現に限られており、実質賃金や実質家計費について、いかに不正確な方法がとられているかは後述の如くであり、しかも殆んどの中企業労働者はその視野から外されているとすれば、今後の賃金問題は、戦後十年を経て、いよいよ重い壁に直面しているわけである。

### 五 勤労者家計

#### (一) 概 括

最近の世論の中に「国民生活」という言葉がしばしば登場するようになったことは、一応歓迎すべき事態といつてよい。少くとも、これまで誰も手をつけなかつた消費物資やサービスの動きを、国民の身近かな生活との結びつきにおいて、数字的に解説しようとする企ては、個々人がその生活内容を量的にも質的にも豊富にすることこそ、何よりも人間としての最高の目標であることを意識させ、そこに近代化への何らかの類型を見出そうとしているものとすれば、この限りにおいては一応よい意味での建設的な積極性が見出されるからである。経済企画庁が最近(三十一年六

月二十六日)発表した「国民生活変貌の実態」(一名「国民生活白書」といふ分析は、その一つの代表的な企てといわなければならない。しかし、経済企画庁がどのような観点からこの分析を行つたかということになると、その内容そのものからも窺いうるところであるが、必ずしも双手をあげてのわれわれの納得が与えられるというものではないようである。端的にいって、この「生活白書」は、国民の戦後の消費が年々動いて量的な消費だけでなく、質的な内容変化もかなり激しいことに着目し、その足取りを探ることが景気動向の見通しの上に必要だということから出発しており、たとえば電気洗濯機、ミキサー、テレビの普及、ナイロン、ビニロンなど合成繊維の進出、薪炭に代る石油、ガスの増加、新薬の出現、写真機、プロ野球の流行など、いずれも国民生活における消費様式の大転換を意味するものとして、衣、食、住におけるこれらの戦後の足取りを究明分析しているのである。即ち戦後の国民消費生活の移り変りが、いかに一般経済の変動や発展に影響を与え、産業構造のあり方をも示唆するといふので、国民の消費の動きと景気との密接なつながりを見極めようといふのが、この「生活白書」の観点であり目的でもあるといふことである。したがつて、そこには失業や雇用の状態は問題でなく、専ら生活水準が向上し、内容が豊富になつたという説明で貫かれているといつてよい。だが、われわ



れにとつてはむしろこれと異なる、逆の観点、即ち、いう所の「景気」が国民の消費生活に、どのような影響を与えているかが問題であるというのである。叙上のように雇用、失業および賃金の動向を、いろいろの角度から観察したということは、つまるところ問題は、第一に勤労者を大部分とする個々の国民の生活状態が果して良くなつていくかどうか、ということであり、第二には個々の国民生活の総体としての国民経済が、果して前途に明るい希望をもつ生産力によつて支えられているかどうか、ということである。ここではまず第一の、実質賃金を中心とする勤労者家計に問題を集約して国民生活の水準ないし動向を分析することにしよう。

概括的にいつて、昭和三十年の国民生活は、「輸出景気」と、農産物の未曾有の豊作によつて著しく改善された相貌を示している。即ち、経済企画庁国民所得課の計算によれば、国民所得統計による一人当り実質個人所得は六・七%の増加となり、前年の二十九年がデフレ不況によつて〇・五%の微増であつたのに比べると実質所得はかなりの増加である。総理府統計局の「家計調査」による全都市勤労者世帯の実質収入水準は六・三%の増加を示し、全府県農家の実質所得（会計年度）も七・四%の増加となつており、いずれも前年度の伸びより大きかつた。そこで国民の生活程度はどの程度に伸びたか、まずこれが平均的な標準

を示すものが国民消費水準であるが、これは消費者、つまり国民が一ヶ月に暮しのために払う金額を物価の変動を考へに入れて、経済企画庁で計算し直したものであるが、この国民消費水準は終戦直後には戦前基準の半分になつていたが、二十七年、八年に急上昇して、次の第四十八表の如く、二十八年には戦前水準を突破し、二十九年も伸び続け、さらに三十年には一一四・九と戦前水準を大中に上回るに至つた。尤も、この国民消費水準は、デフレ以前の二十四年から二十八年にかけての五ヶ年間は年率一〇%という目覚ましい発展を遂げたが、二十九年は前年をわずかに四%程度超えたに過ぎず、しかも三十年も殆んど同じ低率で伸びたに止つた。そこで、「三十年は、二十九年の貯蓄性向増大という基本的傾向を一層強めて受けついでたということができよう」（「労働白書」という見方も出てくるのである。しかしまた、これを経済企画庁の別な算出によると、第四十九表の如く、二十六年基準による三十年度の国民消費水準は前年度の一二四・三という停滞から一三〇・〇という大中の上昇となつている。このうち都市（全都市全世帯）の消費水準が前年の低下気味の横ばいから引続き低下を示す年度平均となつているのに対し、農村（全国農家）は前年に引続き上昇傾向を示している。

第四十八表 国民消費水準の推移（九一一年一〇〇）

年 月	総合消費水準	農村消費水準	都市消費水準
昭和二八年平均	一〇四・八	一一二・一	九四・〇
二九年	一〇九・八	一一四・六	一〇〇・〇
三〇年	一一四・九	一二八・二	一〇六・五
三〇年一月	一一〇・三	一二八・三	九一・七
二	一〇五・〇	一二三・一	九三・〇
三	一一三・三	一二二・四	一〇〇・五
四	一〇八・五	一二四・五	九七・九
五	一〇〇・四	一〇八・七	九四・八
六	一〇三・二	一〇六・一	一〇一・二
七	一一五・五	一一〇・四	一一八・九
八	一〇八・七	一一八・二	九五・七
九	一〇八・八	一一八・四	一〇二・四
一〇	一一三・一	一二五・七	一〇四・七
一一	一二〇・二	一三三・九	一一一・〇
一二	一七五・四	一八七・五	一六七・三

(備考) 経済企画庁調査

第四十九表 国民消費水準（二六年度一〇〇）

	合 計	都市(全都市)	農村(全国農家)
昭和二七年度平均	一一四・七	一一六・七	一一一・八
二八年度	一二四・二	一二九・〇	一一六・九
二九年度	一二四・三	一二八・八	一一七・五
三〇年度	一三〇・〇	一三七・六	一一八・七

(備考)

二九年 四一九月	一一六・九	一二三・七	一〇六・八
三〇年 一〇一三月	一一三・三	一二三・九	一二七・四
三〇年 四一九月	一一九・八	一二九・〇	一〇六・一
三〇年 一〇一三月	一一四・二	一二六・一	一一一・三

1 農村、都市とも家計支出額倍率を物価倍率で除して求めた数字である。

2 都市、農村の総合のウェイトは非農家および農家消費支出額の比率によつた（非農家六〇%、農家四〇%）。

3 三〇年度は暫定数字である。

右のように、国民消費水準の動向は、その年間或は年度平均では、統計のとり方によつて違つた結果が示され、どの程度の伸びなのかは、統計的に確めることが不可能といつてよい、そこで右の二つの表のそれぞれの年間内の月別、或は年度内の前後半期別にみると、総合において三十年一―九月、或は三十年度前半（四―九月）がいずれも前年同期より全く停滞し、三十年十一月、三十年度後半（十月―三十一日）に急上昇の一途を辿つていて、さらに都市が三十年十月頃まで賞与期を除いて停滞しているのに対し、農村は七、八月から停滞を脱して三十年末には前年同期を大きく引離して上昇しているなど、年間ないし年度内の推移がきわめて複雑なデコボコのあることが分つてくる。したがつて或る特定の統計によつて、国民全体と



しての生活水準の著しい改善などと結論することは、頗る危険であつて極めて限定された意味しかもたないと見るのが妥当であろう。

これについて、三十一年七月発表の「経済白書」によれば、「三十年は一人当り実質国民所得が七・一%の上昇であるのに対し、都市勤労者の実質収入水準も六・三%以上向上している。しかし消費者物価が安定していたことは、他方では個人の貯蓄性向をいつそう強め、増加所得に対する消費支出の割合である限界消費性向を低目にし、実質所得の向上に比べて消費水準の上昇を控え目にした」と説明され、次いで、「三十年における国民生活の第一の特徴は、個人貯蓄の増大とこれに伴う家計の安定化である。国民所得統計によると、三十年の個人可処分所得のうちで消費に向けられた分は八三・五%、貯蓄に向けられた分は一六・五%である。これは前年の貯蓄の一三%に比べると著しく高まつている。とくに増加所得分だけみると、貯蓄に五三%が向けられている。この傾向は都市農村を通じ共通的なものであるが、とくに農村の貯蓄増加が顕著であつた」(二七三頁)と、貯蓄の増大が強調されている。即ち年間平均ないし年度平均で示される消費水準の低い上昇を、国民生活の著しい改善と看做すためには、「消費者物価の低落傾向」と「貯蓄の増大」を以て裏付け、それに伴う「家計の安定化」が云々されているのである。しかも

「経済白書」は、次の個所に三十年の国民生活の第二の特徴として「消費内容の高級化」をあげ、(「消費水準の横ばい」ないし「貯蓄の増大」と全く対蹠的な事実が指摘されており、さらに「このような三十年の特徴も、所得階層別にみると必ずしも同じ傾向にあるとはいいがたい」として、上記の預貯金の増加や、高級品の消費増加が全く中上層に限られ、大部分の中下層では家計の赤字が前年と変わらず、赤字補填が若干減少した程度にすぎないことを示唆している如きは、全く首尾一貫を欠く感なきを得ない。

要するに、三十年の国民生活の動向は、前半と後半において著しくその傾向を異にし、さらに、賃金の規模別格差にみるような不均等が、消費水準においても顕著であり、総体としての何らかの特徴づけは不可能に近いということである。ただ、これを都市と農村に一応分け、前者について、次の第五十表の如く、勤労者生活関係諸指標に限つてその動向をみる場合、勤労者世帯の消費水準指数(実質家計費指数)を中心に、黒字率(実収入と実支出との対比)や食費率(エンゲル係数)などをみることによつて、一応の勤労者家計の改善傾向が推測されるだけである。しかしもちろん、これについても、「労働白書」が指摘しているように(二六四―五頁)、労働者の各層に全般的にみられる傾向ではなく、とくに後掲の如く、被生活保護者の生活実態が看過されてはならないであろう。

第五十表 労働者生活関係諸指標の動き

年	消費物価(全都市)		実収入(勤労者世帯)		世帯主収入(勤労者世帯)		消費支出(勤労者世帯)		実質家計費指数(勤労者世帯)		実収入超過率(勤労者世帯)		エンゲル係数(勤労者世帯)	
	消費者物価指数	実収入指数	世帯主収入指数	消費支出指数	二六―二八	二九―三〇	三一年	三二年	三三年	三四年	三五年	三六年	三七年	三八年
昭和二六年平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭和二七年	105.0	115.9	115.6	112.7	115.3	115.3	115.3	115.3	115.3	115.3	115.3	115.3	115.3	115.3
昭和二八年	111.9	125.4	125.7	120.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3	124.3
昭和二九年	119.1	147.1	147.0	138.4	138.8	138.8	138.8	138.8	138.8	138.8	138.8	138.8	138.8	138.8
昭和三十年	127.8	174.4	174.5	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7	157.7
昭和三十一年	126.4	172.7	172.9	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1	156.1
昭和三十年平均	100.0	101.0	101.4	101.6	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4
昭和三十一年一月―三月平均	100.2	101.0	101.4	101.6	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4
昭和三十一年四月―六月	99.3	99.1	101.0	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1
昭和三十一年七月―九月	97.9	104.7	104.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5
昭和三十一年十月―十二月	96.3	107.7	107.3	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5
四半期別対前年比														
昭和三十一年一月―三月平均	100.2	101.0	101.4	101.6	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4	101.4
昭和三十一年四月―六月	99.3	99.1	101.0	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1	101.1
昭和三十一年七月―九月	97.9	104.7	104.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5	103.5
昭和三十一年十月―十二月	96.3	107.7	107.3	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5	102.5
対前年比														
昭和三十一年	106.4	127.7	127.9	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1
昭和三十年	96.9	103.1	103.5	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9
昭和三十一年	106.4	127.7	127.9	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1
昭和三十年	96.9	103.1	103.5	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9
昭和三十一年	106.4	127.7	127.9	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1	126.1
昭和三十年	96.9	103.1	103.5	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9	103.9

(備考) 総理府統計局「家計調査」  
1 実収入超過不足率、エンゲル係数の「四半期別対前年比」の項はそれぞれの実数を示す。  
2 二六年、二七年のエンゲル係数は二八年一月以降の用途分類に合せて修正算定したもの。

(二) 消費者物価の動向

前述のように、三十年の国民生活の「改善」ないし「安定化」の重要な理由の一つとして消費者物価の低落傾向が

あげられている。消費者物価はいうまでもなく国民生活水準に直接的な関係をもつ実質賃金や実質家計費(消費水準)などに極めて重要な影響を与えるので、これが推移の分析を三十年についてみると、まず卸売物価及び小売物価



との関係は、次の第五十一表にみるように、卸売物価が二十九年に引続き、三十年を通じ横ばいの停滞を続けたが、年末から三十一年に入つてからは強含みの上昇傾向に転じ、二十八年の高水準に再び復帰してこれを超えんとする傾向にあるのに対し、小売物価及び消費者物価は、二十九年に引続き三十年を通じて低下傾向を示し、年末から三十一年に入つて微騰を示したが、前年(三十年)同期にやや近接する程度で急上昇の気配は未だ示すに至つてはいない。また大都市及び東京の消費者物価指数についても、第五十二表の如く、年間平均大都市で一・一%、東京で一・四%の下落となり、消費者物価指数の作成以来初めての現象をみせている。

第五十一表 戦前基準物価指数(九一二年=1)

Table with columns for '卸売物価指数', '平均生産財', '消費財', '小売物価指数', and '消費者物価指数'. Rows include years from 1925 to 1930 and monthly averages.

Table with columns for '年', '月', '指数', '対前年同期比', '東 京', and '全都市'. Rows show monthly and annual indices from 1924 to 1928.

Table with columns for '年', '月', '卸売物価指数', '消費者物価指数', and '消費者物価指数'. Rows include years from 1929 to 1930 and monthly averages.

(備考) 総理府統計局「小売物価統計」による。

このような、三十年における消費者物価低落の原因について、「労働白書」によれば、積極的な原因としては、(1)豊作によるヤミ米価の大幅値下り、(2)天候回復にもとづく非主食関係物価の下落、(3)被服物価の下落、等があげられ、消極的原因としては、(4)料金関係の値上りがほとんどなかつたこと、(5)一般物価が安定気構えにあつたこと、等があげられている(二六六頁)。しかし、いまこれを費目別に、年平均及び四半期平均で二十九年と比較すると、次の第五十三表の如くで、光熱、住居、雑費等が依然上昇傾向を辿つてゐることは見逃すことができない。とくに、この表によれば食料費や被服費が依然として高い指数を示しており、右の「労働白書」の説明を必ずしも裏付けている。

わけでない。さらに三十年といつても、これを年度で、三十年四月―三十二年三月の一ケ年としてみると、東京都消費者物価指数は一・五%となり、その上昇テンポも住居、雑費関係の価格などは三十年七月以降は、卸売物価の動向と同じように、漸次テンポを速めていることが示されるのである。以上のようにみてくると、三十年の消費者物価は、農産物の未曾有の豊作によつて横ばいに推移した食料価格を除くと、卸売物価と同じように、基本的には何ら低落傾向を示しているわけではない。ただその動きが平坦であつたわけではなく、大体三十年の六―七月頃を境として判然と異つた傾向を示しているのと、すでに別項(本年鑑特集)でみたように、国内的に物価上昇よりも生産の増加が著しかつたため、「数量景気」と呼ばれるような「健全な」物価上昇テンポを伴つたものであることがわかるのである。

では、消費者物価の動向が以上のようなだとすると、これによつて規定される実質賃金はどうかとみるに、次の第五十四表の如く、二十八年迄は相当大巾な上昇率を続けているが、二十九年になると、名目賃金の上昇の著しい鈍化と、他面消費者物価指数が前期に若干上昇したまま横ばい傾向を辿つたことなどのために、著しく鈍化して、調査産業総数では二十八年より僅かに〇・四%上昇したに止まつた。しかし三十年に入つては、消費者物価が前期に低落し



年	月	指数	対前年同 期増減率	指数	対前年同 期増減率	
昭和	二六年	平均	100.0	+	10.0%	
"	二七年	"	114.9	+	14.9%	
"	二八年	"	118.8	+	18.8%	
"	二九年	"	115.5	+	15.5%	
"	一〇年	三月	113.7	+	13.7%	
"	四一	六月	113.0	+	13.0%	
"	七一	九月	113.3	+	13.3%	
"	一〇	一二月	114.4	+	14.4%	
"	三〇	年	平均	114.3	+	14.3%
"	一	三月	117.1	+	17.1%	
"	四	六月	114.3	+	14.3%	
"	七	九月	115.9	+	15.9%	
"	一〇	一二月	116.4	+	16.4%	

(備考) 労働省毎月勤労統計(全国調査より)

右のような消費者物価の動向において、然らば、前章で述べた最近の賃金給与がどのような生計的效果、即ち勤労者の家計収支にどのような影響を与えるかを、主として総理府統計局の「家計調査」によつて側面から窺うに、次の如くである。

まず、収入水準についてみると、全都市勤労者世帯の三十年平均実収入は、次の第五十六表にみる如く、二万九千

第五十四表 実質賃金指数の推移(昭和二六年=100(税込))

年	月	調査産業総数	製造業
昭和	二六年	平均	100.0
"	二七年	"	114.9
"	二八年	"	118.8
"	二九年	"	115.5
"	一〇年	三月	113.7
"	四一	六月	113.0
"	七一	九月	113.3
"	一〇	一二月	114.4

第五十五表 戦前基準実質賃金指数の推移(昭和九一=100)

年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年
税込	30.3	46.6	65.4	91.1	103.3	109.3	109.0	114.5	119.9
手取	26.1	41.9	58.8	84.2	96.5	103.5	105.5	109.9	119.9

(備考) いずれも製造業常用労働者の賃金である。

税込労働省発表数字で戦前は内閣統計局「毎月賃金調査」戦後は労働省「毎月勤労統計」による。

(三) 世帯収入の動向

右のような消費者物価の動向において、然らば、前章で述べた最近の賃金給与がどのような生計的效果、即ち勤労者の家計収支にどのような影響を与えるかを、主として総理府統計局の「家計調査」によつて側面から窺うに、次の如くである。

まず、収入水準についてみると、全都市勤労者世帯の三十年平均実収入は、次の第五十六表にみる如く、二万九千

て、そのまま後期に横ばい傾向を辿つた反面、名目賃金が後期に上昇傾向をみせたために、三十年平均では対前年七・〇%の上昇となり、また二十六年平均を100とする、二十九年の平均一二五・五に対し三〇年平均は一三四・三となつて、二十八年までの上昇率には下回るが、かなり高く水準が上昇したことになる。さらにこれを戦前(昭九一=100)基準でみると第五十五表の如くで、税込では二十七年にすでに戦前を上回る指数となり、手取において

も二十八年には戦前を上回る指数を示し、その後多少停滞気味であつたが、三十年には税込一一四・五、手取一〇九・九と一応大きく上回つたことがみられる。しかし、前述のように三十一年に入つては、物価の動向は広範囲に亘つて堅調を示しつつあるので、右のような実質賃金の上昇は必しも将来に対して手放しの樂觀を許すというものではない。

第五十三表 戦前基準費目別消費者物価指数(東京)

昭和	九一	一一年	総額	食料費	被服費	光熱費	住居費	雑費
"	二四年	平均	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
"	二五年	"	119.9	119.9	119.9	119.9	119.9	119.9
"	二六年	"	125.5	125.5	125.5	125.5	125.5	125.5
"	二七年	"	126.6	126.6	126.6	126.6	126.6	126.6
"	二八年	"	128.6	128.6	128.6	128.6	128.6	128.6
"	二九年	"	130.1	130.1	130.1	130.1	130.1	130.1
"	二九年	一	三月平均	130.2	130.2	130.2	130.2	130.2
"	四一	六月	130.3	130.3	130.3	130.3	130.3	130.3
"	七一	九月	130.2	130.2	130.2	130.2	130.2	130.2
"	一〇	一二月	129.9	129.9	129.9	129.9	129.9	129.9
"	三〇	年	平均	129.7	129.7	129.7	129.7	129.7
"	三〇	年	一	三月平均	129.8	129.8	129.8	129.8



百六十九円(税込)で、前年平均に対し三・一%の増加であるが、上下両半期に分けてみると、上期が前年同期の水準に漸く達する程度であったのに対し、下期は五・八%の増加となつてゐる。これは、デフレの影響で、二十九年後半から三十年前半まで停滞していたのが、景気回復とともに収入面の増加がみられ、三十年七月以降各月とも前年

同月を上回つたことによるものである。なお右の、収入水準の上昇率三・一%は、最近における最低であつて、二十年迄各年二〇%を超えたのが、二十九年に八・七%に急低下し、そのまま上昇率の低下傾向が続いていることを示している。

第五十六表 実収入の動き (単位円)

年	実収入		計		世帯主収入		収入		その他の収入
	総計	計	定期収入	臨時収入	副業収入	世帯員収入	内職収入		
昭和二六年平均	一六、五三三	一五、七六六	一三、七九三	二、三六四	一、九六六	一、七五五	二五〇	七五〇	
二七年	一〇、八三三	一〇、八三三	一〇、八三三	一、〇〇五	二	二、二一九	三二七	九六六	
二八年	一六、〇三五	一六、〇三五	一三、四八一	三、一八五	三	二、八六六	五二六	一、七三三	
二九年	一六、二八三	一六、二八三	一三、〇〇〇	三、三三三	四	三、二七五	五四	一、四四四	
三〇年	二九、一七〇	二九、一七〇	二〇、〇九五	三、三三四	三	三、〇一五	六二〇	一、四七九	
二九年上半年	一六、一七〇	一六、一七〇	一三、二〇〇	一、九三三	四	三、二一九	四四四	一、五五五	
二九年下半年	一六、〇〇六	一六、〇〇六	一三、八八七	四、一三二	五	三、四三三	五四	一、五七三	
三〇年上半年	一六、一七〇	一六、一七〇	一三、二〇〇	一、四六〇	二	三、二六二	六七九	一、五九九	
三〇年下半期	一六、〇〇六	一六、〇〇六	一三、八八七	四、一三二	四	三、四三三	五四	一、五七三	
二八/二七年	一五、〇	一五、〇	一二、二	四、七七	二	三、三六	六七八	一、五九九	
二九/二八年	一〇、七	一〇、七	一〇、七	一、〇一五	一	一、〇一五	九六六	二、五一一	
三〇/二九年	一〇、一	一〇、一	一〇、一	九六六	三	九六六	二八七	一〇、一	

(備考) 1 総理府統計局「家計調査」全都市勤労者世帯

次に右の収入水準の動向を、実収入の構成内容についてみるに、第五十七表の如く、全都市勤労者の実収入を一〇〇とするに勤労収入の構成比率は、二十八年の九五・二%に対し、二十九年はデフレ不況に伴い九四・八と減少し、その後三十年前期まではほぼ同比率で横ばい状態を続けたが、後期に入り貿易伸長による影響から産業活動も活発となつて二十八年を上回る勤労収入率を示している。さらにこれを、世帯主勤め先収入と、その他の勤労収入とに分けてみると、世帯主勤め先収入は、デフレ影響の最も強かつた二十九年が最も伸び悩みとなつており、特にその前半期において強くみられ、その後は徐々に回復して上昇傾向を辿つてゐることがみられ、その反面、その他の勤労収入の比率は二十九年が最も高くなり、三十年には多少減少していることがわかる。一方、勤労外収入については、各年度とも、その比重は余りに変動していないが、極めて僅かながら増加傾向にあつたことが示されるが、しかし三十年後期に入り、勤労収入と逆に、二十八年を下回る比率となつてゐる。この勤労外収入は実収入全体からすると極めて

て小さいものであるが、実収入過不足に占める部分としては相当大きな比重となつており、よりよき生活上への努力が、もつぱらここにおかれてゐることを看過しえない。なお、右の勤労者世帯の収入構成を東京都勤労者についてみると、次の第五十八表の如くで、勤労収入、世帯主勤め先収入が、全都市勤労者のそれよりも僅かながら比重の大きいことが窺われる。これは地域的な条件にもよるが、事務系統勤労者、公務員等の比重が大きいこともその一因であらう。即ちこれらの勤労所得者は生産の増減に余り関係なく収入が保持されているからであるが、全都市の場合には内容的にも地域的にもかなり異つた所得変動がみられるといえよう。さらに、これを戦前(昭九—十一年)と比較してみると、勤労収入は戦後の方が比重が大きいのに対し、勤労外収入は戦前の方が大きいことがみられ、戦後の勤労者は税制その他から、主たる勤め先収入に専ら依存せざるをえない状態におかれてゐるといふ戦前、戦後の収入構造の差異が明かに看取されるわけである。

第五十七表 実収入構成と実収支過不足の比較 (全都市勤労者)

昭和二六年	平均世帯人員	実収入	勤労収入	世帯主勤め先収入	その他の勤労収入	勤労外収入	実収入過不足
	四・六	一〇〇・〇	九五・四	八三・四	三三・〇	四・六	十一・八



年	平均世帯人員	実収入	勤労収入	世帯主勤め先収入	その他の勤労収入	勤労外収入	実収入過不足
二七	四・六	一〇〇・〇	九五・四	八三・三	一二・二	四・六	十 四・〇
二八	四・九	一〇〇・〇	九五・一	八三・〇	一二・一	四・九	十 五・一
二九	四・八〇	一〇〇・〇	九四・八	八二・三	一二・六	五・二	十 六・六
二九年一―六月平均	四・八三	一〇〇・〇	九四・八	八二・〇	一二・八	五・二	十 五・五
七―十二月	四・六	一〇〇・〇	九四・八	八二・八	一二・〇	五・二	十 七・五
三〇年一―六月平均	四・七	一〇〇・〇	九四・九	八二・五	一二・四	五・一	十 八・二
三〇年一―六月平均	四・七	一〇〇・〇	九四・九	八二・五	一二・四	五・一	十 八・二
三〇年一―六月平均	四・七	一〇〇・〇	九四・九	八二・五	一二・四	五・一	十 八・二
七―十二月	四・六	一〇〇・〇	九四・二	八二・七	一二・五	四・八	十 〇・三

(備考) 総理府統計局「家計調査」より

第五十八表 実収入構成と実収入支過不足の比較 (東京都勤労者)

年	平均世帯人員	実収入	勤労収入	世帯主勤め先収入	その他の勤労収入	勤労外収入	実収入過不足
昭和九―一一年平均	三・九七	一〇〇・〇	九〇・一	八六・一	二・〇	九・九	十 九・〇
二六	四・三	一〇〇・〇	九五・九	八四・七	二・〇	四・一	十 三・〇
二七	四・七〇	一〇〇・〇	九六・三	八三・七	二・五	三・七	十 四・六
二八	四・六七	一〇〇・〇	九六・〇	八三・三	二・七	四・〇	十 四・四
二九	四・七五	一〇〇・〇	九五・四	八二・六	二・八	四・六	十 六・七
一―六月	四・九	一〇〇・〇	九五・五	八〇・九	二・六	四・五	十 五・九
七―十二月	四・八	一〇〇・〇	九五・三	八三・二	二・一	四・七	十 七・三
三〇年	四・六九	一〇〇・〇	九四・八	八三・〇	二・八	五・二	十 八・一
一―六月	四・七〇	一〇〇・〇	九四・四	八三・六	二・八	五・六	十 四・五
七―三月	四・六九	一〇〇・〇	九四・〇	八三・三	二・八	五・六	十 〇・九

(備考) 総理府統計局「家計調査」より  
戦前は「労働白書一九五四年版」より

なお世帯主収入を、さきの第五十六表において定期収入と臨時収入とに分けてみると三十年の定期収入は前年比約六%の増加であるのに対して、臨時収入はわずかながら減少している。これは三十年前期の臨時収入が二十六年頃の水準に激減しているのに対し、後期のそれは十二月だけで約一三%の大巾な増加となつていからである。一方、実収入過不足については、戦前の黒字率が年間平均では依然高いことがみられるが、しかし敗戦後の混乱から次第に立直りを見せ、とくに三十年七月―十二月平均では全都市一〇・三%、東京都一〇・九%の黒字率となり、戦前の九・〇%を上回るものとなつてい。

以上のような世帯収入の動向は、主として総理府統計局の「家計調査」からみたものであるが、この調査の調査対象となつてい世帯は、一般に職員世帯が多く、産業別にみると公務、サービス、公益事業、金融業等の割合が多く、年令的には世帯主の年令が四十才前後の世帯が相対的に多く、単身世帯は全く含まれていない。そこで他の調査によつて三十年の収入水準の動向をみると、まず東京都が行つてい「標準世帯家計調査」の実収入は矢張り三十年下半年期に入つて大きく伸びはじめ、三十年下半年平均では前年同期の六・六%増、年間平均では前年の二・三%増で、前述の「家計調査」と同じ傾向を示している。また国鉄が行つてい「国鉄職員生計調査」によつても、これら

とほぼ同じ足どりがみられる(「労働白書」第一五三表参照)。

最後に、さきに一言した世帯主勤め先収入の実収入中に占める地位いわゆる世帯主収入率について、これを労働別に分けてみると、総理府統計局「家計調査」により次の第五十九表の如き結果が示されている。即ち労働総平均で二十六年九月世帯主収入率が八四・〇%で、三十年九月には八二・二%と低下しているが、職員(給料生活者世帯)が右の両時期の比較において依然八四・三%であるのに対し、労働者は八三・三%から七八・〇%に低下している。これは、戦前には労働者世帯より給料生活者世帯の方が世帯主収入率が低かつたのに対し、戦後はその関係が逆転していることを示している(「労働白書」第一五五表参照)。その理由は、戦前、職員世帯で資産収入が相対的に多く、戦後は労働者世帯など家族収入への依存者が高いことによると思われる。

第五十九表 労働別世帯主収入率の推移

階層	昭和二六年九月		昭和三〇年九月	
	世帯数	世帯主収入率	世帯数	世帯主収入
総平均	二、一九二	八四・〇%	二、五八五	八二・二%
職員	一、二八〇	八四・三	一、五三八	八四・三
労働者	九一二	八三・三	一、〇四七	七八・〇



(備考) 総理府統計局「家計調査」より

(四) 世帯支出(家計費)の動向

以上のような世帯収入の動向に照応して、勤労者家計の消費支出はどのような動向を示しているか。まず、これを戦前(昭九一一年)基準で、東京都勤労者の場合についてみると、次の第六十表の如くで、前項にみたような世帯収入の増加に照応して支出もまた増大し、その水準は逐年増大傾向を示し、二十九年には、年間平均の総合指数も戦前水準に到達しており、三十年に入つては前期では停滞していたが、後期ではかなり大巾な上昇が続いたため、年間平均では戦前を六・五%上回るに至つた。また費目別にみても、非主食費、光熱費、雑費等が相当大きく上回つており、物価の横ばいに伴つて、生活内容がかなり改善されてきたことを物語るものの如くである。そこで、次に消費構造の変化について、同じく東京都勤労者の場合をみると、次の第六十一表の如くで、逐年家計費中に占める食料費(エンゲル係数)は減少し、とくに三十年には米の大豊作による影響もあつてか、年間平均四二・三と二十六年以後での最低指数を示し、年末にかけてなお低下の傾向をみせている。一方住居費、雑費等は増加していることがみられるが、被服費は二十八年を頂点として僅かではあるが減少傾向にあり、光熱費はほぼ保合状態を続けている。このよ

うな消費性向を示して来ていることは、終戦直後から引続き食料及び衣服に重点が置かれていたものが、戦後十年にして、住居の補修、教養文化等に重点移行が行われてきたことを示し、衣服等も季節的には大巾に上昇するところよりして高級化の傾向ともみられ、生活の充実と質的な高度化が一応結論されうる如くである。なお、これを戦前の消費構造と比較してみると、食料費の割合が著しく大きくなつており、反対に住居費が小さくなつていくことが窺われるが、これは経済構造の影響から消費構造が変化してきたことの一端を示すものともいえるわけである。

尤も右のような世帯支出の動向は、東京都勤労者のそれであつて、全都市全世帯のそれに比べいくぶん上回つて示されているわけであるが、それにしても対前年比の消費水準上昇傾向をかなり顕著に示していることは蔽うべくもない。しかし、これを以て、前述のように、「経済白書」ないし「国民生活白書」の指摘する如き「消費内容の高級化」を裏付け、同時に「家計の安定化」への積極的指標たらしめるかは、なお一応別個の事柄なのである。即ち、たとえば、前掲第六十一表にみたように、消費総額における住居費及び雑費の割合がふえたといつても、それが家賃、地代などの値上りや交際費、交通通信費の増加による支出増加を意味することが明瞭であるとすれば、一部階層の高級消費材の消費増加を以て、全般的な消費傾向であるかの

如き説明は、国民生活の現状から著しく離れたものと断定されざるをえない。では、どうしてそういうズレが感じられるのか、また消費の伸びといつても、どの程度のものなのか。さらに総理府統計局調べと企画庁調べとの幾多の喰違いがどこから来るのか、等統計的な数字的表現に対する

いくたの疑問が最近とりあげられるに至つては、これは上述のような勤労者家計に対する発表と実際とのずれにより深く注目すれば、当然起るべき疑問である。そこで、この点については後述の「むすび」の項で論ずることにして、家計収支の状況を次にみることにしよう。

第六十表 都市消費水準の比較(昭和九一一年一〇〇東京勤労者)

昭和二六年平均	総合		食料				被服費				光熱費				住居費				雑費																																																																																																
	小計	主	食	非	主食	非	被服費	光熱費	住居費	雑費	被服費	光熱費	住居費	雑費	被服費	光熱費	住居費	雑費	被服費	光熱費	住居費	雑費																																																																																													
六八・九	七三・二	七六・一	七二・〇	三九・八	一〇四・六	四四・二	九一・六	二七・年	八〇・二	七九・三	七九・七	七九・四	六四・四	一一・五	五四・三	一〇四・三	二八年	九四・〇	一〇〇・五	九〇・一	一〇六・九	八二・五	一一・一	七一・〇	一〇六・二	二九年	一〇〇・〇	一〇五・五	九〇・四	一一四・六	八二・五	一一・一	七一・〇	一〇六・二	一三月	九一・四	九五・九	八二・八	一〇四・一	五七・三	一四五・六	六〇・五	一一八・四	一三月	四一・六月	九七・六	一〇三・二	八九・七	一一一・五	七五・三	一〇八・八	七二・八	一一一・七	七月	九七・〇	一〇三・四	八六・八	一一三・〇	七四・九	一一二・四	七〇・二	一一〇・三	一〇一二月	一一四・一	一二〇・三	一〇三・一	一二四・一	一四三・四	九一・六	一一九・八	三〇年	一〇六・五	一一二・〇	九三・二	一二三・一	八九・三	一三五・〇	七八・八	一二六・三	一三月	九八・〇	一〇一・九	八七・三	一一〇・四	六六・一	一五七・八	五七・六	一一五・六	四月	九八・〇	一〇八・〇	九三・七	一一六・四	七三・八	一一五・八	六七・七	一一六・〇	七月	一〇五・七	一一一・一	八八・〇	一二五・四	七七・三	一一四・四	七八・六	一三二・三	一〇一二月	一二七・七	一二七・五	一〇四・四	一四一・〇	一四〇・一	一五〇・八	一一〇・〇	一四〇・九

(備考) 経済企画庁調



第六十一表 消費構造の変化(東京都勤労者)

日	総額	食料	被服	光熱	住居	雑費
昭和九一一年平均	100.0	35.5	21.1	4.7	16.6	21.1
二六年	100.0	35.3	21.0	4.7	16.8	21.2
二七年	100.0	36.6	21.4	4.9	15.2	21.5
二八年	100.0	35.5	21.4	5.2	15.6	21.3
二九年	100.0	35.5	21.8	4.7	15.8	21.2
一三月	100.0	34.8	21.4	6.3	15.1	21.4
四六月	100.0	34.3	21.2	3.8	15.6	21.1
七九月	100.0	34.6	21.5	4.0	14.7	21.2
一〇一二月	100.0	33.6	21.3	4.7	16.4	21.0
三〇年	100.0	33.3	21.7	4.7	16.0	21.3
一三月	100.0	33.1	19.6	6.3	14.9	21.1
四六月	100.0	35.2	21.5	4.3	15.5	21.5
七九月	100.0	33.2	21.0	4.0	16.0	21.8
一〇一二月	100.0	33.6	21.5	4.5	15.2	21.2

(備考) 総理府統計局「消費実態調査」より

(五) 家計収支の状況

以上は勤労者家計の収支及び支出の動向を、それぞれ別個に離して検討してみたのであるが、いまこれを総合して、収支バランスの面から最近の状況をみると、次の第十二表の如くで、三十年前期までは二十九年に引続くデフレの影響もあつて収入も消費も伸び悩みの状態であつたの

に対し、後半のそれがいずれも上昇を顯示し、一方貯蓄性向の昂まりもあつて、三十年はかなりの黒字の増大をみせている。即ち、全都市勤労者世帯の三十年月平均実収入は二万九千六百九十九円(税込み)で前年平均に對して三・一%の増加であつたに對し、実支出は、三十年月平均二万六千七百八十六円で前年平均に比べ一・四%の増加で、差引収支差二千三百八十三円、二八・五%の黒字増という改善を示している。これを二十九年の収支差千八百五十五円、三八・六%増に比べると、改善の程度は及ばないが、これを上期、下期に分けてみると、上期(一―六月)月平均の収支差千四百六十九円、前年同期比僅か三・七%の黒字増に對し、下期(七―十二月)の収支差三千二百九十八円、前年同期比四三・八%の黒字増となつて、下期における収支バランスの好調が未曾有の大巾であつたことが示されている。しかし、尤もこの比較は、二十九年四・八〇人、三十年四・七四人と世帯人員の異なるものを単純に月平均したもののだし、物価変動を考慮に入れていないので、極めて厳密な比較とは云えない。

第六十二表 家計収支状況及び対前年同期比

(全都市勤労者)

実収入	元	平均	平均	平均	平均	平均
元	元	元	元	元	元	元
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
元	元	元	元	元	元	元
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均
元	元	元	元	元	元	元
平均	平均	平均	平均	平均	平均	平均

実支出 三六、四元 三六、六元 三四、七元 三六、八元 三〇、四元  
過不足額(十)二、八元(十)三、三三(十)二、四六(十)三、二六 二六、五元  
(備考) 総理府統計局「消費実態調査」より

次に同じく総理府統計局の「家計調査」を資料とする「経済白書」(三十一年度)によれば、「全都市勤労者世帯の年間の実収入増加は五・二%であつたのに對して、実支出の増加率は三・四%にとどまり、収支バランスは二十九年より一段と改善された」としている。即ち実収入に對する年間の黒字率は二十九年の六・六%から三十年の八・二%に拡大され、さらに七月から勤労所得税の減税が行われたので、その効果を加えた可処分所得でみると、前年に對し六%の増加になつた。これに對し消費支出は四%の増加であり、増加可処分所得のなかで消費に向けられたものは六割で、残りの四割は黒字として残されたことになる。とくにこの傾向は下半期において強く、また黒字の処分では預貯金及び保険、無尽掛金として金融機関に預入れたものが目立ってふえ、黒字全体に對する割合は二十九年の五五%から六一%に増加したし、そのほかに借金の返済も進んで、勤労者の家計はかなり堅実化した、と説明している(「経済白書」二七七頁及び附表八〇参照)。しかしこれも勤労者世帯のあくまで算術平均的な状況で、それ以上のものではない。勤労者と一くちに云つても、所得階層別にはいろいろな格差がある。そこで、この家計収支バランス

についても、労働別ないし所得階層別の家計格差の分析が必要となつてくる。今年次の「労働白書」や「経済白書」が、いずれもこれについての情勢分析を附加しているのは、賃金の格差の問題にしても、詮ずるところ、それほどの程度に喰えるかの家計収支状況と直結せざるをえない必然の成行でもあつたのである。そこで、全都市勤労者世帯を、まず収入水準に應じて五段階の世帯階層に分け、その動向をみると、次の第六十三表の如く、まず実収入総額の年間の動きでは、三十年はすべての階層において前年より増加している。しかしその増加額は、最下層の三〇〇円(二・五%増)より最上層の二、〇〇〇円(三・六%増)と、所得水準の高い階層ほど増加額も増加率も大きくなつていく。これを上半期と下半期に分けてみると、上半期で実収入総額が増加したのは最上位より二番目までの階層だけであつたが、下半期に入つてから各階層ともかなり増加して、その対前年同期増加率もほぼ一様の上昇率を示したのである。また家計費(実支出)も収入の動きと同様に上位にいくにつれて高い増加率を示している。尤も実収入の増加率よりも実支出の増加率が少いことは各階層とも同じであるが、ただ消費支出において最下位より二番目と最上位の階層が実収入よりいく分上回つた増加率を示しているのが注目される。そこで、これらの収支バランスをみると、家計収支は各階層とも前年











が前年度より約六%低下したが、一方生産が前年度比約二割上昇し、それに伴って販売量が増加したことに原因している。一方農業支出は前年度比五・二%の増加にとどまつたので、農業所得は前年度より約一六%の増加をみ、二十九年度の前年度比増加率八%を大中に上回つた。この農業所得の増加に対し、農外所得は前年度比九八・四%と殆んど等しい水準にとどまり、また労賃俸給収入も国内の雇用情勢を反映して年間を通じて殆んど前年度と同じであつたので、農家所得は前年度より九・四%の増加となつた。この農家所得の増大の原因がひとえに前年比一六%に及ぶ農家所得の増大にあつたわけで、したがつてその所得構成も農業所得の比重が高まり、前年度の六四%から三十年代は六八%へと増加していることに特徴点が見られる。一方、家計支出は現金支出で三・三%、現物を含めると四・三%の増加となつたが、消費者物価が一・三%（現物評価を含む）上昇したので、消費水準は三%の向上にとどまり、前年の増加率をやや上回る程度にすぎなかつた。とくに、その増加も、米の予約売渡制による前渡金受領後の八月以降の支出増によるものであつて、上半期は全くの停滞であつた。

かくて、経済企画庁の推定によれば、この農家所得の配分においての三十年代の特徴は、家計支出があまり伸びなかつた反面、経済余剰により多くが残されたということである。

の農家層に比べて農家所得の前年度比増加率は低くなつており、この限りでは、豊作の影響は経営規模の大なるものほど有利であつたといえる。

以上が、主として経済企画庁の「経済白書」による三十年代の農家経済の一般的概要である。しかし、この、未曾有の豊作を契機とする農家所得の増大という農家経済好転の特徴も、豊作なるが故の農産物価格の一般的低落傾向において、兼業所得を附加することなしには、農家は農業所得のみでは都市勤労者世帯の収入に及ばないという事実を抹殺しうるものでなかつたし、その限りにおいて、文字通り農家経済の好転という事例は、一部少数の大規模経営農家層にのみ顕示されるに止まるものの如くである。即ち既掲、農林省「三十年（十一月）の農家経済の動向」によつても、豊作下の農家経済は実質的には殆んど向上せず、その底は依然不安定であることを示しているようであるが、そこで浮び上つてくる問題は（一）深刻化する市場問題、（二）労賃収入の減少、（三）資金不足の底流化、という三点であろう。

まず問題点の第一は、農地改革後、商品貨幣経済への依存を一段と深めた農家経済が、今次豊作下の農産物価格の下落によつて、深刻な「市場問題」に直面したことである。農産物価格の値下り傾向は、すでに二十九年にヤミ米が八月の端境期にも拘らず値下りに転じたのはじまり、

ある。即ち二十九年度の家計支出の農業所得に対する割合が八〇・七%であつたのに対し、三十年代は七六・六%となり、経済余剰は一・七%から一五・五%へと増加をみせ、また上記の如く農家所得の前年度比増加率九・四%に対し、家計支出のそれは僅かに三・九%であつたので、経済余剰のそれは四四・七%という大中の向上を示している。この経済余剰の配分については、一戸当りにして借入金増加分二千元と余剰金約五万九千元、合計六万一千円が、その約五三%を貯金に、約四一%を固定資産投資に向けられ、残金の部分を手持現金増分と外部投資に向けられた。このようにして三十年代の財産的収支の特徴は、借入金増加分が前年度に比し著しく減少したことと、固定資産投資などが相対的に低く抑えられた反面、貯金が著しく増加したことである。要するに、三十年代の農家経済は、農業生産の増大を契機として、農業所得が増大し、家計支出及び固定資産投資などが相対的に抑えられ、所得の前年度比増加分がほとんど貯金に向けられた、ということである。もちろん、右のような農家所得の増大が農業所得の増大に原因し、他方農外所得が停滞化したことは、経営契機別において農業所得に依存する割合の高い大きい経営農家層において、とくにその所得増加率を高める結果となつたからであつて、北陸及び瀬戸内区の経営規模別区分によつてみると、両農区とも大体一町歩未満の農家層は、それ以上

次々と次第に多くの農産物、畜産物に波及するという動きが示されていたのであるが、三十年の各種農産物の豊作は、二十九年下半期にひろがっていた価格値下りの動きを一段と促進し、さらに多くの農産部門に拡大することとなつた。二十九年末から豊作下の三十年にかけて、農産物価格の下落傾向が漸次系統化してきていることの基礎は、いふまでもなく農産物生産量の著増ということであるが、さらに結局は農産物市場の狭隘化ということにある。それは、雇用、失業、賃金などの各指標にみる如く、輸出及び鉱工業生産の著しい伸長にも拘らず、労働市場の狭隘な基礎が一向に緩和されず、労働者階級の賃金の総体購買力が実質的に大して増大しなかつたことを意味する。即ち「デフレ政策」以来の勤労者の有効需要に対する相対的過剰生産という農畜産物価格下落の要因が底流化していたのである。次の第六十六表にみる如く、豊作下三十年の主要な農畜産物価格の動きは、果実（みかん、りんご）、工芸作物のあるもの（なたね、いぐさ、除虫菊）が不作や特殊な事情で値上りをみせたのを除いて、一様に下落傾向をより強め、より強めたことを示している。そして、このような価格下落が、第六十七表にみるように、米、果実、工芸作物、繭などを除いて農産物部門の販売収入に大きく減退作用を及ぼしているのである。







労賃・俸給収入及び出稼者の送金額の推移を示すものであるが、これによれば、農家の労賃・俸給収入と出稼送金収入の合計額は、これまでの増加割合が減少をみせるという動きから、さらに三十年にはついに実収入額においても減少をみせるに至つたことを示している。とくにその中でも減少の大きいのは農林業部門以外に雇用される日雇的労賃及び出稼家族の送金である。このことは、一般労働市場における臨時雇、日雇の賃金、雇用及び失業の悪化を反映して、農家の賃金収入も恒常的賃金や職員俸給の動きと対照

的に、人夫、日雇的労賃の減少が著しいことを示している。農家からの他日出稼者も、二十八年の冷害、風水害以来目立ってふえているにもかかわらず、その農家への送金額は減少をみせている。こうなると、出稼者の送金に依存することの大きい零細農の家計維持はますます困難となる。農林省の調査によると、出稼者のいる農家に対する送金額は、五反未満の農家では年間一戸当り三万五千円に及び、現金家計支出の四分の一にも達する大きな割合を占めているからである。

第六十八表 労賃、俸給および他出家族送金の推移

対前年指数	実額		対前年指数		実額		対前年指数		実額	
	二七年度	二八年度	二七年度	二八年度	二七年度	二八年度	二七年度	二八年度	二七年度	二八年度
二八〇	五、七〇〇	一、六四〇	二一七	七、六四三	二八〇	一、八八〇	二一七	六、〇七五	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、〇九五	一、八四〇	二一七	九、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	七、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、七三六	二、〇九五	二一七	九、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	七、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、七三五	二、〇三五	二一七	九、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	七、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、四四四	二、三三五	二一七	九、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	七、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、二二七	二、三三三	二一七	九、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	七、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、一〇二	二、三三三	二一七	八、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六、〇〇〇	二、三三三	二一七	八、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、八〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、九〇〇	二、三三三	二一七	八、七〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、七〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、八〇〇	二、三三三	二一七	八、六〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、六〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、七〇〇	二、三三三	二一七	八、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、六〇〇	二、三三三	二一七	八、四〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、五〇〇	二、三三三	二一七	八、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、三〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、四〇〇	二、三三三	二一七	八、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、三〇〇	二、三三三	二一七	八、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、二〇〇	二、三三三	二一七	八、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	六、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、一〇〇	二、三三三	二一七	七、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五、〇〇〇	二、三三三	二一七	七、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、八〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、九〇〇	二、三三三	二一七	七、七〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、七〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、八〇〇	二、三三三	二一七	七、六〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、六〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、七〇〇	二、三三三	二一七	七、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、六〇〇	二、三三三	二一七	七、四〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、五〇〇	二、三三三	二一七	七、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、三〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、四〇〇	二、三三三	二一七	七、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、三〇〇	二、三三三	二一七	七、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、二〇〇	二、三三三	二一七	七、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	五、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、一〇〇	二、三三三	二一七	六、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四、〇〇〇	二、三三三	二一七	六、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、八〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、九〇〇	二、三三三	二一七	六、七〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、七〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、八〇〇	二、三三三	二一七	六、六〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、六〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、七〇〇	二、三三三	二一七	六、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、六〇〇	二、三三三	二一七	六、四〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、五〇〇	二、三三三	二一七	六、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、三〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、四〇〇	二、三三三	二一七	六、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、三〇〇	二、三三三	二一七	六、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、二〇〇	二、三三三	二一七	六、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	四、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、一〇〇	二、三三三	二一七	五、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三、〇〇〇	二、三三三	二一七	五、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、八〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、九〇〇	二、三三三	二一七	五、七〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、七〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、八〇〇	二、三三三	二一七	五、六〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、六〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、七〇〇	二、三三三	二一七	五、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、六〇〇	二、三三三	二一七	五、四〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、五〇〇	二、三三三	二一七	五、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、三〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、四〇〇	二、三三三	二一七	五、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、三〇〇	二、三三三	二一七	五、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、二〇〇	二、三三三	二一七	五、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	三、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、一〇〇	二、三三三	二一七	四、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二、〇〇〇	二、三三三	二一七	四、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、八〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、九〇〇	二、三三三	二一七	四、七〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、七〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、八〇〇	二、三三三	二一七	四、六〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、六〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、七〇〇	二、三三三	二一七	四、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、六〇〇	二、三三三	二一七	四、四〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、五〇〇	二、三三三	二一七	四、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、三〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、四〇〇	二、三三三	二一七	四、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、三〇〇	二、三三三	二一七	四、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、二〇〇	二、三三三	二一七	四、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	二、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、一〇〇	二、三三三	二一七	三、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一、〇〇〇	二、三三三	二一七	三、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、八〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	九〇〇	二、三三三	二一七	三、七〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、七〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	八〇〇	二、三三三	二一七	三、六〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、六〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	七〇〇	二、三三三	二一七	三、五〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、五〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	六〇〇	二、三三三	二一七	三、四〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、四〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	五〇〇	二、三三三	二一七	三、三〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、三〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	四〇〇	二、三三三	二一七	三、二〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、二〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	三〇〇	二、三三三	二一七	三、一〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、一〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	二〇〇	二、三三三	二一七	三、〇〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	一、〇〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	一〇〇	二、三三三	二一七	二、九〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	九〇〇	二八〇	一、八八〇
二八〇	〇	二、三三三	二一七	二、八〇〇	二八〇	一、八八〇	二一七	八〇〇	二八〇	一、八八〇

(備考) 農家経済調査による。

問題点の第三は、農協金融の貸出抑制と関連して端境期の農家資金の逼迫がひどかつたことや、豊作による貯金増

大にもかかわらず農家の資金需要の旺盛なことなどからして、農家の資金不足が底流化してきているとみられること

である。三十年初頭以来、八月に米予約前渡金が流入する直前までの農家の資金逼迫はとりわけはげしいものであつた。そして単作地帯ほど資金逼迫の程度がひどかつた。前渡金石当り二千円という米の予約買付は、このような資金逼迫の中で大きな魅力を發揮したわけである。それにしても農家の資金逼迫がいかにかひどかつたかは、たとえば東北地区における農家の予貯金に対する借入金割合が、三十年三月末で四八% (二十八年三月末三三%、二十九年三月末三七%)、六月末で八〇% (二十八年六月末六七%、二十九年六月末七一%) となつていたし、同じく東北地区における農協の貯金に対する貸出金の比率は三十年三月末で七一% (二十九年三月末五〇%)、六月末で一二〇% (二十九年六月末一〇六%) となつていたことから推測される。しかし農協貸出の推移は、もとより決して農家の資金需要に対応した動きを示してはいたわけではない。三十年農業手形の貸出が制限されたばかりでなく、農協一般貸出も二十八―二十九年の災害資金の系統自賄による影響で、抑制の方向をとつていたからである。このような農協金融の貸出規制のもとで、三十年初頭以来の農家資金需要はいきおい個人金融への依存を深めて行つた。たとえば、東北地区における三十年一月から七月までの農家借入金を借入先別にみると、三十年一―七月の借入金額は二十九年同期に比べて六%増であつたのに、個人からの借入金は二八%

増、また頼母子講もほぼ二倍近くにふえている。一方、農業手形、農協一般貸出による借入金は減つているのである。このように、農協融資の引締めが個人金融への移行としてあらわれるのは、小農民に対する融資がもともと、高利貸付たらざるをえないという基盤に由来している。ところで、右のようなひどい資金不足のなかで手にした前渡金は、その使途を追求してみると、必ずしも農村の消費景気をつくり出しはしなかつたのである。即ち、前渡金の流入に続いて、豊作下の供出最盛期となり、十二月末で供出実績三千八十四万石(前年十二月二〇二万石)、七月―十二月の供出代金支払額は三千三百十億円となつたが、この供出代金支払額のうち、十二月末でどれほどが農協貯金として留つているかをみると、歩留率は二十八年の五一%をピークとして、二十九年には三八%となり、三十年には三三%にまで低下しているのである。歩留率の低下は、貯金形態をとつている供出代金のうち種々の支出使途に充当される部分の割合が、それだけ高まつていることを示すわけである。農協の貯金や貸出金の動きをみても、豊作による貯金の増加にもかかわらず、貸出金は三十年十二月で農林漁業資金、農業手形、災害融資を除いて、なお二十九年末に比べて百九十一億円の増加となつているのである。以上のような三十年農家経済の問題点を総合すると、豊作が必ずしも実質的な農業収入の増大とならず、他方飼料



代、肥料代等の農業支出の増大を勘案すると、兼業労賃収入の絶対的減少が大きく農業収支関係に影響していることが明かとなり、都市勤労者と農村勤労者との労働経済における不可分のつながりが前面に登場していることを知らされるのである。また「経済白書」が繰返えし強調する農家経済における経済余剰の増大と、その配分における貯金の著増ということも、前述のような資金不足の底流化という顕著な事実の前に、「戦後農業の高度化傾向」よりも、むしろかえって、前期的高利貸金融による生産面の阻害条件が、依然として緊急に問題とされなければならないことを示しているようである。

(ロ) 農家生活水準の動向 さて前掲第六十四表にみる如く、三十年の農家経済余剰は前年度より約四五%の大巾な増加(「経済白書」では二十九年の四万一千円から三十年の五万九千円へと年間一万八千円の増加となつて)となつてはいるが、農家の生活水準は果してそれだけ著しい向上がみられたであろうか。

まず既掲の第四十八表の「国民消費水準の推移」において、都市と農村を比較してみると、東京都勤労者世帯の家計調査から算出した都市の消費水準が二十九年に漸く戦前水準を回復して、三十年平均では一〇六・五%に上昇したのに対し、一方農林省の調査による農村消費水準は、すでに二十六年に戦前水準を約一割上回っていたが、二十七年

に一一六・六、二十八年に一二二・一と顕著な上昇を示し、その後やや鈍化して二十九年に一二四・六となり、三十年には一二八・二という普通の増加傾向を示すにとどまっている。次に経済企画庁「経済月報」の引用する農林省統計調査部調べによる全府県の農家計費の推移をみると、次の第六十九表の如く、三十年の農家一世帯当月平均家計支出(現物自家消費を含む)は二四、〇八二円で、前年より二・八%の増加にとどまり、一方家計用品の物価はほぼ同一水準に横ばいしたので消費水準は前年より三・六%の上昇となつてはいる。この数字は前掲の「経済白書」のそれと若干喰違つてはいるが、それは今次「経済白書」が何の故か、例年と違つて世帯当月間で、一年間の支出を以て計算しているからである。さらに費目別に消費水準の推移をみると第七十表の如く、冠婚葬祭費などの臨時費一〇%、非主食七・六%、雑費四・六%の伸びが目立つてはいるのに対し、被服、住居、光熱等の費目は全く停滞的で、都市勤労世帯にみられたような高級化の傾向はここでは窺われえない。ただ「経済白書」によれば、増加率の高い非主食の中で、肉、卵、牛乳等の動物性蛋白質の増加が著しく、この点で高級化の傾向がうかがわれる、としているが、現物自家消費の比重の高い農家において、何ほどとも異とすべき事柄ではない。むしろ、あれほど騒がれた「豊作ブーム」の実態としては甚だ貧弱の感を免れない。

第六十九表 農家計費の推移

Table with columns: 昭和九一一年, 昭和二八年, 昭和二九年, 昭和三十年, 昭和三十一年, 昭和三十一年六月, 昭和三十一年七月, 昭和三十一年九月, 昭和三十一年十月, 昭和三十一年十一月, 昭和三十一年十二月. Rows: 世帯当月間家計支出(円), 同調整額(A), 数(B), 消費者物価(C), 消費水準(B/C), 同対前年同期比(%).

(備考) 1、「世帯当月間家計支出」は農林省統計調査部「農家経済調査(全府県)」による。2、「同調整額」は世帯人員および一ヶ月の日数を六・五人、三〇・四日に調整したものである。3、「消費者物価」は農家経済調査「物財統計」の農家計用品物価指数を用いた。4、r、は訂正数字

第七十表 農家費目別消費水準対前年上昇率(全国農家)

Table with columns: 昭和二七年度, 昭和二八年度, 昭和二九年度, 昭和三十年, 昭和三十一年, 昭和三十一年九月. Rows: 総合, 食料(主食), 非主食, 被服, 住居, 光熱, 雑費, 臨時費.



100・E 100・F 100・G 100・H 100・I 100・J 100・K 100・L 100・M 100・N 100・O 100・P 100・Q 100・R 100・S 100・T 100・U 100・V 100・W 100・X 100・Y 100・Z

ここに、新潟県下の経済情勢を報告した某銀行支店の資料によつて、三十年夏以降の農村のいわば「消費景気」を概観すると、次のようになつてゐる。

三十年六月「豊作感に、各地農家の財産的資材(電動機、家屋修理)購入額の増大から対商人買掛金が急激に増加」。七月「恒例の夏祭り、ほぼ期待通りの売上げ。農村よりの客足しげく、開衿シャツ、海水着、扇風機などの売上げは前年に比べ極めて良好」。八月「農家の盆決済、例年比二、三割方進捗、また電気器具、ミシン、繊維類の即売、投げ売りで商況は近年になく活潑」。九月「農繁期入りのこととて農村からの客足閑散。売上げは前年並みで凡調。概して実需品購入程度」。十月「月央以降農閑期入り、農家の対商人買掛金の支払が増加したことや、二十八年来滞納をみていた公租公課の強制取立てが行われたことなどで、農村方面の現金需要旺盛。商店は専ら売掛金回収に奔走」。十一月「予約米売渡し、本月を以て一段落。概算金交付期(七月二十五日)以降、農村方面の現金需要極めて旺盛で、この間に百五十一億以上の現金が流出しているが、右現金の大部分は旧債(主として買掛金)償還に充当され、新規の消費に向けられたのは、そのうち約二割程度

とみられる。農村周辺の諸消費地では、農家の消費態度が手堅く、景気は意外に低調であつた」。十二月「商況は月央まで凡調。下旬には客足急増、食料品、衣料品を中心とした歳暮贈答品の売上げは近來にない盛況」。三十一年一月「初荷売出しは好調だつたが、五日以降の大雪がたつてその後はふるわず、ただ豊作にうるおう一部農村筋(巻、高田)では月遅れ正月を控えてさすがに活況、装飾品、高級食料品の売行き良好。結局、全体として通月、前年をやや上回つた模様」。二月「月央以降早くも春耕資金需要が抬頭、系統金融機関の貸出進む。農村方面の消費購買力は納税期を控えて全く頭打ち、新旧正月を送つて諸行事一巡の感もあり、全く冬枯れ商情」。三月「前年度より二割程度の増加を見込まれていた農業所得税が四割の大幅減税(二十九年の納税戸数四万五千戸、納税額八億四千九百万円が三十年の三万五千戸、五億一千百万円へ)と決つたため、農家の定期預金が一様に増加し、春耕需要を中心とする農家の購買力も着実に伸びている」。すでにみたように三十年の農家所得がひとえに米の販売収入によつて支えられたとすれば、米単作地帯の代表県である新潟県において、豊作の影響が最も明示されるはずで

ある。では、右のような報告書から何が示されているか。まず第一に「豊作ブーム」は米代金が農家の手に入る前の六月にはじまり、七、八月と商況が活潑であつた。第二に、九月以降の消費需要は概して期待はずれで、滞納税金の強制取立てや、商店の売掛金回収が目立つた動きで、ただ年末だけはさすがに盛況であつた。第三に、三十一年に入つてからの農家の消費も概して堅調で、二月以来春耕資金需要に追われている、ということである。だとすれば、いわゆる「豊作ブーム」というも、従来からかなり余裕のあつた上層農家が、確実となつた豊作に気をよくして耐久消費財を買入れたり、家屋の修理・改築に手をつけた、というのがその実体であつたにすぎないと思われる。新潟県の或る銀行が、米どころの中心である西蒲原郡の二百戸の農家について調べたところによると、三十年一月から八月までに、モーターバイクを買入れた農家が二十三戸、ミシンが二十六戸、電気洗濯機が五戸、電蓄が七戸ある。家屋の修理も三分の一以上の農家がやつており、うち十八戸は十万円以上の造改築であつた。また同じ期間の動力農機具の購入は、前年よりも五割ふえたという。しかし、これらは主として平場の農村消費地にあらわれたもので、山間部に入ると様子は異つてゐる。たとえば、南魚沼郡や中魚沼郡では、米作収入は前年より七%ほどふえたとはいへ、一戸当りの平均売渡高は六石と極めて少い。その上に二十八

年の凶作の余波からまだ脱しきれず、農業手形その他の借入金が多いため購買力は依然芳しくない。商店をのぞいてみても衣料品がぼつぼつという程度で、豊作景気はこの地方では適用しない、と伝えられている(日本経済年報、一九五六年第二集参照)。このようにして、三十年も年末近くになつて、一般農家の消費は一応活潑化したのが、三十一年一月は一部を除いて、前年をやや上回る程度にとどまつた。三月にきめられる農業所得税は農家も案外なほど減税となつたが、しかし国税である農業所得税を主として負担しているのは、中高農層であるということ、農家全体が負担している税金のうちで、国税の占める割合は二割にすぎず、残りの八割の地方税は、相対的に下層に重くかかつてゐることを、留意する必要がある。これについてはなお後述に譲るとして、さらに、ここに「豊作ブーム」下の農村家計にとつて注目すべきことは、戦後における農村市場の相対的な拡大において、独占資本の収奪の場の拡大がいよいよはつきりとあらわれるに至つてゐるということである。これを裏づける総合的な指標としては、「農家経済調査」によつて農業経営費と家計費の現金支出額を戦前のそれと比較して示されるのが普通であるが、それによると、一町歩未満層での家計費の顕著な増大、一―二町歩層での経営費と家計費の併行的増加が結果づけられ、「農民層の分解は資本主義



のための市場をつくりだすが、下層の群では個人的消費のための市場が形成され、上層では生産的消費と個人的消費のための市場が形成される」という有名な指摘が、恰も「豊作ブーム」下の三十年代農家経済にその適例が見出されておき、独占資本によつて農村に送られる主要な商品としては、化学肥料（硫酸、石灰窒素、過燐酸石灰、化成肥料等―農協配給）、農薬（砒酸鉛、砒酸石灰、除虫菊乳剤、パラチオン粉剤、BHC粉剤、水銀粉剤等）、飼料（ふすま、米ぬか、とうもろこし等）、農機具（すき、動力耕耘機、人力及び畜力中耕除草機、カルチベーター、噴霧機、撒粉機、動力脱穀機等）などが戦後いずれもその市場を拡大し、同時に電力消費の増加があげられるが、これら農村向け商品生産企業系列の独占強化と共に、それに対応して流通機構の独占資本による掌握規制も漸次強化され、農村家計を圧迫する態勢が、益々整備されてきたともいえるのである。「豊作ブーム」の景況を伝える前掲の同じ銀行の報告書においても、地方銀行や大商社をバックにした商人系集荷業者と肥料業者が結束して活潑に動いていることや、上層農家に土地購入意欲が高まり、地銀と対抗している系統金融機関がこれを助長している動勢が述べられており、折角の豊作が、勤労農民の生活向上と必ずしも直結しうるものでないことの実体を、明かに看取せしめている。

(ハ) 農民課税の実態―農村家計が赤字か黒字か、ということ、つねに多くの論争と問題点が指摘されてきたところであるが、前掲の農林省「農家経済調査」による第六十五表の「農家経済収支」にみるように、比較的優良な農家を対象としている農林省調査の結果でも、農家経済の収支規模の縮小が進んでいるなかで、家計支出の停滞的な状況と対蹠的に負債利子と租税公課だけが、いずれも農業収入の増加率を上回る騰勢を続けているというところは、家計の一部または大半を人夫、日雇などの賃金収入でどうやら支えている大部分の農民の経済が、豊作下の農産物値下りに加えて、兼業部面の収入減で、借金はかさみ、家計の破綻がいよいよひどくなっていることは想像にかたくない。とくに租税公課の農村家計に与える重圧については、戦後しばしば問題となり、農民の広汎な税金斗争を招来して、ついに二十五年のシャウプ税制改革となり幾分の緩和をみたが、それでも下層農民に相対的に重くかかっている地方税については、さき一言したところである。ところで、農林省ではこのほど（三十一年四月）「農民課税の実態と問題の所在」と題する調査結果を発表したが、これはシャウプ税制以後の農民課税を分析するとともに最近の問題点を明かにしたもので、これによると(1)農民課税は他産業に比し有利だといわれているが、必ずしもそうでない、(2)シャウプ税制改革以後、とくに下層農民の課税負担が上層農民に比

べて重くなっていることが目立つ、(3)農民課税は今後ますますふえる要因が潜んでいる。などの諸点を明かにしているもので、以下その調査内容の概要を摘記すれば、次の通りである。

(A) 戦前戦後の変化―戦後の農民の租税負担は、戦前の小作料負担の重圧に代つて現われたものである。戦前（昭和十年）の上、中層農家の平均所得は千五百七十円であったが、所得税の免税点は千二百円であり、ほとんどの農家は所得税を課せられていなかった。しかし戦後の二十二年には総農家の九三%が所得税を納めている。これがシャウプ税制改革後の二十六年には総農家の三〇%、課税額百七十億円、二十八年には一四%、四十八億円に減つてきた。

(B) シャウプ税制後の農民負担の実態―(一) 二十五年のシャウプ税制再編成のねらいは、税法系について国税である所得税から地方税、とくに市町村税へ農民課税を移したといえる。シャウプ以前の農民の税負担構成は、国税七〇%、地方税三〇%であったが、以後は国税二〇―三〇%、地方税七〇―八〇%となつた。こうした変化で(1)農地改革で出来上つた多くの零細な自作農に「土地の所有者として収益のあるなしにかかわらず」徴税できる固定資産税（地方税）がかかった。(2)地方税が人頭割または物件課税をもととしていることのため、税負担の累進制が逆行し、大衆課税の方向に進んだ。(二) これにより、シャウプ以後は

税負担の農民階層間の不均衡は拡がった。一例を瀬戸内農区（瀬戸内海に面する各県）で見ると、国税負担は各階層とも二十四年度に比べ軽くなつてはいるが、軽減率は上層農家ほど大きく、二町以上の農家は六七%軽減に対し、五反未満は五一%軽減にとどまつている。一方、地方税は逆に各農家ともふえているが、二町以上の一八%増大に対し、五反未満は四八%の増大である。また北陸農区（北陸四県）の例をみると、租税公課総負担額は、二町以上農家は二十八年には二十四年度の七五・九%の負担率であるが、五反未満農家は二十七年に、一町未満農家は二十八年にそれぞれ戦後いちばん重かつた二十四年の負担実額を上回っている。(三) 農家の租税負担力を農家の総所得から家計費を引いた「担税所得」からみると、二十八年では、この「担税所得」が黒字を示したのは年間所得三十万円以上、約一町三反以上の農家層である。十万円未満の所得農家では七万円の赤字となつているが、約九千円の税が課せられた。こうした課税負担の実態は、二十九年もほぼ同様であり、二十九年には年間所得五十万円、二町以上の農家のみが税金を払つてなお黒字を残すにとどまつた。このようにシャウプ以後、現在に至る農民課税は担税力のない下層農家に耐えられない負担を強制しながら押し進められてきている。

(ニ) 農民課税の現在の問題点―(一) 所得税は農業申告所



得税の課税所得把握率でみた農家階層間の開きが挙げられる。税務当局による農業所得把握率は二十九年に七九%となつてゐるが、年間所得五十万円以上の農家は六五%であるのに対し、十一十五万円農家は二〇%、十万円未満農家は三二%と実質所得をいぢるしく上回つてゐる。この原因の一つは供米奨励金に対して採つた非課税措置が、奨励金を多く得る上層農をうおしてゐるためである。

(二) 地方税についてみると、かつて住民税は世帯中心であつたが、「すべて成年者であつて雇用、財産または事業から所得を得るもの」に改められ、以前より課税範囲は広まつた。このため世帯員の収入が少なく、共稼ぎまたは二、三男の収入を加えて、漸く家計を維持している場合にも課せられてゐる。また地方税の中心である固定資産税が年々重くなつてゐることも目立つ。固定資産税の税率ははじめの一・六%から今は一・四に%引下げられてゐるが、課税対象である土地、家屋の評価額がいぢるしく上つてゐるところに問題がある。この評価は粗収入から生産費を引いた収益を資本還元する方法を採つてゐるが、収益中に当然含んでゐる利潤部分は無視されてゐる。

(丙) 今後の問題点 (一) 三十年度から供米制度が予約売渡制度に切換えられたのに伴い、石当り標準課税は反当り標準課税に變つた。これにより、従来は徴税側の意思を手加減してゐた割当生産量から、水稻面積を税務当局がおさ

ることになつたので、農民の意思が無視されることが考えられる。(二) 地方財政の窮迫と赤字の増加を克服するためのシワ寄せが、農民の税負担の増加となつてハネ返る要素が多分にある。これと並んで法定外普通税による増徴が考えられてゐることも見逃せない。その一つに農業事業税を再び設ける意思がある。このように、現在の情勢は、シヤウブ税制改革で一部上層農家にだけ行つた軽減すら打切らざるを得なくなつてゐる。

(七) 被生活保護者の家計

以上、都市及び農村の勤労者家計を分析、検討してきた。そこには幾多の問題点はあるにしても、「数量景気」、「大豊作」、「静かなる拡大」などの言葉に代表される日本経済の「好況」に見舞われて、まがりなりにも家計の収支に或る程度のバランスが確保され、階層によつては改善が見られて居ると見受けられるのが、三十年におけるその実態であつた。しかるに、この「好況」の背後に、「好況」から取り残され、陰気に沈澱してゆく国民があり、しかも彼等は広く且つ深い貧困の階層を作つてゐる。自ら貧困を意識して、賃上げも要求し、ストもやれる組織労働者は、彼らからみれば上の上の階級であるかも知れない。もとより彼等にはスト権も、団体交渉権もない。とはいへ、彼らはなすがままに、漫然と日々を送つてゐるわけではな

い。生きることに懸命の努力を続け、なおかつどん底の生活に喘いでゐるのである。そして僅かばかりの公費の扶助にその生活を支えてゐるのである。即ち被生活保護者といわれる人達がそれである。これらの被生活保護者の多くは戦災者であり、戦争未亡人であり、企業合理化のための被整理者であり、また、農村の窮乏と過剰人口の圧力で街頭に押し出された人々である。いわば国家的犠牲者であるが、彼らの悲劇は、彼ら自身の力が小さすぎるため、取上げられる機会も少なく、また忘れられてきた。しかし最近における勤労者の一般的な貧困化傾向は、理論的にも實際政治上にも、漸く最低賃金制度確立の機運を迎えつつあり、この「最低」の基準をどこに置かか論議の一つの焦点となつてゐるとすれば、この点からも、右のような被生活保護者の生活実態は、十分に検討に値するわけであるが、それにもまして、ここでの問題は、最下層の勤労者としての彼等の生活にどの程度の国家的保障が与えられてゐるか、という我が国における社会保障政策の水準の問題であらう。

さて、被生活保護者とは厳密に言えば、生活保護法の適用を受けてゐる人たちのことであるが、彼らの最近に至る推移をみると、次の第七十一表の通り、漸減傾向を辿つてゐるが、三十一年一月現在でなお百九十万六千人に達してゐる。その保護率、つまり総人口に占める被生活保護者の割合は、多少低下してゐるものの、総人口の二%以上が貧

困のために生活保護を受けてゐることは決して少い数字とは云へない。

第七十一表 被生活保護者、保護率、扶助金額の推移 (厚生省調)

年	被生活保護者数	保護率	一人当り扶助金額(全国平均月額)
二十八年月平均	一、九三二千人	二・二%	一、五三八円
二十九年	一、八八六	二・一	一、七一一
三〇年	一、九二八	二・二	一、八八六
三一年一月	一、九〇六	二・一	一、三二四

また、被生活保護者一人当りの扶助費は、三十一年一月で全国平均僅かに月千三百十四円という少額である。これはどのような算定基準によるのであろうか。生活保護法による扶助は生活、住宅、教育、医療、出産、生業、葬祭の七つの扶助に分類されるが、普通の生活保護という場合は、狭義の生活扶助を指し、また生活扶助を受けてゐる人が他の扶助も同時に受けてゐる場合が多いので、以下生活扶助を受けてゐる狭義の被生活保護者に焦点をしぼつて、その実態をクローズアップすることにする。

まず、生活保護法による生活扶助は、人が最低限の生活を営み得ない場合、その世帯収入の不足を公費(国家が八割、都道府県が二割を負担)によつて補充する形式をとつてゐる。したがつて、家族の誰かが働いても、また他に収







二〇―二九才	三	二	一	八	一	六	三
三〇―三九才	一	三	一	二	一	三	三
四〇―四九才	一	六	一	〇	一	六	三
五〇―五九才	一	六	一	三	一	一	〇
六〇―六九才	二	三	一	一	一	一	七
七〇才以上	五	二	一	六	一	二	四

(備考) 調査対象、方法、時期は第七十二表に同じ。

次に被生活保護者の家計内容に立入つてみるに、一例を東京都でも被生活保護者の多い荒川区南千住のスクラム街の一角における被生活保護者の生活実態を採訪した一新聞記者の報告にとれば、家庭は六畳一間に四人の家族が生活していた。板の間で畳がなくなつて汚れた上敷がしかれてあつた。家具といへば古い整理ダンス一つ、そこに食器類まで詰め込まれている。押入れがないので、寝具は部屋の片隅に積まれていた。この家の家族は世帯主が昨年夫と死別した三十六才になる未亡人と八才と二才の女児、それに六十才の中風の床につきつぎりの老人が一人いる。病人と幼児がいるので、世帯主の未亡人は外へ出て働けない。家について専ら造花の内職をしている。一日に十時間から十二、三時間働いて、内職収入が月二千円強になるという。それに生活扶助費が月六千円余り。この八千円余りの月収で、千円の家賃をはじめ衣服費、光熱費、育児費その他の雑費を差し引くと、三千七、八百円しか残らないらしい。この

残りのすべてが四人家族一ヶ月間の食費に回わされていく。これだけのささやかな収入で貧しい四人家族は生活しているのである。これが被生活保護者の偽らざる生活実態である。

前述の五人家族で月八千二百三十円という最低生活基準は、全都市勤労者世帯(二・五人強)の月収二万七千四百四十八円(三十一年三月現在)に比べると余りにも低い。

たとえ、生活扶助に加えて、医療扶助、住宅扶助を受けていても、せいぜい月一万どまりである。労働科学研究所で発表した「最低生活費の研究」によつて、東京都で、軽労働(通常労働に近いもので、一日二千六百カロリーの摂取を必要とする作業)の労働者を含む世帯の最低生活費をみると、凡そ次のような金額になる。

- 労働者・妻・男幼児三才……………約一五、〇〇〇円
- 労働者・妻・小学女二年男幼児三才……………約一九、〇〇〇円
- 労働者・妻・中学男二年・小学女二年・男幼児三才……………約二五、〇〇〇円

これで見ると、被生活保護者の生活水準は、科学的にみた人間の最低生活よりはるかに低い水準にとどまつていることが明らかである。現に、普通の生活水準の測定基準になるエンゲル係数(東京都の場合)をとると、次の第七十六表の通り、一般勤労者世帯が三〇%にならうとしているのに、被生活保護者世帯ではなお五六―五八%の高率を示

している。また、その食費の内容をみると、穀類の消費が高いが、これも被生活保護世帯の特色であろう。一般に栄養状態測定の基準になる全血比重(血液中のヘモグロビンの量)をみると、被生活保護者のそれは極めて低い。普通成年男子では平均一・〇五六、女子で一・〇五三であるが、被生活保護者は男子で一・〇五一、女子で一・〇五一、なかには一・〇五〇以下という危険な状態のものもある。このような低い栄養状態の下では、被保護中に疾病、身体障害が一般世帯より多いのはいうまでもない。尤も、生来身体障害者であるために生活保護法の適用を受けている者もあるが、それにしても京都府の一部、東京都の一部では、同地区の全被保護者中の疾病者比率は男子五〇%を超え、女子で六〇%を上回つているところもある。一般世帯だと疾病率は男子一七―一八%、女子二二―二三%である。

第七十五表 理由別生活保護開始の推移(厚生省調)(単位人)

昭和二九年平均	三〇年平均	三一年一月	世帯主の失業		世帯員の失業		仕送り減少又は喪失		年金社給付の減少		収入減その理由		世帯主の傷病		世帯員の傷病		支出増その他理由	
			世帯主の失業	世帯員の失業	仕送り減少又は喪失	年金社給付の減少	収入減その理由	世帯主の傷病	世帯員の傷病	支出増その他理由								
一一、四二一	一四、〇二九	一〇、七五一	二、七一一	二、八六四	二、一九九	三、四二二	三、五九九	二、四〇〇	二、六八八	一、〇一三	一、六七四	二、八〇一	七三三					
二、七一一	二、八六四	二、一九九	三、四二二	三、五九九	二、四〇〇	二、六八八	一、〇一三	一、一四六	一、一四六	一、一四六	一、六八三	二、七三六	七〇八					
二、一九九	二、一九九	二、一九九	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇〇	二、四〇五	二、一五四	五七二					

以上のように、悲惨な現実に悩み、生活に追われながら、自らの生活状態について「こうしたい」、「こうしなくてはならない」という積極的な意見はほとんど彼らの口からは聞かれない。現実はどうしても貧困から抜け出すことは出来ない。彼らの心を支配しているものはただどうしようもない「諦め」だけなのであるか。国家予算における三十一年度の生活保護費は、三十年度の三百四十八億円から三百六十二億円に僅かばかり増額されている。この程度の増額では、到底彼らを貧しさから救い出すことはできないであろう。今後生活保護費の増額を含めての社会保障制度の拡充が痛感されると共に、彼らが被生活保護者に転落した最大の原因が失業であることは、さらに大きい問題である。



第七十六表 被保護勤労世帯と一般勤労世帯のエンゲル係数の比較(東京都支部)厚生省調

日	被保護勤労者世帯	一般勤労者世帯
和昭二六年平均	六一・三%	四六・三
二七年	五八・四	四三・三
二八年	五七・三	三七・九
二九年	五八・九	三七・六
三〇年一〇月	五八・九	三六・九
三〇年一月	五八・四	三六・九
三〇年十二月	五六・一	三〇・九

(八) 失業者世帯の家計

最後に、失業者世帯の家計について取上げてみたい。世帯主が離職し、一家の支柱たる世帯主収入がとれた場合、その家計は一体どのような実情にあるだろうか。前項の被生活保護者がその因つて来る原因の最大のものが失業にあつたことは、すでに指摘したところであるが、このほ(三十二年七月上旬)労働省がまとめあげた「臨時家計調査」は、これに関する資料を提供しているので、その問題をさぐつてみよう。なお同調査は、二十九年十一月に東京で離職した約千世帯をとらえ、離職後八ヶ月までの家計状態を日々逐一調べあげたものである。これによると、同じ失業世帯といつても退職金や資産の状況、働いて

いる家族の有無等によつて、その実情は必ずしも一律ではないが、ともあれごく一部を除いて、収入は極めて不安定となつている。これらの世帯は原則として、離職後六ヶ月までは失業保険を受けているので、その間は何とかするとしても、以降は家族の中に働いている人(有業人員)があるときは、その収入、働いている家族のない世帯では、内職とか送金等が唯一の収入源となり、さらに不足分は退職金などの貯金とか借金等の補填で、生活費を一時的にも支えている。

しかし一方、そのようなヤリクリ収入がほとんどない世帯では、最低の線まで消費を切りつめざるをえず、失業期間の長期化が極度の貧困化をもたらしている場合が多い。即ち、まず収入についてみると、平均五人世帯で離職後六ヶ月ごろまでは世帯員収入の一万二千元、失業保険金の一万円、それに内職収入等を合わせた約二万五千元程度の実収入があり、失業保険が切れた後も、内職収入等でこれを補い、二万三千元程度の収入を示している。これは、総理府統計局の「家計調査」(FIES)の東京都分に比べると、かなり低い水準だが、家族の収入があるという点で、失業者世帯の中でもまだまだ恵まれた方で、有業人員なしの世帯(世帯人員三・五人と小さい)では、失業保険金(約一万元)が切れたあとは、内職収入の三千元を最大の収入源として、これまで合わせても八千元に満たない。こ

のため当初有業人員がなかつた世帯も、失業保険金が切れたあとでは、二世帯に一人の割合で、家族が働きに出はじめておることが注目される。

かくて、以上の収入では当然家族の生活費を支え得ず、とくに失業保険の切れた後は、月々七千円から八千円の赤字、それも退職金五万円以上の世帯では一万円を超える赤字となつて、半年間累計の赤字額は三万円近い額に上つている。なお、これらの赤字の補填については、やはり貯金引出と借金が大半を占めている。いま半年間累計の貯金純減額分と借金純増分とをみると、有業人員なしの世帯では、貯金引出しは三万七千円にも達しており、本調査に含まれていない離職直後二、三ヶ月間の消費を考慮に入れると、大体退職金は離職後八ヶ月ないし十ヶ月ぐらいで費消するとみなされるのである。

以上のような収入事情を背景として、消費水準についてみると前半はそれほど低いとはいえないが、失業保険が切れた後半では、かなり低い水準に低下している、とくに「有

業人員なく、退職金五万円以下」の世帯では、世帯人員三・四人で、後半月々一万三千元前後の生活費であるのは、かなり苦しい生活であるといえよう。エンゲル係数も第七十七表にみる如く、有業人員がある世帯では、さほど一般と大差ないが、有業人員なしの世帯では、失業保険終了後は、急速に膨脹して五〇%前後を示し、その反面、肉、卵、牛乳、文化費、タバコ、身廻り品等どちらかといえれば必要度の低い支出が、月の経過とともに抑制されてゆく過程が示されている。

以上は、離職後八ヶ月後まで職につき得なかつたいわゆる失業者世帯についてみたものであるが、一方離職後何らかの職に就き得た者でも、求職中の者とか、職から職へと転々と変つたいわゆる「不完全就業者」については、それが極度に労働条件を落しても、何らかの職に一日も早く就かざるを得なかつた点からして、その家計内容は失業者世帯と同じか、それより苦しい状況にあるとみられるのである。

第七十七表 失業世帯の家計状況

世帯人員	家族が働いている世帯		家族が働いていない世帯	
	失業保険をうけている月	失業保険がきれた後の月	失業保険をうけている月	失業保険がきれた後の月
有業人員	四・八七	四・八六	三・四〇	三・五一
世帯人員	一・六〇	一・七六	〇・一七	〇・四五



実収		内訳		過不足		エンゲル係数	
円	%	円	%	円	%	円	%
二七、〇二二		四四・五		(+) 三〇六		四四・九	
		六・九					
		三八・三					
		一〇・三					
二二、七四九		二一・六		(-) 二、七四七		四七・三	
		六二・九					
		一五・三					
		〇・二					
		七五・〇					
		一七・八					
一五、二三〇		(-) 一、九二四		四六・二			
		二・六					
		四・六					
		三七・〇					
		六・五					
		四二・一					
七、七三九		(-) 七、九三三		四八・七			
		一四・四					
		七、七三九					

(備考) 労働省「臨時家計調査」

以上で三十年をめぐる勤労者家計を通観したが、「数量景気」や「大豊作」が国民生活に与えた実質的な改善は、年間を平均的にみる限りにおいては、比較的軽微にとどまったといえる。しかし前年の「デフレ政策」が何ほどの明るい見通しも前途に与えることなしに、ただ強圧的に上から「デフレ不況」として不可抗的に罷り通つた陰うつきに比較すれば、主として外来的な契機に因るものとはいえず「輸出景気」にはじまる全般的な「好況」の気配は、心理的にも国民の生活環境に一応の明るさを取戻したといえるものであった。そこにまた、さきに述べたような(本節の「概括」参照)国民の消費傾向の「近代化」的变化を重点的に捉えて、戦後日本人の生活様式が次第に簡潔で合理的になり、新しい文化に適應してきたため消費の型も大きく

変つてきた、とする経済企画庁の「国民生活変貌の実態」に類する考え方も出てくるのである。それはひと口にいえば「うまくて栄養のあるものへの変化であり、便利でスマートで快適で、近代的な方向への変化である」にすぎない。しかし、そのような分析と観点で、国民生活の水準の向上とか、消費構造の質的な変化を説明しようとしても、それだけで変化の本当の姿を生々しく捉えうるはずがないのである。例えば、国民一人当りの戦前戦後の比較が随所に出てくるのであるが、一人当りの衣料消費量がどういふ具合にふえたとか、電機洗濯機が何世帯に何台普及したとかいふ数字は、いわば無色透明の人間を仮設しているものであつて、電機洗濯機や冷蔵庫がいくら増えたといつても、階層別にそれがどんなに行きわたつたかを明らかにしなければ本当の姿は出て来ないといえるのである。さらにこの「生活白書」に対して欲をいえば、「国民生活」というか

らには、失業や雇用の状況と結びつけて云々さるべきであつた。生活水準が向上し、内容が豊富になつたという説明に貫かれていくけれども、明るい面ばかりがあるのではなく、われわれの周囲の失業者は年々増加しているのだし、生活困窮者は依然として多いのである。テレビや電気洗濯機が国民一人当りどのように行渡つたかという説明だけでは、こういつた生活者の実態が捨象されて誤つた錯覚に陥らせる危険があるといえる。

いうまでもなく、戦後の階層分化の過程において、二十四、五年頃の所得の平等化時代から、最近戦前の不平等化の形に近くなつてきている。つまり貧富の懸隔が再び甚だしくなつてきつたあるという事実が、すでに賃金の項において詳しくみたように、広く勤労者といわれる範疇の中においてさえ、種々な形の「格差の拡大」として現われつつあるということ、この「生活白書」は全く見逃しているのである。ここでわれわれが上来述べ来た「勤労者家計」が、右のような「生活白書」と聊か異なるものであつたことを、ここに改めて明かにしたわけである。

ところで、われわれの上来の敘述や分析において、しばしば総理府統計局の「家計調査」や、農林省の「農家経済調査」に示された資料を引用してきた。わが国ではそれら以上の包括的にして一応完備した資料が存在しないからである。しかし、これらの両者とも大きな欠陥が無いわけ

はない。ここに詳しく立入る余裕はないが、少なくとも両者とも、上層所得階級への偏在傾向がみられ、その意味で代表性については疑問を投ぜざるをえないといふことである。たとえば、「家計調査」の場合は、勤労者世帯平均実収入二万九千六百九十九円、世帯主収入二万七千八百八十円となつており、全都市から二千五百七十八世帯をランダムにとつているが、労働省の調査によると、三十年三月実収入二万九千円以上の世帯は、総世帯千八百五十九万世帯中三百五十六万世帯と二割に満たないし、平均四人世帯で平均収入は、一万八千五百円、五人で二万二千円にしかかつていない。また、三十年平均の製造工業労働者平均現金給与総額をみても、一万四千九百七十七円、諸産業総数でとつても一万八千九百二十五円にしかならないのである。また、「農家経済調査」の場合でも、たとえば一戸当り平均耕地面積は九反九畝になつてはいるが、二十五年の悉皆調査によると、全国平均は八反三畝にしかかつていないのである。このように、いずれも上層に偏在しており、これから出てくる諸傾向を、そのまま国民の消費傾向と結論づけることは、しばしば現実の勤労者の生活状況と遊離する危険が考えられる。そこで、ここに消費生活に関する若干の例示において、他の指標によつて補足する必要があるわけである。

まずその一つとして、全国百貨店の売上げ状況について



みると、三十年の全国百貨店の年間売上げ総額は二千百二十億七千万円であつて、前年に比べて六・六%の増加をみせているが、この伸びは甚だ鈍いもので、増勢の鈍化した二十九年の対前年比が一二%増であつたのに比べてもさらに低い。この原因としては、ここ二、三年來好調に伸びて来た地方都市の売上げが伸び悩んだこと、さらに百貨店売上げの大半を占める衣料品や食料品等の小売価格の値下りが考えられる。このことは、農家消費が都市に比べて伸びが少かつたこと、家計における被服支出がそれほど増加していないこと、並びに家庭用品の伸びが大きいことなどに対応しているのである。

次に通産省調査による消費財の出荷指数をみてみると(統計表省略)、三十年の消費財の伸びは前年に比べて一五・五%とかなり大きく、投資財が逆に二・二%減つていふのと大きな対照をなし、三十一年一月の消費財出荷指数も一二・九と前年同月の一〇七・二を上回る好調を続けていることは、一応前述の消費の伸びに対応し、とくに耐久消費財の伸びが非耐久消費財のそれを上回つていふことは、「経済白書」のいう家計支出の高度化傾向を証明するものの如くである。だが、ここで注意しなければならぬことは、この指数が鉱工業生産物に限られて農林水産物を含んでいないこと、さらにもつと基本的には輸出も含まれており、内需の動きをそのまま示すものではないことであ

る。この統計では、消費財のうち耐久消費財の占めるウェイトは九%にすぎず、従つて消費財の動向は非耐久消費財の動きによつて左右される。このうち大部分は繊維品関係である。それで、繊維製品の輸出の対前年増加率をみると一四%で、非耐久財出荷指数の伸び一三・二%を上回る。また陶磁器の輸出増加率をみても二〇%、玩具も三五%とかなり大きな伸びをみせている。これらから考えてみると、消費財出荷の伸びはかなりの程度輸出の増加に負つていふとみて間違いない。少なくとも輸出の増加率の方が内需の伸びより大きかつた。従つて内需の伸びは一五・五%より小さいことになる。それが、どの程度の伸びなのかは、この統計から確かめることは不可能だが、経済企画庁の国民経済計算によると、三十年度の個人消費支出は四兆九千七百二十億円で前年度に比べて六%(実質個人消費支出では七・三%、一人当り実質同では六・一%)の伸びが見込まれている。この個人消費支出というのは、国民所得中の勤労所得その他の個人所得から税金などを差し引いて可処分所得を出し、それが貯蓄と消費にどのくらい振り分けられるかを計算して出されたものだが、実際は六%の伸びまで出るかどうかが疑問視されている。というのは、三十年までの実績による消費の伸びは、既述のように、実質支出でも農村で三・七%、都市で四・九%(全都市全世帯で、前の全都市勤労者世帯と違ふ)にすぎず、全国平均でも四・

四%の伸びに止つており、三十一年一―三月で毎月一〇%以上前年同月を上回らぬ限り、三十年度を通して六%の伸びにならないからである。それに、かりに六%の伸びがみられたとしても、その場合の限界消費性向(可処分所得増加分中消費に向けられる比率)は、五五%程度に止まるわけ、昭和五―二十九年の平均しての限界消費性向七二%からみて、異常に消費性向の低い年、逆にいえば貯蓄性向の高かつた年ということになるわけである。これも、既述のような「家計調査」や「農家経済調査」における貯蓄の増大傾向と対応することになるわけであるが、そもそも、この六%の伸び率というのは、戦後の対前年比実質国民所得及び個人消費支出の伸びの推移をみると、二十九年の一・七%を除いては二十五年以来の最低なのである。ともあれ、以上を要約してみると、国民の消費支出は三十年下半期から一般に伸びてはいるものの、伸び率は小さいこと、農村の伸びが相対的に低いこと、またその内容は、上層偏在を考慮に入れてはじめて、ある程度の高度化の傾向がみられるということである。

### 六 労働条件

#### (一) 概 括

上乗の分析にみる如く、三十年の労働経済は、その基本

的な指標である雇用、賃金、家計等において、一応前年の深刻なデフレ下の状態より脱却しえたかに見える。統計的な数字の上では、雇用情勢はやや好転し、賃金水準も上昇をみせ、消費生活の基盤たる実質賃金も前年をかなり上回つていふ。そこに、日本経済の動向に対する楽観的な見通しとともに、それに照応する労働者状態改善への前望的な立場も出てくるというものであつた。今次「経済白書」が「日本経済の成長と近代化」なる副題を掲げ、もはや「戦後」ではない、われわれはいまや異つた事態に当面しようとしていふ、回復を通じての成長は終つた。今後の成長は近代化によつて支えられる、という見通しの下に、経済の正常化と新しい成長の過程が展望されており、恰もそれを裏付ける一つの指標として、生活様式の合理化をめぐる衣食住の消費内容の近代化傾向が強調されているのは、同時に労働者の生活環境改善への前望的な立場を最も代表的に表現するものでもあつた。しかし他面、「経済白書」自らも認めざるをえなかつた現実には、「雇用は後半からの好転はみられるものの、まだまだ基本的な改善には程遠く、比較的労働条件の低いところへの就業増加もみられ、また一方では実質賃金の向上のなかにも賃金格差は拡大傾向にある」(同書、二七〇頁)ということであり、また同じ立場をとりながらもより良心的な「労働白書」も、「労働経済の分野については経済規模の拡大の影響は必ずしも全面的



に侵透したとはいえず、雇用の増大、賃金の上昇も産業あるいは規模によつてかなりでこぼこがあり、一般の労働市場は好転したといつても、日雇のアブレはかえつて増大する傾向をみせ、不完全就業者もまた増大を示し、労働経済の全面的改善の課題はなお今後に残された」と断ぜざるをえなかつたのである。

三十年の日本経済が「経済白書」によるまでもなく、非常な発展をとげたことはよく知られている通りである。しかしそれが労働経済の分野に好転的な影響を与えたと否とは、初めから別問題のことであつた。否、むしろ現実には、これを「独占強化に役立つ経済発展」とみる場合には、労働経済の分野における戦後的矛盾のあれこれを、いよいよ拡大するものであつたことは、「数量景気」といい、「デフレ不況」といい、いずれも同巧異曲の資本擁護の経済政策にほかならぬことを明示するものであつたといえるのである。「経済白書」も、三十年の生産の増大が主として生産性向上と大巾な労働時間の延長によつて賄つたことによるものであることを、問はず語りに表明している(同書、二四五頁)とすれば、上来にわれわれの分析した雇用、失業、賃金、家計等の主要な基本的労働経済指標の外に、なお労働者生活状態に直接関係ある幾多の諸条件が、ここに検討されねばならない。ところで、このような労働者生活に關係ある条件として主要なものは、(イ)職

場外の衣食住に關する「生活物資供給事情」と、(ロ)職場内の労働時間及び労働災害等の賃金以外のいわゆる「労働条件」と、(ハ)それらの総合的所産としての「労働生産性」、の三点に集約される。

第一の生活物資供給事情からみた生活状態については、今次「経済白書」及び「労働白書」の両者においても取上げられているが、その最も重要な要因は住宅問題である。まず、総合指数では、次の第七十八表にみる如く、三十年は一〇五・四(二十九年平均一〇〇)と前年に比べて五・四%の増加を示し、既述の消費水準と同様、前年鈍化した供給(二十九年の対前年比一・七%増)が再び伸びをみせたことを示しているが、これを費目別にみると、主食については、米が前年の一人当り一〇三・三キロから一〇九・六キロに増加したほか、精麦、小麦、雑穀とも増加したので一〇五・六と前年より著増し、非主食については、蔬菜類が増加し、鶏卵や牛乳、魚介類もそれぞれ三・五キロ、一・九キロ、二・四キロで前年よりかなり増加したが、果実や甘藷・馬鈴薯等が減少したので、食料指数としては前年より六・〇%の上昇に止まつた。次に被服の供給量については、綿製品が前年の一人当り五・七ポンドから五・五ポンドに減少し、他方合成繊維等が〇・一八ポンドから〇・三〇ポンドに増加をみて、繊維製品全体としては二十八年一二・四八ポンド、二十九年一二・七二

ポンド、三十年一二・六七ポンドと依然停滞気味であるため、被服指数としては九九・五と前年より〇・五%の低下であつた。さらに住居指数は前年に比し八%の大巾上昇となつたが、これは前年低落した家具什器類の供給量が大きく伸びたためであつて、住宅は前年とほとんど保合であつた。家具什器(耐久消費財)を品目別にみると、電気洗濯機は前年の千人当り二・九四台から四・九九台、ラジオ受信機は百人当り一・六台から一・九台に増加し、その他電気アイロン、扇風機等の電気器具の急速な普及を物語つて

第七十八表 国民一人当り生活物資サービスの供給量指数 (昭和二十九年=一〇〇)

項目	二八年	二九年	三〇年
総 合	九八・三	一〇〇・〇	一〇五・四
食 料	九八・一	一〇〇・〇	一〇六・〇
主 食	九九・七	一〇〇・〇	一〇五・六
非 主 食	九五・五	一〇〇・〇	一〇四・七
野 菜 類	九二・二	一〇〇・〇	一〇四・三
魚 介 類	九九・五	一〇〇・〇	一〇六・〇
肉 卵 乳 類	八八・三	一〇〇・〇	一〇七・五
肉 類	九一・八	一〇〇・〇	一一二・〇
卵 乳 類	八五・六	一〇〇・〇	一〇四・〇
調 味 料	一〇〇・一	一〇〇・〇	一〇九・九

嗜好品	一〇〇・三	一〇〇・〇	一〇四・六
被 服	一〇〇・四	一〇〇・〇	九九・五
衣 料	一〇〇・八	一〇〇・〇	九九・〇
身 廻 品	九七・四	一〇〇・〇	一〇四・二
住 居 費	一〇一・二	一〇〇・〇	一〇八・三
住 宅	一〇〇・三	一〇〇・〇	一〇〇・八
水 道	九四・五	一〇〇・〇	一〇五・二
家具什器	一〇二・八	一〇〇・〇	一一六・五
光 熱 費	九七・一	一〇〇・〇	一〇二・二
雑 費	九六・六	一〇〇・〇	一〇八・四
保健衛生費	九九・五	一〇〇・〇	一〇三・〇
交通通信費	九二・九	一〇〇・〇	一〇七・〇
教 育 費	九六・七	一〇〇・〇	一〇四・六
修養娯楽費	九五・四	一〇〇・〇	一一四・六
煙 草	九五・七	一〇〇・〇	一〇〇・九

(備考) 経済企画庁調

このようにして、生活物資供給事情からみた生活状態は衣、食の面ではかなりの水準に達したが、依然立遅れの状況にあるのが住宅建設である。終戦以来三十年代末までに建つた住宅は約四百二十万戸だが、建設省が三十年八月に行つた住宅事情調査によると、住宅不足は約二百七十万戸に達し、全世帯の一六%に当つている。戦前は一人当りの占める畳数は約四畳の割合であつたが、二十六年で三・七



三疊、三十年は三・七四疊で戦前の水準まで達してない。この住宅事情を所有関係でみると、戦前(十六年)の市部では借家が全住宅の七六%を占めていたが、戦後は著しく借家が減少し、三十年では二九%と大巾に縮小している。その結果として自己の力では建築の困難な低所得の都市生活者により集中的に住宅難が現われ、また大都市地域では慢性的な人口集中などにより一層きびしい困難を加重している。このような事情を反映して、政府は三十年度以降約十ヶ年間で二百七十万戸の住宅不足を解消すると共に、毎年の需要増約二十五万戸を充足させることになり、このため三十年度は四十二万戸の建設を目標に住宅対策に積極的な第一歩をふみ出したが、最近(三十一年七月十三日)発表の建設省の「国土建設の現況」(いわゆる「建設白書」)によれば、結局三十年度には建設着工戸数は増築分をも含め約四十万戸と推計され、二十九年約二十八万戸よりも約十万户増加するわけである。この増加分のうち財政支出による住宅は三万戸であり、民間自力建設によるものが六万戸余である。なお住宅建設には、三十年度に新たに創設された住宅公団の鉄筋コンクリート造アパートがあり、三十年度計画として二万戸が大都市地域の住宅難解消のため建設されることとなっている。この住宅公団は財政融資に加えて民間資金の借入れによつて賃貸、分譲住宅を建設するものである。なお政府援助による住宅建設状況

は、まず公営住宅では二十七―二十九年の第一期三ヶ年計画は実施率六八・九%、三十一―三十二年の第二期計画は三ヶ年に十五万五千戸を建てようとするもので、三十年度は五万戸を着工、三十一年度は五万二千戸の建設を計画している。災害公営住宅は三十年度に二億円の補助を行つたが、引続き三十一年度に約一億八千万円の補助をすることになっている。また住宅金融公庫の資金貸付は、三十年度末の融資総額約千三百一億円、融資戸数は約三十四万戸に達している。なお三十年度は前記四十二万戸建設計画の実施に伴い、従来の貸付業務のほかに、新たに住宅増築資金に対する貸付業務と住宅融資保険を始めた。また前記住宅公団は三十年度末で次年度の繰上施行分もふくみ約二万三千戸の発註を終つた。しかし、いまだ住宅不足の緩和には楽観的な見通しは何ら立てえない状況にある。しかしまた住宅難の問題は、ただに戸数だけの問題でなく、地代、地価、建築費及び家賃の問題でもある。総理府調べのCPI(消費者物価指数、二十六年―一〇〇)による地代家賃指数は、二十七年約一二〇だったのが、二十九年一七〇、三十年末は約二〇〇にハネ上つている。勸銀の調べによる木造建築費指数(昭和十三年三月―一〇〇)は二十六年三月に二二、一二一だったのが、三十年九月には三八、二〇二と二倍近く上つているし、全国の市街地価格指数(昭和十一年九月―一〇〇)などは二十六年三月に

七、五九七だったのが三十年九月には三二、四九六と四倍以上になつている。経済企画庁の前掲「国民生活白書」でさえ「最近の家賃はまつたく大衆には手のとどかないほど高い。住宅金融公庫、住宅公団の住宅でさえ月に四千―五千円という高い家賃で、庶民の住宅事情は決して好転して

いない」と認めているほどである。また頭金も最近一段と高くなつていふことや、公庫による増築融資の限度が五割止りであることなどは、「大衆の手の届く住宅」を全く不可能にしていふといつていい。なお、建設省調による住宅建設戸数の推移は次の第七十九表の如くである。

第七十九表 住宅建設戸数 (単位戸)

	二五年度	二六年度	二七年度	二八年度	二九年度	三〇年度
公営住宅	三三、〇八三	二七、四三六	三三、三七七	五七、九四〇	五三、〇〇六	五二、〇二〇
公庫住宅	六二、四〇〇	四八、六四〇	五五、三五〇	五五、二四八	四一、六〇〇	四五、〇〇〇
公団住宅	―	―	―	―	―	二〇、〇〇〇
厚生年金住宅	五、九九八	二一、〇二三	二二、六〇九	二二、五〇二	一七、三四二	二六、一一〇
その他の住宅	計 一一〇、四八一	九七、〇九九	一一一、三三六	一三五、六九〇	一一一、九四八	一四三、一四〇
民間自力建設	二二六、八一九	一四九、二〇一	一六一、四六四	一六六、〇一〇	一六六、四五二	二二七、三〇七
総計	三三七、三〇〇	二四六、三〇〇	二七二、八〇〇	三〇一、七〇〇	二七八、四〇〇	三七〇、四四七

(備考) 1、建設省調。  
2、本表は新築のみで増改築を含まない。

次に、職場内における労働者生活関係条件としての労働時間と労働災害の三十年の動きについて概括すると、まず労働時間については、毎勤による常用三〇人以上の規模の事業所の労働時間は、調査産業総数、製造業とも、月間総実労働時間を年間平均でみて、前年に比べてそれほど大きな変化がなかつた。しかし二十九年が、二十六年以降の増加傾向から転じて、前年より僅かに減少を示した(〇・四

%減)のに対して、三十年が僅かながら増加の傾向を示した(同じく〇・四%増)ことが注目される。この年間平均の労働時間の増加は、とくに下半期の増加を反映するもので、前年同期に比して上半期には調査産業総数で〇・六%、製造業で〇・九%のそれぞれ減少であつたのに対し、下半期ではそれぞれ一・三%、一・六%のかなりの増加となつている。この下半期の増加の内容を所定内、所定外に



わけてみると、とくに所定外労働時間の増加が目立っている。即ち製造業でみると、前年同期に比し、所定内は上半期〇・三%増、下半期〇・二%増と大きな変化がなかったのに対し、所定外は上半期一・四%減、下半期一七・三%増と下半期の大巾な増加が目立っている。これは後述のように、三十年における景気好転の特殊事情に対応する動きとして注目されるものである。次に三十年の労働災害については、労働災害発生度数率、強度率は、労災補償保険統計、労働基準局の業務統計、毎月労働災害統計のいずれによつてみても、全体として前年より低下を示しているが、しかしそうしたなかで、(1)毎月労働災害統計による鉱業の強度率が死亡、永久労働不能など重篤な災害の増加によつて、前年より上昇を示したこと、また(2)従来低下の傾向にあつた運輸通信その他の公益事業の度数率が下半期で上昇に転じたこと、及び(3)二十九年まで増加傾向を続けていた建設業の災害件数が工事量の減少に伴い減少傾向に入つたこと、などが一応注目すべき現象として挙げられるのであるが、これが立入つた分析は、いずれも後掲にゆずることとする。

最後に、労働者生活関係条件としての「労働生産性」については、恰も二十九年後半準備され、三十年早々強力に展開された「生産性向上運動」一ケ年の成果とも関連して、労使関係上にも多大の問題点を示しているので、これ

を一括して後節で取扱うことにする。

(二) 労働時間の動向

右に概括した如く、労働時間の増加は三十年労働経済の特徴の一つを形づくつてゐる。この増加はどうして起つたか、またこの増加はどういう結果を招来しているか、がここでの主要な問題である。

まず労働省の「毎勤」によつて、ここ数年間におけるや長期的な労働時間の動きをみると、最近次第にこれが増加する傾向を示している。即ち、同統計による一人平均月間総実労働時間数は、第八十表の如く、調査産業総数では二十六年平均の一九二・二時間から三十年平均の一九四・八時間に至るまで、二十九年を除くほか、各年とも前年より増加しており、ほぼ一貫して上昇傾向を続けている。しかし、これを産業大分類にみると、その動きはそれぞれ異つており、製造業と卸売及び小売業が大体一貫して増勢を示しているのに対し、運輸通信及びその他の公益事業は反対に減少傾向を続け、また鉱業と金融及び保険業は不規則な変動を示している。

第八十表 産業別月間総実労働時間数およびその対前年同期増減率(単位時間および%)

年	調査産業総数		鉱業		製造業		卸売および小売業		金融および保険業		運輸通信および他の公益事業	
	平均	増減率	平均	増減率	平均	増減率	平均	増減率	平均	増減率	平均	増減率
昭和二六年平均	一九二・二	(+)	一九〇・〇	(+)	一九二・八	(+)	一八五・八	(+)	一七二・三	(+)	一九五・八	(+)
二七年平均	一九二・五	(+)	一九三・九	(+)	一九四・四	(+)	一八七・九	(+)	一七七・七	(+)	一九五・六	(+)
二八年平均	一九四・四	(+)	一九一・五	(+)	一九六・七	(+)	一八八・〇	(+)	一七七・〇	(+)	一九五・三	(+)
二九年平均	一九三・六	(+)	一九〇・二	(+)	一九五・九	(+)	一八八・四	(+)	一七五・九	(+)	一九四・四	(+)
三〇年平均	一九四・八	(+)	一九一・三	(+)	一九八・〇	(+)	一九〇・九	(+)	一七六・一	(+)	一九三・七	(+)
上半期	一九一・六	(+)	一八七・七	(+)	一九四・二	(+)	一八七・一	(+)	一七三・九	(+)	一九一・六	(+)
下半期	一九八・一	(+)	一九四・九	(+)	二〇一・九	(+)	一九四・七	(+)	一七八・三	(+)	一九五・六	(+)

(備考) 三〇年の対前年同期増減率は、三〇年五月に調査設計の変更、調査事業所の抽出替等が行われたので、新旧両調査の喰い違いを調査した上で算定した。本表三〇年の実数はこれを調整していないから、実数で増減率を算定しても、( )内の率と必ずしも一致しない。

次に総理府統計局の「労働力調査」によつて一般雇用者週間平均就業時間の推移をみると、全産業平均として、大

部門における就業時間の増加傾向は一貫しているが。一方農林業と卸売業及び小売業などの家族従業者の多い産業では不規則な変動があらわれていることである。即ち、製造業及び建設業では、二十六年のそれぞれ週四八・一時間、四七・六時間から、二十七年には四八・二時間、四七・七時



間、二十八年には四八・四時間、四八・四時間、二十九年には四八・五時間、四八・二時間となり、三十年には若干減つて四八・四時間、四七・三時間となつてゐる。一方農林業と卸売及び小売業の就業時間をみると、たとえば農林業は二十四年の四〇・三時間から二十六年は三八・五時間、二十八年は三七・一時間、二十九年は四〇・五時間、三十年は三九・七時間とかなり不規則な変動を示しており、あまりハッキリした傾向があらわれていない。しかしこれは、右の就業時間が、家庭内の主婦の内職や学生アルバイトなどのように、本来短時間しか働かない就業者の就業時間も含んだ全体の平均であることによる影響をうけているからで、このような短時間就業者の数が増加すれば、平均就業時間が減少するのが当然ということになる。

そこで、前掲の「毎勤」による労働時間の推移を所定内労働時間、所定外労働時間に分けてみると、さきに一言し

第八十一表 産業別月間所定内労働時間数およびその対前年同期増減率(単位時間および%)

年	調査産業総数	鉱業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
昭和二六年平均	一七四・九	一六八・五	一七五・七	一七五・四	一五九・二	一七七・八
二七年平均	(+) 一七五・三	(+) 一六二・四	(+) 一七六・九	(+) 一七七・〇	(+) 一六二・九	(+) 一七九・一
二八年平均	(+) 一七六・五	(+) 一七一・四	(+) 一七七・二	(+) 一七七・二	(+) 一六三・一	(+) 一七九・一
二九年平均	(+) 一七七・五	(+) 一七二・四	(+) 一七八・四	(+) 一七七・八	(+) 一六三・八	(+) 一七九・九

た(「概括」)ように、第八十一表の通り所定内労働時間は各産業とも大体僅かながら毎年増加しており、調査産業総数で三十年平均は二十六年平均に対して約一・九%増となつてゐる。ただ鉱業だけは、二十七年平均が二十六年平均に対して三・六%の減少となつてゐるが、これは年末の炭労ストによる出勤日数の減少の結果と考えられる。これに対し所定外労働時間は第八十二表にみるように、何ら一貫した漸増傾向は各産業ともみられない。即ち調査産業総数では二十七年に僅かに減り、二十八年にやや増加したが、二十九年には大中の減少がみられ、三十年には前年とほぼ保合つてゐる。製造業では二十八年まで増勢を辿り、二十九年は前年より一割近く減少し、三十年に再び増勢に転じてゐる。このことは各企業において、景気変動に伴う生産の増減を、ひたすら所定外労働時間の増減によつて調節してゐることを示唆してゐる。

第八十二表 産業別月間所定外労働時間数およびその対前年同期増減率(単位時間および%)

年	調査産業総数	鉱業	製造業	卸売および小売業	金融および保険業	運輸通信およびその他の公益事業
昭和二六年平均	一七・四	二一・五	一七・一	一〇・四	一三・一	一八・〇
二七年平均	(+) 一七・二	(+) 二一・五	(+) 一七・五	(+) 一〇・九	(+) 一四・八	(+) 一六・五
二八年平均	(+) 一七・九	(+) 二〇・一	(+) 一九・五	(+) 一〇・八	(+) 一三・九	(+) 一六・二
二九年平均	(+) 一七・一	(+) 一七・八	(+) 一九・七	(+) 一〇・七	(+) 一二・一	(+) 一四・五
三〇年平均	(+) 一六・四	(+) 一七・四	(+) 一八・三	(+) 一〇・九	(+) 一二・九	(+) 一四・五
上半期	(+) 一五・七	(+) 一六・四	(+) 一七・一	(+) 一〇・九	(+) 一二・〇	(+) 一四・四
下半期	(+) 一七・三	(+) 一八・五	(+) 一九・六	(+) 一〇・五	(+) 一二・二	(+) 一四・五

さて、以上のような最近に至る労働時間の推移を念頭において、三十年における労働時間の動向を検討するに、まず「毎勤」による産業大分類別の月間総実労働時間数の三十年平均を前年平均と比べると、前掲第八十表にみるように、運輸通信及びその他の公益事業のほかは、いずれも僅かながら増加してゐる。しかし、これを上下両半期に分けてみると、卸売及び小売業のほかは、いずれも上半期の減少傾向が下半期に入つて増加に転じてゐるが、これは、す

(備考) 労働省「毎月勤労統計」、第八十表参照。



で「概括」で一言したように、主として所定外労働時間の増加によるもので、三十年下半期の所定外労働時間数は、前年同期の九・九%増となつているのに対し、同じ所定内労働時間のそれは〇・六%増に止まつてゐることからも明らかである。このような動向は、各産業のうち製造業について最も明瞭に看取されるところで、次の第八十三表の如く、総実労働時間数の三十年平均は二十九年平均の〇・四%増であるのに対し、上下両半期別にみると、前年同期に比べ上半期は〇・九%減、下半期は一・六%増となつており、また同じく所定内外別にみると、所定内労働時間については、その三十年平均は前年平均に対し〇・二%増で、しかも上下両半期とも大差が無いのに対し、所定外労働時間については、年平均では一・七%増であるが、上下両半期別にみると上半期では一・四%減、下半期では一・七・三%増とかなり大きな変動を示しているのである。このことは、三十年における景気の変動がいかに製造業において最も顕著に惹起されたかを物語るものであつて、同時に、ここに重要なことは、この製造業における労働時間の大巾な増加が、三十年における名目賃金の上昇の最大の要因をなしているということである。即ち、次の第八十四表にみるような賃金と労働時間の対応関係は、製造業中分類を含めた業種別の労働時間の動きと、三十年下半期の賃金上昇の業種別のそれと、両者ほぼ軌を一にしており、賃金

上昇に対する下期所定外労働時間増加の影響を明示しており、三十一年に入つても同じ傾向の持続が看取される。

第八十三表

製造業所定内外別実労働時間数および出勤日数

昭和二九年平均	総実労働時間数		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	
一、四九・九	(+)一、四九・三	(+)一、四九・三	(+)一、四九・三	(+)一、四九・三	(+)一、四九・三	(+)一、四九・三	三三・七
一、四〇・四	(+)一、四〇・四	(+)一、四〇・四	(+)一、四〇・四	(+)一、四〇・四	(+)一、四〇・四	(+)一、四〇・四	三三・〇
一、四〇・九	(+)一、四〇・九	(+)一、四〇・九	(+)一、四〇・九	(+)一、四〇・九	(+)一、四〇・九	(+)一、四〇・九	三三・〇
一、四一・六	(+)一、四一・六	(+)一、四一・六	(+)一、四一・六	(+)一、四一・六	(+)一、四一・六	(+)一、四一・六	三三・〇
一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	三三・〇
一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	三三・〇
一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	三三・〇
一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	三三・〇
一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	(+)一、四一・七	三三・〇

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

( )内は対前年同期増減率(%)

第八十四表

賃金と労働時間

業種	賃金		労働時間	
	上半期	下半期	上半期	下半期
製造業	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
木材	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
製材	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
家具	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
備品	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
紙	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
印刷	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
化学	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
皮革	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
第一次金属	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
金属製品	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
一般機械	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
電気機器	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
輸送用機器	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八
精密機器	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八	一、〇一・八

みると、第八十六表の如くで、男子の総実労働時間数を一〇〇として、女子のその比率は、生産労働者では二十九年平均が九三・五、三十年平均が九三・〇と格差がやや拡大し、管理事務及び技術労働者では二十九年平均が九四・九、三十年平均では九五・三と格差が逆に縮小している。即ち、これにより生産労働者の中では、女子よりも男子の方が所定外労働時間の増加を反映して、労働条件の不安定が看取されるということであるが、製造業全体としての数字であるため、なお不明確である。

第八十五表

製造業労働別総実労働時間数および格差

昭和二九年平均	実数		比率(生産労働者=100)
	上半期	下半期	
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇
一、四一・八	一、四一・八	一、四一・八	一〇〇・〇

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

次に、同じく製造業における労働時間の動向を労働別に見ると、次の第八十五表の如くで、生産労働者と管理事務及び技術労働者との月間総実労働時間数の格差は、三十年平均で前者が二〇〇・〇時間に対し後者は一九四・四時間で五・六時間、即ち前者の一〇〇に對し九七・三となり、二十九年平均の格差二・三時間に比べてかなりの拡大を示している。またこれを上下の半期別にみると、二十九年上半期での両者の格差五・九時間は前年同期の二・七時間より、また二十年下半期での五・一時間は前年同期の二・〇時間より、いずれもかなりの拡大をみせている。即ち、これにより生産労働者の方が労働条件についての不安定をましているということが看取される。さらに、これを性別に



第八十七表 製造業事業所規模別月間平均総実労働時間数および格差(単位時間)

年	規模五〇〇人以上		規模五〇〇人以下	
	男	女	男	女
昭和二六年平均	一九〇・〇(一〇〇)	一四七・七(一〇三・七)	一九九人	九九人
二七年	一九五・五(一〇〇)	一四三・三(一〇三・六)	一〇〇人	三〇人
二八年	一九四・〇(一〇〇)	一四三・五(一〇三・〇)		
二九年平均	一九五・五(一〇〇)	一四三・五(一〇三・〇)		
二九年上半期	一九五・五(一〇〇)	一四三・五(一〇三・〇)		
二九年下半期	一九五・五(一〇〇)	一四三・五(一〇三・〇)		
三〇年平均	一九七・七(一〇〇)	一四三・七(一〇三・七)		
三〇年上半期	一九七・七(一〇〇)	一四三・七(一〇三・七)		
三〇年下半期	一九七・七(一〇〇)	一四三・七(一〇三・七)		

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

ある。これをさらに、上下の半期別にみると、三十年は下半期に入つて大規模事業所の労働時間の増加が比較的大きかつたため、一〇〇—四九九人については二十九年下半期に比べて一〇五・三から一〇四・六に減少しているが、一方三〇—九九人については一〇七・九から一〇八・〇とほとんど変動をみせていないことは、三十年の「好況」が大企業本位に集中されていることによるものと思われる。

第八十七表 製造業事業所規模別月間平均総実労働時間数および格差(単位時間)

規模五〇〇人以上 四九九人 九九人  
規模五〇〇人以下 一〇〇人 三〇人

さきに概括したように、三十年における労働災害発生頻度は、前年に比べて全体として低下したものとみられている。即ち「毎月労働災害統計」(百人以上の事業所を調査対象とする)、「労災補償保険統計」、「労災事業月報」等の労働省の統計資料にあらわれた総体的な度数率、千人率はいずれも前年より低下しているし、また労働災害の重篤度を毎月労働災害統計の強度率によつてみると、これも度数率と同様に調査産業総数では前年を下回っている。しかし、それは飽くまで総体としてであつて、産業別にみる場合、前年より上昇している産業も少なくなく、また二十九年の労働災害が戦後最高であつただけに、三十年の実績は単なる一時的停滞にすぎないと考えられる産業もないわけではない。また、災害防止のために熱心に努力しているに拘らず、災害は次から次に発生するような同情すべき事業所もある。このような種々雑多な労働災害の状態の総平均を、簡単に評価することは仲々にむづかしい。したがつてわれわれは、その年の安全成績を評価するのに、その年に発生した労働災害の数や、災害数年の数値によつて判断せざるをえない。本来、産業安全の成績というものは、災害防止のために払われた努力の質と量で測られるべきであろうが、この安全への努力は、多少の時間的なズレ

(三) 労働災害及労働衛生

第八十六表 製造業労働者の性別総労働時間数および格差(単位時間)

年	生産労働者		管理事務技術労働者		生産労働者		管理事務技術労働者	
	男	女	男	女	男	女	男	女
昭和二九年平均	二〇一・〇	一八八・〇	一九六・四	一八六・四	一〇〇・〇	九三・五	一〇〇・〇	九四・九
上半期	二〇一・二	一八五・八	一九五・五	一八五・〇	一〇〇・〇	九二・三	一〇〇・〇	九四・六
下半期	二〇〇・七	一九〇・二	一九七・三	一八七・九	一〇〇・〇	九四・八	一〇〇・〇	九五・二
昭和三〇年平均	二〇三・八	一九〇・六	一九七・四	一八七・五	一〇〇・〇	九三・〇	一〇〇・〇	九五・三
上半期	一九九・三	一八七・五	一九二・九	一八四・四	一〇〇・〇	九三・八	一〇〇・〇	九五・五
下半期	二〇八・二	一九三・八	二〇〇・〇	一九〇・六	一〇〇・〇	九二・三	一〇〇・〇	九五・一

(備考) 労働省「毎月勤労統計」

そこで、前掲の製造業労働時間の動向を、さらに中分類別にみると、輸送用機器、金属製品、第一次金属、化学などの輸出の好調な産業と、機械関係製造産業において、二十九年下半期の減少が三十年下半期の増加に転じているのに対し、衣服及身廻品、家具及び装備品、皮革及び皮革製品等の部門においては三十年上下両半期とも増勢を示し、また煙草、食料品、紙及び類似品の部門では逆に上下両半期とも減少傾向を辿つてゐる。また二十九年以降一貫して増加しているのは石油及び石炭製品、木材及び木製品、ガラス及び土石製品であつて、「数量景気」ないし「輸出景気」における「陽の当る産業」と然らざる産業との景況の差異が、この労働時間の増減において表現されているわけ

である。「労働白書」第一三四表参照)。

最後に、同じく製造業における労働時間の動向を規模別にみると、次の第八十七表の如くで、賃金の規格別格差とまさに対蹠的な表現をとりながらも、賃金の場合と同様の重要意義を示している。即ち五〇〇人以上の大規模事業所を一〇〇とした比率によつて、三十年平均についてみると、一〇〇—四九九人が一〇四・六、三〇—九九人が一〇七・七となり、規模の小さい事業所ほど一人平均労働時間が長くなつてゐることを示しているが、この傾向は二十九年と同様で、しかも二十九年平均では規模の大きい順に一〇〇、一〇四・一、一〇六・三であつたので、規格別格差は三十年に入つてやや拡大していることが看取されるので



があつても、労働災害の減少の割合という姿で現れるものであるからである。そこで、まず最近数年の労働災害の発生傾向を一瞥すると、かなりの危惧すべき兆候が示されていた。たとえば、死亡災害については、二十五年以降三十年までの六ヶ年間の全産業（鉱業を除く）における死亡労働者の合計は二三、三〇〇名であつて、二十五年をベースとした指数と年次別にあげると、一〇二、一〇六、一二三、一三八、一二八と二十九年までは逐年増勢を辿り、三十年に至り前年より減少したが、二十五年に比べると二八%と著しく増加しているのであつて、わが国の産業安全にとつて死亡災害の減少が重要課題とされる所以である。また重傷災害については、同じく二十五年以降三十年までの六ヶ年間に、全産業（鉱業を除く）の休業八日以上、重傷者数を二十五年をベースとしての指数で見ると、一〇二、一〇六、一二三、一三八、一二三と、前記死亡災害の場合と同様に、二十九年までは漸増し、三十年に至つて前年よりもかなり大巾に減少したが、それでもなお二十五年に比べると二三%の増加となつてゐる。しかも、これらの統計は、休業七日以下、治療費九九九円以下の労働災害を含んでいないし、また従業員五人未満の工場、事業所に発生した災害を含んでいないので、実際の労働災害の全部をあらわしているわけではなく、労働災害の依然たる高水準が推測されるわけである。さらに後掲のように、一般の労働災害

発生率といわれる度数率及び強度率の両方とも、規模の小さい事業所ほど高くなつてゐる傾向にある。中小事業所は本来、災害の比較的低下であるべき軽工業や手工業部門が非常に大きい分野を占めてゐるのに、労働災害が高いということは、これら事業所及び労使の産業安全に対する認識の低調さにもよるが、しかし何よりも労働条件の劣悪さがこれら中小事業所にシワよせされてゐること、並に労働基準法安全規則の違反がこれら事業所に多いことによるものと思われる。尤も、常時労働者一〇〇人以上を使用する事業所を対象とした「毎月労働災害統計調査」の結果をみると、後述の如く災害率の面からみた最近における労働災害の発生状況は、死亡事故を除けば、鉱業を含めての全産業において逐年改善の一途を辿つており、このような低下は安全運動及びメリット制などの効果によることが多いといわれている。しかし依然として死亡災害を減少せしめるまでに至つていないということは、今後ともこの運動並に安全管理の一段の実質的な推進が要望されることである。以下三十年の労働災害について、少しく立入つた分析を行い、問題点を明かにしたい。

(イ) 労働災害の一般的分析 上述のように三十年の労働災害は一般的に、かなりの低下傾向を顕示している。即ち労働省「毎月労働災害統計」によつて労働災害率（度数率）百万実労働時間当り労働災害発生件数）をみると、次の第

八十八表の如く、二十七年の調査開始以来、調査産業総数の度数率は逐年低下をたどつたが、三十年は前年より一七%と大巾に下回つてゐる。これを上下両半期に分けてみると、三十年上半期は前年同期に比べ一九%、下半期は一六%の低下で、好況下の三十年下期に低下率が若干鈍化してゐることを示している。しかし以上の低下傾向は一〇〇人以上の規模の事業所についてであるが、これを五人以上規模の事業所を大体含むとみられる労働災害関係の資料についてみると、この統計にあらわれる労働災害件数は、年間約四〇―五〇万件に達して調査範囲の最も大きいもので、ただ補償費支払の請求が災害の発生した年中に行われると限らないため、三十年における災害発生件数はまだ把握できないが、新規支払件数の千人率に現われた限りでは、第八十九表の如く、三十年は前年より大巾な低下がみられるが、それまでは二十六年以降騰勢を辿つてゐたことがわかる。次に「毎月労働災害統計」により労働災害率を強度率（千実労働時間当り労働損失日数）でみて、さきの度数率と対照すると、次の第九十表の如くで、調査産業総数で三十年は二・五九で前年の二・八五に比べ八%の低下（二十九年は前年比三%の低下）となつてゐる。もともと、度数率にせよ強度率にせよ、同じ性質をもつ対象を同じ尺度で計つたものであるから、災害発生率としてはほぼ同じ動きをもつものであるが、労働災害の大小によつて、その間に

多少の開きもつことは、三十年を各月について両者の動きをみることによつてわかる。即ち、三十年一―三月は度数率が増勢にあるのに強度率は低下傾向を示している。しかし、もつと注意すべきことは、この第九十表の結果を前掲第八十九表の結果に対応させるならば、前者の範囲外にある「労働者百人未満を使用する事業所」では、三十年においては、これまでのかなり高い災害発生率が急減するに至つてゐるということである。即ち前者では三十年の前年比度数率一七%、強度率八%の低下に対し、後者での千人率は約二八%の低下を示しているからである。尤も、第八十九表の数字は労働保険に基くもので、その中には災害としての取扱いを受けていない軽微な傷害又は疾病が含まれてゐないので、第九十表の数字と比較すべき何ら正確な根拠をもつものではないが、後掲の規模別労働災害発生率（第九十二表）との対比において問題の残されてゐる点である。

第八十八表 産業大分類別労働災害率（度数率）の動き

年	調査産業				運輸通信その他の事業			
	業総数	鉱業	建設業	製造業	の他の	の他の	の他の	の他の
昭和二十七年	三・四二	二七・三	五・九	二六・九	三〇・三	二〇・七	二〇・七	二〇・七
二十八年	三・六	三〇・九	三・五	三・五	三・三	一七・四	一七・四	一七・四
二十九年	二・九	二五・六	三・四	一六・六	一九・六	二四・七	二四・七	二四・七
三十年	二・五九	二七・七	二・七	一五・六	一六・五	二〇・三	二〇・三	二〇・三



昭和二九年上期 〇・〇〇 八・〇〇 〇・〇〇 一八・〇〇 一八・〇〇 〇・〇〇  
 下期 六・〇〇 八・〇〇 〇・〇〇 一七・〇〇 一七・〇〇 〇・〇〇  
 “三〇年上期 〇・〇〇 〇・〇〇 〇・〇〇 一五・〇〇 一五・〇〇 〇・〇〇  
 下期 〇・〇〇 〇・〇〇 〇・〇〇 一六・〇〇 一六・〇〇 〇・〇〇

(備考) 労働省「毎月労働災害統計」  
 (1) 年の数字は附帯調査(年報告)、上下期の数字は毎月の調査による。  
 (2) 調査産業総数には右記産業の外に林業が含ま

れている。  
 (3) 度数率 =  $\frac{\text{災害件数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000,000$   
 (4) 調査対象は労働者一〇〇人以上の事業所  
 (5) サービス業は二八年までは自動車修理業のみ、二九年からはその外に機械修理業と厨鉄処  
 理業が加えられた。

第八十九表 労災保険関係資料からみた労働災害率

項目	二四年		二五年		二六年		二七年		二八年		二九年		三〇年	
	千人率	度数率	千人率	度数率	千人率	度数率	千人率	度数率	千人率	度数率	千人率	度数率	千人率	度数率
合計	八五・三六	(一〇〇)	一〇一・九〇	(一一一)	七六・一〇	(八九)	六〇・一二	(七〇)	六〇・一六	(七三)	六二・一四	(七四)	四四・五二	(五二)
死亡	〇・五五	(一〇〇)	〇・七〇	(一〇〇)	〇・六八	(一〇〇)	〇・五九	(一〇〇)	〇・六一	(一〇〇)	〇・五八	(一〇〇)	〇・四五	(一〇〇)
永久全労働不能 および永久一部 労働不能	四・八四	(一〇〇)	七・五八	(一一一)	七・六一	(一〇〇)	七・四〇	(一〇〇)	七・三三	(一〇〇)	七・七七	(一〇〇)	五・一九	(一〇七)
一時労働不能	七九・九七	(一〇〇)	九三・六二	(一一一)	六七・八二	(八五)	五二・一三	(六五)	五二・二二	(六八)	五四・四五	(六八)	三八・九二	(四九)
度数率	(一〇〇)	三〇・八六	(一一一)	三二・三一	(一〇〇)	二四・〇九	(一一一)	二四・五三	(一〇〇)	二四・七一	(一一一)	二五・五五	(一〇〇)	二二・〇七

(備考) 労働省「労災保険労働災害統計」および「労災事業月報」

第九十表 労働災害発生率の推移(労働者一〇〇人以上の事業所における度数率および強度率)(調査産業総数)

年	度数率	強度率
昭和二七年年報	三九・二四	三・〇二
“二八年”	三二・九六	二・九五
“二九年”	二九・五三	二・八五
“三〇年”	二四・四九	二・五九
昭和三〇年一月	二四・三二	二・三〇
“ ” 二月	二四・四九	二・一七
“ ” 三月	二五・九五	二・〇九
“ ” 四月	二四・一二	二・一三
“ ” 五月	二四・三九	二・〇九
“ ” 六月	二四・三八	二・三三
“ ” 七月	二四・一二	二・二一
“ ” 八月	二五・二九	二・一〇
“ ” 九月	二四・九〇	二・一四
“ ” 一〇月	二四・六二	二・三二
“ ” 十一月	二三・三四	二・七四
“ ” 十二月	二二・〇九	一・九九
昭和三十一年一月	二一・〇七	二・〇六

(備考) 労働省「毎月労働災害統計」  
 (1) 度数率 =  $\frac{\text{労働災害発生件数} + \text{総実労働時間数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000,000$   
 (2) 強度率 =  $\frac{\text{労働損失日数} + \text{総実労働時間数}}{\text{総実労働時間数}} \times 1,000,000$   
 (3) 年報は毎月の調査とは別に、年末現在における結果にもとづいて、年間の災害発生状況を明らかにする目的をもつて行つた附帯調査による率である。

次に労働災害を、その被害の程度により「死亡」、永久全および永久一部労働不能」及び「一時労働不能」の三種に区分して、それぞれの災害発生率の推移をみると、前掲の第八十九表にみる如く、労災保険関係では二十八年以降はどの被害程度においても災害率の減少を示し、ただ「一時労働不能」が二十九年にやや増加を度数率においてみせているに止まるが、三十年には全般的に、千人率では急低下をみせている。とくに「死亡」は約三〇%、永久全およ



び「永久一部労働不能」は約二七%と大中に前年より下回っている。尤も、これを「毎月労働災害統計」による一〇〇人以上の事業所についてみると、第九十一表の如く、調査産業総数では、どの被害程度においても若干の低下をみせているにすぎず、ただ鉱業で、「一時労働不能」以外や増勢を示しているだけである。これも前述のように、小規模事業所における労働災害の急低下を物語るかの如くである。そこで、右のような一般的動向を、産業災害と労働衛生とに分けてさらに分析を進めてみよう。

第九十一表 被害程度別労働災害率(度数率)の動き

Table with columns for year (昭和二七年, 二八年, 二九年, 三〇年), death types (死亡 永久労働不能, 一時労働不能), and industry (調査産業総数, 鉱業). Values range from 0.3 to 8.6.

(ロ) 産業災害の状況 産業災害を産業大分類別にみた産業災害の推移をみると、前掲の第八十八表にみる如く、度数率で三十年に災害発生状況の悪化を来した産業は一つもなく、二十九年までは他の産業と逆に逐年上昇していた建設業も三十年では大巾な低下を示している。また、

第九十二表 規模別労働災害率(度数率)の動き

Table with columns for scale (規模), year (二七年, 二八年, 二九年, 三〇年), and industry (建設業, 製造業). Values range from 0.2 to 1.7.

なお、この産業大分類別で労働省が調査した休業八日以上の死傷災害発生件数の二十九年三十年の比較によれば、次の第九十三表の如く、三十年一ヶ年間に於ける死傷災害件数(鉱業を含む)は三十三万一千人余で、前年より一万四千人(四・一%)の減少を示したが、この死傷件数を業種別(産業大分類)にみると、鉱業二二・四%、建設業一〇・七%とそれぞれ大巾に減少したが、逆に農林業(主として林業)では一八・三%の増加を示しており、このう

第九十三表 二十九年三十年死傷災害件数比較表 (労働省調)

Table comparing death and injury statistics for manufacturing industry (製造工業) in 1929 and 1930, categorized by work status (休業八日以上, 死亡).

これを強度率の面でも、大体右の度数率と大差ない低下傾向をみせている(本年鑑資料第四篇労働統計表第八表参照)。そこで、次にこの同じ一〇〇人以上の事業所について、これを規模別に分けて労働災害の発生状況を見ると、次の第九十二表の如く、まず鉱業では一、〇〇〇人以上の大規模事業所がつねに最低を保っており、これを一〇〇とした格差も二十八年では最高が二四九(三〇〇-四九九)と開いていたが、以後その格差が全般的に縮小すると共に、とくに小規模ではその割合が著しく、三十年では五〇-一九九九人の一五九を最高として、規模の小なるほど格差は縮小している。次に建設業では、三十年において前年より度数率の上昇したのは一〇〇-一四九九人の規模だけであつて、他はいずれも低下したが、なかでも五〇〇-九九九人の規模の低下がやや大巾であつた。以上に対し製造業では、鉱業とは逆に概して規模の小なるほど度数率が高くなつており、三十年の対前年比でも概して小規模の低下が鈍化している。

ち死亡件数のみについても、建設業が一六・一%の減少で最も高く、次いで運輸業の七・六%の減少であるのに対し、農林業では逆に一五・七%、貨物取扱業八・八%とそれぞれ増加している。建設業は前述のように従来高災害率を示していただけに注目されるが、林業では依然として増加の傾向にあるわけで安全管理の推進が強く望まれている。